

令和三年

第3回大津町議会定例会会議録

開会 令和三年六月八日

閉会 令和三年六月十七日

大津町議会

令和3年第3回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6月 8日	火	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 ・先議承認第4号から承認第10号まで、質疑、討論、表決 ・議案第31号から議案第37号まで、質疑、委員会付託	
6月 9日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
6月10日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
6月11日	金		休会	議事等整理	
6月12日	土		休会	議案等整理	
6月13日	日		休会	議案等整理	
6月14日	月	午前9時	本会議	一般質問	
6月15日	火	午前10時	本会議	一般質問	
6月16日	水		休会	議案等整理	
6月17日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				10 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 専決事項の報告（3件）
- 大津町財政事情公表
- 令和2年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 令和2年度大津町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 令和2年度大津町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 令和2年度大津町工業用水道事業業務状況報告について
- 令和2年度大津町公共下水道事業業務状況報告について
- 令和2年度農業集落排水事業業務状況報告について
- 「株式会社 熊本文化の森」経営状況について（報告）
- 令和3年3月例月出納検査の結果について
- 令和3年4月例月出納検査の結果について
- 令和3年5月例月出納検査の結果について

令和3年第3回大津町議会定例会会議録

令和3年第3回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第1日)

令和3年6月8日(火曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	14番 津田 桂伸
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 住民生活部税務課長 村上 博文 副町長 杉水 辰則 会計管理者兼会計課長 元田 正剛 総務部長 藤本 聖二 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 住民生活部長 坂本 光成 兼法制執務係長 健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室 矢野 好一 総務部財政課課長補佐 大塚 昌憲 産業振興部長 田上 克也 教 育 長 吉良 智恵美 都市整備部長併任工業用水道課長 村山 龍一 教 育 部 長 羽熊 幸治 総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会書記長 白石 浩範 教 育 部 次 長 平岡 馨 農業委員会事務局長 高橋 和秀 総務部財政課長 清水 和己 大津町代表監査委員 今村 昭彦

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例等の一部を改正する条例)
承認第 5号	専決処分を報告し承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
承認第 6号	専決処分を報告し承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
承認第 7号	専決処分を報告し承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解)
承認第 8号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和2年度大津町一般会計補正予算(第11号))
承認第 9号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和2年度大津町一般会計補正予算(第12号))
承認第10号	専決処分を報告し承認を求めることについて
議案第31号	大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第32号	大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第33号	大津町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第34号	大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第35号	大津町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第36号	熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
議案第37号	令和3年度大津町一般会計補正予算(第2号)について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康
保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 6 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険
料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 7 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(損害賠償の額の決定及び和解)
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 承認第 8 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 1 号))
- 日程第 9 承認第 9 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 2 号))
- 日程第 1 0 承認第 1 0 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号))
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個
人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 3 2 号 大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 3 3 号 大津町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 3 4 号 大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 3 5 号 大津町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 1 6 議案第 3 6 号 熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規
約について

日程第17 議案第37号 令和3年度大津町一般会計補正予算（第2号）について
一括上程、提案理由の説明

日程第18 議案質疑

議案第31号	質	疑
議案第32号	質	疑
議案第33号	質	疑
議案第34号	質	疑
議案第35号	質	疑
議案第36号	質	疑
議案第37号	質	疑

日程第19 委員会付託

議案第31号から議案第37号まで

午前10時00分 開会

開議

○議長（桐原則雄君） 皆様、おはようございます。ただいまから、令和3年第3回大津町議会定例会を開会します。

坂本議員より遅滞の届出がっておりますので、ご報告申し上げます。また、津田議員より欠席の届出がっておりますので、ご報告申し上げます。

初めに去る3月定例会において、選任同意となりました監査委員から挨拶の申し出がおりますので、この際これを許します。

今村昭彦監査委員。

○監査委員（今村昭彦君） おはようございます。去る3月22日の議会におきまして選任同意をいただき監査委員を仰せつかりました灰塚区の今村昭彦でございます。浅学菲才の身ではございますけれども、与えられた職責を責任の権限の範囲内で、職務をしっかりと組み立てまいりと思っております。私事でございますけれども、長年お世話になった地域住民に対する恩返しとして、この3月まで2期4年間に渡りまして灰塚区の区長を務めてまいりました。これをもって、私も人生の下り坂に入っておりますので、やり残したことを一つ一つじっくりやっつけようかなというふうに思っておりますけれども、今回このように監査委員という職を選任いただきまして、長年役所に務めてたとはいえ、かなり経過しておりますし責任のある仕事ができるか不安な面もございますけれども、選任同意を得たからにはしっかりとその職に責任を果たしてまいる所存でございます。

住民の皆様方が納めていただいたお金が町にとって有効に活用されているのか、無駄はないのか、中期設定等はされているのか、そういう点を議選の監査委員でございます佐藤議員と連携しながらしっかり検証してまいる所存でございます。監査委員制度というのは、ご承知のとおり独立した

執行機関でございますけれども、万が一にも監査における指摘、あるいは注意事項等が出ればそれを半歩あるいは一步前に進めるためには議会の議員の皆様方のご支援とご協力、また執行部としての金田町長以下執行部の皆様方の強力なリーダーシップがあつて初めて前に進んでいくのではないかというふうに思っております。そういう気持ちで三方皆吉の精神で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

本日は議会の開会日にあたり、このような席を設けていただきましたことに対しまして議長並びに副議長にお礼を申し上げまして、甚だ簡単措置でございますけれども、監査就任に当たつての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。お世話になります。終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 会議を続けます。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番大塚益雄議員、6番三宮美香議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。山本議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（山本富二夫君） 皆様、おはようございます。津田委員長が欠席でございますので、副委員長の山本が、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、5月27日午前10時から役場仮庁舎大会議室において、桐原議長にも出席を願い、令和3年第3回大津町議会定例会について、審議いたしました。

まず、町長提出案の14件について、執行部から説明を求め協議をいたしました。また、協議日程、会議日程、その他議会運営全般について協議いたしました。

なお、町長提出議案については、承認第4号から承認第10号までの7議案については、先に先決すべき件案でありますので、本日の会議において質疑、討論の後、表決することとしました。

なお、一般質問については、11名ですので、1日目は通告書の1番から6番まで、2日目が7番から11番までの順で行うことになりました。

また、新型コロナウイルス感染予防対策のため、今回も各60分の持ち時間の中で30分を経過目途に、10分程度の換気のための休憩を入れることといたしました。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から6月17日までの10日間といたしました。また、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

なお、今回もマスクの着用や室内の換気など新型コロナウイルス感染予防のための措置を行うことを申し合わせております。

以上、桐原議長に答申しました。

これで、議会運営委員会委員会からの報告を終わります。

議員各位のご協力をよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から6月17日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第4号から日程第7 承認第7号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（桐原則雄君） 日程第4 承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて大津町税条例等の一部を改正する条例から日程第7 承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて損害賠償の額の決定及び和解までの4件を一括して議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました承認第4号から承認第7号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号から承認第7号までの4件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。

それでは、早速ですが今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず承認第4号、「専決処分を報告し承認を求めることについて大津町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い条例の一部を改正したものでございます。

次に承認第5号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免を令和3年度も引き続き行うため条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第6号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免を令和3年度も引き続き行うため条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第7号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解）」につきましては、令和2年6月30日に役場仮庁舎の駐車場で発生しました車両接触事故に関するものでございます。

以上、承認第4号から承認第6号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号また承認第7号の事案は地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので同法第179条第1項の規定により専決処分し同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めるものでございます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） おはようございます。それでは、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて大津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は1ページから12ページ、説明資料集は1ページから3ページで資料集の4ページから27ページには、新旧対照表を載せておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案集の1ページをお願いいたします。地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより急施を要した大津町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

なお、今回の改正条例につきましては、2条で構成されておまして、第1条で大津町税条例の一部改正を、また2条で大津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行い、附則で施行日が異なるものについて規定し、従前の経過措置のあるものについて整備をしております。

それでは、先に今回の主な改正内容について説明をさせていただきます。説明資料集の1ページをお願いいたします。個人住民税につきましては、住宅ローン控除の特例の延長等の見直しとして住宅ローン控除の控除期間13年の特例を延長し、一定期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とし延長した部分に限り免責要件を緩和するものでございます。

次にセルフメディケーション税制の見直しとしまして、対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図り適用期限を5年延長するものです。固定資産税につきましては、固定資産税（土地）の負担調整措置としまして、宅地と及び農地の負担調整措置について令和3年

度から令和5年度までの間、据え置き年度において価格の下落修正を行う措置の仕組みを継続するものです。その上で、新型コロナウイルス感染症による環境変化を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限り負担調整措置等による税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く特別措置を講ずるものでございます。

次に軽自動車税につきましては、環境性能割の臨時的軽減期限の延長として、自家用自動車に係る環境性能割について税率1%分を軽減する臨時的軽減について延長期間を9カ月延長し、令和3年12月末までの取得を対象とするものです。

次に、車種別のグリーン化特例の延長としまして、新規取得した軽自動車税について電気自動車及び天然ガス軽自動車に限った特例措置、これは税率概ね100分の75軽減する措置でございませうけれども、これにつきまして新規取得期間を令和5年3月末までの2年間延長するものです。

以上が、主な改正内容となります。

続きまして、説明資料集の2ページをお願いいたします。

まず第1条の天津町税条例の一部改正からご説明をいたします。なお、特に施行日の記載がないものは令和3年4月1日からの施行となります。

最初に第24条、個人の町民税の非課税の範囲、第2項につきましては、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しです。令和6年1月1日施行となります。

次に、第36条の3の2、個人の町民税に係る求職者の扶養親族申告書第4項については、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止です。

続いて第36条の3の3。個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書第1項については、非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しです。令和6年1月1日施行となります。

第4項は公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止です。

続いて第51条町民税の減免第1項、減免の対象に公益社団法人及び公益財団法人に準ずるものを加え収益事業を営まない特定非営利法人、認可地縁団体等を対象とするものです。

続いて第53条の8特別徴収税額第1項は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備です。

続いて第53条の9退職所得申告書第3項及び第4項については、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止です。

第81条の4環境性能割の税率につきましては、読み替え規定を対象に追加するものです。

附則第5条個人の町民税の所得割の非課税の範囲と第1項については、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しです。これは令和6年1月1日施行となります。

附則第6条特定一般医療医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、セルフメディケーション税制の延長です。令和4年1月1日施行となります。

附則第10条の5平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等につきましては、法の規定の新設に合わせて整備をするものです。

続いて3ページをお願いいたします。

附則第15条の2軽自動車税の環境性能割の非課税については、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減基金を9カ月延長するものです。

附則第16条軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものです。

附則第26条新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、第2項住宅借入金等特別税控除の税額控除の拡充と延長です。

また、その他の改正としまして、法令等の改正に伴う条や項、号のずれ並びに用語、法令名、種別、番号等、所要の規定の整備を行っております。

続いて、第2条の天津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、法律改正にあわせまして、項のずれを反映させたものになります。

以上で、承認第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて。新型コロナウイルス感染症の影響による天津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の条例改正は急施を要すものとして、国民健康保険税の減免の特例に関する条例について国民健康保険の減免を令和3年度も引き続き行うため早急に条例の一部を改正する必要があることから、令和3年3月31日に専決処分を行ったもので地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案集のほうは13ページから14ページ、説明資料集は28ページから29ページ。30ページから31ページには新旧対照表を載せておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明資料集の28ページ、合わせて議案集14ページのほうもよろしく願いいたします。まず主な改正内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により被保険者等を対象にした国民健康保険の減免につきまして、令和2年度に引き続き、令和3年度も継続して行うものです。

第2条第1項で対象期間につきまして、令和元年度及び令和2年度に課する当該年度分の保険税で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限が設定されているものとしていたものを、令和3年度に課する当該年度分の保険税で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納付期限が設定されているものと改めております。

また、令和2年度分の保険税で令和2年度末に国民健康保険の資格を取得したことにより、令和3年4月以降に納付期限が到来する保険税もこの対象としております。合わせて第4条第2項のこれは所得につきまして平成30年分または令和元年分を令和2年分以前と改めるものです。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。また、経過措置としまして納付期限が令和3年3月31日以前分の保険税に対する保険税に対する減免については、なお従前の例によるものとしております。

なお、今回の改正によります減免対象者の要件等については変更はございません。

また、資料集の29ページに記載しておりますが、本減免措置による国の財政支援措置については、保険税減免総額に対する市町村調整対象従額の割合に応じまして特別調整交付金によって行われる予定でございます。

説明は、以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。それでは、私のほうから承認第6号、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めることにつきまして、ご説明をさせていただきます。

議案集は15ページから、説明資料集は32ページをお願いいたします。

それでは、議案集の15ページをまずお願いします。

今回の条例は令和3年3月に厚生労働省から出されました通知によりまして、令和3年度における減免措置に対する財政支援の取り扱いが示されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免を令和2年度に引き続き、令和3年度も実施するために条例の一部を改正するもので、急施を要したため地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をし、今回議会の承認を求めものでございます。

それでは説明資料集の32ページをお願いいたします。今回の主な改正内容につきまして2点ご説明させていただきます。

1点目ですが保険料の減免を令和3年度も実施するために、条例の第2条第1項におきまして保険料の減免の対象期間を令和3年度に課する当該年度分の保険料と改めております。

2点目は第2条第2号において、減免割合を判定するために使用する表2の中の前年の合計所得金額につきまして、平成30年度税制改正の内容を反映させ基準額を200万円から210万円に改めております。減免の対象者等につきましては、前回から変更はあっておりません。

議案集の17ページをお願いいたします。

附則におきまして、本条例は令和3年4月1日から施行し、経過措置を設定しております。

なお、先ほど国保税の財政支援措置にもご説明がありましたが、説明資料集の33ページのほうを再度お願いしたいと思います。本減免措置による国の財政支援につきましては、減免見込額の割合に応じて3段階求められております。令和2年度の実績につきましても記載のとおりとなっております。

以上で、承認第6号につきまして、ご説明を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それではおはようございます。承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについてご説明をいたします。

議案集の18ページをお願いいたします。説明資料集は38ページをお願いいたします。令和2

年6月30日に大津町役場仮設庁舎駐車場で発生いたしました公用車による事故に関しまして、損害賠償の額の決定及び和解することにつきまして、地方自治法第179第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まずもって、元生涯学習課の職員が公用車で接触事故を起こしましたことにつきまして、大変申し訳ございませんでした。

事故の概要をご説明いたします。説明資料集でご説明をさせていただきます。事故発生日時は令和2年6月30日、事故発生場所は大津町役場仮設庁舎駐車場で示談の相手方は記載のとおりです。事故の概要は生涯学習課の職員が仮設庁舎での会議終了後、生涯学習センター事務所へ戻る際、後方を確認後、公用車を後退しようとした際に、2台右手の車両も動こうとしたため、その車両に注意しながら公用車を後退させたところ、その間に後方に停車した相手方の車両に気づかず接触事故を起こしたものでございます。

今回の和解につきましては、車両修理費のほかとして、運転手に頸椎と腰椎の捻挫の症状が起り、通院治療を行う必要がありました。治療日数は令和2年6月30日から10月31日の124日間、通院実日数は92日です。損害賠償額は191万9千102円です。内訳につきましては、表に記載のとおりとなります。今回、損害賠償金を和解の相手方に支払うことで示談となりました。

なお、本件の和解内容のほか町及び相手方には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

以上が説明となります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木議員。

○15番（荒木俊彦君） 承認第5号についてお尋ねをいたします。

昨年度に引き続き新年度も国民健康保険税の減免が行われるということは、大変理にかなったことだと思いますが、国からの財政措置ですね。財政支援措置、説明書の29ページによりますと、町村調整対象利用額に対する減免総額の割合ですかねによって、財源の支援額がどうも変わってくるみたいですが、減免総額が多ければ多いほど、財政支援が手厚いと8割。少ないところは2割しか支援しないと。なぜこういう差を設けたのか。国や県からの説明がなされたのであれば、その原因について説明をいただきたいと思います。

なお、この基準によると同時に、昨年の令和2年度実績が50世帯の857万円減免されておりますが、昨年度の実績に照らせば、大津町の財政支援措置は今年度は何割に相当するのか合わせてお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど国のほうの財政支援措置のご質問ございましたけれども、これにつきましては厚生労働省並びに総務省のほうから国民健康保険税、コロナウイルス収入が減少された被保険者に係る国民健

康保険税の減免についての対応について、市町村のほうにも保険者のほうに対策が求められておりまして、今ご指摘ございましたように特別調整交付金ですね、こちらの支援割合3段階に分かれておりますけれども、それによって国のほうが財政支援をするという仕組みになってございます。

ただ今のご質問にありましたようにこの市町村の調整対象需要額ですね、言われて決まるということで大津町の場合今算定しますと、一番下の3番の1.5%未満ですかね。こちらのほうにあたるのではないかと見込んでおります。ただ国のほうから今ご指摘ありましたように、区分が3段階分かれておりますが、こちらの割合の引き上げのほうを国のほうが検討されておまして、今最新の情報ではこちらの順に言いますと、この10分の8が10分の10、それから2番の10分の4が10分の6、並びに3番の10分の2が10分の4ということで、2割ずつこれを上乘せたいということで国のほうから今正式ではありませんけれども、そういう形でできておりますので、町のほうとしましてもこの割合に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（荒木俊彦君） わかりました。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

○10番（佐藤真二君） 承認第5号と第6号についてお尋ねをしたいと思います。

税関係は非常に条文が難しく、もしかしたら私のほうが読み違えてるという可能性もあるんですけども、お尋ねとしましては減免の対象者の（2）のアのところですよ。ページでいうと28ページと介護のほうですと32ページにあります。これの事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等のという書き方になっているんですね。前年のということは令和2年のことですので、既にコロナの影響が出ている状態、この出ている状態からさらに3割以上下がった人という読み方になるのか。そうだとすると例えば昨日ですね、全協のほうで説明がありました飲食店に対する負担助成のこれですと前年度、または前々年度のと元々の基準になる状態を前々年度に持つていくことができているわけなんですよ。この違いというのは一体何なんだろうかといいところですね。また前年度3割減って今年さらに3割ってちょっとかなり厳しい基準になってしまっているんじゃないかということについて、どういうふうな説明なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

減免の対象の要件と言いますか、その中で今ご質問がありました収入の部分でございますけれども、今ご指摘ありましたように、令和2年度に減少した収入からさらに3割以上収入が減少した方というのがやはり対象になるという条件でございまして。私どものほうもそういうわけでございまして、対象世帯数については減少していきんではないかと見込んでいますところでございます。佐藤議員のご質問です。失礼いたしました。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 佐藤議員の質疑にお答えさせ

ていただきたいと思います。

承認第6号の対象者につきまして、昨年の所得からさらに3割落ちた部分についてということのご質疑をいただきましたが、あくまでも昨年度の所得を対象としておりますので、非常に厳しい条件になってくるかと考えております。介護保険課としましても、そのような生活に困窮されている状況であれば様々な諸方を投じまして各相談窓口とも連携しながら対応を図っていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤議員。

○10番（佐藤真二君） たぶんこれは国のほうの制度を決めたので、なかなかどうこうならないところなんだろうと思いますけれども、やはりその厳しい状況下にあるということで、そこを何とかフォローできるような別の仕組みを運用していただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

ただいま二人の議員から減免措置についてありましたけれども、問題とするところは例えば国の政策によってそういった収入減に対して補填しますよというのはこれはわかります。ということは、全国的な国の政策なわけですよ。そこから情報化社会ですので、財政力があるところあたりは、独自の減免策あたりを設定しているところがありはしないかなど。例えば今指摘された部分がありましたけれども、そこも見越して既に上乘せ減免という形とか、別の形のそういった減免対象者を設定している自治体も既にあるような感じがするんですね。ここまであるならば。そういったところの情報の収集というのは行われているのか、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） 永田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

ご指摘のように今の制度に基づいて町のほうが行っているところでございますけれども、猶予につきましては、こちらの制度とは別に地方制法では、そういった猶予を最大1年間延長するというような制度もございますので、そういったところも状況を見ながら対応はできますが、町の上乗せと言いますか、そういった制度については今のところ情報をまだ持っておりませんので、今後研究させていただきたいと思います。

○13番（永田和彦君） 情報自体は収集しましたか。

○住民生活部長（坂本光成君） 今のところそちらの情報については収集はしておりません。

○13番（永田和彦君） しておりません。

○住民生活部長（坂本光成君） はい。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

次に承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

**日程第8 承認第8号 から日程第10 承認第10号まで一括上程、提案理由の説明、
質疑、討論、表決**

○議 長（桐原則雄君） 日程第8 承認第8号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第11号）」）から日程第10 承認第10号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第1号）」）までの3件を一括して議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました承認第8号から承認第10号までの3件は、会議規則第

39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号から承認第10号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹君） 提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、承認第8号から承認第10号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず承認第8号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第11号））」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策緊急経済協力金の追加支援に係る補助金の補正でございまして、規定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし歳入歳出予算の総額を236億9千158万2千円としたものでございます。

次に、承認第9号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第12号））」につきましては、今回の補正は地方交付税、地方譲与税等の確定、熊本地震に係る復興基金創意工夫分の確定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定等の補正が主なもので、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千670万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を237億829万1千円としたものでございます。

次に、承認第10号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第1号））」につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補正でございまして、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千217万7千円を追加し歳入歳出予算の総額を141億2千647万2千円としたものでございます。

以上、承認第8号から承認第10号までの事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。それでは、承認第8号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第11号）についてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。合わせて別紙補正予算の概要をご参照お願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を236億9千158万2千円とするものです。今回の補正は新型コロナウイルス感染症対策緊急経済協力金の追加支援に係る補助金の補正でございまして、急施を要したため3月26日付けで専決処分をした予算を報告し議会の承認を願うものであります。

予算書の10ページをお願いいたします。

款7、項1、目6新型コロナウイルス感染症対策費で新型コロナウイルス感染症対策緊急経済協力金の追加支援に係る補助金を計上し、同節内の新型コロナウイルス感染症対策関係の給付金等で財源調整をしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、承認第9号の令和2年度大津町一般会計補正予算（第12号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1千670万9千円を追加し、予算の総額を237億829万1千円とするものです。今回の補正につきましては、歳入では地方交付税及び地方譲与税の確定や熊本地震に係ります復興基金創意工夫事業の確定に伴います各事業の財源組み替え事業の確定に伴う繰入金金の減額と歳出ではふるさと寄附業務委託料などが主な補正でございます。

また、新型コロナウイルス対策関連で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定に伴います各事業の財源の組み替えを行っております。急施を要したために3月31日付けで専決処分をした予算を報告し議会の承認を願うものであります。

それでは、歳入からご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2の地方譲与税から15ページ、款11地方交付税までいずれも交付額の確定に伴うものであります。地方交付税2千873万1千円の増額は特別交付税分の増額になります。

次に款15、項2国庫補助金は小中学校に係る学校施設環境改善交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定に伴う増額になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、関連事業に対して財源充当をしております。

なお、充当事業につきましては、別添の補正の概要の6ページから8ページの新型コロナウイルス対策関係に記載されているものになります。

続きまして、補正予算書の16ページをお願いいたします。

款16、項2県補助金は、土砂災害危険住宅移転促進事業の補助金、それから林業用の施設災害復旧費補助金の交付決定に伴う増額が主なものになります。

その下の款19繰入金です。財政調整基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定に伴い減額をするものになります。

また、熊本地震大津町復興基金繰入金につきましても熊本地震に係る復興基金の創意工夫事業の事業費確定に伴い減額するものになります。

続きまして、17ページをお願いいたします。款の22町債につきましては、補助金の額の確定に伴い林業用施設の災害復旧費、小中学校の施設環境改善交付金事業における補正予算債を減額しているところでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

歳出につきましては、補正予算書の多くの説明欄のほうに財源組み替えということで表示をしておりますが、これは新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の額の確定によりまして、各事業に対しましてそれぞれ財源充当したことにより財源の組み替えになります。

また、復興基金の創意工夫分についても財源充当につきましても同様の表記となっております。その具体的内容につきましては、補正予算の概要の6ページから8ページに新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金の関係、それから概要の9ページに市町村創意工夫分を記載しておりますので、あわせてご参照をお願いしたいと思います。

なお、以後の説明につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方創生臨時交付金として説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、補正予算書の18ページをお願いいたします。款1、項1、目2新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、歳入で説明しました地方創生臨時交付金の額の確定に伴う財源組み替えでございます。

内容につきましては、議会用のタブレット導入等の議会のICT推進事業に係るものになります。款2、項1、目6企画費、節の12委託料はふるさと寄附金の増加に伴います返礼品の発送業務等に係る委託料の増額になります。

続きまして、目の11地域づくり推進費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴う財源組み替えになります。

内容につきましては、地域づくり活動支援事業補助金に係るものになります。

続きまして、目の21新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、臨時交付金の確定に伴います財源組み替えでございます。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急雇用、それから仮設庁舎等の感染予防に充当しております。一方、テレワーク関係の構築事業、それから乗合タクシー事業者に対する新型コロナウイルスの感染拡大の協力金については、減額充当というような形になっております。

19ページをお願いいたします。

款3、項1、目11熊本地震関係費の財源組み替えにつきましては、被災者見まわり復興基金創意工夫事業に復興基金創意工夫分を充当したことによるものになります。

続きまして、目12新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、地方創生臨時交付金の額の確定に伴う財源組み替えになります。

主なものとしましては、高齢者福祉施設等の感染予防事業継続対策支援事業に充当しております。ひとり親家庭等臨時特別支援金それから生活支援臨時特別支援金については、減額充当という形になっております。

20ページをお願いいたします。目の7新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴います財源組み替えでございます。

主なものとしましては、出産育児特別給付金、支給事業に係るものになります。

次に、項の3、目の2熊本地震関係費の財源組み替えにつきましては、一部損壊世帯住宅補修見

舞金に復興基金創意工夫分を充当したことによるものになります。

21ページをお願いいたします。

款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、地方創生臨時交付金の額の確定に伴う財源組み替えでございます。感染症対策の物品の購入事業に係るものになります。

22ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の3農業振興費の財源組み替えにつきましては、震災復旧追加対策の経営体育成支援事業の補助金に復興基金の創意工夫分を充当したことによるものになります。

また、地方創生の臨時交付金の確定に伴い公共施設等における花きの活用拡大支援事業負担金に係る財源組み替えを行っております。

続いて、目の5で農業構造改善事業費の財源組み替えにつきましては、南出口の仮設団地のみんなの家の集会所移設事業に復興基金の創意工夫分を充当いたしております。

続きまして、目の11新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴います財源組み替えになります。

主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対策費の緊急経済支援金、それから肉用牛の肥育経営安定支援金などの減額充当になっております。

次に、款の7、項の1、目の6新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴う財源組み替えになります。

主なものとしましては、緊急経済協力金の事業、それから家賃支援の給付金事業、宿泊客の誘致緊急対策事業、それから感染症防止の対策継続助成金などに係るものになります。

続きまして、目の7熊本地震関係費の財源組み替えにつきましては、岩戸溪谷遊歩道復旧調査業務委託に復興基金創意工夫分を充当したことによるものです。

23ページをお願いいたします。

款の8、項の3、目の6熊本地震関係費の財源組み替えにつきましては、地盤改良補助事業被災住宅修理補助金に復興基金創意工夫分を充当したことによるものです。

次に項の4、目の4熊本地震関係費の財源組み替えにつきましては、岩坂仮設団地のみんなの家の談話室の移設事業に復興基金創意工夫分を充当したことによるものです。

24ページをお願いいたします。

款の9、項の1、目の5災害対策費につきましては、火災により全焼した住民の転居にあたり、土砂災害危険地域いわゆるレッドゾーンですけれども、であったために転居にあたり県の補助金を活用する土砂災害危険住宅移転促進事業補助金になります。

続きまして、目の8熊本地震関係費の財源組み替えにつきましては、住宅移転費の支援事業補助金に復興基金創意工夫分を充当したことによるものになります。

款10、項1、目2の事務局費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴う財源組み替えでございます。

内容につきましては、小中学校タブレット等の整備費に係るものになります。

続きまして、目の4新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴います財源組み替えになります。

内容につきましては、小中学校の感染症対策や学習保証のための消耗品それから備品の購入費等に係るものになります。

25ページをお願いいたします。

項の2、目の2教育振興費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴う財源組み替えでございます。小学校の学習用ソフトウェア導入費用に係るものになります。

続きまして、目の3学校建設費につきましては、小学校の学校施設の環境改善交付金の追加交付に伴う財源組み替えになります。

次に項の3、目の2教育振興費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴う財源組み替えでございます。中学校の学習用ソフトウェア導入費用に係るものになります。

続いて、目の3学校建設費につきましては、中学校の学校施設環境改善交付金の追加交付に伴う財源組み替えでございます。

26ページをお願いいたします。項の5、目の9熊本地震関係費につきましても復興基金分になります。被災した地域コミュニティ施設の事業等の再建等に係る補助金ということで、室西集会所、上揚の集会所などに充当しております。

次に項の6、目の4新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、地方創生臨時交付金の確定に伴う財源組み替えになります。学校給食による肉用牛の消費拡大の事業、新型コロナウイルスによる学校等の休校に伴う保護者負担軽減の給食費無償化事業などについて減額充当になっております。

27ページをお願いいたします。款11、項1、目の2林業用施設災害復旧費につきましては、補助金の額の確定に伴い財源組み替えを行うものです。

款の13予備費で財源を調整をいたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

最後に承認第10号をお願いいたします。承認第10号、令和3年度大津町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて別紙の補正予算概要をご参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1千217万7千円追加し、予算の総額を14億2千647万2千円とするものです。この補正は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る補正でございまして、急施を要したために4月15日付けで専決処分をいたしております。

それでは、歳出からご説明いたします。11ページをお願いいたします。

款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費1千217万7千円の増額です。節の10需用費の消耗品は集団接種用物品など追加購入に係るものです。印刷製本費はクーポン券それからチラシ等の印刷封入物の変更に伴うものになります。その下節の12委託料はワクチン管理接種会場

へのワクチンや物品の仕分け、配送の業務委託に係るものになります。節の13使用料及び賃借料はワクチン管理に伴う作業場の使用料やフリーザーの電気代になります。

続きまして、歳入をご説明いたします。10ページをお願いいたします。

款の15、項の2、目の2衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業の国庫補助金で接種準備費用に伴う増額になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時10分より再開したいと思います。感染予防のためによろしく願います。

午前11時03分 休憩

△

午前11時11分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤議員。

○10番（佐藤真二君） 承認第9号の一般会計補正予算（第12号）についてお尋ねをしたいと思っています。

主にたくさんの財源の組み替えというのが出てきているわけなんですけれども、理由として交付金の額の確定に伴うという説明であったかと思います。

しかし、わからないのが、なぜそう確定したかというところなんです。たくさんあるんですけど一つだけ特に気になるところを言いますと、予算書でいうところの18ページですね。款2、項1、目の21国庫支出金が1千870万円減額されて、一般会計に1千870万円が組み替えられております。説明としてはテレワーク関係がほとんどだったと思うんですけれども、つまりテレワークのために購入した機材は交付金の対象とならなかったということなのかということなんです。とすると、何でかなという疑問がわくんですよね、その辺について事情がありましたらご説明いただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） コロナの地方創生の交付金関係ですけれども、これにつきましては一応全体の需用費の中で精査しまして、特別交付金の対象になるものですから、そちらのほうで財政措置をやったということで今回一般財源と組み替えしたというような状況でございます。

それと全体的な事業につきましては、3月の末に交付金確定したものですから、それで全体的に需要調整をしたということになります。

○議長（桐原則雄君） 佐藤議員。

○10番（佐藤真二君） 今のお答えとしては、地方創生の交付金ではなくて一般の交付金のほうに組み替えたという意味なんだろうと思いますけれども、そもそも一番最初にこれが地方創生交付金

でできるというふうな考え方があったんだと思うんですよ。それがあとになって何で入れ替えなければならなかったのかというところがちょっとわからないのでお願いします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） すみません、説明がちょっと不十分で申し訳ございません。

本来であれば交付金の対象となったんですけれども、5億8千万円ぐらい交付金きておりまして、計画がかなり上回ったものですから、できたらほかの事業にその財源を組み替えたいということで、テレワークについては国のほうの財政措置になるということがわかったものですから、有利なほうに組み替えた。全体的な事業を膨らませたということになります。

○10番（佐藤真二君） わかりました。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田議員。

○13番（永田和彦君） 承認第10号について質疑いたします。

本年度の補正予算であります、コロナウイルス関係であげられております。今、日々、いろいろな報道関係で、例えばコロナのワクチン接種の効率性とか、どこの自治体がうまくやっているとか、いろいろなことが情報として流れます。ですから、例えばこういった国からの国庫補助金あたりが出て、その時にはやっぱりいいところの真似をさせてもらわんといかんと思うわけですよ。恐らく町民のほとんどの方々は、こういった補正予算が専決されましたという興味あたりはないんですよ。うちはほかよりもうまくやっているというところが要点でありまして、即座に自分たちでは考え出せない。それでももっといいことを効率的にやっているということがあれば、我々は学ぶべきです。例えばこれはあくまでも数字的なものでそういった体制を作ってくださいという形で国がくるわけですよ。町長もコロナウイルス対策には全力を尽くしますということを名言されておりますので、そういったものを打ち出すような形をこの例えば専決処分のあとに付録として、付録じゃない、それが主ですよ。そういったものを出してこなければ、数字的なものが上がりました。例えば近隣の自治体で、そういったワクチンを廃棄しなければならないというような事例があると、非常にその住民の方々は何ていうか気持ちを逆撫でされるんですよ。まだ自分たちは、ワクチンは打ちたいけど打てないとか。そういった形が出てきますので、やはりこういった専決処分に重要なものは、この専決処分をしてどういったところが前進したのか、そういったものが理由としてこの議会でも申し述べていただければ、いろんな形で周知が進み、やっぱり対策として有効なことを町がやっているということに繋がるのではないかなと感じますが、そういったところの専決処分をするのであるならば、これ体制整備ですけれども、こういったものが進みますという形、そういったものを何らかの形で欲しいと思いますが、そういったところのあるのかどうかですね。ただ、こうしました。国の言うとおりにになりましたと言うで終わるのかどうか。町とするならばそのところはやはり明確にしていくべきだと思いますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の質疑にお答えさせ

ていただきたいと思えます。

今回の補正につきましては、主にワクチン管理の運搬業務委託並びにワクチン管理業務の委託の使用料につきまして計上させていただいております。

こちらにつきましては、住民接種が始まるにあたりまして、菊池2市2町におきましては、個別接種、各医療機関での接種を中心として自治体制を組ませていただきました。そうすると基本型の施設、要は国からワクチンが届く施設からいかに医療機関に円滑にワクチンを送るかという形になります。国から示した支援につきましては、基本型施設につきましては、大津以外は大型の医療機関になっておりますが、大津町は大津町の施設を使用するという形になっておりました。ただ、そうなりますと2市2町、10から20ぐらいの医療機関を使用するわけなんですけれども、それを個別に小分けしてワクチンを送るということは大変な業務になりますので、ここは2市2町で一括して業務委託管理をしていただいて輸送までしていただくという体制をとらせていただきました。

これによりまして、ワクチンの一元管理または円滑な運送体制が整っておりますので、今ワクチンにつきましては、各医療機関に滞りなく輸送ができていますという状況になっております。

また、住民接種に使われておりますファイザー社製のワクチンにつきましては、今まではディープフリーザーから届きまして5日以内での使用という形が、1カ月以内での使用という形に緩和されましたので、今後もワクチンの輸送につきましては、円滑な実施が可能ではないかと考えております。

このようにいかに議員が言われましたとおり円滑に事業が進められるか、安全に進められるかというところにつきましては、国からの情報もいただいておりますがそれぞれの自治体の実情にあったところで工夫して取り組んでいきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 永田議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

要するに主役は町民の視点で見てくださいというお願いなんですけれども、報道等々でいろいろなものが流れてきて、大規模会場で接種が始まりました。一般の方々どうぞとかいう中で、例えば私の母あたりはもう80半ばになっとなら。二次募集のところでは接種が7月です。全然遅いじゃないかという感じはどうしたってするんですよ。だから例えば日本国内で差が出てきているわけですよ。やはり人口比率的に多いところはそういうふうになるのか。どうしたってそういった年齢層とは別にばらけてしまう傾向があるとか、いろんなものがあるとは思いますが。

しかしこういったものは不平不満はかなり膨らんでくるんですよ。よそはこうなのにはなげというのがあるんですよ。ですから、それについての説明責任というのは、非常に町長重要になってきますんで、例えば町長あたりがSNSあたりで、いろんな形で大津町はこうしましたと発信するのはそれは悪いことでも何でもありません。しかしながら、それはすべからず町民の方々全ての方が知るわけではないですよ。ですから、せっかくこういった形で専決処分を行ってまでも、予算配分をきちんとして体制整備を進めるというのであるならば、そういったものをトータルバランス

的に町民の立場に立って、説明責任をきちんと果たしていかなければならないと。そういうふうに感じますので、この点について専決処分をされたのであれば、付随してしてくださいと。今現状を今申し上げられましたよね。突っ込むならば都会と比べて何で遅いような感じがします。実は遅くないかもしれません。医療的な観点からか、その全体的な地域の特性かわかりませんが、その差というのをわかれば、その点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） ただいまのご質疑のほうで、ワクチン接種の体制が天津町が遅いのではないかと。住民の方に不安を与えているのではないかと。いう質疑ではなかったかと思えます。

確かに情報の提供につきましては、常日頃から心掛けていきたいと考えておりますので、これからもできるだけ住民の方に安心感を与えるような情報提供させていただきたいと思えます。

また、ホームページのほうでもQ&Aのほう載せておりますが、まだ早期に載せたもので、情報が若干古くなっておりましたので、近々更新したいと考えております。そういう形で、ご不安に対しては、真摯に答えていきたいと考えております。

それとワクチンの接種体制につきましても、65歳以上の高齢者の方の接種につきましては、国も7月末までに完了するという目標を立てております。本町のほうも当初の計画どおりいきますと7月末には完了するという形で進んでおります。それと接種率が、当初大体高齢者の対象の方の7割と見込んでおりましたが、現在の勢いだとやっぱり8割を超える方が接種に向かわれると思っております。その分のワクチンも今は確保できておりますので、十分に対応できると思えます。また、今月から集団接種も3週間おきに文化ホールでさせていただきます。6月の1回目は私ども初めてですので、まずは人数を少なめに安全確認をしながら行わせていただきますが、順次人数のほうも拡大できるようであれば拡大して、土曜、日曜の接種のほうも人数を多くできるような体制を整えさせていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

時松議員。

○3番（時松智弘君） 承認第8号から第10号にかけて、コロナウイルス関係についての質疑をさせていただきます。

今、接種がどんどん全国的に進んでいます。県でも進んでいます。新聞報道を見ていると何%接種が進んだかと。どれくらいの接種が進んだかということに、すごい関心が高まっていますが、実際の話、そこは争点になるのかというと、次の段階に入っていかなければいけないと思っております。今は65歳以上の接種、一番進んでいるのは和歌山県と言われていて、熊本県も上位に入っています。競争をしているような報道もありますけれども、次の焦点は実際65歳以上の方が半数以上打たれるような状態。接種が一旦終わって今度は接種が必要な心身に支障がある方であったりとか、そういった方たちに保障していく。あるいは学生に対する集団接種をしていくという流れの中で、

今度は打っている人と打っていない人が混在するような社会になっていくわけですね。今、一般的に何を言われているかという、ワクチンを打った人がマスクもとっていいや、普通に行動していいやと。まだワクチンの接種が行き届いてない人は、あれあつちは何でできて、こっちは私できないよ。それはワクチンという境目があるからできないんです。というような解釈に陥ってしまったらいかんと思うんですね。簡単に言えば、ワクチンを打った人はフリー、ワクチンを打ってない人間は我慢しなさいという社会であっては私はいけないと思うし、基本的に新型コロナウイルス感染症対策というのは対処療法しかないんですよ。薬はないんだから。ワクチンで免疫を確実に確保できたとしても、やはり感染の危険性リスクは下がってないんだよということを、しっかり啓発する必要があると思うんですね。私は何もワクチンを打った人がマスクを外して堂々と闊歩して歩くことを批判はしない。批判はしないですけど、まだまだ接種を希望していて、まだ手は足りていない人がいる状態で、この感染症対策の全般的なメッセージというのはとても必要ではないかなと思います。ワクチンの接種はどんどんどんどん進んでいくというところはわかっています。全般的な本当の基礎となる、要するに感染症対策の基本となる免疫確保ではなくて、対処要領をどのように啓発していくかについて質疑をいたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の質疑にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、これからワクチンの接種が進むにつれまして接種する方、しない方だんだん接種が増えてくると。接種された方が増えてくるというような形になってきます。私どもが目指すところはやはり接種する方が増えて、概ね集団免疫を獲得する数字というのが国から示されているのが7割と。7割以上の方が接種をして、免疫を持つと感染の拡大の抑止に繋がると。つきまして、ウイルスの封じ込めに役立つというような仮説が立てられておりますので、まずはそういった形で多くの方々に接種していただいて、ウイルスの封じ込めを行いたいと。大津町につきましてもそのような計画のもと勧めさせていただきたいと思っております。当然諸事情によりワクチンを打てない方というのはいらっしゃると思います。そちらの方々につきましても、接種率が上がって集団免疫を獲得することによって感染のリスクが下がるという計画が出ておりますので、ご理解をいただきながら接種できない方、できた方も含めまして共通の理解ができますように啓発のほうは進めていきたいと考えております。

それと、今後の流れだったですかね。今後の流れにつきましては、まずは65歳以上の方の接種を主に7月末までで見通しが立っておりますので、この間、このワクチン2回接種しなければなりませんので、順次1回目の接種が空いてくるという形になってきます。ここにつきましては、次の優先順位である基礎疾患をお持ちの方、国から示されている15項目に該当する方につきまして、今6月の1日の広報誌でも告知させていただきましたが、町のほうにお申し出いただきますと接種券を早めにお送りしますという形にしております。準備が整い次第、次の年代の方々の前にお送りさせていただいて、その1回目の接種の空いてきたところにご予約を入れていただいて早めの接

種をお願いしていきたいと思えます。基礎疾患につきましては、本人の申し出のみという形で特に診断書とかは必要ありませんので、ご自身の体調のことにつきまして、お申し出いただきまして接種のほうに進んでいただければと思えます。これまでの予診票には基礎疾患があるかないかの項目がありましたが、今後その項目が外されております。ですので、本人からのお申し出だけでその辺につきましては、対応可能という形になります。そのあとは65歳から下の方々の世代に一斉に送りますと2万件を超える数のワクチン接種券の送付になりますので、週明けの接種能力というのがそこまではありませんので、年齢を区切りまして段階的にご予約の取れる範囲で接種券を送らせていただければと思っております。

また、本町としましてはこの次夏休みに入ってきますと16歳から18歳の方々、高校生の方々の接種勧奨ということで、55歳から64歳までの方に含めまして18歳、あるいは16歳、17歳の方の接種券もあわせて送らせていただいて、できるだけ夏休み中に接種を送っていただくというような対応もとらせていただきたいと思いますと思っております。

また、ファイザー製ワクチンにつきましては、接種対象年齢が12歳に引き下げられましたので、こちらにつきましては、まだ教育委員会とも協議を進めさせていただいて、早期に接種できるような体制を整わせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 時松議員。

○3番（時松智弘君） ワクチン接種についての見解ということだったと思うんですが、先ほどもちよっと申し述べさせていただきました。

重ねて質疑をいたしますが、新しい生活様式の構築これをしっかり定着化させていく。ワクチンがまだ開発されていなかったその時に、うがい、手洗い、マスクの装着やあるいはアルコールの消毒といったこういうアクリル板を付けてのパーティションでのソーシャルディスタンスを図っていくということは、今後も継続して実施をされていくべきことでありますので、そういったメッセージをしっかりと広報の媒体を使用して出していただければと思えますが、最質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の最質疑に対してお答えさせていただきますと思えます。

海外ではもうマスクを取っていいですよとか、外で会食がされていますというようなニュースもお聞きしておりますが、まだ国から示されている通知につきましては、ワクチン接種したあとも引き続き3密の対策、マスクの着用、飲食につきましても密にならない対応という形での通知がきております。本町におきましてもいろいろな場面でそういった感染拡大防止の啓発には努めていきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第8号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第11号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

次に承認第9号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第12号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

次に承認第10号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第1号））を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第10号は承認することに決定しました。

日程第11 議案第31号から日程第17 議案第37号まで一括上程、提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第11 議案第31号、「大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第17 議案第37号、「令和3年度大津町一般会計補正予算（第2号）について」までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹君） 提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、議案第31号から議案第37号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第31号、「大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につ

いて」でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第32号、「大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございますが、デジタル庁設置法の公布及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第33号、「大津町手数料条例の一部を改正する条例について」でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第34号、「大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、児童が病気の際にも預かり保育ができるよう対象を拡大し、病後児対応型から病児対応型へ移行することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第35号、「大津町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、こどもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援の拡大を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第31条から第35条までの案件につきましては、条例の一部改正でございますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第36号、「熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約について」でございますが、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号、「令和3年度大津町一般会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、カーブミラー、交通安全標識、表示工事、防犯灯のLED化に伴う設置工事、子ども医療の拡充、道路の維持、新設改良関係の事業、社会資本整備総合交付金関係の事業、あけぼの団地の改修工事、各小中学校の施設改修工事等、また、新型コロナウイルス対策関連では、子育て世帯生活支援特別給付金、県の時短要請に係る協力金の町負担金等に伴う補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15億2572万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、156億5千220万円としたものでございます。

議案第37号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第31号から議案第37号について提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜

りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。

各部長の説明は、議案第31号から議案第33号まで、議案第34号から議案第36号まで、最後に議案第37号と分けて説明を求めます。まず議案第31号から議案第33号までの説明を求めます。藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうからは議案第31号と32号についてご説明を申し上げます。

議案第31号の天津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は23ページ、説明資料は40ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号法の改正に伴いまして、この法律を引用しております町の条例について、条ずれが生じるため、条例の一部を改正するものになります。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

説明資料の40ページのほうをご覧いただきたいと思います。

(2)で改正の該当箇所ですけれども、まず、条号ずれの原因としましては、①として番号法第19条に第8号として、条例で定める事務に係る情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供について可能とする規定を追加する改正が行われたこと。そして②で番号法第19条に第4号として、従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間の特定個人情報の提供を可能とする規定が追加されたことによるものです。

このことに伴い、条例第1条及び第5条におきまして法の「第19条第9号」を法「第19条第11号」に改めるものになります。

次に、(3)別表の改正になりますけれども、令和3年度の機構改革によりまして、子育て支援課が教育委員会から町長部局に移管したことにより説明資料の43、44ページの新旧対照表になりますけれども、別表第3における町長部局が保有する情報を教育委員会に提供する事務の中で、4の項それから5の項を別表第2の町長が事務を処理するために必要な限度で、利用できる特定個人情報の範囲として2項目を追加することになります。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしております。ただし、改正後の第1条それから第5条第1項の規定は、令和3年9月1日から施行することとしております。

次に、議案第32号の天津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は25ページ、それから説明資料は46ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、デジタル設置法の公布によります所管庁の移管や、先ほど、議案第31号で説明いたしました番号法の改正によりまして、この法律を引用しています町条例について、条ずれが生じるために条例の一部を改正しようとするものです。

条例の改正につきましては、地方自治法の第96条第1項第1号の規定により、議決を求めますのでございます。

説明資料の47ページの①ですけれども、実施機関が情報提供等記録を提出する先は、これまで、所管である総務大臣でしたけれども、デジタル庁設置法の公布によりまして内閣に設置されるデジタル庁に所管が移管されるために内閣総理大臣に改めるものになります。

次に、②は、先ほどの議案第31号で説明いたしました条例の引用元であります番号法の改正等によりまして条、号ずれを改めるものになります。

附則において、この条例は、令和3年9月1日から施行することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） それでは、議案第33号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案集は27ページから29ページ、説明資料集は49ページ、50ページには新旧対照表を載せておりますので、よろしくお願いいたします。

説明資料集の49ページで説明させていただきます。

今回の条例改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布されまして、その中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことによりまして、条例の一部改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、これまで個人番号カード、マイナンバーですけれども、そちらの発行等の業務は、総務省令によりまして、交付主体であります市町村が、地方公共団体情報システム機構これをJ-LISと呼んでおりますけれども、そちらに発行等の業務を行わせることができるとなっておりましたが、今回の改正によりまして、J-LISが発行主体であることが明確化され、それに伴い、大津町手数料条例に基づき町で徴収しておりました再交付の手数料は、J-LISが徴収するというように改正をされております。

なお、再交付手数料の徴収については、J-LISが町に委託することが可能であるという条文が制定されておりますので、これまでと同じく、町で再交付手数料の徴収事務は行いますが、今回この改正に伴い、再交付手数料が町の歳入扱いとはなりませんので、大津町手数料条例の手数料を徴収する事項から、個人番号カードの再交付手数料について削除するものです。

最後に、附則で、この条例は、令和3年9月1日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に議案34号から議案第36号までの説明を求めます。

矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） それでは、議案第34号、大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

議案集30ページから31ページ、説明資料集51ページから52ページをお願いいたします。

今回の改正は、児童が病気の際にも預かり保育ができるよう対象を拡大し、「病後児保育」から「病児保育」に移行することにより、保護者の子育てと就労の両立とを支援するものになります。

説明は、説明資料集につきましてご説明させていただきます。資料集の52ページをお願いいたします。

第2条定義中、児童が「病気回復期」とあるのを、「病気又は病気回復期」に、改めさせていただきますと思います。

51ページをお願いします。

1事業の概要については、本改正により、保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的に児童を保育することで子育てと就労の両立を支援することとしてまいります。

2改正内容です。今回の改正により、改正後は、「病気回復期」の児童だけでなく、「病気」の児童のお預かりを行います。この場合の「病気」とは、当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていないという状態のことになります。

3施行日です。附則において、この条例は、令和3年9月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第35号、大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案集は、32ページから33ページ、説明資料集は53、54ページになります。

資料集の53ページ、54ページをまずお願いします。

大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、こどもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援の拡大を図るため、条例の一部を改正し、条文を整備するものです。

金田町長の公約でもあります「101の具体策」の「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」を目指した取り組みの一つとして実施するものであり、こども医療費助成の対象年齢を満15歳から満18歳まで拡大することで、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちの命と健康を確実に守ることを目的としています。

条例改正文についてご説明いたします。

資料集の54ページの新旧対照表のほうで内容をご説明いたします。

第2条第1項第1号の改正につきましては、本条文に規定しているこども医療費助成の対象年齢を、「満15歳」から「満18歳」に改め、対象年齢の引き上げについて条文で規定し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものとなっております。

第6条第2項の改正につきましては、医療費助成の申請期限を改めるもので、入院した場合や熊本県外の医療機関を受診した場合などの申請期限を現在「6カ月」というものから「1年」に改めまして、申請期限の延長を条文で規定しております。

長期的な入院や里帰り出産などにより県外で医療機関を受診した場合において、様々な事情により、短期間での申請が困難な場合に保護者の負担軽減を図るものとなります。

議案集の33ページをお願いいたします。

附則の第1条として、施行期日を規定しており、令和3年10月1日から施行することとしております。

附則の第2条には、経過措置を規定しており、改正後の条例の規定は、令和3年10月1日以後の医療費から適用し、令和3年9月30日以前の医療費については、以前の条例の規定を適用することとしております。

今回、本条例の改正を提案させていただくものでありますが、子育て家庭等の負担等の軽減だけでなく、対象年齢を拡大することで、町の財政的な負担も増加することにはなりますが、過剰受診の抑制等を図りながら、健康づくりなどによる医療費の抑制にもしっかりと努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） それでは、議案第36号の熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてご説明をいたします。

議案集は34ページそれから説明資料集は、55ページになります。

今回、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に、新たに、合志市を加えるため規約の一部を変更するものです。熊本広域行政不服審査会は、平成28年に、熊本連携中枢都市圏を構成する12の市町村により、共同で設置されております。

行政不服審査につきましては、審査請求人の審査請求を、原処分に関与していない審理員が審理をし、審理意見書を作成し、審査庁が裁決を行う場合には、法律又は行政に関して十分な識見を有する有識者で構成される行政不服審査会等の第三者機関に、諮問することが義務付けられておまして、この第三者機関が、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含む審査庁の審査請求についての判断の妥当性などのチェックを行うこととなっております。

合志市におきましては、これまで、行政不服審査会は市独自で設置をされておりましたけれども、今回、熊本広域行政不服審査会に加入をされるものです。

なお、附則で、この規約は、令和3年9月1日からの施行することとしております。関係市町村の同文議決となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） まだ予算関係いろいろ説明等もありますので、このまま引き続きするのか。休憩を入れたいと思いますが、よろしいですか。質疑もありますので。

では、しばらく休憩をします。午後 1 時から再開をしたいと思います。よろしくお願ひします。

午前 11 時 57 分 休憩

△

午後 1 時 00 分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 37 号の説明を求めます。藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） それでは、議案第 37 号、令和 3 年度の天津町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。令和 3 年度の当初予算編成につきましては、骨格予算となっておりますけれども、今回、肉付予算として計上をさせていただいております。

今回の補正の主なものにつきましては、交通安全対策として、カーブミラー、交通安全標識、白線等の表示工事、防犯灯の LED 化に伴う設置工事、また、こども医療の 15 歳から 18 歳までの拡充、道路の維持、新設改良費、社会資本整備総合交付金関係の事業、都市計画の開発事業関係書類のデータ化の委託、また町営住宅の長寿命化計画の改定業務委託、あけぼの団地の改修工事、運動公園周辺の新駅可能性検討調査。学校関係では、各小中学校の施設の改修工事、天津中学校の再生整備計画の基本設計業務委託などを計上いたしております。一方、新型コロナウイルス対策関連では、子育て世帯生活支援特別給付金、県の時短要請に係る協力金の町負担金、小中学校の感染対策のための備品購入などが主なものとなっております。

補正予算書の 1 ページをお開き願ひします。併せて、別紙補正予算の概要の 14 ページをお願ひいたします。

第 1 条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ、15 億 2 千 5 7 2 万 8 千円を追加し、予算の総額を 15 億 6 千 2 2 0 万円とするものです。

第 2 条で、繰越明許費を「第 2 表繰越明許費」のとおりとしております。

第 3 条で、債務負担行為の追加を「第 3 表債務負担行為補正」のとおりとしております。

第 4 条で、地方債の追加を「第 4 表地方債補正」のとおりとしております。

7 ページをお願ひいたします。

第 2 表繰越明許費でございます。あけぼの団地改修事業につきましては、今回、予算計上を行っておりますけれども、年度内の適正工期の確保が困難であるために、今回繰越明許費を設定し、今後、契約を行うこととしております。

8 ページをお願ひいたします。

第 3 表債務負担行為の補正でございます。令和 3 年度事務用パソコン借上料につきましては、期間満了に係る更新分で 85 台の更新を予定しております。

次に、天津町業務量調査等支援業務委託は、役場全体の業務量調査を行い、問題点・課題の分析や具体的な改善策、事務効率化の検討、最適な組織整備や職員数に係る調査等の支援業務を委託するもので、2 カ年計画で実施するものでございます。児童家庭相談システム借上料につきましては、相談体制のさらなる充実のための新規導入に係るものでございます。図書館の LED 照明器具レン

タル料につきましては、図書館内及び外灯照明器具をLED化するためのレンタル料でございます。限度額につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

第4表、地方債の補正でございます。8から10の町道整備事業は、町道杉水中谷線などの町道整備や、橋梁点検などに係るものです。11の都市再生整備計画事業は、社交金事業の町道室工業4号線整備事業や、南部地区交流広場整備事業などに係るものです。12の公園施設長寿命化対策事業は、杉水公園のトイレ改修事業や昭和園、中央公園等の施設改修事業に係るものでございます。13のあけぼの団地改修工事事業は、長寿命化計画に基づく改修でございまして、令和3年度は1棟分を計上しております。14の指定避難所改修事業は、矢護川コミュニティセンターの改修事業に係るものになります。15の農業農村整備事業は、下井手地区県営かんがい排水事業等負担金に充てるものになります。

それでは歳出からご説明いたします。

17ページをお願いいたします。

款1、項1、目1議会費、節12インターネット議会配信業務委託は、議会の映像配信業務のうち、本会議のライブ中継用設備等追加分でございます。

款2、項1、目5財産管理費、節12委託料は、町有地維持管理に係る樹木等伐採業務委託費でございます。

次に節17備品購入費は、公用車10台に設置するドライブレコーダーの購入費になります。次に、目の6企画費、節の12委託料の新駅設置調査等業務委託は、運動公園周辺の新駅設置及び周辺開発に係る概算事業費等の調査経費でございます。節18負担金は、大津町地域公共交通会議負担金でございまして、大津町地域公共交通会議で地域公共交通計画の策定を行うための負担金となります。

18ページをお願いいたします。

節の13使用料及び賃借料、大津町公式LINEセグメント配信プログラム使用料は、大津町の公式LINEにおいて、利用者が必要な情報を選択して受信できるようセグメント配信を行うためのプログラム使用料でございます。

続いて、目8交通安全対策費、節14工事請負費は、カーブミラー設置が必要な危険箇所について、地域からの要望に応じてカーブミラーを設置するものでございます。

また、交通安全標識、標示工事については、町道上の白線、停止線関係の薄くなった箇所を改修する工事で、小中学校周辺や地域からの要望箇所を中心に実施するものでございます。

続いて、目9防犯対策費、節14工事請負費、防犯灯設置工事は、街灯・防犯灯のLED化工事を行うもので、町内の全街灯・防犯灯、約4,500基のうち、LED化が未実施であります約3千基のうち、今年度、1千500基をLED化するものです。残りの分につきましては、来年度以降の実施を予定をいたしております。また、国道57号線の大津小学校付近から、引水方面約400メートルに防犯灯を20基設置いたすこととしております。

続きまして、目11地域づくり推進費、節12委託料の総合戦略策定業務委託は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、本町における地方創生に関する目標や施策の基本的方向を定める「大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂するにあたり業務を委託する費用でございます。

次に、節18補助金、1の地域づくり活動支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防ぐため、公民館などコミュニティの場で感染予防物品等の購入する場合に補助を行うものでございます。

6のまちづくり担い手育成事業補助金は、団体等が実施します人材育成事業に対し補助を行うものでございます。

7のコミュニティ助成事業補助金は、自治総合センターからの助成金を受けて実施する地域活動支援補助金でございまして、本年度は、下町区の備品整備と桜丘区のコミュニティ無線整備となっております。

19ページをお願いいたします。

目14行財政改革費、節12委託料の大津町業務量調査等支援業務委託は、役場全体の業務量把握を行い、問題点・課題の分析や具体的な改善点、業務効率化の検証、最適な組織整備や職員数に係る調査等の支援業務を委託するものでございます。

続いて、目2賦課徴収費、節12委託料、住宅用地認定調査業務委託は、固定資産税の住宅用地特例について、現地調査等を行い、適正な課税を行うための詳細調査業務になります。

款3、項1、目1社会福祉総務費、節12委託料の避難行動要支援者システム改修業務委託は、避難行動要支援者システムから出力する個別支援台帳の要支援者への災害時に必要な支援の項目を修正し、地域版避難計画づくりに活用するためのシステム改修費でございます。

20ページをお願いいたします。

目5老人福祉センター運営費、節14工事請負費、老人福祉センター電話設備改修工事は、老人福祉センター電話設備主装置の故障に伴うもので、老朽化した電話設備を光回線に一斉に改修するものでございます。

続いて、目8人権教育啓発費、節12委託料の人権に関する町民意識調査業務委託は、町人権教育啓発基本計画策定のための意識調査を委託するもので、今回の調査を基に、来年度、基本計画を策定するものでございます。

21ページをお願いします。

目12新型コロナウイルス感染症対策費は、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯の子ども、1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るものになります。

節18補助金です。1の生活困窮者相談支援助成金は、生活困窮世帯や緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対して自立更生の促進を図るため、社会福祉協議会により福祉金庫を貸し付けるものでございます。2の子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得のひとり親・ふたり親の子育て世帯の子ども、1人当たり5万円を支給するものでございます。

22ページをお願いします。

次に、項2、目1児童福祉総務費、節12委託料、児童家庭相談システム機器保守委託は、要保護要支援児童の情報管理を行う児童家庭相談システムを令和4年1月から導入するための機器保守の委託料になります。

節13使用料及び賃借料では、システムの借上料を計上しております。

次に、項3、目1災害救助費、節12委託料、災害ボランティアバス運転委託は、災害が発生した際に、社会福祉協議会で取りまとめたボランティアをバスにより、円滑に派遣するための運転委託料でございます。

続きまして、目2熊本地震関係費は、主に熊本地震の義援金を最終配分するための配分委員会と熊本地震の災害弔慰金支給に伴う審査委員会に係るものでございます。

23ページをお願いいたします。

節9交際費は、一部損壊世帯の100万円未満の住宅補修に対する見舞金になります。

次に、款4、項1、目1保健衛生総務費は、妊娠初期から子育て期に渡り切れ目ない支援を行うために設置する子育て世代包括支援センターに配置する専門職に係るものでございます。

24ページをお願いいたします。

目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金の3の猫避妊去勢補助金は、飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費用の一部助成をするものでございます。

続きまして、目6こども医療費は、こども医療費の対象年齢を15歳から18歳までに拡大するもので、節19扶助費で対象年齢拡大に伴う扶助費の増額を計上しております。

25ページをお願いいたします。

項2、目1清掃総務費、節18補助金の5災害廃棄物撤去補助金は、上陣内地内にあります熊本地震で発生しました災害廃棄物の撤去に対する補助金でございます。

款6、項1、目3農業振興費、節18補助金の2有害鳥獣捕獲補助金は、イノシシ捕獲の報奨金、6の鳥獣害防止対策事業補助金は、鳥獣害防止のための電気牧柵及び箱わなの導入補助費となっております。11のかんしょ安定生産対策事業補助金は、かんしょのもとぐされ病の防除対策として、苗の消毒費用の補助を行うものになります。12の特殊自然災害対策施設緊急整備事業補助金は、製茶事業者が、降灰対策のために実施するのに係る補助を行うものでございます。

26ページをお願いします。

目4畜産費、節18補助金の2畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金は、繁殖牛舎の整備に対して補助を行うものでございます。

続いて、目5農業構造改善事業費の節14工事請負費は、ふれあい公園に、昨年に引き続き、転落防止のフェンスを設置するものでございます。後ほど、歳入でもご説明いたしますが、電源立地地域対策交付金を財源とするものでございます。また、ふれあい公園の屋外トイレ解体撤去工事は、ふれあい公園の集会所の移設を行いましたものでそれに伴います解体になります。

続いて、目6農地費、節18の負担金、6の下井手地区県営かんがい排水事業等負担金は、第二下井手かんがい排水事業に係る町負担金になります。7の県営農業農村整備調査計画費負担金は、

大津北部・護川地区機能保全計画の作成、第二上井手・第三下井手県営かんがい排水事業実施計画作成に係る町負担金になります。補助金の、1 土地改良事業補助金は、おおきく土地改良の単独事業費に係る補助金になります。

続いて、目7 圃場整備費、節1 2 委託料の片俣地区圃場整備事業計画書等作成業務委託は、次期予定地区であります片俣地区の事業計画書等の作成に係るものになります。地形図修正業務委託は、平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震の影響で既存地形図の修正が必要となったため修正業務を委託するものでございます。

27ページをお願いいたします。

項2、目2 林業振興費、節1 4 工事請負費は、森林公園内の道路改修工事、林道瀬田裏線の山林入口開設、瀬田裏原野作業道の復旧工事を行うものでございます。

款7、項1、目2 商工業振興費、節1 8 補助金の1 商工会の助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策における事業増加に伴う助成金の増額でございます。

続きまして、目3 観光費、節1 8 負担金の3 新阿蘇大橋活性化協議会負担金につきましては、新阿蘇大橋開通を契機とした3 町村で連携した観光誘客事業を行うための負担金でございます。

28ページに移りまして、補助金の1 地蔵祭補助金につきましては、実施内容の強化に伴う事業費の増額でございます。

続いて、目6 新型コロナウイルス感染症対策費の節1 8 負担金の1 熊本県時短要請協力金負担金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月16日から6月13日の期間、営業時間の短縮要請に協力いただいた事業者に対し、支給する協力金の町負担金になります。

款8、項2、目1 道路橋梁総務費、節1 2 委託料の道路台帳整備委託は、道路台帳システムの更新に伴うものであります。

次に、目2 道路維持費につきましては、対象箇所を補正予算の概要の26ページから27ページに記載しております。舗装工事が8路線、側溝工事が3路線、防護柵設置2路線、法面工事1路線などです。

次に、目3 道路新設改良費につきましては、対象箇所を同様に予算概要の28から29ページに記載しております。節1 2 委託料で、測量設計・路面性状調査、橋梁の定期点検・詳細設計。

それから予算書29ページになりまして、節1 4 工事請負費で、杉水水迫線他5路線の道路改良・舗装・補修工事、節1 6で、杉水水迫線他3路線の用地費、それから節2 1で同様に4路線の補償費を計上しているところでございます。

次に、目4 社会資本整備事業につきましては、対象箇所を補正予算の概要、28、29ページに記載しておりますが、節1 2 委託料で、室工業団地4号線の箱型函渠詳細設計、節1 4 工事請負費で、室工業団地4号線他3路線の道路改良工事、節1 6で、同様に2路線の用地費を計上しているところでございます。

30ページをお願いいたします。

項3、目1 都市計画総務費、節1 2 委託料、都市計画開発事業等のデータ化業務委託につきまし

ては、都市計画開発事業関係書類のデータ化をやるものでございます。

また、雨水対策等調査業務委託につきましては、町道三吉原北出口線北側におけます雨水対策等を行うための調査を委託するものでございます。節12委託料では、清正公道公園の樹木伐採業務等の町立公園等管理業務委託、公園施設長寿命化対策支援事業関係では、高尾野公園、昭和園の施設設計等を委託料として計上しております。

節14工事請負費では、杉水公園、昭和園の公園施設の長寿命化対策支援事業工事、美咲野中央公園の園路などの町内公園施設補修工事を予定をいたしております。

31ページをお願いいたします。

項4、目1住宅総務費、節12委託料の長寿命化計画改定業務委託でございますけれども、公営住宅の効率的かつ円滑な更新を実施するために、公営住宅の長寿命化計画の策定をするものでございます。

続きまして、目2住宅維持費、節10需用費ですけれども、既存の町営住宅等の老朽化に伴います修繕料の増額でございます。節12委託料、住宅維持管理他業務委託につきましては、西獄団地の支障木を伐採し、周辺環境の整備を行うものでございます。

続きまして、目3住宅建設費、節12委託料につきましては、あけぼの団地7号棟の改修工事設計監理業務委託等を計上しております。節14工事請負費につきましては、あけぼの団地7号棟の改修工事等を計上しております。

32ページをお願いいたします。

款9、項1、目3消防施設費、節12委託料、防災行政無線設置状況調査委託は、防災無線が聞こえにくい地域において、防災無線の調査や、あるいは新設を検討するために、現状の状況調査をするものでございます。節14工事請負費でございますが、生涯学習課が実施します矢護川コミュニティセンター改修に合わせまして、指定避難所としての機能を向上させるために、改修工事を行うものでございます。

続きまして、目5災害対策費、節18補助金でございますけれども、2コミュニティ助成事業補助金については、宝くじ社会貢献広報事業のコミュニティ助成事業に鍛冶区が申請し、採択をされたものでございます。5の地域防災力活動支援補助金については、自主防災組織等が地域で防災の備品購入や防災訓練を実施する際の必要経費を補助するものでございます。

33ページをお願いいたします。

款10、項1、目2事務局費、節12委託料は、小中学校の樹木剪定等に係る費用でございます。続きまして、目3教育支援センター費、節14工事請負費ですが、教育支援センターに、緊急時における出口の確保のための改修また洋式トイレ増設等の改修を行うものでございます。

続きまして、目4新型コロナウイルス感染症対策費は、感染症予防に係る費用としまして、節10消耗品で、感染症対策のための消耗品、節17備品購入費で、感染症対策のための備品購入を計上をいたしております。

34ページをお願いいたします。

項2、目1学校管理費、節14工事請負費でございますが、各小学校施設の改修工事を行うものになります。

次に、項3、目1学校管理費、節1報酬でございますが、大津北中学校に配置します部活動指導員2人分の会計年度任用職員の報酬関係でございます。節12委託料は、大津中学校の耐力度調査、再生整備計画の基本構想の策定業務に係るものになります。節14工事請負費でございますけれども、各中学校施設の改修工事を行うものでございます。

35ページをお願いいたします。

項4、目1幼稚園費、節14工事請負費でございますが、陣内幼稚園保育室の経年劣化に伴う修理に係るものでございます。

次に、項5、目3生涯学習センター費でございますが、生涯学習センターの老朽化しています高圧受電設備の更新に係るものでございます。

36ページをお願いいたします。

目5生涯学習施設運営費、節14工事請負費でございますけれども、矢護川コミュニティセンターのナイター照明設備工事と野外活動等研修センターの中庭整備工事に係るものでございます。

続きまして、目7図書館運営費でございますが、それから図書館内及び外灯照明器具をLED化するためのレンタル料になります。

続きまして、目8社会資本整備総合交付金事業費でございますが、矢護川コミュニティ改修工事、それから南部地区交流広場整備工事の監理業務委託及び工事請負費でございます。

37ページをお願いいたします。

款13予備費で、財源調整をいたしております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款15、項2、目1民生費国庫補助金、節1児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、児童家庭相談システムの導入と子育て世代包括支援センターの人件費の補正に伴う増額でございます。

次に、節3社会福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るものでございます。

次に、目3土木費国庫補助金、節1道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金分は、社交金事業の町道整備事業で、杉水中谷線などの新設改良に係るものでございます。節2都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金分は、社交金事業の南部地区交流広場整備事業などに係るものでございます。地域住宅計画分は、あけぼの団地改修事業などに係るものになります。安全ストック形成事業は、アスベスト対策補助事業に係るものになります。それから公園施設長寿命化対策支援事業は、杉水公園のトイレ改修事業などに係るものでございます。

次に、目4教育費国庫補助金の節1及び節2の上段、それから学校保健特別対策事業費補助金は小中学校の新型コロナウイルス感染症対策物品購入に対する補助金でございます。節1及び節2の

下段、公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクールサポーター配置に伴う国庫補助金になります。

14ページをお願いします。

款16、項2、目1総務費県補助金、節1総務費補助金、電源立地地域対策交付金は、ふれあい公園のフェンス設置工事などに充当するものです。次のコミュニティ助成事業は、鍛冶区が申請し、採択されたものになります。

次に、目4農林水産業費県補助金、節2農業振興費補助金、特殊自然災害対策施設緊急整備事業補助金は、製茶事業者が降灰対策のために実施するための費用でございます。節4林業費補助金、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金は、森林公園の整備・機能充実に係る補助になります。節8畜産業費補助金は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金は、繁殖牛舎の整備に対する補助でございます。

続きまして、目6教育費県補助金、節1学校教育費補助金、中学校部活動指導員費補助金は、先ほど歳出でご説明いたしました大津北中学校部活動指導員2人配置に伴う補助でございます。

15ページをお願いいたします。

款19繰入金です。目2大津町公共施設整備基金繰入金は、小中学校の修繕工事や生涯学習センター関係の高圧設備更新工事などの財源に当たるものでございます。

目4財政調整基金繰入金は、予算の財源不足のため、財政調整基金から、2億5千万円を補正で繰り入れるものでございます。繰入後の財政調整基金残高は、約18億8千万円となる見込みでございます。目7熊本地震大津町復興基金繰入金につきましては、上陣内区のがれき撤去事業それから防災行政無線設置状況調査につきまして、繰り入れを行うこととしております。

款21、項5、目2雑入の一般コミュニティ助成事業は、宝くじ助成事業として、交付が決定したことに伴い計上するものでございます。農地中間管理機構事業委託金は、農地中間管理機構が行います農地集積事業の委託金になります。

16ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、予算書9ページ、地方債の補正でご説明したとおりでございます。

以上、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

日程第18 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第18 議案質疑を行います。

まず、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号を議題とします。質疑ありませんか。

山部議員。

○7番（山部良二君） それでは、議案第34号関連について質疑いたします。

今回病児・病後保育事業が実現するという事で、本当に嬉しく思っております。やっぱり利用しやすいような体制を整えていかないといけないのではないかと思っております。

一つ、確認ですけれども、病児保育をするのに対して、事前登録これは必要、大体どこの事業所でも事前登録は必要であると。9月からということですので、事前登録はなるべくその前に、利用率をあげるためには事前登録を多くの方にやってもらうということが一つと、利用料とか病児保育というのは子どもが病気になっても、治って事前キャンセルというのが多いと聞いておりますので、この予約のキャンセル料とか、そういうものがどういう体系になっているのかというのをお尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 山部議員の議案第34号に関する質疑にお答えしたいと思います。

今回本町で病児保育に病後児保育を拡大して実施するという事で事前の登録は必要かということですが、事前の登録については必要ですが利用の際にでも登録はできるという形になっております。準備が整い次第、登録のほうの事務を進めていきたいと考えております。

また、利用者のキャンセルについてはキャンセル料は必要ないという形になっております。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 山部議員。

○7番（山部良二君） 再度、質疑します。

1点だけ確認ですけれども、もし病児保育で万が一体調が悪化したときなどの医療機関、医師との連携というのはどういう感じになっているのかお尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 山部議員の再質疑にお答えさせていただきます。

病後児保育から病児保育に移行することによりまして、まず利用者の方は連絡票が必要になります。この連絡票というのは保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票をかかりつけの医療機関から入院の必要がない旨の署名したものを提出いただき、症状を確認し受け入れするという判断になります。

また、お預かりする施設につきましては、今回、指導医を置くということが義務付けられます。お預かりしたお子さまの病態の変化などにも的確に対応し、また感染の防止なども徹底を行いながら指導を行っていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○7番（山部良二君） 以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第35号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤議員。

○10番（佐藤真二君） 議案第35号に関して質疑をいたします。

子育て世帯の負担軽減ということで、15歳から18歳という趣旨そのものは私はとてもいいことだと思うんですけども、その中でどれもこれもという話でもないなという考え方が一つ必要ではないかということです。小中学校においては、幼稚園もか。日本スポーツ振興会かな、センターかな。日本スポーツ振興センターの保険がありまして、学校内で発生したけがや病気、食中毒とかですね、については、そちらのほうから寄附がなされるという形になっているかと思えます。恐らく多分小中学校に関しては、それと医療費助成が重複しないような形で対応されているかと思うんですけども、これを高校生あるいは高校に行っていない18歳までに適用しようとした場合にそのことが可能になるのかと。スポーツ振興センターの保険料というのは、確か半分額が公費負担になっているかと思えます。ですから、その公費というのが重複して寄附される形になりはしないかということ、ちょっと懸念しているところです。

その辺についてどういう整理がなされているのかということについてお尋ねをしたいと思います。なお、特に高校においては、部活動ですね、これでの怪我というのが非常に多いわけです。義務教育であれば義務教育の学校体育としての部活動の位置付け、中学校ではあるんですけども、高校でもそうなんでしょうけれども、高校になればより協議制が高くて、義務教育ではないつまり選択的にやっていると。つまりリスクを負っているということになるわけですね。リスクを負った中で活動をして怪我をしました。それに対して公費で取って補償するということはどうなのかということですね。そこのある程度厳密な定義が必要になるのではないかと思いますので、その辺について回答をお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 佐藤議員の議案第35号に対するご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

現行中学校までの子ども医療のほう実施させていただきまして、その際は、学校で怪我した場合はスポーツ振興センター保険のほう、まずは適用になるという形で整理させていただいておりました。今回高校まで拡大するというので、高校の場合には、この保険の加入が確か任意で加入さ

れるという話で聞いております。その辺につきましては、実施が今年の10月から始まりますので、そこまでに整備しまして対処していきたいと考えています。

よろしく申し上げます。

○10番（佐藤真二君） 部活動のほうも一言。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 部活動におきましても、部活動加入者は保険が義務付けられていると思いますので、そちらのほうの保険が優先になるという整理をしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤議員。

○10番（佐藤真二君） 続けてになりますけれども、議案の説明資料集の44ページのところです。大津町の行政手続きにおけるだらだらの改正する条例のところ。これを見ますと教育委員会と町長部局の間で、正にこの問題ですね。こども医療費助成とスポーツ振興センターの保険に関する情報のやり取りがなされるというようなことになっているわけです。ところが、高校においてはそれができないはずなんです。そうした場合に実際に重複がなされないという仕組みを制度設計の中で作っていくことが果たして可能なかということですね。そこについてもう一度再度質問していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 再質疑にお答えしたいと思います。

その事例につきましては、先行する自治体を参考にし、対応していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

説明のときに、もちろん負担が増えるということで、その増えた負担に対してからは過剰診療を防ぐとか、抑えるとか、健康に従事してもらって病気をしないようにしていただく。また予防に努めていただくというようなことを説明されたかと思えます。

ということは、その点についての内容はわかりましたけれども、10月1日までにそういったどういった形でそういった予防に詳細にルール作りをやらなければならないと思うんですよね。ですから、そういったところの取り組みはどうなっているのかと。先ほどの質疑の中でも先行の自治体を例にしたいということがありましたが、このこども医療費助成を拡大することっていうことは、近郊町村がすべからくこういった形をやっているのか。近郊町村に与える影響というのも考えられます。全国的なもの、近郊市町村に与える影響。隣りがやっているのに何でうちはやってないのか。こういったことは大局的に見れば足並みは揃えるべきものだろうと。例えば財政的にどうか余裕が、余裕がなくても捻出することができるというようなところだったなら、取り組むことができると思えます。

しかしながら、今回の補正予算を見ておりましても、一般財源が相当な額出ておりますのでそう

いったところに反映させながら絞るところは絞るところを明らかにしていけないと、掛け声だけ努力しますとなればこういったものは始めたのはいいですけども、止めるのは難しいです。ですから未来永劫これ続くかもしれません。逆にこれが本当の流れかもしれない。かといって先進国を習えということで、アメリカの10年後を日本がいつているとか過去よく言われましたよね。アメリカはいまだに皆保険ではありませんので、やはり皆さんが自己責任という形で自分の家族や自分の身は自分で守ってくれという形ではないですか。結局そういうふうになるかもしれません。

しかし、こういったところに財政の収支は合わせる努力を示さないと、あれをやります。これをやりますと言ったならば、これは町長の威厳に関わることになってきますよね。やっぱりそれなりのきちんとした根拠がなければ。これがやっぱり国のため、町のため助成することによって、この国が繁栄するんだ、この町が繁栄するんだという大義があるなら別ですけども、そこはまだ見えてこない。収支を合わせるためにはそういった努力が考えられますということを部長が言われました。

ということは、それがどういうふうに形づけていくかという現行でよろしいですから、ないのならば10月1日までには、ある程度作り上げていただかないとやっぱり信憑性が、ただやりますということで、負担だけ要するにこれ一般財源で補填するのならば、助成するのならば、もちろん町民の方々の負担ですよ。ですからみんなで助け合おうというのはわかります。ただ、異を唱える人も必ず出てきます。ですから、ここは明確にしなければならぬ部分だと思いますので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の質疑にお答えさせていただきます。

医療費に係る医療費につきましては、やはりできるだけ抑えるということは重要かと思えます。そして、必要な医療は受けていただくということも必要かと思えます。それにつきましては、重複受診とか過剰診療をいかに抑え込むかというのが重要な部分かと思えます。年に4回医療費の通知もお知らせをしておりますし、またジェネリック医薬品の利用を促進するというような形では今後も引き続き力を入れて進めていきたいと考えております。

中学生と高校生の医療費の比較をしますと、中学生に比べて高校生の医療費というのが大体7割7分ぐらいということで、高校生の医療費に係る医療費は少なくなっております。そういった部分では高校になると受験も控えたり、部活もあつたり忙しい部分もあるかもしれませんが、医療機関に向いてないという部分もあるのかもしれませんが。そういった部分では必要な医療を受けていただくのには、こういう制度の充実は必要かと考えているところです。

また、近隣の自治体がどうかということもご質問いただきましたが、菊池2市2町では、大津のほうが先に進めさせていただきますが、近隣でも同様に18歳までの医療費の拡充というのは行うように、今準備は進められていると聞いております

今後とも医療費につきましては、過剰受診とか重複受診などをできるだけ抑えて必要な医療を受

けていただく体制というのを全体的に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 永田議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

全体の流れとしてそういうふうになってきているというのはわかりましたけれども、要はこれはこども医療費助成に関するもので、一部の部分です。本来ならば全体を考えなければならない。町民全体をですね。ということで、そうした場合に、こういったものをきっかけに全体医療費の削減に努めなければならないというのが知恵者なんですよね。ですから例えば今回のコロナのワクチン接種にしても、例えばその注射器を持つ打ち手が足りないということで、歯科医も導入とかいろんな形が出てきましたよね。それに医師会は反発しましたよね。結局自分たちの分野なんだと。国民の生命よりも我々の分野を取ることはいかんと。いったりする発言が出てくるんですよ。

ですからこの点については遠慮する必要がないと思うのが、例えばこういったものをきっかけに取り組まなくてはならないのは、町の保健師さんですよね。私がいろんな形で調べた私の範囲ですけれども、病院に行く前にワンクッション、例えば若い子育て世代のご夫婦なんかはどうしていいかわからないと。おじいちゃんおばあちゃんもいないということで、いきなり病院にいつてしまうのではなくて、そのとき助言ができるようなシステムがワンクッションあったならば、そこでいやこれはそこの薬店でこういった薬剤で済むでしょうとかいろんなことができます。これでかなりの医療費が削減できたという例を多々見てきておりますので、そういったものに繋げるようなそういった作戦を10月1日、時間ないですけれども、そういったものも取り入れたりとか、例えば学校であるならば学校の相談を受けるようにする。いろんな相対的にそういったところに対して助成するとか。いろんな考え方があると思うんですよ。ですから、そういったものの策というのはいまだ何らないという形ですか。それとも先ほどの言われた二つか三つぐらいのこういったものに取り組みたいというだけでしょうか。それとも大津町は先を行くんだというようなものは何かしらないのかなと思われまので、この点について再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の再質疑にお答えしたいと思います。

健康相談事業の充実ということだと思います。現状で、まだそこまでは至っていない部分も多々あるかと思えます。これから例えばICTを使ったりとか、そういった部分でも活用の幅はどんどん出てくると思いますので、然るべき事業の展開というのを今後は図っていきたいと考えます。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第36号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号を議題とします。質疑ありませんか。

永田議員。

○13番（永田和彦君） 議案第37号について質疑いたします。

1点だけです。新規の災害発生時のボランティアバス運転委託料としてあがってきております。災害発生時というものを考えたときに、災害というのも度合いがあるんですよね。熊本地震以上の災害があったりとか、ずっとそこまで至らない。昨年度が大雨に見舞われて大変なところもたくさんありました。ですから、災害という一括りにしたら、こういったものがうまく機能するのかなということがちょっと疑義に思う部分がありますので、想定災害の範囲が設定されているのか。内容のあたりをすみませんが、再度ご説明願いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 議案第37号、一般会計補正予算の第2号に関するご質疑をご回答させていただきたいと思います。

民生費の災害補助費の災害ボランティアバス運転ということですね。委託費として50万円組ませていただいております。永田議員おっしゃるとおり、様々な災害に対応すべきであると考えております。大型バスで乗り入れることができるのか、小型バスしか入れないのか。災害地に直接入れるのか。あるいは手前のボランティアセンターまでの運行しかできないのか。いろいろな課題があると思いますので、ここは昨年の人吉災害あたりを想定して、約1週間程度のバス運行を今のところ見ております。ただ災害の規模に応じて長期の派遣が必要などであれば、予備費等の対応をまたお願いしていきたいと考えているところです。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久君） 防犯対策費、補正予算の概要15ページの一番下と16ページの一番上になります。1番が外灯防犯灯LED化工事につきまして、このLED化3千基のうちの1千500基ということですが、1千500基の場所の選定ですね、場所がどの地域を1千500基替えられるのかというのが一つと。

2点目の国道57号線防犯灯設置工事について、通常であれば防犯灯は電柱とか、支柱に取り付けて電源線から電気を供給を受けることとなりますけれども、この場合はガードパイプに設置予定ということですので、どのような防犯灯をどんな形で取り付けて電源はどうするのか、それと手が届くところにガードパイプありますので、破損とか、盗難、そういうことについての対策というのはどのように考えられているのかをお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今の2点ご質問あったかと思えます。

まずは1点目の防犯灯ですが、町内大体4千500基程度ございまして、その中で中心部

につきましては、社公金事業で大方終わっております。それで南部と北部のほうが1千500基ずつありますので、今回については電源立地交付金の事業を若干充当させていただくものですから、南部を中心に1千500基をやっていきたいと考えております。

それから、2点目の引水方面に向けての防犯灯ですね。以前から地元のほうから通学路で非常に暗いと。博多一番どりのところでもありますね、ということで、あっておりましたので、今回国交省と協議いたしまして、20基防犯灯をつけるようにしています。形状につきましては、今のところ太陽光でやるようにしております、太陽光のソーラーとLEDの防犯灯がセットになったようなのを付けるような形で考えております。それが大体ガードパイプがありますので、そのガードパイプに添うような形でやりたいと思います。ただ高さがおっしゃるような低いところの懸念だと思しますので、その辺については防犯上については、例えば防犯で防犯対策の鍵ですね、ねじなんかもありますので、そういったので取られないよとか、そういった形で対応はしていきたいと思し、あるいはまた国交省と協議しておりますけれども、できるだけ高い位置にできるような形で強度の問題もありますけれども、そういった形で国交省と協議を進めている状況でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

大塚龍一郎議員。

○11番（大塚龍一郎君） 社会教育費について。南部地区交流広場整備工事について全協で資料をいただいておりますが、この計画平面図を見ますと、どうみましてもトイレの位置とか東屋というのがこの事業にあたりまして、これまで江藤家住宅を一体として、景観と併せて整備することが目標に掲げられておりました。先ほどトイレ、東屋と言いますのは県道から見ましていわゆる中心部江藤家の玄関になります屋敷の玄関になります長屋門に直接あたるような、非常に場所的にはどうかなということを感じております。ほかに移転するというような考えはないかお聞きしたいと思います。また、旧江藤病院で現在残っております石垣群がございますが、これはどのような利活用されるかをお聞きします。

次に江藤家を守る会並びに地域住民の方との話し合いがあったかと思いますが、その中で何か課題があったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 大塚議員の質問にお答えいたします。

南部地区広場の件ということで、まず江藤家の住宅に配慮して、トイレの位置とか東屋の位置とかということでのお尋ねであったかと思えます。これにつきましては、当初基本設計に入る前に地元の意見も聞きながら検討をさせていただいているところです。ただ、どうしても江藤家に入っていく場合の導線的な部分、進入口の部分で今の進入口と東屋、トイレの配置の位置に計画になったということでお聞きをしております。

それから、石垣につきましても、当初は石垣を使った整備をということでお聞きをしております。ただ、石垣の数量的な部分でそれを全部配置するというような難しいということで、費用的なまたそれを不足する部分を補うための経費の部分にも課題がございましたので、最小限石垣を使うこと

については控えさせていただいたところでございます。

それから最後に地元の意見についてということで課題はあったかということですが、最初にお聞きしたところでは、いろいろ意見はあったようです。その中で補助の対象になるかならないかという部分もございましたので、そういったところではできる限りの範囲で対応をしていくというところでご説明はしてあるということをお聞きしております。ただ、そういったところを精査させていただいて、先日、全協のほうで説明させていただいた計画となっているところがございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 大塚議員。

○11番（大塚龍一郎君） 整備後のいろんな管理あたりが出てくると思いますが、その点はどのように考えておられますか。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） お答えさせていただきます。

管理のほうにつきましては、まだ最終的に地元と協議はできておりませんが、町が管理すべき部分と地元の意見も聞きながら、今後は協議をさせて詰めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山部議員。

○7番（山部良二君） それでは、概要の21ページ住宅総務費長寿命化計画策定委託業務について質疑いたします。

公営住宅の効率化かつ円滑な更新を実現するために公営住宅長寿命化計画策定するとありますけれども、立て替え事業や長寿命化安全性の確保などライフサイクルコストの縮減に根差した公営住宅の管理方針が必要だと思いますが、その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。山部議員の質疑にお応えいたします。

予算書の概要21ページの8の4の1住宅総務費の長寿命化計画策定業務委託の内容について質疑いただいたと思います。現在の長寿命化計画は平成25年度に策定しております。その後、平成28年度に熊本地震があり公営住宅が建設され、現在15団地878戸となっております。現質疑のとおり、今回については点検の強化、及び早期の管理、修繕により更新コストの削減を目指して公営住宅の長寿命化計画を策定するものでございます。現在公営住宅の管理にあたっては予防保守的な管理、修繕等が建物の長寿命化に重要なことと認識しており、適切な点検、修繕、データ管理等を行い公営住宅の状況や公営住宅に対する将来的な需要見通しを踏まえた団地のあり方を考慮した上、今後効率的効果的な団地別の事業方法を選定しながら長寿命化計画を立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部議員。

○7番（山部良二君） 今話を聞くと長寿命化で予防保全的な面でのライフサイクルコストの削減を目指すという認識で間違いないと思いますけれども、やはりあけぼの団地でも昭和53年に建った建物もあれば、昭和59年に建った建物もあります。これも全く同じ事業計画でいいのかということ考えると、やっぱり改善事業よりも立て替え事業の実施のほうがライフサイクルコストの削減に繋がるような場合もあるのではないかと思います。その辺についての認識あれば教えてください。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 山部議員の再質疑にお応えいたします。

前回は住宅長寿命化計画については、住宅全体とあけぼの団地について重点的に長寿命化計画をされております。今回は特にあけぼの団地については、改修工事の計画の見直しを含めてそのままでもいいのか、今後どうしていいかについても検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（山部良二君） よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

時松議員。

○3番（時松智弘君） 農業振興費について質疑をいたします。

概要書の19ページを見ていただいて、有害鳥獣捕獲等補助金ということで、イノシシ捕獲報奨金ということで計上はしてあります。

2点あります。1点目は例えばほかの鳥害獣ですね、シカ、あるいは近隣ではサルの被害とかも発生をしていると。そういったことに対する対策についてもこういった報奨が出るのかというのが一つです。

もう一つがこういった鳥獣捕獲の施策というのは、近隣市町村、菊池郡市2市2町だけじゃなくて、南阿蘇村とも広域的に連携をしていかなければいけないと考えています。何故ならば要はそういう鳥獣というのは境がないんですよね。地域全体の取り組みをさらに広域化することによってこういった農作物の被害を食い止めることができるのではないかと思います。そういった広域連携のことも踏まえていただいて質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也君） こんにちは。ただいま時松議員のほうから有害鳥獣の捕獲補助金についてご質疑があったかと思います。

イノシシのほかに該当する有害鳥獣がないのかということで捕獲の対象につきましては、シカですとか、カラスも捕獲の対象の補助になっております。イノシシとシカは単価は同額でございますが、1頭当たり7千円、町単独で7千円、それから国のほうからも7千円出ます。カラスについては1羽1千円ということで対象になっております。それからサルのほうも一応対象にはなっており

ますけれども、今まで捕獲実績はございません。

それから近隣町村との連携ということですが、今ご指摘のとおりサルの群れはかなり数十キロに渡って市町村の山を移動しますので、菊池管内はもちろんですが、南阿蘇村ですとか、阿蘇市とか具体的な連携はまだ取れておりませんので、お話はやっておりますので、その辺も連携を取りながら効果的な有害鳥獣対策を進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 時松議員。

○3番（時松智弘君） 今質疑をさせていただいた内容については、実は農林水産系の対策でもありながら、子どもたちの通学路の保全とか住宅地の安全確保というところも非常に至大な影響を与える点だと思いますので、連携して対策のほうをよろしく願いをいたします。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） 時間1時間ちょっと過ぎましたけれども、まだ質問があるようですが続けていいですか。ちょっと換気だけ少し開けてもらっていいですか。引き続き質疑をまだいきますので、申し訳ないです。休憩前にちょっと窓開けた中で動きます。

ほかに質疑ありませんか。

三宮議員。

○6番（三宮美香君） 概要の16ページ、消防施設費のところでは新規の事業、防災行政無線設置状況調査委託のところでお尋ねします。

防災無線については、水害などは確か町で、火災などは消防のほうからだったと思いますが、先日広域の会議に出たときに防災無線のことについてちょっと別でお尋ねをしたところシステムの変更中ということをおっしゃいました。音が聞き取りにくいということをお尋ねしたときに、システムの変更中とおっしゃったのですが、今回町で新しく新規で上がってきているんですけど、広域と町と別々に動いているというのがちょっと不思議な感じがして、なぜ連携してそこら辺ができなかったのかなと思ったところでのお尋ねです。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の補正で上げておりますのは、防災無線の聞き取りが聞こえにくいとか、あるいは新たな開発地域が出てきておりますので、そこにまだ新設で設置しないとなかなか聞きづらいつか、あるいは難聴地域があるんじゃないかということで、全体的に70カ所ぐらいあるものですから、そういった形の今の現状の聞き取り関係の調査を入れております。

そして必要な防災無線を配置するところはないかについても今回は予定をして、そういった形の趣旨で今回調査をしています。当然広域との連携というのはシステム上の話もございまして、そういった形で緊急時については広域との連携がありますので、しっかりとそこは連携をしていきたいと思っております。今回私どもが上げておりますのは、町の今の現在の防災無線70カ所の現状の調査と今後の方向性について出したいということで予算を計上したところでございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山本議員。

○8番（山本富二夫君） 概要の15ページ、カーブミラーの件なんですけれども、今回要望として20基ある。要望見込みとして10基ということで30基一応予算立てをしてあります。今まで農道から町道に出会い頭に事故にあってもなかなか設置してもらえなかったのが、今回一気にそういう部分でも設置ができると思っております。要望見込みで10基の部分について、これを超えた場合に予算立てをするのか、反対にこの10基がない場合は、申し込みがない場合は今既存のカーブミラーも結構傷んで支柱が錆びている部分でそういうのに充填できるのか。その2点についてお聞きします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） カーブミラーの現状についてのお尋ねなんですけれども、今20基と新たに10基ということで、令和2年度についても一部は要望が上がっていて、実施できていないところもありましたので、そういったところを前倒しでやりたいということで考えております。

それと、今後いろんな区長さん、あるいは交通委員さん等から現地調査を踏まえて、私どものところへ要望が上がってきます。それを踏まえて当然新しい設置だけではなく、中にはガラスが曇っているそういうところについても当然補修はしていきたいと思っております。全体の予算の中でしっかりとやっていきたいと思っておりますし、ただ逆に言えばカーブミラーを設置すれば逆に危なくなるとかそういう事例もございますので、十分皆さん方の要望を聞かせていただいてその中で適当な場所というのをきちんと交通安全支部の役員さん等あたりでも現地調査しながら、必要なところについて設置をしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山本議員。

○8番（山本富二夫君） 住民が一番感じるところですので、ぜひ要望を聞かれながら設置等について考えていただきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

○10番（佐藤真二君） 時間も押しておりますので、簡潔にお尋ねしたいと思います。

まず1点目ですね、新型コロナウイルスの対策のセーフティネット強化交付金のことについてでございます。歳入側が予算書では13ページにありまして、金額が4千280万4千円となっております。これに対してこれの出ていく方を見ますと、これが21ページにございまして補助金として4千15万円、ここの国庫支出金が全体で4千170万1千円とするとその差額がどこにあるのかなと見たときに、19ページの一番下の3の1の1の国庫支出金の110万3千円のところに余りがあります。そうしたときにこの3の1の1で何なんだということをこちらの概要のほうで見ますと、民生委員さんの研修費になっているんですね。これ、この使い方適切なのかというのをまず一つお尋ねしたいと思います。

それから、次が28ページですね、熊本県時短要請協力金負担金1千450万円、これは昨日全

協のほうで申し上げましたので、同じことは言いませんけれども、根拠というものをきちんと示していただきたいというのです。もしこの場で無理でしたら、委員会のほうでもしっかりお話をさせていただければと思います。それから35ページ生涯学習センター費の高圧設備の更新の工事ですね。2千68万円ですか。委託料もありますけれども、故障とかじゃなくて老朽化と言われたと思うんですね。そうすると、これが何でこの間の個別施設計画に載ってなかったのかなということなんです。そういったものをきちんと把握して、長期的に計画に織り込んでいきたいと思いますというのが個別施設計画の趣旨だったと思うんですよ。前回、個別施設計画の制度に問題があるんじゃないですかというふうに私申し上げたところなんですけれども、これについてもその理由を説明していただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 質疑にお答えさせていただきます。

民生委員さんの研修費に充当されていないかというようなことですかね。民生委員さんの大型研修費につきましては、一般財源という形になっております。歳入のほうの額の分につきましては、あとシステム改修費、並びに消耗品費、人件費等に充てさせていただいているところです。

当初予算に上げている分はこちらのほうに充当させていただいているという形になります。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也君） 佐藤議員の2番目の質疑についてご説明いたします。

熊本県時短要請協力金の負担金、全協でもご質問がありましたけれども、その根拠と言いますか、支払いの大元はどういうことなのかということですが、一般的には2割負担というのは今回の事業については、県が事業主体になりますので、県が負担するのが通常の形ということになっております。熊本県の場合は平成24年の熊本北部九州の水害、それから平成28年の熊本地震、それから昨年の県南の豪雨ということで非常に財政的にも厳しいということで、県下の市町村のほうに要請と昨日ご説明もいたしましたけれども、形がきておまして、それを各市町村で今回の6月議会に予算措置をして議決いただいたら、熊本県のほうと協定を締結して今後この事業を進めていくというふうに伺っているところでございます。今までの事例としまして、昨年の12月末に第3波の折に熊本市が先に協力金の要請ということがありましたけれども、ここについて、これが4回ございましたけれども、そのうち3回は熊本市だけでしたけれども、このときは熊本市と折半になっているという情報でございます。3回目の全県以下のときは、このときは熊本県が全額負担をされたと、それから第4波について有明保健所管内が協力要請がありましたけれども、ここは有明管内の保健所管内の市町村は1割負担をされたということで、そういう前例も踏まえて県のほうから要請があったものと理解をしているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 佐藤議員の質問にお答えします。

ご指摘のとおり個別施設計画の中に高圧受電設備のほうの改修の項目が上がっておりませんでし

た。これにつきましては、個別計画の策定の部分と今回の保守管理をしていただいている業者のほうからの指摘あたりもありまして、今回当初予算、肉付予算のほうに計上させていただいたものです。ご指摘のとおり個別計画から抜けておりましたことをお詫びしたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○議長（桐原則雄君） 佐藤議員。

○10番（佐藤真二君） 二つ目のことですね。熊本県からの要請だということなんですよ。要請はわかります。分かるし、それに応じるというのは市町村として実際のあり方としては正しいんだらうと思います。ただ、このコロナになってからやったら要請ばかりなんですよ。権限のないあるいは法的な根拠のないことがたくさん行われておまして、去年は小中学校の一斉休校とかですね、そういったことも権限がどこにあるのかわからないままに、勝手になされたものであったわけです。

そのように要請というのは、素直にそのままのんでいいじゃなくて、それだったら条例にしてくださいと県のほうにしっかり言わなきゃいけなかったんだらうなと思います。そういった努力というものがないと法的な裏付けがないままに県がお金を出してくださいと言ったから仕方なく出しましたと。そういった話がいつまでも続いてはいけない。今も緊急事態だし中身が中身だから仕方ないとは思いますが、そういった町の行政の姿勢として、そういったことをきちんと考えていかなければならないんじゃないかなと思いますという意見を添えまして、終わりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第19 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第31号から議案第37号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時25分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和3年第3回大津町議会定例会会議録

令和3年第3回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第2日)

令和3年6月14日(月曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 住民生活部税務課長 村上 博文 副町長 杉水 辰則 会計管理者兼会計課長 元田 正剛 総務部長 藤本 聖二 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 住民生活部長 坂本 光成 兼法制執務係長 健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室 矢野 好一 総務部財政課課長補兼財政係長 大塚 昌憲 産業振興部長 田上 克也 教 育 長 吉良 智恵美 都市整備部長併任工業用水道課長 村山 龍一 教 育 部 長 羽熊 幸治 総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会書記長 白石 浩範 教 育 部 次 長 平岡 馨 総務部財政課長 清水 和己 農業委員会事務局長 高橋 和秀

一 般 質 問

1 番 豊 瀬 和 久 君 p 71～p 84

1. 新型コロナウイルスワクチン接種を着実かつ迅速に進めるための取り組みについて

(1) 新型コロナウイルスの感染を抑え込むには基本的な感染防止対策の徹底と並んで重要なのが、ワクチン接種でありコロナ禍収束の決め手になる。

町民が安心して接種できるよう万全な対策を講じて、町内全対象者への接種を着実かつ迅速に進める事が重要な取り組みである。

① 町内にワクチンを受けようとの気持ちを喚起して、接種率を上げるための一つの方策として、2回の接種を完了された人に特典として町内で使える商品券を配布するべきではないか。

② 本町には、市や町をまたいで通勤・通学する人も少なくない。

そのため、町民がワクチンを接種しやすくするための利便性向上の観点から、近隣の市や町であれば居住地以外の医療機関でも速やかに接種できるよう手続きを簡素化するための連携協定を結ぶべきではないか。

③ かかりつけ医がない方のために、学校や、商業施設でも集団接種を実施するべきではないか。

2. L G B Tなど性的少数者カップルの関係を公的に求めるパートナーシップ制度の導入について

(1) パートナーシップ制度の導入は、多様な性を尊重するという自治体のメッセージであり、当事者が生きづらさを解消する第一歩となる。SDGsの「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、本町でもパートナーシップ制度を導入すべきではないか。

3. 時代に即した魅力のある健康ポイント事業の導入について

(1) 健康づくりは、住民の日常生活の中での積み重ねが大事であり、そのためにも日々の生活の中での健康づくりに関する意識の向上を啓発して、すべての町民が、生涯通じて健やかで、心豊かな生活を送る事ができるように時代に即した魅力のある健康ポイント事業を行うべきではないか。

4. ボトルディスペンサー式水飲栓（給水スポット）の設置について

(1) SDGs「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、ペットボトル削減のためのマイボトルの利活用促進や、水資源を大切にすることの啓発を進め、

豊かな地下水の価値を高めるとともに、熱中症対策にも有効なボトルディスペンサー式水飲栓（給水スポット）を新庁舎など町民が集う公共施設に設置すべきではないか。

2 番 山 本 富二夫 君 p 84～p 95

1. 新庁舎近隣の4施設利活用促進について

(1) 今まで、各部署や施設が町内バラバラで町民に大変不便を掛けていたが、新庁舎が7月に開庁が予定されており、業務が開始される。

一部課や施設を除いて新庁舎での業務が行われ、町民に便利な庁舎として、開庁する。

① 今回の質問4施設（大津町歴史文化伝承館・地域包括支援センター・電算室・大津町まちづくり交流センター）の今後における施設の利活用（現状維持・統合・賃貸し・売却等）促進について

② 緊急的な問題、オークスプラザの雨漏りと外壁の黒ずみ

2. コロナワクチンの接種予約のやり方について

(1) 大津町でも、いよいよ65歳以上の高齢者に対してコロナワクチンの接種が始まった。希望者全員に接種できる体制は出来ているのか。

（一人暮らしで身寄りがいない人、携帯が使えない人、認知症の人等）

町民の皆様から、接種予約が簡単にできるようにしてほしいと相談がある。

3 番 時 松 智 弘 君 p 95～p 109

1. 交通量の増加する町道の安全対策について

(1) 町道三吉原北出口線、西鶴中井迫線、県道矢護川大津線の交差点（セブンイレブン前）は登下校の小中学生、通勤の車両、物流大型トラック等が行き交う町内でも交通量の激しい交差点の一つである。周辺住民や生徒・児童保護者から安全確保の要望が多く、また通勤利用者との交通トラブルも発生している。

同様の状況は人口増加の著しい地点において顕著になっている。人口流入が続く本町の交通量は増加の一途を辿り、国道57号北側復旧道路の開通により物流の要衝となりつつある現状がある。

また、災害に強い都市構造の推進も踏まえ将来にかけての交通政策と早急な安全対策について考え方を伺う。

2. コロナ禍の現状を踏まえた一般廃棄物の処理とごみの減量化の推進について

- (1) 令和2年度末に稼働を開始した菊池環境保全組合クリーンの森合志は国内先端技術の粋を集めた焼却処理、最終処分場であり総工費約238億を投じて作られたこの施設を出来るだけ長く、大切に2市2町が協働し維持運営していかなければならない

公共施設の延命化、長寿命化が叫ばれている昨今、人口流入の激しい2市2町の現状を踏まえ、大量焼却処理に係る負荷の増大や最終処分場の埋め立て残余年数の適切管理も含めごみの一人当たり排出量を適切にする必要がある。

しかしながら新型コロナウイルス感染症対策の為に衛生用品のごみは削減することは不可能であり、コロナ禍の鎮静が今後見られても不必要となった防疫対策備品等が大量に発生することも考えられる。一般廃棄物の量を抑制し、最終処分物の減容こそが国策であり、国が地方公共団体に交付する循環型社会形成推進交付事業は30年余にわたる廃棄物処理の適正化をさらに押し進めていく事を目的としており、ごみ問題のキーである。

今後のコロナ禍における一般廃棄物の処理について、また菊池環境保全組合が目標に定める本町のごみの排出量削減について啓発・広報及び具体的な施策を伺う。

4 番 荒 木 俊 彦 君 p 110～ p 119

1. 町民の安全・安心、公共の福祉増進のための道路整備を

- (1) 町内の道路の整備が類似団体と比べても遅れているのではないかと。町の町道認定がやっと制定されたようだが、地域住民の思いに叶う町道認定申請の方法が定かではない。長年住んでいる人たちの生活道路が町道と認定されていない。道路の利便性は、町民の安全・安心、公共の福祉増進につながることを考える。

- ① 町の道路網と認定路線のネット情報公開。
- ② 制定した道路認定基準は、町民に理解されるか。改善が必要ではないか。
- ③ 住民の立場に立って、認定されていない生活道路の認定申請の仕組みと改良整備を計画的にすすめるべきではないか。

2. 急がれる公共交通の改善・充実

- (1) 町長の公約で乗り合いタクシーの改善充実、巡回バス導入などによる公共交通充実が掲げられて、大変期待されている。

- ① 乗り合いタクシーの改善充実、巡回バスの大まかな構想はあるのか。
- ② まちなかでのバスは、平地部では有効かもしれないが、町北部の高台で

は、道路が複雑で、高齢の方などには、バス停まで歩くのも困難と思われる。まちなかの北部の人たちには（例えば上井手から北側）、一刻も早く乗り合いタクシーを利用できる改善が必要かと思うがいかがか。

5 番 大 村 裕一郎 君 p 120～ p 124

1. 再生可能エネルギーについて

(1) 現在、我が国でも脱炭素を掲げ2050年のカーボンニュートラルに向けて歩みを進めている。大津町でも1MV以上の太陽光発電が16箇所あるが地域からは山林を伐採することによる土砂崩れや川の氾濫など不安の声も上がっている。

上記の部分をつまえた上で大津町では今後どのような形で再生可能エネルギーの推進をしていくのか。

2. バイオ炭について

(1) 農林水産省が先日決定した「みどりの食料システム戦略」が発表された。その中で「J-クレジット制度を活用したバイオ炭の農地施用の促進」が謳われていたが、現在バイオ炭は農地に埋めることで温室効果ガスの削減に効果があり、通水性や保肥性を高める土壌改良剤としても農業の現場で活躍している。

今後のSDGsや環境を重視する動きが加速していくと見込まれるが上記のようなものを町として推進していく考えはないか。

6 番 田 代 元 気 君 p 124～ p 131

1. 公式LINEアプリについて

- (1) LINEアカウントの運用開始から1年が経過したが、これまでの運用状況はどうなっているのか。
- (2) これからの情報発信についてどのように取り組んでいくのか。
- (3) 登録者増加に向けてどう取り組んでいくか。

2. ワクチン接種について

- (1) ワクチン接種の予約、接種状況はどうなっているか。
- (2) 今後の予定と、取り組みはどのように行っていくのか。

7 番 山 部 良 二 君 p 137～ p 149

1. 障害者差別解消法について

(1) 今、日本では障害者差別解消法による障害のある方への合理的配慮が求められている。SDGsで提唱する「誰一人置き去りにしない政策」を推進するために合理的配慮の提供と障害理解の促進について

① 折りたたみ式スロープや筆談ボードの購入、点字メニューの作成など民間業者や地域の団体が、障害のある人に必要な合理的配慮を提供していただくための環境整備に対する費用を大津町が助成する制度が必要ではないか。

町長の見解を伺う。

② 「大津町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」第7に理解促進のための研修についてとあるが「障害平等研修（DETR研修）」等の実施状況等を伺う。

③ 障害者差別解消法第14条、国及び地方公共団体は「相談に的確に応じる」とあるが本町では相談段階での調整機能が十分に果たしているのか。相談員は傾聴案件として話を聞くだけで終わっていないか。本町の現状を伺う。

2. コロナ禍の生活困窮者支援

(1) 現在コロナ禍による緊急事態宣言等の長期化で生活に不安を抱える人々が増加している。そんな中、菅総理は国会で最終的には生活保護があると発言された。しかし、日本の生活保護捕捉率は極めて低い状態であり、イギリスの捕捉率87%、ドイツの捕捉率は85%、対して日本は2020年の調査で22%、先進国に比べ圧倒的に低いのが現状である。しかし、コロナ禍により生活困窮が避けられない今、生活保護申請件数は、今後増加していくのではないか。以上を踏まえ町長に問う。

① 大津町的生活保護捕捉率を含めた生活保護受給状況について。

② 生活困窮に陥られた相談者（町民）に対するアウトリーチや各種申請に関する支援、本町独自の社会資源（居場所）の提供など実施状況、相談支援スキル向上に向けた取り組みは。

③ 厚生労働省「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」の一部改正「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点について」の中で、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には基本的に扶養義務者への直接の照会を行わない取り扱いとあるが、生活相談について生活保護申請を求められた場合、「生活保護申請書」「扶養照会に関する申出書」等をすぐ手渡しできる状況にあるか。

3. 命を守る防災計画について

(1) 令和元年9月定例会で提起した命を守る流域治水だが、県では去年7月の

熊本豪雨災害をうけ、ようやくと言うべきか、河川法・下水道法を中心の従来型治水から「流域治水」に転換すると発表した。本町でも、「流域治水」に根ざした防災対策が必要だと思われる。以上を踏まえ町長の見解を伺う。

- ① 災害危険地域の要配慮者利用施設において、水害対策のための移転や施設改修等の推進が必要だと考えるが該当施設があればどのような対策を行うのか。
- ② 本町の公立小中学校にけるバリアフリー化や体育館等の空調設備の設置を推進するべきではないか。
- ③ 一級河川や支流を俯瞰的に捉えた河川の規模に応じた流域治水の取り組みは。
- ④ 災害等危険箇所一斉点検の実施時期は。

8 番 大塚 益雄 君 p 149～ p 157

1. 災害に対する備えについて、対応について

(1) いつ発生するかわからない災害については、備えを早めに準備しておき災害を最小限にとどめる事が大切である。そこで、町における自主防災組織設立の現状は。

- ① 自主防災組織が設立され運営ができている地域はどれだけあるのか。
- (2) 防災訓練については、毎年訓練しないと自主防災組織の機能が低下する。又地域の役員の方も変化するため継続できない。地域を守る為には、毎年防災訓練を実施して避難行動を日頃から考えておくことがもっとも重要である。
 - ① 今後、未設定地域の自主防災組織設立計画は。
 - ② 防災訓練等の計画はどの様な考えか。

2. ヤングケアラー問題と支援について

(1) 家族の誰かに介護が必要になった場合、一般的には配偶者または子供が世話をすることになる。しかし、親が不慮の病気や事故で要介護になった場合、未成年者がその役割を担うこともおおいに考えられる。心身ともに未発達の子供が介護をすることは負担も大きくさまざまな問題があり、全国的にも増えてきている。

- ① 現在、社会問題化しているヤングケアラーの現状について教育委員会及び町は把握しているのか。
- ② その現状について教育委員会及び町は、どのように支援しようとしているのか。
- ③ 他組織との連携等も重要であると思うが、そのシステムづくりはどうなっ

ているのか、町長にお尋ねする。

9 番 坂 本 典 光 君 p 158～ p 167

1. 「たくましさを養う教育」について

(1) 同じような質問を何年か前にしたことがある。最近、世界情勢が急速に変化してきた。中国は経済力と武力で世界の秩序を変えようとしていると言われていて、中国のサイバー攻撃も激しさを増していると聞く。

- ① 知徳体をベースにした義務教育の中で知だけが重要視されているのではないかな。
- ② 知識や、やさしさだけではなく、たくましさを兼ね備えた個人を育てたいと国際社会で適用しないのではないかな。
- ③ 世界情勢を直視し、世界平和に貢献できる日本人を育てる必要があるのではないかな。

2. より良い変革について

(1) 町長の「変えていこう 新しい大津へ」という101の具体策には大賛成である。これは若くて、能力と行動力を持ち、世界も体験してきた金田町長をもって実現できることだと思う。それを達成するには職員の力が必要だ。

町の職員は能力を持ちながらも家族の面倒をみるために地方に職場を求めた人たちが多く、彼らの意見も聞きながら民間の活力を導入していただきたい。

3. 受付窓口の対応について

(1) 最近役場の受付対応が非常に良くなったという町民の声が多い、昨年わたしは窓口の対応が悪いと一般質問したが、その後努力されたのだろう、辛口の町民の方々が良くなったと評価されているのでこの場で報告すると同時に、継続していただきたい。

10番 三 宮 美 香 さん p 167～ p 173

1. 空き地・空き家対策について

(1) 今までも常任委員会や一般質問の中で空き地・空き家について議論されており、空き家バンク制度も設立されている。しかし登録は少なく、活用がされていない印象を受ける。

熊本地震後に実施された空き家のアンケート調査を見ると、親または親族の家を相続したが10年以上住んでいない状態が家や管理が難しい状況がみ

られる。

町長自身も議員時代に一般質問で空き地・空き家について集落機能を低下させると指摘されていた。

今ある空き地・空き家への対応と共に、これから増えるであろう空き地・空き家対策も必要ではないか。

今の状況をどう考えているのか。また、これから空き地・空き家対策をどうされるのか。

11番 永田和彦君 p173～p184

1. ジェンダーギャップについて

(1) ジェンダーギャップが町発展の阻害要因とならぬよう対策は不可欠である。

世界の政財界のリーダーが集う「ダボス会議」を主催する国際機関WEF（世界経済政財界フォーラム）は、ジェンダーギャップを埋めることで、女性の人権の問題であると同時に、経済発展にとっても重要と指摘している。

対策の基礎として男女の違いとステレオタイプについての認識を高める必要がある。

2. 初等教育の評価基準について

(1) 子供たちが成人になり、経済活動や社会全体に欠かせない人材として評価をした場合、教育の不備や取り組むべき改善点が浮かび上がってくる。

学校の試験で良い点数を取る人はそれなりの努力をしているが、良い点数を取っても役に立たないと社会に出てはじめて厳しい評価を下される人もいる。

そんな現実には焦点を当てた評価基準が有り、その基準をクリアすべく社会を分析し、教育へフィードバックする、そんな子供たちの将来を豊かにする教育を求めたい。

また、教員の採用倍率の危険水域に達している。認識と対策は急務である。

3. コロナウイルス対策について

(1) 混乱必至は想定内。コロナ対策に全力をつくすのならば想定の内りをつくさなくては成らない。事前対応はどこまで出来ていたか、事後対応も行政の資質と能力が問われる。

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 3 年 6 月 1 4 日 (月) 午前 9 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、津田議員及び永田議員より欠席の届けがあつておりますので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 11 名ですので、本日が 1 番から 6 番まで、15 日が 7 番から 11 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○9 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、そして 1 階談話室の皆様も朝早くからお越しいただき、大変にありがとうございます。ただいまより、9 番議員、公明党の豊瀬和久が一般質問を行わせていただきます。

熊本地震で旧庁舎が使えなくなってより 5 年間、この会場で一般質問を行ってまいりましたが、いよいよ新庁舎が完成し、今回がこの会場で行う最後の一般質問となりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

まず、1 点目の質問は、今、町民の一番の関心事であるコロナワクチン接種について簡潔にお伺ひいたします。

新型コロナウイルスの感染を抑え込むには基本的な感染防止対策の徹底と並んで重要なのが、ワクチン接種であり、対象年齢も 12 歳以上に拡大をされました。周囲にも 2 回の接種を終えた方がいらっしゃいますが、皆さん一応に晴れやかな表情になられています。ワクチンを速やかに接種することが個人の健康を守り、コロナ禍から脱出する切り札としての期待の大きさを感じます。安心してワクチンの接種ができるような万全な対策を講じて、町内全対象者への接種を着実かつ迅速に進めていくことが重要だと思います。

現在、重症化リスクが高い 65 歳以上の高齢者への接種を 7 月末までに完了させるとの政府目標の達成に向け、予約と接種が順調に進められており、本日も 12 時から第 3 期の予約が行われます。予定では、65 歳以上の約 8 割の方が 7 月末までに接種完了し、いよいよ今月末からは、次のステージである 65 歳以下の方たちにも順次接種が進められていくこととなります。

そのような中、国も各自治体の負担を軽減し、接種を加速化していくために企業や大学などにお

いて学校を含む職域単位でワクチンの接種を開始することを可能としました。企業単独での実施のほか、中小企業が商工会等を通じて共同で実施されるとのことです。大学が学生を対象にして独自に実施することも可能となりました。このように、迅速な接種のために柔軟な発想で新たな取り組みが始まっています。

本町でも、5月6日から予約が始まりましたが、当初は予約の電話が通じない、ネットでの予約方法がわからないなどの苦情が聞かれ、マスコミも大混乱などと報じました。

基より、今回の接種事業は、希望する人全員を対象にしたかつてない大規模で困難な事業ですので、どこの自治体でも同じように混乱した状況ではありましたが、本町では、いち早く新型コロナウイルス感染症対策室が設置されており、ワクチン接種に関しても司令塔となつて的確な対応がなされ、状況は大きく好転しています。新型コロナ対策室の方々が少ない人員で、町民からの窓口対応や電話対応に奮闘されていることに頭が下がります。そして、当初の混乱を教訓に、1人でも多くの方がスムーズに予約できるような工夫がなされ、電話がつながりにくい状況の改善やインターネットで予約ができない方への対策などの取り組みを推進された結果、今では予約ができて安心したという声が多く寄せられています。そして、そのことが新聞やテレビに良い取り組みの事例として何度も取り上げられてきました。新型コロナ対策室の方々には、困難な状況の中、相当なご負担をおかけしてワクチン接種対応を担っていただいております、その努力に対し、心より敬意を表します。

まずは7月末までに65歳以上の接種を完了させ、次に、基礎疾患がある方を優先して出来る限り早期に接種できるような接種体制の強化へ町民が力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

そこで、1点目の提案ですが、熊本県にもまん延防止等重点措置が適用されるなど、大変な中でご協力をいただき、2回の接種を完了された方々に感謝をするとともに、町民にワクチンを受けようとの気持ちを喚起し、接種率を上げるためのインセンティブとして、また、買物や外食の際などに利用してもらうことで、地域経済の活性化にもつなげていけるように、2回の接種を完了された方に、町内で使える商品券を贈呈してはいかがでしょうか。

2点目の提案として、現在、接種は住所地での医療機関で受けることになっており、例外として他の自治体での接種を希望する場合、住所地外接種届出済書を申請して発行してもらう必要があります。

しかし、本町では、毎日多くの方が市や町を越えて通勤・通学されています。また、かかりつけ医もなく、具合が悪いときには、学校や職場の近くの病院に行かれる方も多いのではないのでしょうか。このように、次のステージでは、接種対象者の生活習慣が変化しますので、利便性向上の観点から住所地以外の医療機関でも速やかに接種できる体制を構築すべきではないでしょうか。

既にソフト面では、住所地以外での接種に対応できるように接種記録システムが運用されています。このシステムは、接種券や接種済みの証明書を紛失した場合の対応、2回目の接種の呼び掛け、住民からの問い合わせへの対応などにも役立てることなども想定して一人一人の接種状況をリアルタイムで集約、把握できるようになっています。

さらに、接種の1回目と2回目の間に引っ越しをして、住所が変わった場合などに円滑に対応するため、自治体間での情報の照会提供も必要に応じて可能となっています。

この接種記録システムを効果的に活用し、居住地以外の医療機関等でも接種できるようにすべきではないでしょうか。

お手元に参考資料を配付してありますが、既に、天草市、上天草市、苓北町では、ワクチン接種の広域連携協定を結んでおり、住民票がない自治体でワクチン接種を受ける場合に必要な手続きをなくしています。

本町でも菊池郡市での広域連携や熊本連携中枢都市圏などで多くの連携した取り組みをされていますので、今こそ広域連携の成果を発揮すべきだと思います。

最後に、3点目の提案になりますが、かかりつけ医がない方や学生の皆さんのために、効率性やアクセスしやすい利点がある学校や商業施設を集団接種会場として活用すべきではないでしょうか。

今回の通告書を提出したときには、まだ12歳から15歳は接種対象になっていませんでしたが、今回、新たに対象になったことで、小学生や中学生に対する接種のあり方について、個別接種で行うのか、集団接種で行うのか、場所はどうか、いつ接種をさせるのかなどを検討する必要があります。

熊本市では、南区にある大型商業施設、ゆめタウン浜線内に大規模な接種会場を設置しており、土日、祝日の午前10時から午後6時まで、1日当たり270人の接種を実施されるということです。ワクチン接種は効率勝負ですので、課題を解決しながら最善策を追及していく必要があると思います。

菅総理大臣も10月から11月にかけて希望する国民すべてに接種し終えることを実現したいと表明されました。

本町においても、医師の確保や医療機関との交渉など、簡単なことではないとは思いますが、65歳以上でもまだ未接種の方も多くいらっしゃいますし、新たに対象になった12歳以上の町内全対象者への接種を着実かつ迅速に進めるためには、柔軟性を重視し、改善を重ねていくことや副反応などの不安を解消させるためのわかりやすい情報提供を実施することが重要だと思いますが、金田町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。それでは、豊瀬議員の新型コロナウイルスワクチン接種を着実かつ迅速に進めるための取り組みについての質問にお答えいたします。

昨年国内で感染が拡大している新型コロナウイルスについては、4月中旬に第4波が到来し、県内でも過去最多の感染者数が確認されております。そのほとんどが感染力の高い変異型ウイルスの疑いがあるものです。そうした中で、菊池郡市においてもこれまで以上に感染者が増加している状況です。

よって、このワクチン接種が感染予防・発症予防・重症化予防に不可欠なものとなっております。議員がおっしゃるように、ワクチン接種を着実かつ迅速に進めることは、コロナ禍収束の決め

手となりますので、町民の皆様が以前のように安心して生活できるように、できるだけ接種率の向上に努めたいと考えております。

接種率向上への勧奨策としては、接種済み者への商品券の配布も一つの方法だと考えております。

本町としては、ご提案の勧奨策及び町内の企業や事業所と連携した、接種した人への割引制度などの仕組みづくりも含めて、接種率向上と地域経済の振興につながる工夫を試みたいと考えております。

次に、町外医療機関でも接種できるよう、今からでも連携協定が結べないかという質問ですが、このワクチン接種は、予防接種法に基づき、各自治体が住民票のある住民に対して接種することが原則であり、接種過誤に対しても国・県・自治体で責任を負うこととなります。一部地域では広域的な連携を結んでいます。菊池管内2市2町では、昨年度に広域実施も協議はしたものの、課題もあり、広域連携を行わなかったという経緯もございます。

なお、大津町民のかかりつけ患者が非常に多いセントラル病院に関しましては、菊陽町に位置しておりますが、大津町民向けの接種枠を一定数提供いただくなどのご配慮をさせていただいております。

大都市等で行われる都道府県が主体となる大規模接種会場ができれば接種が受けやすくなるのではないかと思います。現時点では国から出されている住所地以外接種の基準などの要件が緩和されない限り、現状の体制で運用したいと考えております。

最後に、かかりつけ医がない方のために、学校や商業施設でも集団接種を実施するべきではないかの質問ですが、かかりつけ医がない人や平日に都合がつかない人のために、町内医療機関にご協力をいただき、町公共施設において3週間ごとの土・日での集団接種を実施する予定でございます。集団接種の実施は、医師会との協議も必要であり、そのほかにも課題がありますが、会場との調整も合わせて実現可能であれば、大型商業施設などでの実施も含め、集団接種の場はできる限り増やしていきたいと考えております。

また、町内の企業には、企業内診療所を有するところもありますので、現在、対策室の方で実施に向けて打ち合わせを進めております。

現在、住民接種に使用しているファイザー社製のワクチンについては、接種の対象年齢が6月1日より16歳以上から12歳以上に見直されたため、今後は教育委員会とも連携して学校内での集団接種も視野に入れたいとは考えております。

なお、詳細は担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。豊瀬議員の新型コロナウイルスワクチン接種を着実かつ迅速に進めるための取り組みについての質問を項目に沿いましてご説明させていただきます。

大津町における高齢者へのワクチン接種におきましては、一般の高齢者に先行して5月10日から高齢者施設入所者への接種が開始され、続いて5月17日から65歳以上の高齢者の接種が開始

されており、現在は順調に接種が進んでいる状況です。

今後、65歳未満で腎疾患など15項目の基礎疾患保有者へ優先接種を並行して実施しながら、順次接種ができるように準備を進めているところです。

まずは、1番目の接種率向上策への質問ですが、65歳未満の方々については、インフルエンザワクチン接種の状況と同様に、接種率が伸び悩むことも懸念されるために、他の自治体では接種率向上策として、ワクチン接種を受けた人に対して特典を受けられる取り組みを行っているところもあるようです。

接種を行った方へ経済振興策と併せ、商品券を配布する取り組みもお聞きしておりますが、過去の地域限定商品券は大型店にほとんど使用され、地元商店等への隅々に行き渡るまでの効果に至らなかったこと、また、個別接種を主体とする本町の接種体制では商品券配布に課題があることなどから見合わせておりました。

しかし、本町としましても、2回のワクチン接種を済まされたの方々に対しては、町内の事業者や企業への経済振興策にもつながるよう、議員ご提案の勸奨策について、関係課等と協議を進めておりますので、実施について検討させていただいております。

また、先般、大手外食チェーン店が接種済み証提示で飲み物などの提供を行うサービスが報道されておりましたが、そのような民間レベルでの取り組み促進についても考えてみたいと思っております。

次に、2番目の町外医療機関で接種できるよう連携協定が結べないかのご質問ですが、このワクチン接種事業は国の定めで行うものであり、現在、供給されているワクチンの供給と管理体制の都合上、先ほど町長からの答弁のとおり、原則、住民票のある自治体で接種させていただくことになっております。

菊池郡市においては、当初はワクチンの管理体制が難しかったことで集団接種を検討していたところですが、ワクチンの小分け配送が可能になり、菊池郡市医師会と協議を重ねたところ、医師会の方から集団接種では各医療機関への負担が大きいため、個別接種を中心として実施したいとの要望により、各市町村での個別接種となった経緯があります。各市町村では、既に接種も順調に行われているため、現行のままでの体制で進めたいというお話もいただいております。

最後に、3番目のかかりつけ医がない方のために、学校や商業施設でも集団接種を実施するべきではないかというご質問ですが、大学や企業内接種につきましては、国も示してきましたが、現状としまして、県立学校の高校で集団接種を行うことにつきましては、熊本県が中心で動いてもらわなければ実施は叶わないというふうに考えております。

ただし、ファイザー社製ワクチンについては、接種対象年齢が12歳以上と引き下げられることになるため、12歳から15歳までの対象者につきましては、今後、教育委員会と協議し、課題を整理しまして進めていきたいと考えております。

今後も報道からの情報が先行して毎日のように伝わってきますので、事例を先取りしながら想定し、国や県、医療機関とも密に連携し、町民の皆様に対して、わかりやすい情報発信を行い、安心

して多くの方々が接種できるよう進めていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目の商品券のようなイベントに関しましては、できるだけ使いやすく、経済効果もあるようなものをなるべく早期に考えていただくようによろしくお願いいたします。

それと2点目の町外の医療機関での接種の件なんですけれども、今までの65歳以上の方は今のやり方でよかったかもしれませんが、これからどんどん若い人とかに接種をしていただかないといけなくなってくる中で、今と同じようなやり方をやってたら、やっぱり町民の皆様の利便性が悪いんじゃないかなと思うんですよね。できるだけ自由に大きな地域で接種ができたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、今話を聞いてみたら、一番最初に連携協定を結ぶ話し合いをされて、課題があってそれができなかったということでなんですけれども、その課題というのがそのどういう課題なのかと思いますけど、これ話し合いで済むんじゃないかなと思うんですよね。天草は広大な地域を連携協定で、だからワクチンは持って行ったり、持ってきたりというのは、あの広大な地域でされていると思うんですよね。天草も、2市1町ですかね。だから、この菊池郡市とか、熊本市あたりも含めてもできない話じゃないと思うんですけども、課題というのは、そのどういう大きな課題があってできなくなったのかをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 豊瀬議員の再質問にお答えさせていただきます。

当初の課題と申しますのが、ワクチン接種の計画がスタートしたのが11月、12月ぐらい、昨年なんです。わかってきたかと思います。そのとき、やはりワクチンの管理保管体制が非常に厳しいという状況で、その配送をどうするかという形が一つつくれるかどうかというのが一つの課題だったというふうに思っております。当初は集団接種を行うという形で進めさせていただいておりましたが、医師会との協議の中で、やはりこう通常の診療業務を並行しながらワクチン接種を進めるということで、どうしてもやっぱり集団接種は難しいということ。それと、やっぱり菊池郡市では、個別接種中心に接種体制が構築できたということで、今回、菊池郡市内での広域連携というのには至らなかったという形があります。

今後、やはりワクチンの接種については、議員がおっしゃいますとおり、利便性の高い接種体制を構築することは大事になってくるかと思います。先ほど申し述べましたが、住所地外接種の規制の緩和とかですね、例えば、大規模接種会場が設置されるとか、そういう状況になってきますと、さらに接種体制は整いまして、接種率の向上にもつながっていくのじゃないかというふうに考えているところです。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） いや、国も次から次に改善を重ねていっていますよね。先ほどの職域接種なんていうのは、接種券がなくても受けられるとか、当然住所地外ですよ、職域ですから。そういうこともできるのに、何で大津町だけは大津町の町内でしかできないというようなことになっているのかがよくわからないんですけど、しっかり話し合いを進めていただいてですね、やっぱり改善を重ねていかないと、今までは65歳以上の8千人の方がスムーズに今きてますけれども、これから先、あと2万人以上の方が接種を進めていかないといけないですし、仕事もされているし、学校にも行かれています。そういう生活スタイルが違う中で、今と同じようなやり方をやってたら、ある段階でやっぱり接種率が伸び悩んでですね、健康診断なんかもそうじゃないですか。4割ぐらいしか年間、健康診断、40歳以上の方の健康診断は受けられてなくて、県のほうも、今協議されているのは、県全域で健康診断を受けられるようなことと協議されているでしょう。そういう形でやっぱり利便性は上げていかないと接種率は上がらないと思いますよ。ですから、しっかり協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、2点目の質問に移らせていただきます。

LGBTなど性的少数者カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入について伺いをいたします。

日本で初めて渋谷区でパートナーシップ条例が制定されたのが2015年です。それ以来、全国の自治体で導入が広がり、1回目に質問をした2年前の2019年6月の時点では、21自治体でした。2回目に質問をした2019年12月時点では27自治体でした。しかし、今回、先月の時点では、お手元に参考資料が配付をしてありますけれども、3府県102の区や市、そして町まで導入が拡大されており、人口カバー率は37.4%にのぼっています。最新の情報では、佐賀県も今年中に導入をするそうです。

本町においても、2年半前からLGBTなど性的少数者の方々に配慮する取り組みを着実に進めてこられており、投票場入場券や行政文書からの性別欄の削除や職員研修の実施、職員対応マニュアルの作成などを実施をされてきています。

また、先日は、金田町長にもお忙しい中、当事者の方々との意見交換を行っていただき、要望書もお受けいただきました。

このように、当事者に寄り添いながら一步一步着実に取り組みを進めてきた本町こそがパートナーシップ制度を導入し、他の自治体の模範となるべきだと思います。

本日は、何よりも当事者の声を聞くことが一番大切だと思いますので、熊日のこうぞうさんから熊本市のパートナーシップ制度に関してお気持ちを寄せていただき、公開することの了解も得ていますのでご紹介をさせていただきたいと思います。

「僕とパートナーは2020年の3月に熊本市の制度を利用し、パートナーシップ宣誓をしました。2000年頃より僕は身の回りの人々へ積極的に同性愛者であることを伝えて暮らしています。今のようにLGBTという言葉が頻繁にメディアに出ることはあまりなかった頃から、人を好きに

なることは本来祝福されることであるはずなのに、なぜ対象が同性であるというだけで異常なもの
と見られたり、好きな人を好きだということを表現することがはばかれる社会、国だろうかとい
う疑問を抱き生きてきました。結婚イコール幸せとは思っていませんが、好きな人と付き合い、そ
して結婚し、祝福され、法律上も家族になるという異性愛者には当たり前の選択肢とある。一つの
大きなロールモデルが我々にはありません。好きな人と一緒にいても未来の映像が浮かばず、ふと
したときに、虚無感や無力感に襲われることもあります。法的効力がなくとも、自分の暮らす町が
自分たちを家族と認め、受け入れ、サポートすると表明してくるこの精神的な支えとなる効果は
とても大きなものです。自分の住んでいる町にパートナーシップ制度があるということは、当事者
の尊厳をエンパワーメントするとともに、各地へと広がり、社会の理解を深め、国の重たい腰を上
げる効果もあると思っています。特別な権利を求めているわけではありません。今、マイナスであ
ることをゼロにしてほしいと求めています。自分には関係のないことだと思う人もいるかもしれま
せんが、同性愛者を含むLGBTの人々は、はるか昔から世界中どこにでも存在しています。決して
趣味やたしなみなどではありませんし、流行りなどでもありません。インターネットなどにより
情報が加速する中で、はるか昔から存在していたのに、いないものとして扱われてきた人の思いが
やっと今可視化されてきたのです。世の中の常識が変わるには時間がかかると思いますし、生きて
いる間にすべてが変わり、その恩恵をすべて共助できるとは思っていません。それでも異性愛者と
同じように、公的に祝福されたい。社会の当たり前の尊大でありたい。当たり前の権利がほしいと
思っています。これからも生まれてくるLGBTの人々に、願わくは、自分がしてきたような辛い
思いをしてほしくないと思っています。同性婚もそういうものだと思いますが、パートナーシ
ップ制度も必要な人にはとても大きな支えとなり、必要でない人には何も影響がない制度です。ど
うか法律上、家族になることのできない人々のために、大津町はあなた方を家族として認めていま
すと立ち上がってください。その言葉が大津町で暮らしている。そして、これから生まれてくる当
事者の生きる希望と力になります。今、僕とパートナーの関係を公に示すものは、熊本市のパート
ナーシップ宣誓書だけです。法的な効果はありませんが、生涯の伴侶としてともに生きていく中で、
しっかりと心の支えになっています。大津町でも制度が導入され、当事者の喜ぶ声が耳に届く日を
楽しみにしています。」

このようなパートナーシップ制度に関するお気持ちをお寄せいただきました。

今月は、LGBTの方々の人権や文化を考えるためのプライド月間でもあります。パートナーシ
ップ制度の導入は、多様な性を尊重するという自治体のメッセージであり、当事者が生きづらさを
解消する第一歩となります。少数制に優しい社会は、すべての人に優しい社会につながるはずで
す。

SDGsの「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、本町でもパートナーシップ制度を導入す
べきだと思いますが、金田町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員のLGBTなど性的少数者カップルの関係を公的に求めるパート
ナーシップ制度の導入についての質問にお答えいたします。

性はひとくくりに考えられがちですが、生物別学適正、性自認、性的思考、性別表現など性には様々な要素があります。より多くの方が暮らしやすい社会をつくるためには、多くの方が人それぞれに性のあり方は様々であることを知り、違いを尊重し合うことが不可欠です。戸籍上の性別や名前と見た目が違うことで公共機関において嫌な思いをしたり、トイレも満足に利用することができないなど、生活上困っている性的マイティの方は、約13人に1人と言われ、豊瀬議員のお話もあつたように、決して他人事ではないということを強く認識する必要があると考えております。

議員ご指摘のパートナーシップ制度ですが、この制度は、性的マイノリティの当事者が互いに人生のパートナーとして町長に対して宣誓をするものです。宣誓された内容に基づき、町は宣誓書の写しと宣誓書受領書などを交付します。これは法律的にはまだ同性婚は認められておりませんので、両名の関係を法的に保証するものではございません。しかしながら、当事者からの自分たちの関係を認めてほしいという思いは、町としても深く受け止める必要があるもので、また、多様性を認めあえる町であるためには、こうした取り組みも含めて、社会に対する啓発やメッセージの発信が不可欠だと考えております。そうした面からも、先ほど豊瀬議員からお話ありましたけども、町としては、本年、4月中旬に実施させていただいた当事者の方々との意見交換会の後から、政策会議等により、改めて議論を深めておりまして、本年9月を目途にパートナーシップ宣言制度導入に向けた具体的な準備を進めておるところでございます。

なお、導入に当たっては、性的マイノリティへの職員のさらなる理解向上はもちろん、広報誌などを通じた住民の皆様への啓発も併せて実施していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 金田町長のご英断に敬意を表しますとともに、1日も早くパートナーシップ制度が実施できますようによろしく願いいたします。

そして、これまでLGBTの方々への配慮する取り組みを進めてこられました、藤本総務部長はじめ、人権推進課の佐藤前課長、芹川課長、松本係長に感謝を申し上げますとともに、引き続き、差別や偏見をなくし、人権を守る取り組みを推進していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、2点目の質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩をしたいと思います。感染症対策で換気のために、9時40分から再開したいと思います。よろしく願いします。

午前9時32分 休憩

△

午前9時41分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 次に、3点目の時代に即した魅力のある健康ポイント事業の導入についてお伺いをいたします。

町民の健康づくりを促進する健康ポイント事業は、日々の運動や食事などの生活改善、健康診断の受診や健康講座への参加など、町民が決められた健康づくりメニューを行ってポイントを集めると得点が得られるという制度です。

運動や健康に無感心であったり、健康づくりの重要性はわかっているにもかかわらず具体的な取り組みを行っていないという人も多くいらっしゃると思います。10年後、20年後の未来を見据えて、こうした人たちにいかに無理なく、健康づくりに参加していただくのが大切な取り組みとなります。その方法として健康ポイント事業が重要となっています。今では全国的にも多くの自治体が健康ポイント事業を実施しており、進化した事例が着実に増えてきます。この健康ポイント事業につきましては、今回で5回目の質問となりますが、過去4回の答弁では、必ず元気大津づくり活動事業「水水」をリニューアルをして、活動推進するという答弁がされてこられました。しかし、「水水」の取り組みにつきましては、これまで制度設計の大きな変更はなく、多くの町民の皆様が喜んで取り組めるような制度にはなっていないのではないのでしょうか。広く町民に取り組んでもらうためには、魅力があり、だれにでも簡単に取り組める制度であることが重要です。

本来ならば町独自の健康ポイント事業を行うべきだとは思いますが、お手元に参考資料として、熊本連携中枢都市圏事業熊本健康アプリ、もっと健康、元気アップ熊本の案内チラシをお配りしていますのでごらんください。

今年度から熊本市に加え、新たに13の市町村が参加をしていますので、本町もぜひこの事業に参加するべきではないかと思えます。熊本市は一步進んでいて、この健康ポイントアプリとマイナンバーカードを連携させた事業に取り組むことが兼ねての熊日新聞に紹介されていました。

この健康ポイント事業は、スマートフォンアプリを活用して行いますが、スマートフォンを持っていない方は、紙に記入する形でも参加することができます。対象者は満18歳以上の方で、この事業に参加している14市町村に居住、または通勤・通学されている方が歩くなどの日々の健康づくり活動を行うことでポイントが付与され、ポイントがたまると協力店等で特典を受けることができるスマートフォンのアプリです。気軽に楽しみながら生活習慣の改善につなげ、皆様の健康増進や健康寿命を延ばすことを目的としています。

本町でも住民の皆様が生涯にわたって健康で安心して暮らせるために、生涯を通じた健康づくりに取り組む動機づけとなり、お得に楽しく、無理せず取り組める熊本健康アプリに取り組むべきではないでしょうか。高齢者数がピークを迎える2040年には、年金や医療などの社会保障給付費が今の1.6倍に登ると推計されています。後手に回ることなく、未来を見据えた取り組みが重要です。すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進するための健康ポイント事業に参加すべきだと思えますが、金田町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 豊瀬議員の時代に即した魅力のある健康ポイント事業の導入についての質問にお答えいたします。

健康無関心の方々への働きかけとしても、インセンティブを活用した健康ポイント事業に取り組

んでいる自治体は全国的に増えております。議員からご提案があったように、熊本市でも令和2年度からアプリを使った健康アプリの事業を展開され、令和3年度から熊本連携中枢都市圏の事業として、周囲の市町村も加わり、事業を実施されているところです。

私としましては、健康無関心層にも届くインセンティブの仕組みを用いた健康づくりに関しては、議員時代から訴えてきた内容であり、より良い大津町を創るための私の政策集101の具体策にも盛り込んでおり、ぜひ取り組みたいと考えております。

そうした中、熊本連携中枢都市圏での健康アプリ事業には多くの自治体が参加しており、本町においても働く世代を中心とした町民への健康づくりとして、アプリを使った健康ポイント事業は時代に即した有効な事業と考えております。

本年度に実施しなかった理由に関して、本町でも熊本連携中枢都市圏事業への参加を検討しましたが、これまで実施してきた、元気大津づくり事業「水水」の健康増進活動との棲み分けをどのようにするかなどの検討が不十分であったため、昨年8月に令和3年度からの事業スタートを見送ったという経緯がございます。

私としましては、早期の導入を行いたいところではありますが、この制度参画に当たっては、熊本市をはじめとした関係市町村や町内事業者とも事前の協議・調整、あるいは住民の方々への十分な周知期間も必要であり、準備には一定の時間を要します。

また、相手方のある話で年度途中での参画は難しく、最短でも来年度の4月が新規参画のタイミングとなります。

したがって、懸案となっている「水水」事業との調整も図りながら、令和4年度からのスタートに向けて協議・調整を進めていく考えでございます。

具体的な内容や取り組み状況については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） ご説明させていただきます。

これまでも何度か議員から健康ポイントについての提案をいただいておりますが、町としましては、元気大津づくり活動事業「水水」を充実させながらも、先進事例の事業効果を参考にしながら健康ポイント事業の導入を検討してまいりました。

よって、議員ご提案の新たな健康ポイント事業を導入した場合、「水水」との併用によるポイント還元の二重払いの問題や、「水水」の中心的な活動である健康増進活動がアプリを利用した健康ポイント事業に問題なく移行することができるのか、という検討が不十分であったために、令和3年度からの健康ポイント事業の導入については見送った経緯があります。

熊本連携中枢都市圏で実施している健康ポイント事業の内容は、スマートフォンのアプリを無料でダウンロードしていただき、ウォーキングの歩数や各種健診の受診などの日々の健康づくり活動を健康ポイントとして貯め、ポイントに応じて年度末の抽選会に応募できたり、協賛企業の特典を受けられることができる事業となっています。

令和3年度からはスマートフォンだけではなく、紙媒体でポイントを貯めることも可能となって

います。紙媒体であれば、スマートフォンを持っていない高齢者の方も取り組むことができ、健康づくりや介護予防につながるものと考えております。

連携中枢都市圏事業としては、令和2年度から熊本市が実施している健康ポイント事業に、本年度から13の連携市町村が加わる形で実施されていますが、連携事業として行うためには町独自の取り組みができないというデメリットもあります。アプリ自体は、すでに完成されたものであるために、新たなアプリ開発費は必要なく、運営調整は熊本市が行うので業務負担も軽減されるというメリットもあります。

費用は、事業運営委託費、総額の約1千500万円を参加市町村の人口割で按分して負担し、他に各市町村で必要な広報費、抽選会での賞品代が必要となっておりまいますので、町単独で事業を立ち上げる場合と比較しますと、費用負担は抑えられることとなります。

また、アプリのポイントを貯めまして、協賛企業での特典などの活用もされており、多くの町内企業や飲食店等が事業に参加していただければ、熊本都市圏域自治体から本町への誘客の効果も期待ができると考えられます。

よって、この事業を行うことによるメリットは大きいものと考え、今後は「水水」事業との調整を行い、令和4年度からの連携中枢都市圏事業への参加を前向きに検討し、住民の健康づくりや介護予防活動等に活かせる事業を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） それでは、4点目の質問に移りたいと思います。

4点目は、マイボトルに水を補充できるボトルディスペンサー式の給水器の設置についてお伺いをいたします。

熊本市では、プラスチックごみの削減と地下水の価値を高め、マイボトルの普及につなげるために地下水のペットボトル熊本水物語の生産を中止して、市役所や動植物園など7カ所の公共施設にマイボトル用の給水器を設置しました。このことは、水道水を100%賄う豊かな地下水を全国にPRするプランディング戦略とともに、市長のSDGsに取り組む姿勢が明確に示されているものだと思います。

ペットボトルは確かに便利ですが、買ってはすぐに捨てる大量消費を続ける限り、ペットボトルなどのプラごみが自然にあふれだすことを止めることは不可能です。そして、ペットボトル入りのミネラルウォーターを自動販売機で買う場合、生産や流通から処理までに1本につき、二酸化炭素が200グラム以上排出されます。一方、水道水なら冷水器を使っても10グラム以下に抑えられ、マイボトルに入れて持ち歩けば、ペットボトルに関する二酸化炭素の排出量も減らせます。もしマイボトルに直接水を補給できるマイボトル給水器が街中にあれば、通勤・通学のときも、歩いたり、ランニングをしたりするときにも簡単に水が手に入ります。

先進的なプラスチックフリー施策が進むロンドンやパリでは、マイボトル給水器が街中に設置してあります。

本町でも熊本連携中枢都市圏の一員として、SDGsの実現に向け、2050年温室効果ガス排

出実質ゼロを目指す計画を策定中です。そして、金田町長のリーダーシップで街灯防犯灯や図書館の電気をLEDに取り替えられるという予算も今回の定例会に計上されており、いい取り組みだと思います。

そのような計画をより実効性のあるものにするための取り組みの一つとして、プラごみを減らし、温室効果ガスを減らすためのボトルディスペンサー式の給水器を新庁舎など、町民が集う公共施設に設置すべきだと思いますが、金田町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

ボトルディスペンサー式水飲栓（給水スポット）の設置についてですが、ペットボトルを含むプラスチックごみによる海洋の汚染などの環境問題は深刻な状況にあり、プラスチックごみの削減は、地球温暖化防止のためにも早急に取り組まねばならない課題であると考えております。また、同時に、白川中流域のおいしい地下水資源を大切にする啓発も必要であると認識をしているところです。

議員がおっしゃるとおり、マイボトル利用によるペットボトルの利用削減も有効な手立ての一つであると考えております。

また、ビジュアル的にも目を惹く給水スポットの設置は、上手に運用すれば大津町の魅力的な水資源のPRにも、持続可能な社会づくりにも、熱中症対策への啓発にもつながるものと思います。

一方で、設置費用や維持管理コスト、あるいは手間も発生するために、設置に向けては様々な検討が必要であると認識をしております。

まずは効果的な設置場所や導入・運用方法などを研究していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせます。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） 豊瀬議員のボトルディスペンサー式水飲栓の設置につきましてご説明をさせていただきます。

議員のほうからですね、ご提案がありましたように、給水スポットの設置はペットボトル削減のためのマイボトルの利用促進や水資源をですね、大切にするということの啓発、そのようなものを含めまして、大変重要なものであるというふうに認識をしております。

現在、公共施設におきましては、おおづ図書館のロビーや総合体育館に直飲み型のウォータークーラーが設置されております。また、以前は役場ロビーや生涯学習センターにも設置されておりましたが、現在は撤去されております。

しかしながら、公共施設に設置するのであればですね、マイボトルの利用促進や地下水保全の啓発だけではなく、実際により多くの方に利用していただくとともに、熱中症対策にもつながるような設置場所をもう少し研究する必要があるというふうに考えております。

また、民間企業におきましても、町のほうで直接設置をするという方法もございますけども、自治体の中にはですね、企業のほうと連携して取り組まれているという事例もございますので、こういった動きにも注目をしまして、大津菊陽水道企業団や民間企業などと連携した、脱プラスチック

への理解と地下水保全などの啓発が町民の皆さんに広がるように、併せて研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 悪いことではないけど、なかなか予算もかかるし、ちょっとすぐには難しいということだろうと思います。

私も水道企業団で2回一般質問をしまして、ここでも2回目の質問です。ですから、同じような答弁をずっとされてこられて、菊池市のですね、市役所をリフォーム何年か前にされましたけども、ついているんですね。それと熊本市、県庁あたりはついていますので、先進事例はいっぱいあると思いますし、これ住民サービスにもつながると思いますので、水をやっぱり、大津町は地下水、湧水が豊かにある。やっぱり水の一番抱負な蛇口をひねればミネラルウォーターというようなね、話もありますけれども、そういうのを広くPRしていく上でも、自助の取り組みだろうと思いますので、若干お金がかかっても、また手間がかかったにしてもですね、住民サービスには必要な取り組みだろうと思いますので、ぜひ推進をしていただくようによろしく申し上げます。

また、次も一般質問等させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩をします。10時10分より再開します。

午前 9時58分 休憩

△

午前10時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 皆さん、おはようございます。8番議員、山本富二夫です。熊本県も5月16日から6月13日までの期間、まん延防止で生活において不便な生活を送る中、13日でまん延防止も終わりました。その中、傍聴に来ていただきありがとうございます。今回は、新型コロナウイルス感染症第4波で多くの患者の方が感染し、大津町役場も対応に追われて大変だと感じ、また、役場機能も維持して、農工商関係の対応も気を抜くことなく、日々頑張っている中、今回は2問、質問をいたします。

第1問、新庁舎近隣の4施設の利活用促進についてです。

町長が公約の101の具体策内の都市計画57、箱物を有効に活用する。総額で年間3千万円近い維持管理費に対し、利用率の低い歴史文化伝承館やまちづくり交流センターなど、一層の有効活用を進めると訴えられています。

また、大津町公共施設等総合管理計画、平成3年3月一部改正中の47ページ上に、第4章、公共施設等の管理に関する基本方針に具体的目標に施設を更新、建て替えする場合には、複合施設を検討する。複合施設においては、管理・運営においても一元化、効率化をする。施設の複合化により空いた土地は活用、処分する。3、施設総量、総床面積を縮減する。用途が重複している施設、

分野、小分類を越えて重複している機能、会議室、ホール等については、統合整理を検討する。稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお、稼働率が低い場合は、統合整理を検討するとうたわれております。それを基に質問をいたします。

今まで各部署や施設が町内バラバラで町民に大変不便をかけていましたが、新庁舎が7月に開庁されます。業務が開始され、一部を除いて新庁舎での業務が行われ、町民に便利な庁舎として生まれ変わります。

①今回の質問4施設（大津町歴史文化伝承館・地域包括支援センター・電算室・大津町まちづくり交流センター）の今後における4施設の利活用（現状維持・統合・賃貸し・売却等）促進について、新庁舎が建設が決まり、全体での各施設の利用については十分に検討されてきていると思いますが、町民に対して、より一層のわかりやすい説明を今回は求めます。

まず、大津町歴史文化伝承館についてですが、もともと熊本地方法務局大津支局で法務局の意見に伴い、大津町が法務局より購入した建物で、建物自体も古く、駐車場も狭く、歴史文化伝承館には不向きではないかと考えられます。町長も言われているとおり、歴史文化資料館としても、町民の皆様あまり利用されて認知されていないのではないかとというのが今の現状です。しかし、400年の歴史のある大津町を後世に伝えるためには、なくてはならない歴史文化伝承館でもあります。今の場所は駐車場が台数も少なく、移転を考える時期だと思います。移転した跡地は売却するか、中央街公園化等の取り組み等を総合的に考えてみてはどうでしょうか。

次に、地域包括支援センターについてですが、支援センター自体が1階の庁舎へ移り、相談者や高齢者には大変便利になります。地域包括支援センターの移転後の活用方法については、町はどう考えているのか。私の提案としては、IT関連企業の誘致を考えたり、賃貸し、売却もありではないかと考えております。

町関連施設の業務には利用すべきではだめだと思います。施設総量を縮減する、解すのに良い時期だと思います。

次に、大津町まちづくり交流センターの商工観光課と地域協力隊も新庁舎へ移動すると聞いていますが、そもそも商工観光課がなぜ大津町まちづくり交流センターへ移動したのか、もう一度考えてもよいのではないかと思います。まちづくり交流センターの初期の目的は、商店街の交流の場、だが、今は商店街の皆様の利用はなくて、目的外の利用だと感じております。まちづくり交流センター自体は建物は新しいが駐車場が狭いと、利用されている人は大津町のこの役場の駐車場を利用されています。町は、全機能を庁舎内に移転し、貸し付けか売却も検討してもよいと思います。総合的に検討をお願いしたいと思います。

次に、電算室は、熊本地震にも耐えた建物であり、好条件の物件でもあります。一括しての貸し付けを考えるべきで、一部利用するなど考えるべきではないと考えております。なぜ、電算室を立派なこの庁舎に移すということは大事なことでありますので、一部を残す必要はないと考えております。一括で貸すことで賃料が高くもらえる。ここも中途半端に役場関係で残すべきではないと、私自身も考えます。

4施設の1施設への統合での効率化をするのも一つの選択幅だとは思いますが、以上、4施設の利活用についての、地域住民や関係者の意見も聞きながら、大胆な町長の方向性を期待したいと思います。

②緊急的な問題ということで、5月17日の朝10時頃、大雨の日、私がオクスプラザに用事があり来たら、玄関天井が雨漏りがひどく、玄関は水浸しで足が滑り危なかったと感じました。雨漏り修理と、また、新庁舎に来庁した町民の方がオクスプラザを見たら、外観がかびで黒ずんでいるというのを見たので、見た目にも整備すべきではないかと感じました。

今回、一般質問のこの文書を出したときに、すぐに対応していただき、かびは職員の皆様が高圧洗浄機で洗い、見た目にも大変よくなっております。雨漏りは、数年前から幾度となく修理をしておられますが、直っていないです。天井は崩落の危険があり、壁の鉄筋は腐食していると思われます。天井は普通の屋根に取り替えるべきではないでしょうか。そうすれば、雨漏りの修理は必要なくなると思います、滑って町民にけが人が出ないうちに改善をしていただきたいと思います。

以上、町長の見解をお伺いします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の新庁舎近隣の4施設の利活用促進についての質問にお答えいたします。

今回、ご質問いただきました4施設のうち、電算室は平成14年度に手狭となった庁舎の別館として建設されたもので、歴史文化伝承館、地域包括支援センター、まちづくり交流センターの3施設は、大津駅周辺地区都市再生整備計画に基づき平成19年から23年にかけて、住民と協働によるまちづくり活動の促進と歴史と文化の調和のとれたまちづくりの整備方針のもと、改修、建設をされております。

まず、歴史文化伝承館とまちづくり交流センターにつきましては、本来の整備方針や趣旨を再確認し、利用目的や利用対象も含めどのようなあり方で運営すべきか、あるいは、国からの交付金などを用いて整備している中で、どこまでの活用が可能かの調査・検討を担当に指示しているところです。

現時点での私の考え方としては、歴史文化伝承館については、以前から図書館との併設が利用面での相乗効果が図られ理想的だと考えておりますが、現実的には、物件、駐車場双方のスペース面で図書館のほうも厳しいと考えており、当面は現行施設の有効活用が前提であるという認識でございます。しかしながら、逆に、今の位置を生かした上井手の散策ルートとの連動など、近隣環境や施設との連動・連携は図っていききたい考えです。

現在の伝承館の展示状況を見ますと、町外からの観光客向けなのか、大津町の住民向けなのかわかりづらい部分がありますが、私としては、伝承館は、まずは住民の方々が町の歴史文化を知り、あるいは継承し、郷土愛を育める、育める場としての位置づけを強め、展示物や展示方法を再考する必要があると考えています。

また、例えば、不定期で横綱不知火光右衛門、江藤家住宅などにまつわる特集展示期間を設ける

など、子どもから大人、あるいは家族連れで多くの住民の方が何度行っても楽しみながら町の歴史文化への理解や郷土愛を深めるための取り組みを行っていきたいと考えております。

また、まちづくり交流センターは、当初は地域住民やボランティア・NPO団体の方々などが自由に集いながら協働でのまちづくりを進めていくための交流・活動の拠点として整備されたと認識しています。しかしながら、現在は交流スペースも含めて貸し会議室状態となってしまうような状況があります。

したがって、当初の理念に立ち返り、住民の交流やまちづくり団体の活性化により一層つながる場所として活用を図っていきたいと考えています。さらに、その中で、様々な住民活動を支援・活性化できるような仕掛けや機能も持たせていきたい考えです。

なお、まちづくり交流センターには、現在、観光協会も事務所を構えておりますが、商業観光課が新庁舎に移ってから町としてもしっかりと関わっていくように、併せて指示をしております。

地域包括支援センターと電算室につきましては、庁舎別館としての機能が整備されております。一度壊したら元には戻せませんので、さらに、今まで具体的な議論が不十分ですので、本年度は、来年度の新たな活用に向けて、新庁舎への移転後もしばらくは機能を維持させながら、当該物件の必要性の有無及び方向性についての検証・検討をしっかりしていきたいと考えております。

それと並行する形で、新庁舎も完成し、今後は外構工事と合わせた周辺整備も考える必要がありますので、これから肥後大津駅や新庁舎、中央公園などとも連携した、町中心部活性化に向けてのあるべき姿を検討・協議していきます。

また、議員おっしゃるとおり、施設の維持管理には多額のお金かかっておりますので、民間委託、指定管理等も含めて幅広く、この4施設に関わらずですね、考えていききたいと、そのように考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。私のほうからは、歴史文化伝承館の方向性についてお答えさせていただきます。

町長からもありましたように、施設本来の整備方針や趣旨を再確認し、利用目的や利用対象を含め、どのようなあり方で運営すべきか再考したいと考えております。

歴史文化伝承館は、先人たちが汗水を流し、長い時間を掛けて調べ引き継いでこられました大津町の貴重な資料について保存・継承しながら、検証を加え、新たな発見、あるいは見解を加えていく拠点としての場所であると考えております。現在も大津町の歴史を学ぶ場として、また、梅の造花などの伝統工芸を伝承する場として、子どもたちを含めた大津町住民の大切な施設になっていると感じております。今後、さらに町民の豊かな文化的生活と郷土愛を育む場となるよう、施設の運営や展示の手法、各種講座の内容や催し等の検討を行っていきたいと考えます。

また、近くには、まちづくり交流センターや図書館もあり、上井手沿いとのお遊性も期待されます。町内の小学生は、現在も歩きながら上井手学習を行ったり、また、それに併せて町の公共施設

等の学習をしております、そのルートに歴史伝承館も含まれております。そういった意味では、場所的にも有効活用が見込まれるところではないかと考えております。

今後、近隣の施設と連携した活動を模索しながら、施設の有効利用にもつながり、それぞれの施設の相乗効果も図られるよう取り組んでまいります。

なお、オークスプラザの雨漏り対応等につきましては、このあと担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆様、おはようございます。私のほからは、地域包括支援センターと電算室の方向性についてご説明をいたします。

地域包括支援センターにつきましては、歴史文化伝承館、それから、まちづくり交流センターと同様に、当時のまちづくり交付金事業を活用しまして整備をいたしております。整備方針として、人にやさしいまちづくりを推進する方策のもと、平成20年の1月に役場北側のほうに地域包括支援センターを設置しまして、これにつきましては、旧の肥後銀行の天津本町通の出張所を改修して整備を行っているところでございます。

これに伴いまして、介護保険課等の職員を配置しながら、電算室と同様に庁舎の別館としての利用を行ってまいりました。そのため、業務に必要なネットワークの整備など、庁舎別館としての十分な機能を備えているような現状でございます。

新庁舎の完成に伴いまして、職員の配置自体はなくなりますけれども、現行の機能は維持しながら、新型コロナウイルス感染防止対策のサテライトオフィスとして確保しながら、また、会議室あるいは相談室としても利用したいというふうに考えております。

一方、電算室につきましては、熊本地震の際は度重なる地震にも耐え、災害対策本部として活用してきたところですが、建物へのダメージは確実に蓄積されておまして、賃貸も含めた利活用のためには、改修が必要ではないかというふうには考えているところです。

また、将来的には、賃貸も含めた利活用、当然必要だと考えておりますけれども、単なる財産収入ということのみならず、今回ご質問いただいております4つの施設、それからJRの肥後大津駅、そして新たな庁舎、中央公園などと連携をしながら、町中心部はもとより、町全体の活性化につながるようなアイデアの捻出が必要だと思っておりますし、また、それに向けた青写真づくりも必要だというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也君） おはようございます。私からは、まちづくり交流センターについてご説明申し上げます。

まちづくり交流センターも、住民と協働によるまちづくり活動の促進と歴史と文化の調和のとれたまちづくりの整備方針のもと、町民や各種団体の活動支援と交流促進を通して、町民の生活向上や地域活性化を図ることを目的として建設をしております。

熊本地震以降、会議室の不足から会議室利用が増加している状況でございます。新庁舎の完成に

に伴い、オークスプラザ等での会議室利用が以前のとおり見込めることから、町長からの指示を受け、利用目的や利用対象者も含めどのようなあり方で運営すべきか、施設としての意義を見直したいと考えているところでございます。

会議室化している現状を確認・分析し、例えば、NPOなど支援のための拠点だったり、まちづくりに携わる住民の方が気軽に利用できるような形にできないかなど、これまでの経過も踏まえて様々な活動を支援できるよう新たな利用基準を設ける予定でございます。

なお、まちづくり交流センターは、設置条例において情報発信に関することのほか、産業や観光振興に関することも業務として掲げておりますので、当面は肥後おおづ観光協会にまちづくり交流センターに残っていただき、その業務の一端を担ってもらいたいと考えているところでございます。

貴重な町有施設ですので、議員ご指摘の売買や賃貸という方法も一つの方向かと思いますが、まずは利用目的や利用対象者を見直すことで有効に活用してまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。私のほうからは、オークスプラザの件についてご説明をさせていただきます。

オークスプラザにつきましては、平成4年に建築され築28年が経過しております。町民の交流及び生涯学習の推進を図る目的で設置をされ、その間、各種研修会や会議の場として長年利用されてきました。

今回、議員ご指摘の施設の雨漏り、黒ずんだ外壁の清掃等につきましては、平成25年度に太陽光発電設備設置ほか工事として、屋根改修・庇改修・玄関回りの改修などが行われております。

今回の雨漏りにつきましては、雨どいの排水口に土砂が堆積し、雨水が溢れ、壁をつたって施設内部に侵入したことが要因でございます。雨どいの清掃をすぐに行い、その後は、雨漏りは改善されております。

また、黒ずんだ外壁につきましては、今回、職員の方で清掃作業により対応をさせていただきました。

今後のオークスプラザの清掃等の維持管理につきましては、専門業者による定期的な管理を計画していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 今回の回答、もう少し前向きな改善策の回答がもらえるかと思っておりましたが、非常に残念です。

伝承館におきましては、大津町での400年を考えた場合、今までの経過の中で生かされてきたとは思っておりません。子どもたちが道を通るのにもあんな小さい、交通量の多い県道を通って伝承館には危ないと思っております。特に今回の質問の中で、伝承館におきましては、もっと大きな駐車場があり、もっと皆様から大津町の歴史を、地域の歴史を学ぶためには必要などころだと思っております。江藤屋敷もできますが、伝承館も町はもっと考えるべきだと思っております。

それと、ほかの施設についても、せっかく新庁舎ができたのに、全然統廃合しようとかいう気持ちが全然伝わりません。何のために新庁舎をつくって、統廃合して、町民の皆様に便利な庁舎になったというふうに、そのための改善策というのをもっと引き出せるかなと思いましたけども、再度、この4施設の統廃合についても検討すべきだと思いますが、町長の見解をお聞きします。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 全体的な施設のですね、見直し、検討についてのご質問だと思います。

それぞれの施設の今後の方向性については、先ほど各部長から申し上げましたけれども、今後につきまして、公共施設の見直しについては、公共施設整備計画をつくっておりますので、その中で進めていきたいというふうに思っております。当然、その中で外部の意見等も必要ですので、そういった形での検討委員会あたりも立ち上げて、今後の方向性についての青写真をですね、しっかりとつくってきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどご説明したとおり、特に歴史文化伝承館、地域包括支援センター、まちづくり交流センターに関しましては、住民と協働によるまちづくりの活動の促進と歴史と文化の調和のとれたまちづくりというところをつくっております。したがって、民間委託だとか、新庁舎に移行という考えも十分理解はできるんですけども、まずは、今の施設をしっかりと生かす方向で考えていきたいと思っております。

また、歴史文化伝承館も私も理想としては、先ほど述べたとおり、例えば図書館に大きなものを、図書館と併せてもっとつくって、その中で図書館にでも見に来た方が歴史文化のものを見る。あるいは、逆に、そうした方々が図書館で本を借りていく。そんな流れをつくっていければと思うんですけども、なかなかこのご時世、箱物を増やす、大きくするというのは難しい状況もございまして、まずは、今の施設を最大限活用できるように知恵を使いながらやっていきたいと。そして、住民の方々と協働しながら物事を進めていきたいと、そのように考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 町長の伝承館についての質問がありましたけども、大津町には、伝承館に展示されている以外に町民の皆様でも歴史ある古文書がたくさんあります。やっぱり伝承館、今の人員では全然足りないと思います。やっぱり職員の中から長くやるか、そういう人員を増やして大津町の歴史を、もう大津町には何が残るかという、要するに、歴史なんですよ。大津町の大切さというのは、歴史をいかに各地区伝えていくかです。だから、一言、伝承館の今後の活用をするためには、人員の増員等を考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 施設についての人員の増の話ですけども、先ほど町長からありましたように、まず、施設の目的がどういう目的でつくられて、それをしっかりと検証することが大事だと思います。そういう中で、住民の方のご意見を聞いてですね、どういったことを今後その施設とし

て務めていくかということで、当然、人員についてはですね、そのような方向で、何が必要かということで、それに沿った形で進めていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 山本議員、どうぞ。

○8番（山本富二夫君） ぜひ、このいい機会ですので、いろんな意味で全施設の検討をしていただきたいなと思います。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時49分から再開したいと思います。

午前10時38分 休憩

△

午前10時49分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君議員。

○8番（山本富二夫君） 第2問のコロナワクチンの今後の取り組みについて。

大津町は、他市町村に比べたらコロナウイルス感染症対策は早くから取り組まれていたと思います。ワクチン接種の取り組み方は、政府の方針を踏まえての対応で、あまりにも高齢者に向き合った予約受付が検討されていなかったと言わざるを得ないと感じます。

この質問は、通告書提出した時点でのもので、今は多いに改善していると願っての質問です。

大津町では、いよいよ65歳以上の高齢者に対してのコロナワクチンの接種が始まりました。一人暮らしで身寄りがいない人、携帯が使えない人、認知症等の人、多くの町民の皆様から接種予約が簡単にできるようにしてほしい、町に頼んでくれないかという相談が私にたくさんありました。町長が75歳の高齢者の立場で考えてみた場合を考えてください。実際に75歳以上の高齢者に大津町のQRコード予約かコールセンターからの予約をと案内しても、QRコードの意味もわからない方も、理解できない方もたくさんおられます。多くの高齢者が予約ができないと相談を私は受けました。若い世代がおられる家族であれば、若い人に携帯で取ってください、パソコンで取ってくださいと言います。アナログの高齢者の場合は、できない、電話でも通じないということで、私の携帯で一部の人を取りました。ある夫婦で奥様は病気の方は、予約日、朝から一日中電話をしたがつながらなかったと。翌日もやっと昼過ぎにつながったが、ばらばらの4回、夫婦で2回なら交通費も助かると言われました。年金生活者は多額の出費です。5月19日の熊日で、インターネットなんて全くわからない。電話の回線数から考えて、これは熊本市の場合ですが、熊本市は多くの高齢者がつながらない状態になると想定できたと書いてありました。

我が町はどうなのか。他市町村での対応を一部述べさせていただきます。

インターネットで検索した場合に、相馬市は、最初に出てきます。相馬市では、事前予約なしで高齢者に対しアンケート調査をし、市が日時、場所を指定して接種が行われました。9千512名の高齢者の中で、変更なし98%の方が受けられた実績です。

次に、一番身近な高森町のコロナワクチン接種の取り組み方を、皆さん、聞いていただきたいと

思います。高森町役場住民福祉課課長にお伺いし、高森町はコロナワクチン接種にあたり65歳以上の高齢者はパソコン等の電子機器での予約は最初から無理ではないかと事前に該当者に聞き、全員に電話をして、全員から接種を受ける、受けない、受けるならば第1回目は何日の何時から、1回目の接種日に次の接種日の日にちを決めるということで、役場の接種会場にはマイクロバスか自家用車かも聞いて、自家用車でない方はマイクロバス、自家用車の方は自家用車で来ていただいているということです。接種日は30分間隔、20名で住民の皆様は接種されております。ここの接種会場は、高森町役場特設会場プレハブ住宅、プレハブでつくってありました。訪問日に受けておられる現場を見学させていただきましたが、高齢者に寄り添ったやり方が素晴らしいと感じました。また、役場の課長のほうから、30分間、20名は、30分間、30名でも十分に対応できるようになったという報告も受けました。

予約方法を大津町独自で出来る環境の整備を考えてよかったのではなかったか。かかりつけ医、電話、役場での予約、他市町村は対応しているところもあります。大津町ももっと高齢者及び要介護者に寄り添った対応をするべきだったと思いますが、町長の見解をお聞きします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員のコロナワクチンの接種予約のやり方についての質問にお答えします。

まず、接種の状況につきましては、5月17日から65歳以上の高齢者の方の接種が開始されておりますが、現在までに第2期までの予約受付が完了しており、約7割の人が1回目の接種の予約を終えている状況です。現時点で1回目の接種の予約ができていない方もおられますが、本日正午から第3期の予約が開始され、希望される高齢者全員分の予約ができる体制となっており、ワクチンについても確保できている状況です。

また、基礎疾患のある65歳未満の方、その他の65歳未満の方も7月上旬より年齢を区切りながら順次接種ができるように準備を進めております。

次に、一人暮らしで身寄りがない人やインターネットが使えない人、認知症の人などが接種予約が簡単にできないかとの質問ですが、町での予約体制については、議員からお話ありましたとおり、インターネットでの予約サイトとコールセンターでの電話予約をお願いをしております。

通常は大量の予約受付が必要な場合には、対面窓口、電話、オンラインでの3通りの受付が基本になります。しかしながら、今回、対面窓口による受付も検討はしたものの、コロナ禍においては密を防ぐ必要があることから、特に混雑が予測された第1期の受付においては見送ったところでした。

したがって、第1期での受付は電話の混雑を抑制するためにインターネットでの操作が可能な方はできる限り専用サイトで手続きをしてもらえるように広報などでも誘導するとともに、コールセンターに関しては、当初3回線で準備が進んでいた計画から、就任後、可能な限り回線を増やしてもらうように指示をし、6回線でスタートをしたところです。

ただ、議員からお話のあったとおり、例えば、対象者の1割弱の800名の方が同時に電話をか

ければ、794名の方はつながらない、そういった状況でございました。そうした中で、オンライン予約ができず、電話しか申し込みの手段がない多くの方がコールセンターに終日つながりにくい状態となり、皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけし、大変申し訳なく思っております。

なお、一般的なコールセンターでは、保留音を流して、オペレーターが対応可能となるまで通話中の状態でお待ちいただき、先にお待ちの方から順次おつながりをするケースが多いのですが、今回は予約の電話番号が規定の通話料が発生するナビダイヤルとなっていたため、ご高齢の方が知らぬ間に多額の通話料を請求されることを少しでも抑制しようと、賛否あるかとは思いますが、同じく、私の判断でオペレーターに空きが出ない場合にはつながらない設定にさせていただきました。この点に関しては、同じく、就任後に番号そのものの見直しも検討しましたが、すでに契約及びコールセンターの設備構築などが進んでいたことなどから断念した経緯がございます。

諸々の反省を踏まえまして、第2期の予約の際には、町での受付体制を強化するとともに、地域の方々にもご協力をいただきながら、主に4点の改善を行いました。

具体的には、「電話回線をさらに3回線増設し、9回線で受け付けること」、「対象者の異なる1回目接種と2回目接種の予約受付開始日を分けることで電話の集中を緩和すること」、「(2回目の予約となるため来場者も限定的であると予測したうえで) ネット予約の支援窓口をオークスプラザ等に開設すること」、「操作マニュアルを作成するとともに、民生委員さんたちへ地域の気になる方などへのオンラインでの予約支援を依頼すること」などです。

また、今後の65歳未満の方の予約受付に当たっては、接種予約券を年齢層別に区切って発送することで申し込み時期の集中を抑制し、電話しか予約手段がない方が少しでもつながりやすくする、そのような考えです。

なお、議員ご指摘のとおり、市町村によってはかかりつけ医をはじめ、医療機関で直接予約を受け付けるようなケースもありますが、そうした場合は、医療機関が通常の診察を行う上での負担も非常に大きくなります。大津町としては、町の医師会と相談、調整をした結果、医療機関での直接予約は受け付けずに、接種及び通常の診療に注力していただくこととなりました。

また、日時や場所を指定している市町村もありますが、そのほとんどは集団接種を中心に進めているところだと認識しております。大津町においては、かかりつけ医のある場合の多い高齢者の皆様に、より安心して接種していただけること。また、医療機関側からも集団接種中心の体制では、通常の医療体制を取ることが難しいとの回答があったことなどを踏まえまして、個別接種を中心としており、接種される方にご自分でご希望の医療機関と日時を指定していただく形となっております。

諸々ご説明させていただきましたが、議員ご指摘のとおり、反省すべきところは多々あると深く認識するとともに、さらなる改善と寄り添いの必要性を感じております。

現在まで、1回目の予約ができていない方もまだいらっしゃいますので、民生委員の皆様にも引き続き協力を仰ぎつつ、社協や医療機関、福祉施設とも連携を図りながら、高齢者や要介護者に寄り添い、町での予約の支援を行うことと併せて、地域の中でも協力をいただきながら進めていく考

えです。

また、予約未了の方には、なかなか予約できないがためにあきらめている方もおられることが懸念されますので、対象者を把握した上で、個別での接種勧奨も検討しているところでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 山本議員のコロナワクチンの接種予約のやり方につきましてのご質問につきましてご説明させていただきます。

まず、希望者全員に接種できる体制ができているのかというご質問ですが、大津町の高齢者は約8千400人が接種の対象となっております。現在まで対象者の約9割以上、約8千人分のワクチンが入荷されている状況です。

コロナワクチン接種計画では、季節性インフルエンザの接種率と同様に接種の想定を当初7割で見込んでおりましたが、予約の開始時期が感染拡大の時期と重なったこともあり、想定より接種希望者が多くなると思われ、8割を超えるのではないかというふうに予想しております。

現時点で1回目接種の予約ができていない人も本日正午からの第3期、これ7月5日からの3週間分になりますが、こちらの予約のほうで希望される高齢者全員の予約ができると考えておりますし、1回目接種予約の枠におきましても、今回の予約につきましては、空きが出てくると思われま

す。

今後の接種計画としましては、まずは65歳未満で基礎疾患をお持ちの方の申し出を6月5日から受け付けております。今朝までに約250件の方の申請をいただいております。第3期での65歳以上で接種を希望される方の1回目接種の予約完了の目途がたった時点で、来週には対象の方には接種券の発送をしたいと思いき、届きましたら順次予約のほうをしていただければというふうに考えております。

その後は、ワクチンの供給と予約枠に応じて、順次年齢層に応じまして予約券のほうを発送していきたいというふうに考えております。

当初、計画では9月中には16歳以上の対象者全員の接種券を送付したいと考えておりますが、状況によっては送付を早めることも考えております。また、この計画はワクチン頼みのところになっております。

ワクチン関連の情報につきましては、ホームページにおいてもQ&A方式でできる限りわかりやすい提供に努めているところであります。今後の接種計画などにつきましても広報やホームページなどを通して新しい情報を随時わかりやすくお知らせしていきたいと思っております。

また、国や県に対しましては、確実に接種希望者全員分のワクチンの配分計画を示されるよう、要望していきたいというふうに考えております。

次に、一人暮らしで身寄りのない方やインターネットが使えない方、認知症の方などの接種予約が簡単にできないかというご質問ですが、町での予約体制につきましては、町長からご説明いただいたところですが、1期目の予約の際は、町でも多数の問い合わせが殺到し、大変なご迷惑をおか

けいたしました。

そこで、2期目につきましては、ウェブ予約の支援センターのほうを立ち上げさせていただきまして、5月6日からの第1期の予約につきましては、3千259件の予約枠に対しまして、電話予約が779件の23.9%、5月24日からの2期目の予約につきましては、2千586件の予約枠につきましては、電話予約は447件の17.3%とウェブ予約の方に多くの方がご利用いただくことができました。よって、電話予約混雑の緩和にもつながったのではないかというふうに思っております。

各地域で区長さんや民生委員さんなどからのご協力もいただきまして、予約ができたという情報もいただいております。

今申し上げましたとおり、町としましても当初の予約体制の反省を踏まえまして、問い合わせ対応や予約支援につきましては、第2期の予約開始日に、こちらのオークスプラザで学生のボランティアもいただきまして、職員とともに協力させていただき、予約支援を行いました。当日は約200名分の予約を行うことができしております。

本日第3期の予約が正午から開始されますが、老人福祉センターのほうで行います。今回も学生のご協力をいただきまして、予約支援のほうを行うところで準備を今進めております。

今回の予約で接種を希望される高齢者全員が予約できる体制となっておりますが、今後も町では予約の支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 私に相談あった高齢者の方は、コロナワクチンの接種の情報は大津町広報だけしかない、あとは議員さんか、区長さんをお願いするしかない。いかに大津町広報が高齢者にとっては大事な情報源であるかということなんですよ。だから、そういう意味でですね、広報については、もっと、まあホームページとかかわられる人は別にしても、より詳しく広報に記載していただきたいなと思います。

今回はこれで質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時16分より再開します。

午前11時06分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 皆さん、おはようございます。傍聴に来ていただいている町民にも皆さんにも感謝を申し上げます。3番議員、時松智弘のほうから通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

現在ですね、新型コロナウイルス感染症対策で町民の皆さん、特に高齢者の皆さんを中心として

ワクチンの接種等どんどん進んでいっている状態であります。このままですね、県民、国民の免疫の確保、それができればですね、コロナ禍を打ち勝っていくことができるというふうにならんでおりますので、今回ですね、コロナについての質問については若干触れさせていただきますが、今回の質問の内容については、まず、1つに、交通量の増加する町道の安全対策について、また、2項目目については、コロナ禍の現状を踏まえた一般廃棄物の処理とごみの減量化の推進について、この2点について質問をいたします。

まず、最初に質問をさせていただく、交通量の増加する町道の安全対策についてであります。

私がですね、4月から5月、この6月とかけましてですね、交差点の安全確保のために子どもたちの見守りボランティア活動というのをさせていただいております。その中でですね、やはり交差点を渡って行く児童や生徒の皆さん、あるいはですね、地域の通勤や物流としてですね、ドライバーが交差点にさしかかる、その様子とかですね、あるいは、徒歩で渡られる住民の方の様子とか、ちょっと観察をさせていただいたり、安全の確保をさせていただいております。どこでやっているかという話なんですけど、私が補助資料でお示しをしております、資料の1-1をごらんください。

ここに美咲野北交差点の交通量の相関という書き方をしておりますが、この交差点にはちょっと名称はありません。美咲野地区のですね、北側にありますセブンイレブンさんを有する交差点と言っただけであればですね、町民の方もピンとこられる方はいらっしゃると思います。こちらにですね、美咲野小学校の保護者及び大津北中学校の保護者の方からですね、この交差点はちょっと危ないのではないかと。交通量が大変多いので一度見てもらいたい。一度旗振りをされてみてはどうですかというご要望をいただきました。早速行かせていただきました。地域団体と登下校の見守りボランティア活動の支援、これをやらせていただいているんですけど、まあ驚きました。私はですね、自衛官時代に、熊本市の東区若葉というところに住んでおりました。健軍商店街、ピアクレス健軍というのがあるんですけども、そちらの出口のところをですね、朝通勤で活用しておったんですけども、ここに比べてもですね、とんでもない交通量なのであります。私がまず驚いたのはですね、この交差点に大量の車が押し寄せてくるんですね。そして、次に、この交差点を利用する小中学生の数が約400名、うち350名は大津北中学校の自転車の生徒の数になります。これはすごいなということで、私がですね、旗振りのボランティアをちょっとお休みをさせていただいているときにですね、この交差点どれぐらいの人が使っとるのか、どれぐらいの車がやってくるのかだけ調査をさせていただきました。

資料の左側、左上ですね。東西方向が青信号の場合、右上、南北方向が青信号の場合ということで調査をさせていただいております。青と赤の矢印で示しておるのは、これは車ですね。車が実際どの方向に曲がっていくのか、直進をしていくのかということを精査して載せております。緑でお示している矢印、これは北中学校へ通う自転車の生徒がどのようにしてこの交差点を利用するかということを示しております。わかりやすく矢印を混交させないためにですね、車線等はちょっと考えないでこの矢印を引いておりますが、おおむねですね、東西方向、南北方向が信号が青の場合、朝7時から8時の1時間、このような流れで車が動いている。下に示してありますそれぞれの方向、

A B C D、5日間、約調査をさせていただいた結果、Aですね、要は、国道325号方向から阿蘇方面へ抜ける車が約453台、B、復旧復興道路のほうから325号方向へ出るのが522台、C、国道57号から要は中核工業団地の方向へ上がってくる車、これが621台あります。Dがですね、少なくなります。これは大津の矢護川のほうからですね、交差点に差し掛かるといふ形を取ってきた場合、大体223台、車の流れはこのような形になっております。ここで通る車の特質としましては、このD方向ですね、朝の物流を担う復旧復興道路へ入ろうとする菊池方面からの大型トレーラーが結構顕著に通ります。こういった形ですね、つぶさに調査をさせていただいた結果、下にお示しをしておりますとおり、朝の通勤・通学ラッシュ時には渋滞が発生をします。渋滞というのはですね、東京や大阪の渋滞と、ちょっと熊本の渋滞は違うんですけども、やはり通勤に急いでいる人たちが信号になかなかさしかかれない。また赤になってしまったという、ドライバーは焦りを生じてしまうわけですね。そういった焦りを生みながら交差点に差し掛かってくる危険があるのではないかと。また、350名の中学生が自転車で交差点を利用しています。車両や歩行者と交通の調和を図らなければ、この大量の生徒を30分や40分の時短時間でこの交差点を渡し切っていかなければいけないという、こういうことが非常に問題としてわかるわけでありまして。ボランティア活動の合間をみて、実際にカウントしていきましてその台数については、約1千800台が1時間の間に殺到していることとなります。こうした交差点は物流の要所となっていることから、今後、交通量が減少することはおそらくありません。

先に触れさせていただいておりますこの道、町道三吉原北出口線、西鶴中井迫線、幅員が16メートルの高規格で整備をされている。これは室工業団地や熊本中核工業団地、本田技研等に通勤者たくさん発生いたします。そして、そこでできあがった製品が今度は物流を支えている。こうした道路をすべての人たちが安心・安全に利用できる体制を今後は整備、構築する必要があると考えております。

また、中部地域の人口増加は大変顕著で、今後も児童生徒の安全確保には一層の配慮をする必要があると私は考えます。同交差点が大津町通学路交通安全プログラムの中で、通学路の状況把握と対策に触れているのはその観点があるからであります。ここでしっかりと町民のニーズを道路交通行政というところに吸い上げていくことが大変重要であり、周辺の住民や生徒や児童の保護者からも安全確保の要望が多いこの交差点において、命に関わる重大事故が発生しないよう喫緊の課題と捉えて対策を講じていただきたいと考えております。

こうした文教地区と商工業地区の交通安全の醸成施策、住みやすいまち大津の最大の利点となり、雇用の促進や住民の流入を促していくこととなります。逆に、この安心と安全が担保できなければ、宅地造成や工業用地を行っても町の魅力を半減させてしまうことにはならないかということをお慮いたします。

また、災害に強い都市構造の推進、こういった観点においても、地域の防災拠点を結ぶ地域防災ネットワーク軸として、この町道が位置づけられていることは振興計画、あるいはそれぞれの町の計画の中にもしっかりと明確に書かれておるわけです。平素よりしっかりと周辺整備を行っている

ことが非常に大事になります。

以上の点を踏まえまして、こうした町内の各地域の交通量が激しさが地域の将来にかけてしっかりと対策ができる。地域の将来にかけての交通政策と早急な安全対策の内容について、町長にお尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の質問にお答えいたします。

平成28年熊本地震災害により不通となっていた国道57号線は、令和2年10月3日、国道57号北側復旧ルートとともに国道57号現道部が開通し、町内の主要幹線道路の交通量の増加や車の流れも変わりつつあります。

このような状況下におきまして、小・中学生の通学経路や高齢者などの安全確保がますます重要となってまいります。

まず、町内における小・中学校の登下校時の危険箇所につきましては、日頃から旗振り等を行っていただいている区長さん、交通委員さん、PTA関係者、小・中学校などから情報を収集しながら対応を行っております。

議員がおっしゃいました、美咲野地区の西側にある町道三吉原北出口線と県道矢護川大津線が交わる交差点において、交通渋滞が発生し、住民の皆様をはじめ、関係者の方々へ大変なご不便をおかけしているところでございます。また、当該箇所に関しましては、時松議員をはじめ、地域住民の方々による有志で見守り活動を行っていただいております。心から感謝をしているところでございます。

この交通渋滞の緩和策としては、北側からの車両の交通量が南側からの車両に比べて少ないことから、南北の時差式信号あるいは矢印信号の設置により改善を図れるものと考えておりますので、これから警察との協議を始めたいと考えております。

また、安全性の向上面からは、黄色信号から赤信号へ変わる際、車両による無理な交差点進入や、青色信号へ変わった際の急発進等を防ぐために、特に渋滞が顕著な朝の通勤時間帯での街頭指導を定期的に行うことや、カラー舗装や歩行者注意等の看板の設置によって、ドライバーや小・中学生を含む歩行者へ注意喚起を図ることで改善を図りたい考えです。

本来であれば、交差点改良を行うことが渋滞緩和の最善の策であると考えますが、県北広域本部菊池地域振興局土木部に確認したところ、今のところ新たな交差点改良計画はないそうです。

しかしながら、県道部分の道路標示が薄くなっている部分については、交通管理者の警察や道路管理者である土木部に対応をお願いしておるところでございます。交差点改良についても、引き続き、調整、相談のほうは進めたいと考えております。

なお、交通事故の根絶と交通安全対策を総合的かつ計画的に推進する大津町の交通安全対策協議会がありますが、現在は新型コロナ禍の影響により開催できていない状況です。

安全に向けては、ハード面だけではなく、日々の啓発なども重要となるため、今後、協議会が開催できるようになりましたら、春と秋の全国交通安全運動週間等の活動のあり方や交通安全計画の

策定など、総合的な施策をより一層推進していきたいと考えています。

その他、道路の安全性の向上に関しましては、本議会において政策的に複数の予算を計上させていただきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 現在の町の対応状況についてご説明をいたします。

まず、町道上の薄くなったり消えている外側線、それから横断歩道をはじめとします道路の表示ですが、国・県の道路管理者や警察と協議を行い、小・中学校周辺の通学路を重点的に補修を行うこととしております。今年度は、事故を未然に防ぐ観点から重点的に予算を計上しておりまして、外側線が約20キロメートル、それから横断歩道が約20カ所の補修を行う予定としております。特に注意を要する横断歩道につきましては、できる限りカラー舗装を取り入れ、ドライバーや歩行者への注意喚起を図りたいというふうに思っております。

また、横断歩道がなく、歩行者が渡る可能性の高い場所につきましては、町の判断で設置できます歩行者横断指導線などの設置によりまして、高齢者を含む歩行者の安全を確保できればというふうに考えております。さらに、カーブミラーにつきましても、大津地区交通安全協会の皆さん方と設置箇所等を協議しながら、危険度の高い場所への追加設置を行うこととしております。

また、より明るく、安全面でも優位性のあるLED化が済んでいない約3千基の街灯、それから防犯灯のうち、本年度は南部地区を中心に約1千500基、来年度以降、北部地区を中心に残りの1千500基をLED化することとしております。

また、ソフト面におきましても、交通安全週間や小・中学校等における交通安全教育を活用しながら危険予測を重視するとともに、広報誌等によりまして自転車の正しいルール等に関する啓発活動についても進めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再質問いたします。

資料はですね、1-2にめくっていただきます。

先程来申し上げたとおりですね、例えば、その危険を察知する、どれぐらいのものが危ないのか。あるいは、そういったエビデンスをですね、しっかりと整備をしていくことが必要になります。町内の県道と町道主要地点との交通量の比較と銘打ってこの資料を作っておるんですが、ちょっと皆様にお断りをしなければいけないことが一つあります。ここで出しています地点名、高尾野、大津駅北下町、大津都市計画マスタープランより、これらの道に通過台数がこの台数のつかっております。この台数の総数というのはですね、12時間の交通量であります。さらに言えばですね、これは交差点の交通量ではなくて路線の交通量になっておりますので、ちょっと単純に比較はできません。ただ、高尾野4千353台、大津駅北下町それぞれですね、それぞれの台数をちょうど通っているんですよということを前提にちょっと下に進んでいただきます。

前日の交差点において12時間交通量推定した場合、前日の交差点というのは先ほどの美咲野の

交差点ですね。朝の交通量が1千800台ありました。当然、通勤で使うわけですから帰ってきますので、1千800台掛ける2で3千600台、また、そのほか、10時間が交通量は通勤じゃないよと、通学じゃないよとなって10分の1に軽減したと考えた場合については180台掛ける10、それを全部足し合わせますと約計5千400台の交通量が12時間通るであろうと、私は推計をさせていただきました。これが大津町のどこの交差点が多くて、どこの交差点が少ないのかというのが実はわからんわけです。わからないのは、調査してないからなんです。この交差点は多いよ、危ないよ、ここの道は狭いよ、危ないよというのは、非常に根拠が必要な話でありまして、この根拠をですね、各行政区の区長さんや、あるいはその地域の団体の方にお調べしていただくというのはあまりにも酷ではないかと、私は思っております。先ほど示しました私の資料なんて5日間、たった5日間の資料です。5日間の資料の中でそこまで彫り上げられることができれば、このような交差点が数多く潜在しているのであれば、そういった調査を防災交通課主導でエビデンスとして残しておくことが必要ではないかと、私は思っております。なぜそれが必要なのか。要は、道路管理者に対してですね、国道は国ですね、県道は県です。道路管理者にその重要性が伝わらないということになります。いくら危ない、危険だと説明をしても、根拠がなければ戦いようがないわけでありまして、戦うといたらちょっと語弊がありますが、要は、協議をしてしっかりと整備を行っていくことが必要だと私は考えております。町の逸材ですね、横断歩道の整備をする、信号機の協議をする。それも非常に大事なことでありまして、今回、町の補正予算の中でですね、通常は300万円強の予算が充てられているところを約6倍の2千万円を充てて、そういった町道の整備をしっかりとやっていく。LED化もどんどんどんどん進めていくと、もうそれは素晴らしいことなんですけれども、それにあとプラスワンですね、国や県の道路管理者としっかりと協議ができる。県警としっかりと話ができるような調査資料の作成というのを求めたいと思います。

この点について、町長にお尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 危険察知に対するエビデンス、根拠についてのお話がありました。

まず、町民のニーズをですね、どう把握して、現状をどう分析していくのかということについては、当然データ化をしてですね、しっかりと分析していく必要があると思っております。今、おっしゃいましたように、確かに、危ない危ないでは、なかなか国とか県も動いていただけませんので、まず、今お示しいただいたような多分実態がほかにもですね、場所もありはしないかということについては、実態調査については進める方向でやっていきたいというふうに思っています。

それを踏まえて、先ほどの中で交通安全対策の協議会ということで、町のPTA関係、それから地域の代表者関係、いろんな警察関係、道路関係者いらっしゃいますので、その中でいろいろと協議をして今後の進め方については、町としてやっていきたいと思っております。

そして、どうしても国と県のほうにですね、お願いしなければならないものについては、きちんとした根拠を示して、きちんと国・県のほうにあげていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再質問いたします。

資料の1-2のですね、一番最後に書いてある部分になります。先程来から重ねて申し上げておりますが、人口流入が続く大津町、宅地の開発、企業の誘致、魅力的な町をつくっていく、活発な中部地域、これにはですね、必ず交通対策が必要でと。これから人口がどんどんどんどん増えていく地域にあっては、安心と安全が確保できる体制を双方向的に図っていく必要があると私は考えております。

先程来ですね、藤本部長のほうからもご説明がありましたけれど、横断歩道のカラー舗装化や町内の外灯をLED化、あるいはその危ないと言われる交差点のですね、信号機の改善、これをしっかりやっていく、これすごくいいことであります。

ただ、今申し上げた点は、すべてハード面なんですね。機械なんです。仕組みなんです。だから、今度は、この地域の安心と安全、通学路の安全もそうでしょう。道路の交通事故の根絶・撲滅もそうでしょう。引いてはですね、住民が増加するということの着眼においては、今度は防犯も考えなければいけない。地域のその安全対策、災害にどうやってあらがっていくかという、そういう安全確保のことも考えていかなければいけない。交通行政はですね、様々な波及効果を生む、非常に重要な政策でありますので、これについてはしっかり検討していただきたいと思っております。そのソフト面の解決策として、一つだけ私のほうからお示しをさせていただきたいのは、要は、今、町道の拡幅工事や県道の拡幅工事がずっと続出することによって、その余積となっている、要するに、かつて道だったところが道が付けかわりまして、町が管理をしている空き地等があるはずで。そういったところですね、こういう人口の増加が著しいところについては、警察等の機関、要は、交番等を設置をすることによって、住民をですね、しっかり安全が担保できるようなソフトな政策というのは何かできないのかなというふうに私は考えております。

肥後大津駅前のところ交番がございますけれども、その交番がですね、大津町全体の警戒とかをやっているということをお津警察署の交通安全交通課の方から、星子課長という方だったんですけど、教えていただきました。要はですね、警察拠点が増えていくことは、警察職員の人員増加になるので非常にこれは難しい要望にはなるかもしれませんが、確実にこの町は治安が守られている、地域の子どもの見守りのソフトの力があるんだ、今、子どもの見守りをしているのは、小学生の、中学生の親なんですよ。親がやっています。自助です。これを共助、公助と高めていって、協働していくためには、必ずそういった強力な公的機関が前進をしてきて、そして、地域の安心と安全を図ると、これはもうすごく当然のことであると私は思います。

交番等を設置することができるかできないか。あるいは、それをご検討していただくことはできないかについて、町長にお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） ソフト関係の啓発ということで、その中で交番設置ということで、いろんな防犯的な面も含めてですね、設置してはどうかということですが、先ほどお話の中にございました、大津署管内の中の特に大津町内につきましては、JRの肥後大津駅の前に駅前交番を

設置しまして、24時間体制で町内全域のパトロールをされております。交番の基準というのがですね、警察のほうで持っていらっしゃると思いますけど、基本的には、昼夜の人口であったりとか、あるいは世帯であったりとか、地域の治安の状況であったりとかですね、そういったところを総合的に判断されて設置をされると思いますけれども、当然、それについては、いわゆる地域の実態、地域の声というのが必要ということだと思いますので、まず、地域の実態、地域の声がどういった状況なのかを判断させていただいて、必要に応じて警察のほうにもですね、しっかりとお伝えをしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 時松議員の再質問にお答えします。

まず、渋滞緩和だとか、交通安全に関しましては、おっしゃるように、私も政策のほうに掲げておりますけども、交通量分析というものをしっかりやりながら、定量的に進めていきたいと。その上で道路改良だとか、あるいは改良だけでは限界がある部分に関しては、ルートの新設なども含めて総合的に考えていきたいと、そのように思っております。

ソフト面に関しましては、先ほどお話ししましたとおり、小・中学生への啓発だとか、ドライバーの方への啓発、そういったことを進めていきます。

また、交番に関しては、おっしゃるとおりなんですけども、議員ご指摘されたとおり、やはり交渉はかなり難しいような状況となっております、大津町のあそこの駅前交番をつくるときも別の場所をちょっと閉鎖したという経緯も伺っております。そうした面も踏まえまして、また、大津町のよりよい安全に向けてパトロールの増加だとか、あるいはその交番、あるいは見回り等の設置も含めて交渉、あるいはご相談というのはしっかりとしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 答弁ありがとうございました。

要は、今、聞かれている傍聴者の方や、今後ユーチューブの配信とかでこれを、このやりとりを聞いておられた方、はたと気が付いたはずですよ。何をしなきゃいかんかな。交番の設置のためにはどうすればいいか。地域の人たちの声をしっかり吸い上げるには、だれにどのようにやればいいのかというのをおわかりいただけたと思います。

すみません、コロナ対策の休憩を求めます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時51分より再開します。

午前11時41分 休憩

△

午前11時51分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、2点目の質問のほうに移ります。残り時間が25分ということで、

25分でしゃべれる内容なのかというと、結構中味が濃いものでございます。早口になるところもあるかと思いますが、大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

2点目につきましては、コロナ禍の現状を踏まえた一般廃棄物の処理とごみの減量化の推進についてであります。

令和2年度末に稼働を開始しました菊池環境保全組合クリーンの森合志、最終処分場についてはですね、来年度なんですけども、国内最先端技術の枠を集めた焼却処理施設、と最終処分場でございます。総工費約238億円が投じられてつくられております。これはですね、菊池環境保全組合、皆さんご存じと思いますが、2市2町の一部事務組合で構成するごみの処理をやっておるわけです。公共事業でですね、この238億円というお金、一財（一般財源）でとって賄えるものではありませんので、当然国からの補助金が入っております。

資料の2-1をごらんください。

この238億円のうちですね、約3分の1に循環型社会形成推進事業交付金というのが入っております。これは何かというと、要するに、持続可能な社会を創り上げていきます、ごみ処理においてのこれをやってきましょうということでありまして、下の中にですね、循環型社会形成推進基本法というので、これは何をやるのかという目的のところ、概要が明確に法の中には書かれております。

まず第一にやらなければいけないのは、廃棄物等の発生の抑制、つまりごみをなるべく減らしましょうという話なんです。

そして、2に示しているのが、循環資源の循環的な利用で、これすみません、法のままで、私がめちゃくちゃ書いたわけじゃないんですが、その要は、リサイクルできる品物は効果的に分別をして集めて、もう1回使いましょうなんです。

3項目、適正な処分の確保。要は、最終的に償却物であれば灰ができます。灰もですね、2つあるんですね。フライアッシュとポトマッシュというんですが、これ火灰、種灰などという日本語訳になっておりますが、この灰をどうやって処理するかということ。適正な処分を確保しなさいという3つの要件を踏まえて、交付金事業というのが行われる。該当する地域における一般廃棄物の処理の広域化、要は、大津町の焼却施設、菊陽町の焼却施設、お互い老朽化しました。2つ一緒にすることが大前提です。減量化しました。ごみが年間に1万トン出ています。自分たちが実証していく政策の中で、それを9千500トンに減らしましょうという計画を立てなさい。そして、今までリサイクルできていないものについては、必ずリサイクルをしろという地域計画を立てること。これが大前提だと思います。

今、地域計画のことを述べましたが、菊池郡市2市2町で地域計画というのを策定をされております。具体的な目標数値がもうのっかっております。そして、それらを達成するに資する施設の建設、要は、先ほど言った焼却施設というのは、その3つの目的を完全に網羅するんですよ。そして、施設の改修等も含まれて、国からの交付金、補助金は、その総事業費の3分の1が充てられます。さらに、先進的な技術を用いているものについては半分みましようというような制度になっ

ております。

そして、その先ほど言いました、地域計画、計画期間は5年から7年、これを2期にわたって策定してもいいです。14年をかけて地域のごみを減らす。地域のリサイクルを推進する。廃棄物の適切な処理を確保するということができれば、計画達成後、これ事後評価と申しますけれども、国がしっかりそれを見ると。適正な処理施設が運営されたかどうか確認をされるということになっております。

この巨大なですね、資金で建設した238億円でできあがったこの施設、じゃあこの金を投じたから未来永劫この地域は安心・安全なんですかと言ったら違うんですね。焼却炉の寿命は約30年から40年と言われております。最終処分場については、今、環境保全組合が計画している埋め立ての年数は20年です。この先、また20年後にはですね、またこの同じことを計画してしっかりリサイクルを推進したり、ごみの減量化を図らなければいけない、すごく壮大な計画なんですよ。すごく先な話なんです。だから、このごみ対策というのは、非常に長いスパンで、20年先ですよ、私は65ですよ、そのときは。だけど、その長いスパンの視野を見定めてしっかりと計画を立てていかなければいけないということを皆さんご承知いただきたいんですね。

一番下にあります。一般廃棄物の処理において。一般廃棄物というのは、皆さんのご家庭から出るごみですね。ごみが最も重要な効果な施策は、搬出量及び最終処分量の減量化にあります。日本は、大変狭い国土の中に1億2千猶予万人が居住をしております、必ずそこからは排出されるごみがあるわけですよ。それを自国でしっかり処理をする。一般廃棄物においてはですね、市町村の中でそれを処理しなければいけないと、法の立て付けになっております。廃棄物廃掃法と言いますが、その法律の中でしっかりそれが定められている以上は、市町村がイニシアティブを持ってこれをやらなきゃいかんよというところをご理解いただければというふうに思います。

資料の2-2をめくってください。

現在ですね、菊池環境保全組合がそれ定めている令和元年の計画目標値というのがあります。これは2市2町の合算ですので、勘違いしないでいただきたい。大津町全体ではありません。事業所から出る一般廃棄物の目標を1万81トン、1年間ですね。住民から出る一般廃棄物の量を3万7千111トンに抑えるのを目標として、先ほど言いました、5年から7年の計画を立てました。立てたんですが、未達成なんです。未達成なのは、菊池環境保全組合で実際処理された一般廃棄物の量が、事業所から出るのは1万1千940トンで110%超過しました。住民の方々はですね、大変な努力をしていただいて、目標値の99%の適正排出をしているんですね。先ほど言ったんですけども、焼却をするとごみは11分の1に減るんですね。11分の1になった灰を生めているわけですよ。しかし、その最初に出てくるごみの量をしっかり抑制しなければ、灰はどんどんどんどん溜まっていきますので、溜まっていったら、要するに、最終処分場の計画の埋め立てより早く埋め立てが終わる。すると、最終処分場をどこかの町に今度はつくらなきゃいけないということで、騒動をし始めることになります。これ本当に大丈夫なのかということになる。要は、国は様々な施設、長寿命化、延命化、先ほどもこの町の施設のことで、長寿命化、延命化の話出ました。この2市2

町が運営する菊池環境保全組合の施設についても、長寿命化、延命化を図って使用するのが大前提であります。ですからですね、これは、今、中間処理をする菊池環境保全組合の責任じゃないんですね。責任を持たなければいけないのは、市町村の収集と運搬、そして住民の分別に責任が生じてくるわけでありまして。

もちろん、菊池環境保全組合の副組合長は町長でありまして、この町からも議員が2人、環境保全組合のほうの議会に参加をしております。私はそういった取り組みの中で、今出席をされているその議員さんや町長にですね、ご迷惑をかけるような発言をするつもりはありません。2市2町が協働してやらなければいけないことでもありますので、私の一介の大津町議会議員として、施設をこうしたほうがいいのか申し述べる気はありません。また、そういった20年、30年を見据えた廃棄物行政を理解しないままこの発言を踏み込んでいくわけにはいきません。

町としては、取り組む課題、必ずあります。町長がですね、町民に対し、引き続き啓発を進めていく必要があると私はあると思います。それはなぜなのか。一般廃棄物の収集運搬及び処分は、市町村に処理の責任があり、市町村自ら行うのが原則であります。

先ほど申し上げましたとおり、中間処理と最終処分は菊池環境保全組合でやっています。収集と運搬と分別の啓発は、これは町長の責において大津町がやることではないのかというふうに思っております。

その点を踏まえましてですね、町ですね、効果的な廃棄物の排出の抑制の施策というのを伺いたい。

そして、ごみ問題のキー、今後、コロナ禍の中において、一般廃棄物の処理について。また、本町のごみの排出量削減について、どのような啓発・広報を行っていくかということについてお尋ねをします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の質問にお答えいたします。

菊池郡市2市2町で構成される菊池環境保全組合では、総工費約238億円を投じ、新工場「クリーンの森合志」の建設に着工し、本年4月から供用を開始いたしました。令和4年度には、敷地内に建設中の最終処分場も供用開始の予定です。施設の建設場所の確保が難しい現在、焼却灰などの最終処分物を削減し、今の最終処分場を延命化させていく必要があると私も考えております。

国内の廃棄物、リサイクル対策については、廃棄物関係法令の拡充・整備が図られてきておりますが、廃棄物の発生量は依然として高水準で推移しており、新たな廃棄物処理施設の立地も困難で、最終処分場の残余年数にも余裕がないような状況が各地でみられております。

また、循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」の姿が明確に提示されており、ごみの減量化に最優先で取り組むことが我々行政はもちろん、ご指摘のありましたとおり、住民や事業者にも求められていると認識しているところです。

菊池環境保全組合を構成する2市2町は、県内でも人口増加が顕著な地域であり、ごみの排出量も増加傾向にあります。また、事業系一般廃棄物の排出量についても、大型店舗の進出等により、

今後も増加することが予測されております。人口が増えればごみの量も増えますが、施設を長期的に使用するためには、一人当たりの排出量や事業系一般廃棄物を削減することが大変重要な課題であります。

さらに、最近では、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に伴い、家庭から排出されるごみの量の増加やテイクアウトによる家庭での食事の機会が増えたこと、また、議員のご指摘されました、新型コロナウイルス感染症対策としての衛生用品や防疫対策備品等なども、コロナ終息後のごみ排出量の増加の一因になるのではないかと考えられます。

循環型社会形成の実現は、広域で取り組むべき課題でもあり、長期にわたる取り組みが必要でありますので、住民・事業者・行政の3者が一体的にごみの発生を抑えることを意識する必要があります。

町としましては、各種助成制度や再生資源団体への支援などの施策を推進し、ごみのアプリや今度導入する多言語のごみ袋など、ごみの出し方や分別の徹底と、ごみ減量化についての意識啓発を長期的に継続して行っていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） 時松議員のコロナ禍の現状を踏まえた一般廃棄物の処理とごみの減量化の推進についてのご質問につきましてご説明をさせていただきます。

令和3年4月から本格的に稼働しました菊池環境工場「クリーンの森合志」は、環境にやさしい施設、そして、循環型社会に寄与する施設として最先端の技術を持つ最新の処理の工場でございます。1日当たり最大170トンの処理能力を持つ焼却施設では、焼却熱を利用した発電設備を有し、場内の全電力を賄い、余剰電力の売電を行っております、エネルギー回収型の地球温暖化対策にも貢献できる施設でもあります。

また、令和4年度から供用開始予定の最終処分場のほうは、埋め立て容積が13万m³の規模で、焼却施設で発生するごみ焼却灰や不燃物などの環境美化センターで破碎し、選別した再利用できないものだけをですね、最終処分物として埋め立て、処分量を最小限に抑える工夫がしております。議員からもご指摘のありました、最終処分物をいかにして減らすか、これが最終処分場の延命化において最も重要なことであるというふうに認識をしております。

令和2年度に更新されました第2期の循環型社会形成推進地域計画、これは令和元年度から令和5年度までの5年間の計画に菊池の場合となっておりますけれども、こちらにつきましては、菊池環境保全組合管内の地域は、熊本都市圏の拡大に伴いまして人口増加が続いており、生活系、事業系のごみ排出量については、ともにやや増加傾向にある状況でございますが、循環型社会の実現を目指すため家庭系のごみ及び事業系のごみの総排出量の目標値と一人当たりの排出目標値が定めてあります。先ほどご指摘いただいたところでございます。

議員のほうからは令和元年の実績値を先ほどの資料の中でありましたけれども、私のほうからは、計画策定時ですね、平成29年度の現状値、初期値で説明させていただきますと、生活系ごみの

総排出量の合計が3万7千211トン、一人当たりでは年間180kgとなっておりますが、目標とする令和5年度では3万8千625トン、平成29年度と比べますと3.8%の増加ですが、一人当たりの総排出量につきましては、年間173kgということで、対29年度比はマイナス3.9%の減少目標が立ててございます。また、事業系のごみの総排出量につきましても、平成29年度の現況の初期値では1万2千400トンですけども、目標年度であります令和5年度につきましては1万81トンとマイナス18%の目標を設定してあります。

一方、企業からの事業系ごみの排出量の削減に向けた取り組みとしましては、各構成市町が収集運搬を許可した事業者が搬入する焼却場の現場に各市町村の職員が入りまして、これ展開検査といいますけど、実際ごみを開けてですね、ちゃんと規定どおり出されているかの排出調査を行うなど、分別の徹底を指導しているところでございます。環境保全組合のほうでも、毎月搬入業者の指導を適正に行いながら、今後も各市町村において排出事業者へ分別の徹底の啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

このように、年々増加するごみの排出量を抑制するためには、住民や排出事業所の協力がなければ達成することはできません。議員のほうからもご指摘のありました、新型コロナ禍で巣ごもりの影響等によりますプラスチックごみの増加等も実際出てきております。それと対策用品ですね、こういったものの量もですね、今後、コロナウイルスの状況が落ち着いてくれば不要になったものが廃棄物として出されるということが予想されております。使えるものは取っておくという方法も可能かとは思いますが、この辺を含めましてですね、さらにごみの減量化の啓発については努めていく必要があるかと思っております。

また、具体的な取り組みの状況ですけども、ごみ減量化に向けた住民の意識向上、また利便性を図るためにですね、町独自でごみの分別についてのですね、スマートフォンに対応したアプリを本町では令和3年の1月から導入しております。利用者の方は、ごみの分別方法やごみ出し日を、いつでもどこでも自由に検索できたり、アラート機能で受信することが可能となりました。

この他、町では、各家庭から排出されます生ごみ減量化を目的に、生ごみ処理機やコンポスト購入に対する助成制度なども行っておりますので、今後もこれらですね、補助制度、助成制度等を住民の皆さんにPRしながら、継続して、一般廃棄物ごみ排出量の減量化に努めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再度質問をいたします。

先ほど質問した中でですね、取り組みのほうをどのようにやっていくかというところですが、この資料の2-2の下のところをごらんください。左側はですね、分別の徹底、ごみ出しのルールへの厳守の周知はどうしていくかというところなんですけど、これは一般的に町内のあちこちに置いてありますごみステーション型の回収をやっているところですね。ここに赤い袋と緑の袋が見えます。このような出し方は多分できないんですね。これを出した人が悪いのかというと、まあニーズはいろいろあるわけなんです。例えば、矢護川のほうに行きますと、巨大なごみステーションが置いてあり

ます。これはですね、なぜかという、収集と分別をした排出をされるご家庭の方の都合にちょっとあわせてあるわけですね。例えば、お年寄りの方ですと、空いた時間にちょっと持っていきたくと。そのときに、その巨大なステーションの中には、可燃物と不燃物が一緒に置いてあるわけですね。わけて置いてある。すると、可燃物の収集の日はその日を持って行きます。不燃物の収集のときはそれを持って行きますという形で、住民のニーズにあわせたものをちゃんとつくっている。あるいは、ルートですね、回収をするということで、個別回収と言うんですけども、それを自分の家の前に出して行く。それをまさか分別が徹底していないごみを自分の家の前に置く人はいませんよね、恥ずかしいですから。そういうことをしないように仕向けていく、あるいは、そういう啓発をそれぞれの地区ごとに検討して出していただきたいというのが要望として一つあります。

そして、先ほど言いました、コロナ禍特有の廃棄物対策について、菊池環境保全組合で調べたところによると、どうもかび由来の廃棄物が多いらしいと。それはティッシュ、マスク、あるいはそのアルコールで清拭したものです、そういったごみが出てきているのではないかと。これはですね、先ほど展開検査という話があったんですが、ごみを広げてみないとちょっとわからないですね。この展開検査の状況、全国で今どうなっているかという、真ん中のところなんです、家庭から出るプラスチックごみが増えていると。札幌市で9.3とか、大阪市で12.5とか、かなりこれはですね、衝撃的な数字なんです。一番衝撃的なのですね、東京23区と福岡市はですね、プラを含むすべての可燃ごみが大体平均で6%前後上がったよということなんです。先ほどの一般の家庭から出る廃棄物の総量に6%掛けたらどうなりますかという話なんです。こういうのをしっかり先手先手を打って対策を打っていく。収集運搬をする段階から対策を打っていくことが必要になります。

そして、先ほど生ごみの件がありましたが、2021年度ごみの分け方、出し方というのを菊池環境保全組合と大津町がつくっておられまして、その中にですね、こういう記述があります。家庭からのごみは90%は可燃物です。その中の約40%が生ごみ、専門用語というは厨芥類といいます。台所から出るごみなんです。その90%の可燃物の中の生ごみを減らすことによって排出量は抑制できるであろうということが答えとして書いてあるわけですね。書いてあるので、今、家庭、地域、企業の環境へ関心を高める施策は、この図の下、この下ですね、この下の写真何でしょうという話なんです。これは実はコンポストです。皆さんが想像しているコンポストで、多分プラスチック製のそっけない形のものだと思うんです。私の家にも2つありますけれども、そのコンポストがやっぱりご家庭の庭に置くにはちょっと忍びないデザインだったりするわけです。ださいな、しかしですね、あれはなかなかいい物でありまして、このコンポストはですね、オーナメント型になってまして、要は、オーナメントというのは置き物ですね。そういったものを置くと、庭は見栄えがすると。こういったものは高いんですね、3万円から4万円すると。今のコンポストの補助制度でいくととても買えないです。生ごみを減らすことを目的とするんだから、そういった目的としてちゃんと有効に使える、しかもおしゃれな、ちゃんと庭の雰囲気を壊さないようなコンポストを導入するという考えた方はないか。こういった形で、今の施策それぞれについてご質問い

たします。

○議 長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） 時松議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、啓発についてでございますけども、おっしゃいますように、家庭の啓発についてはですね、やはり地域の活動とか、そういった形での啓発も一つ方法かと思っております。

町のほうもですね、そういうことで、具体的には、今出前講座ということで、いろんな町内の地域や団体の方から要請があったときにですね、職員のほうが出向いてごみの出し方、仕分けの仕方などについてお話をさせていただいております。こういう中もですね、仕掛けづくりの一つということで活用しながらですね、今後も資源回収等団体されているところ等もありますので、そういう機会を捉えて啓発のほうを続けてまいりたいというふうに考えております。

また、あわせて、広報、今毎月、広報誌にですね、コラムをつくってずっと続けておりますけども、こちらのほうもまた内容をですね、今後にあったような形で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、プラスチックごみ関係、コロナ禍についてのごみの減量についてでございますけども、いろんな取り組みについてはですね、やはり消費者がこう使わないような取り組みというの也需要かと思っておりますので、事例等でもですね、見られますが、マイ容器とか、そういったものを使うようなものであったり、素材が環境に負荷が低いような素材をですね、使うといった利用転換あたりのも民間の取り組み等も参考にしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今回、コロナ禍でプラスチックごみ削減を考える一つの契機になっているかとも思われますので、環境面はもちろんですけど、先ほどから議員のほうからありましたようにですね、やはりこの辺がごみの処理、自治体の財政負担にもつながる問題ですので、その辺もあわせて、住民の方に啓発をしていけたらというふうに考えておるところでございます。

また、先ほど最後にありましたですね、コンポスト等の制度については、ここ数年今のような形でやっておりますけど、有効な手段については、助成のほうをですね、また今後も考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 先程来から申し上げています、町長の一般廃棄物の処理の責任が必ずあるということで、住民のご先導をよろしくお願い申し上げます。

質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後は1時10分に再開をしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

午後0時16分 休憩

△

午後1時09分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 皆さん、こんにちは。私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問項目は2項目提出をしておりますが、第1点目、町民の安全・安心、公共の福祉増進のための道路整備を求めるということで、大津町内の、とりわけ生活道路について、町内の道路がどうも類似団体と比べても遅れているのではないかという疑問を持っていたところでもあります。そういう中で、町による町道認定基準がやっと制定されたようではありますが、果たして、地域住民の思いにかなう町道認定申請の方法が一方で定かになっておりません。長年住んでいる人たちの生活道路が町道と認定をされていない。そういう実態があるわけでもあります。大津町では、これまで長い間、町道認定の基準が示されておりました。私は、議員に押し上げていただいて28年経ちますが、二十数年ほど前まで町道認定の基準がありませんでした。住民の方が議会に対して陳情書を出して、この道路を町道に認定してくれと、それを議会が採択をしたら初めて行政が、それじゃ町道に認定してあげようと、こうした行政や議会が住民より偉いんだと、そう思わせるような上から目線の状況がずっと続いてきたわけでもあります。そして、家入町長のとき、私は、基準を設けて、町民に対して公平な町道認定申請の機会を示すように求めてきましたが、一昨年、2019年3月にこの大津町道路認定基準が設けられたようでもあります。設けられたようだというのは、この基準がつくられたことを私自身も知らされておられませんし、大津町のホームページの例規集に反映されていないからであります。繰り返すようですが、町行政が住民に対して非常に残念ながら親切な対応になっていないのではないかと、そういわざるを得ないと思うわけです。

そこで、第1点目の町の道路網と認定路線のネット情報公開についてであります。

先日、大津町の町民グラウンド近くの住宅地内の道路の崩壊の危険があるからという相談がございましたので、現地を確認し、建設課に出向いて道路台帳を確認してもらったところ、ここは町道ではなく、町有地であります。町が所有する土地。形状は道路そのものでありますけど、町有地。この町民グラウンドは、今から四十数年前に整備されていますので、この住宅地も30年以上前に宅地造成がなされ、道路部分をその当時、町に寄附を申し出て、大津町が寄附を受け入れた経過があることは明らかであります。ですから、住民の人たちは相談をされるときに、町道が危ない、町の道であると認識されていたようではありますが、町民の人たちにとって、その道が町道であるかどうか、いわゆる確認をするすべすら知らなかったということでもあります。

そこで、これだけICTの活用が言われる時代に、町のホームページで町道の路線図を公開して当然ではないかと思ったわけでもあります。

添付資料の大津町で町道と認定されていない生活道路が多いのではないかと資料をごらんいただきたいと思います。

町の道路行政が何となく遅れているのではないかと考えていろいろ計算をしてみました。大津町と似たようないわゆる類似団体ですね。似たような自治体を九州管内で選び出してみました。あと、

お隣の菊陽町、また益城町が県内ではどちらかと言えば似ているということではありますが、人口と面積であります。

そこで、大津町が人口に対して町道と認定している距離が26万8千491メートルということで、人口で割りますと一人当たり8.3メートルであります。菊陽では、益城よりも一人当たりの距離は多いです。しかし、下を見ていただきたい。福岡県、佐賀県の似たような自治体を選びましたが、いずれも福岡、佐賀、大津町よりも一人当たりの認定道路の距離が長うございます。

それから、一番右側、面積当たりの距離、大津町の面積は菊陽町と比べてもらえば倍以上ございます。面積当たりで町道の長さを算出しますと、大津町は圧倒的に少ないということです。お隣の菊陽町は、確かに面積は少ないですから、当然、面積当たりの距離は長いわけではありますが、じゃあ菊陽が特異かという、下の福岡県や佐賀県の事例も調べてみましたら、やはり大津町よりも面積当たりの距離も長うございます。

抽出をした自治体全部比べますと、まさに大津町は最下位という状況だということがわかったわけであります。これだけでは判定し難いということもあるかもしれませんが、これを見る限り、大津町の生活道路の整備が非常に立ち遅れているということが言えるかと思えます。

そういう意味で、まずこの道が本当に町道かどうか。最近カーナビが発達しておりますから、カーナビを見ますと、国道や県道は色分けではっきりわかりますが、町道が、この道が果たして町が認定した道路かどうかは絶対わかりません。そういう意味で、早急にホームページで路線図を公開をしていただきたいということです。

2番目に、せっかく制定をされた道路認定基準であります、町民の皆さんに理解をされるか。親切につくられているかどうか。改善が必要ではないかという点であります。

基準ができたことは確かに評価できますが、たまたまインターネットで岡山県の美作市というところを私検索をして調べましたら、こちらの美作市の道路認定基準は、平成25年に策定をされ、大津町と比較をしましたら、本当に丁寧な要綱ができております。市道認定申請の手続きまで図を示して、市民の皆さんが市道に認定してほしいという場合は、懇切丁寧にそのやり方、また問題があった場合はどうするか。そういったことまで説明がなされているわけであります。

そこで、この問題点を申し上げますが、一つは、町民の人たちや、一般的な町民の人たちはなかなか普段から感心はないかもしれませんが、町の区長さんなどにこれが周知をされているかと。要綱はつくったけど、役場の担当者だけしか知らないという状況ではないかということです。周知をされるべきではないか。

問題の2は、先ほどグラウンド下のいわゆる住宅地内の道路がですね、40年近く経っても町有地のまま放っておかれていたわけであります。美作市の道路認定基準を見ますと、こうした開発団地の道路もですね、ちゃんと基準を設けて、また、基準が決められる以前の道路については、きちんと救済措置が規定がなされているわけであります。そういう意味で、せっかくつくりました道路認定基準であります、これは役場の担当者のための基準であって、町民のための、また、町民にきちんと説明をするための基準になっていないと思われまうけど、改善についてお尋ねをするところ

るであります。

第3点目に、住民の立場に立って認定されていない生活道路の認定申請の仕組み、改良整備を計画的に進めていただきたいということであります。

生活道路は、町民の安全・安心、公共の福祉増進、こういう観点から町民の立場に立った認定申請の仕組みを求めたい。何度も言いますが、長年、大津町に住んでいると、40年も50年も前から町に住んでいながら、自宅周辺の道路が町道ではありません。町の基準にあわないから申請は受け付けられません。こうした上から目線のような仕組みは徹底して改めるべきではないか。町民の利益を守る立場から改善を求めたいと思います。

1回目の質問をこれで終わります。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） それでは、荒木議員の質問についてお答えいたします。

大津町は、481路線、全延長26万206メートルを町道として認定をしております。

また、その認定基準につきましては、平成31年3月に制定後、町のホームページにおいて公開し、町道認定基準に基づき町道認定を行っているところでございます。

この町道認定につきましては、私も議員時代から複数回質疑、意見をしてきたところですので、より住民の方に寄り添った形でわかりやすい制度を進めていきたいと思っております。

大津町の町道認定の状況ですが、市町村の面積当たりの市町村道の延長では、県内の45市町村の中、25番目となっております。これは山や森林などが少なく、宅地や田畑が多い市町村は道路認定の延長が長くなっているようでございます。

まず、1点目の町の道路網と認定路線のネット情報公開については、近隣自治体では、菊池郡市2市2町は行っておらず、熊本市が路線網図を公開しております。住民の理解や利便性向上に向けた道路網図や町道認定の路線の公開については、今後進めていきたいと考えております。

次に、2点目の町道認定基準が町民に理解されているのかということですが、基準については、近隣の市町村の状況を調査し、策定しており、ホームページでも公開をしているところでございます。開発行為などを行う事業者の方には基準をご理解いただいておりますが、今後は、基準だけではなく、認定申請方法も含めて町の広報誌等に掲載するなど、広く町民の皆様に対しても周知を行ってまいります。

基準自体の見直しに関しましては、町道認定基準や改良整備について詳細な構造図などを用いた要綱を整備する中で、必要性があれば、より多くの方に理解されるものへ改善を図りたいと考えております。なお、一方で、町道の維持管理には税金を原資とする少なくない費用を要するために、基準の設定に当たっては一定の公益性を踏まえた視点が必要だとは考えているところです。

3つ目に、認定されていない生活道路については、現在、大津町所有となっている道路のうち、認定基準に合致している路線については、地元の方々とも話ながら認定を進めたいと考えております。また、道路改良や整備が必要な路線については、町道認定を行い、道路整備を準備進めていき

たい考えです。

詳細は、担当部長よりご説明いたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。荒木議員の一般質問についてご説明いたします。

まず、大津町管内の町道や開発道路の状況についてご説明いたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、町道は481路線あり、総延長26万206メートルを町道認定をしております。新たな維持管理として、元国有財産であった里道については986路線、水路890路線を財産移管されております。

都市計画法の開発行為により、開発事業者から寄附された道路については43カ所あり、そのうち11カ所が町道認定され、22カ所が町所有の道路となっています。認定していない主な理由としては、道路の起点及び終点が国道、県道、町道などの公道に接していないなどが挙げられます。

認定路線のネット情報については、熊本市が地理情報システムを使用した公開を行っており、同じようなものを行う場合は、前段でシステム構築が必要となり、時間と費用を要します。今後の利便性向上を図るためにも、どのような方法が良いのか研究を行い、町ホームページ公開に向けて取り組んでいきます。

道路の指定や認定については、道路法では、高速道路国道と一般国道は法律により指定されております。都道府県道については、道路法で要件が定められておりますが、市町村道については、法定の要件はありませんので、市町村で要件を定めて運用しております。大津町では、平成31年3月に認定基準を制定いたしました。認定基準の主なものとして、自動車交通が可能であること、起点及び終点が公道に接していること、道路の沿線に集落または公益的施設があることなどです。町道の構造条件としては、幅員が原則4メートル以上であること、側溝が路面の排水を可能な状態にされていること、路面に不陸がなく車両の通行に支障がないことなどとなっております。なお、道路認定基準、管理道路基準は、制定された当時から町ホームページに公開しておりますが、今後も、町広報誌に掲載するなど、広く町民に周知を行ってまいります。他自治体の取り組み事例を参考に、生活道路の認定申請や、町が引き取る開発道路の町管理道路基準等について、町民にわかりやすく、認定基準と併せ、構造図やフローチャートを作成し、ご理解いただけるよう進めていきたいと思っております。

住宅開発に伴う開発道路につきましては、平成31年3月に制定している町管理道路基準に基づき、大津町名義として引き取れる構造での整備を依頼しているところでございます。その中で、町道認定基準を満たしている道路は、地元と協議を行いながら順次認定していきたいと考えております。

開発道路は、開発区域の方々が維持管理をされております。その中で、町名義の道路であれば、緊急性や交通量、事業費、地元区の優先順位などをもとに、町内道路全体の優先順位をつけた上で整備や維持管理などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをいたします。

大津町では、土地規制がですね、菊陽町あたりでは調整区域等の指定でだいぶ規制が厳しくなっておりますから、開発をすれば当然道路もだいぶ厳しい条件が付けられているかと思いますが、大津町の特にミニ開発ですね、大規模開発であれば、当然、道路整備も義務づけられておりますけど、ミニ開発の中には、5軒、10軒建て、道路が共有名義であつたりとか、熊本地震で本当に大変な思いをなされた方があつたわけでありまして、先ほど、部長の答弁で、開発でつくられた道路が22カ所町有地のままとなっているということですかね。これは22カ所もあるということですね。ということは、このままいけば何十年経っても町道として認められないということになってしまうんじゃないですかね。

そこで具体的にお尋ねをしますが、町民から相談があつたグラウンド下の住宅地内の町有地である道路ですね。これは四十数年、40年近くですかね、町有地のまま放っておかれる。宅地造成をしたときに道路をつくって、共有名義で私道であればまだ話は、なかなか認定できないというのはわかりますけど、当時、町に寄附をして、町が寄附を受け取っているわけです。行政として、当然そのときにですね、責任が発生をしているわけです。それを三十数年間もほったらかしといて、認定基準を最近やっつくりしましたと。基準にあわないやつは全部認定はしませんということであれば、まさに行政が上から目線と言わざるを得ないと思いますね。町は寄附を受け入れたと。その責任を認めるのであれば、何らかの町民にとっての救済策が必要だと思うわけでありまして。

そういう点でですね、先ほど申し上げました、岡山県的美作市は本当に親切であります。市道認定申請手続きの概要というのまでつくって、どういう順番でどういう書類を揃えて申請をすればいいですよと、そうしたガイドラインまでちゃんとホームページに示されております。要するに、これ町民の立場に立った、役場の立場じゃない、町民の立場に立った理解されやすいような説明がある。それから、救済策があるんですね。開発道路ですね、先ほど言ったミニ開発などでつくられた道路についても、10年以上、築造から10年以上経過して、なおかつ5戸以上家屋が接続していると、こういう道路については、舗装されていなくても町道認定の対象となるとなっているわけでありまして。要するに、認定基準ができる前のやつはですね、町がこれ美作市は市ですから、市が受け取った道路については、こうした救済策が示されているわけです。

そこで、改めてお尋ねをしますが、その町民グラウンド下のこの宅地内の道路については、現在の町の道路認定基準に照らして、認定はできるのかできないのか。可能性があるのか。その点について、再度確認をしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

質問については2つあつたかと思いますが、1つは、町有名義の道路であつて、町道認定基準に合致しないものの救済措置はないのかということと、現在、具体的に町営グラウンド下の道路部分

が町に寄附されていますが、その部分については、対応はどうかということでございます。そちらについてお答えいたします。

現在、先ほど答弁にもありましたとおり、町道認定するものについては、道路法で町が管理をすべきというふうになっておりますが、管理基準については、31年3月に指定しておりますので、それに満たないものについては、大津町例規集にあつては、維持管理上必要であれば舗装をしたり、補充補修をしたりやっているような状況でございますので、今後、救済措置としては、そういったことで町有名義の道路については、改善補修をやっていきたいと思っております。

ただ、近隣の町村によっては、町道以外については、10分の9を補助したりとか、その辺についてはいろいろな状況がありますので、近隣の町村を見ながら、大津町にあった救済措置を考えていきたいと思っております。

それと2点目ですが、町営グラウンド下については、私のほうも現地を見ましたが、法面の崩壊が進んでおりますので、そちらについては、法面の崩壊の土砂撤去あたりを考えて対応したいと思っておりますが、町道については、町道認定できるかということですが、まず路線については、起点・終点が公道に両方が接していないということで、今の現状であれば町道認定は厳しい状況かなと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） あのですね、答弁の中でですね、いわゆる町が寄附を受け取ったというその責任に対する措置がはっきりしないということですね。あくまでも行政の立場に立ったさじ加減と。どうも曖昧な答弁だったんですよ。要するに、行政のさじ加減でなったりならんかったりするようなことじゃなくて、じゃあなるためにはどうするのか。何が問題なのかというのをですね、ちゃんと明らかにして、要するに、町道に認定されない、町有地ですから管理責任は当然町がありますけど、その道が崩落をして、家屋に被害を与えたとしたら、それは当然責任が発生します。しかしですね、同じ町民でありながら、何十年間もですね、町道だと思い込んでたわけですが、皆さん。町に寄附しているわけですから。そういう意味でですね、行政側のさじ加減でということではなくて、きちんとしたですね、救済措置を考えていただきたいと。

それから、今具体的に言いました、そのグラウンド下の道路は形状としては、出口と入り口、図面上、平面図上では出口と入り口が町道に面しているわけですね。実際は、ちょっと段違いになって通れないですけど、寄附を受けたときは、図面上で道路がつながっていたわけですね。それは住民の責任ではない、行政の責任なんですよ。そういう意味で、行政の責任はちゃんと自覚をして、改めてですね、住民の立場に立った救済措置を検討していただきたいということをやっと申し述べて、今日すぐには答えが出ないでしょうから、またの機会に質問をしたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時50分より再開します。

午後1時40分 休憩

△

午後1時49分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 質問の第2点目は、大津町における公共交通の改善・充実の点であります。

現在、大津町では、特にバス路線から離れている町内の南北、また東部地区に対して、乗合タクシーが導入されて、住民にとって貴重な交通手段となっております。

また、セントラル病院まで直接乗り入れを、本当に迅速に実現をしていただいて、町内のあちらこちら、特に高齢者の皆さんから非常に感謝されているのは、感謝の声が聞かれていることはうれしいことだと思います。

また、町長におかれましては、公約において、乗合タクシーの改善・充実、巡回バス導入などによる公共交通の充実を掲げられております。

そこでお尋ねをしますが、乗合タクシーの改善充実、巡回バスの導入と。この点についてですね、大まかな構想があらわれるのかどうか、考えをお聞きしたいと思います。

2点目に、まちなかでのバスは、特にですね、巡回バスですね、平地の部分では有効かもしれませんが、大津町北部の高台におきましては、道路が非常に複雑で高齢者の皆さんなどにはバス停まで歩くのは非常に困難と思われま。

そこで、まちなかの北部の人たち、例えばですね、上井手から北側ですね、上井手から北側にあつて乗合タクシーが利用できない方々がいっぱいおられるわけでありましたが、こういった人たちに對しても一刻も早く乗合タクシーを利用できるよう改善が必要かと思ひます。

まず、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

公共交通政策につきましては、交通弱者の交通手段確保や利便性向上のため、大津町地域公共交通網形成計画を平成28年3月に策定し、バス路線網の再編、交通空白地域の対策推進など、公共交通体系の維持と活性化促進を目標に掲げ、取り組みを進めてきました。令和3年度から新たな大津町地域公共交通計画を策定する予定ですが、この計画は、町内の公共交通の再編はもとより、県内観光地や空港へのアクセスなど、経済・観光振興にもつながる重要なものと位置づけております。

策定に当たっては、運転免許返納者や交通難民と言われる方々の外出支援も含め、より良い公共交通網が整備できるよう、町民の皆様や運行する事業者のご意見を整理するとともに、定量的な利用分析も行いながら、効率的かつ効果的なあり方を検討する必要があると考えております。

大まかな構想としましては、大津町は合志や菊陽と比べると非常に広がっておりますので、南部、北部からは乗合タクシー、中心部はコミュニティバスを運行するというのが基本的なベースになると、現時点では考えているところでございます。

また、公共交通網の維持向上には多くの財源を必要としますので、際限なく利便性を追い求めるのではなく、「誰でも利用できる公共交通政策としてのあり方」と、「日常生活を続ける上で必要

不可欠な福祉政策としてのあり方」を整理した上で、さらに、例えば、乗合タクシーであればICTの利活用も含め、乗合率を高める工夫を凝らすなど、出来る限り費用対効果が高く、利便性も高く、かつ税が原資となる町の財政負担が少ない持続可能な形で進めていく必要があると、そのように考えております。

今後のスケジュールも含め、詳細につきましては、担当部長より説明をいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 町の地域公共交通の政策につきましては、地域公共交通網の計画として平成28年度から令和2年度までの5カ年計画で策定をしておりました。国の公共交通の活性化再生法の改定が予定されておりましたので、それを待って今年度、令和3年度から新たな町の地域公共交通計画を策定するというところで、今進めているところです。

その計画策定の中におきましては、まず、利用者等のアンケート調査を実施しまして、いろんな課題等を整理させていただきまして、町の公共交通体系をどのような方向で今後さらに進めていくか整理をしていくということで考えております。

また、策定に際しましては、事業者や大学の専門家、また地域の代表、それから高齢者の代表者の方などで組織されています、町の公共交通会議において十分に協議を重ねながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

一方、乗合タクシーにつきましては、昨年の4月から町北部・南部地域の全域化、そして大津東区へのエリア拡大を実施し、町周辺部と町の中心エリアを結ぶ交通手段をある程度確保できているものと考えております。

県内の取り組み事例等見てみますと、長洲町におきましては、路線バスを2路線廃止し、町内全域でどこでも乗り降り可能な乗合タクシーを導入した結果、導入前には、年間1千500万円あった公共交通への補助金が1千万円に減少したということも聞いておるところでございます。

このような取り組みを参考に、今年度策定します、新たな地域公共交通計画の策定を進めるに当たっては、公共交通体系の案を複数案策定し、財政面についても十分な検証を進めていきたいというふうに思っております。

また、その後の実証実験におきましては、計画策定の令和4年度に実証に向けて進めたいというふうに思っております。その中では、オンデマンドタクシーや巡回バスといった交通手段や地域の実情にあわせてきめ細やかな運行について協議を行い、併せて、来訪者にとっても利用しやすい移動手段の確保、それから、市町村の枠を超える広域的な運行についても検討を進めていきたいというふうに思っております。

次に、議員にご提案いただきました、まちなか北部の乗合タクシー利用につきましてですが、現在、町の周辺部と中心エリアの行き来を乗合タクシーで、それから、町の中心エリア内の移動手段については、路線バス等ということで、先ほど町長が大きな観点から申し上げたところですが、確かに、先ほど議員おっしゃいましたように、近くに公共交通がなく、そして自宅から目的地まで高低差があると、そういった地域においては、本当に移動に苦労されているというふうに

我々も話を聞いております。

今後につきましては、町中心エリアの移動手段をどのような方向性で進めていくのかということの課題性については、今年度、令和3年度で策定いたします、町の地域公共交通計画策定の際にいろんな検討を行っていくこととしておりますし、乗合タクシーの課題・改善等についてはですね、運行時間帯の再検討、あるいは高齢者の外出支援策をどういったものがあるかということについて、今年度である程度整理をしたいというふうに考えております。それを踏まえまして、令和4年度からの実証運行に向けてしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 町長が答弁されましたように、これから免許返納者ですね、高齢社会が着実に進んでおります。免許返納者の対策、それから、とりわけですね、高齢者の対策ですね、が必要かと思えます。

そこですね、答弁を踏まえまして、改めて提案を含めてお尋ねをしますが、第1点はですね、北側から南の人も一部そうだと思いますけど、北側から町の中心部に、病院とかセントラルまで直接乗り入れできるようになって大変感謝されているんですが、例えば、具体的にはトライアルとかですね、あとは翔陽高校の前にも新しくドラッグストアが開店しました。北側からそのトライアルとかドラッグストアに買い物に行こうと思っても乗合タクシーは利用できないということですね。一旦、上井手のところまで降りて、そこから歩いて行くなんで、そんなとんでもないことになってしまうわけですけど、添付をしております大津町の乗合タクシーの町中心部のエリアですね。現在は、北側が上井手までになっています。ですから、この町中心部のエリアを三吉原北出口線あたりまで拡大すれば、買い物弱者の人たちにとっても非常に利便性が高まるのではないかと、これが1点です。

それからもう1点は、利用料金であります。添付資料の利用料金を見ていただきたいと思いますが、一番近いところは、灰塚区から町中心部までは片道150円です。ところが、一番遠いところですね、真木区、古城からきますと500円、護東、護願所、米山からは400円ということです。要するに、距離が遠いからそれに見合った差を付けているというのは、ある意味では理解ができますが、まあよく言われますよね、だれ一人取り残さないとおっしゃいますが、遠くに住んでいても住みみ続けられる、生活がそこで持続できると、そういう観点からすればですね、例えば、この真木や古城に住んでいるから500円というのは、あまりにもちょっと高すぎるのではないかと。差があり過ぎると思うわけです。例えば、灰塚から月10回、灰塚と古城を比べますと、月10回利用して、年間でいくらになるかという、灰塚に住んでいる人は、往復で10回ですね、わかりやすいように、年間で1万8千円の負担になりますが、古城の方が利用されると、これは年間で6万円になるわけですね。同じ町民でありながら、住んでいるところが遠いもんですからですね、片方は1万8千円、ところが一番遠いところに住んでいらっしゃる方は6万円て、要するに、生活を維持するという観点からすると、あるいは、だれ一人取り残さないとかいう看板を掲げるのであれば、あまりにもですね、料金設定が、格差が大き過ぎるのではないかと。私が考えるには、最低でも2

倍程度が妥当ではないかと思うわけです。

以上、2点についてですね、提案を含め、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今、大きく2点ご質問があったかと思えます。

1点目が、今周辺部から中心エリアに向けての乗合タクシーのエリア拡大ということでおっしゃいましたので、確かに、当初、乗合タクシーの区域の中心部を設定したところに比べて、店舗であったり、いろんなものが貼り付いておりますので、まず、今回のですね、計画策定に当たっては、いわゆるパーソントリップ、利用者の方がどういった形で、例えば、病院に行かれる、それから買い物に行かれてどこに行かれるかと、そういう詳細調査をすることにしておりますので、それによって、どのような人の動きかというのが見れますので、その辺を十分検討して、エリアの拡大に向けてですね、進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の利用料金ですが、これについて、地域によっていろいろと差があるんじゃないかというようなご指摘だと思いますけども、そもそも乗合タクシーというのは、公共交通機関ということで位置づけておりまして、基本的にはバス料金相当の金額という設定をさせていただいておりますので、距離に応じて、そういった形で、今運輸支局と協議をして料金の設定をしているというふうな現状でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） これからアンケートに取り組みれると思えますけど、町長がおっしゃいます、何事も当事者を交えて、当事者の声が反映されるようなアンケートを実施していただきたい。

それから、料金について、そのバス、公共交通のバス利用ということですが、何ですかね、生活を維持する上でも欠かせないわけですね。生きて行く上で欠かせない交通手段であります。辛抱すればですね、すむていう話ではないわけですね。病院に行くのをですね、1週間に1回だったのを1カ月に1回にして節約しようかという問題ではないと思えますので、あわせてですね、その何て言うかな、人としてどこに住んどって、大津町内のどこに住んどってもですね、安心して暮らしていけるという観点からですね、料金の見直しもぜひ進めていただきたい。

以前も言いましたけど、三重県の玉城町というところは、完全に無料で町内全域から利用できるという制度もございます。とても大津町が負担できないような金額ではなし、まして、失礼ですけども、周辺に住んでいらっしゃる方の人数は本当に少ないんですよ。ですから、財政負担がものすごくそれで増えるということはありませんので、そういう方々のためにも、ぜひご配慮をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時17分よりから再開します。

午後2時06分 休憩

△

午後2時16分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎君） 皆様、改めまして、こんにちは。議席番号1番、大村裕一郎でございます。まず、本日は、傍聴にお越しの皆様、大変ありがとうございます。それでは、今回の一般質問に移らせていただきます。今回の一般質問は、再生可能エネルギーについて、バイオ炭についての2点になります。

まず、再生可能エネルギーについてになりますが、現在、国では脱炭素を掲げ2050年のカーボンニュートラルに向けて歩みを進めております。その中で、2030年までの政府の目標として、再生可能エネルギーの電源比率を22%から24%と設定しております。民間企業からは、さらに高い目標をという声が上がっておりますが、今回は、再生可能エネルギーの中でも太陽光発電に関して質問させていただきます。

大津町では、現在、1メガワット以上の大規模太陽光発電が16カ所ございます。その太陽光発電のある地域からは山林を伐採することによって土砂崩れや川の氾濫等で多くの不安の声が上がっております。

そういった点を踏まえた上で、今後、太陽光発電のある地域をこういった形でサポートして、かつ再生可能エネルギーの推進を町として行っていくかを質問させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 大村議員の再生可能エネルギーについての質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国は、国内の温室効果ガスの排出量を、2050年までに実質ゼロにするという方針を打ち出しております。今年5月26日には、改正地球温暖化対策推進法が成立し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入の拡大を目指すとしております。

その一方で、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の整備に伴う周辺地域の自然環境や景観、災害などへの影響が全国的に問題となっており、周辺地域や下流域の住民が不安に感じるところは大津町においても同様であり、私も危惧しているところでございます。

開発自体の規制に関しては、現状の法体系としては、事業者が一定の条件を満たす限り県や町において開発を法的に止めることは難しい状況にあります。大規模な太陽光発電施設の山林開発については、熊本県の林地開発許可が必要であり、20ヘクタール以上の太陽電池発電所の設置を行う場合には、法に基づく環境アセスメントの対象となり、対象事業を実施する場合には、事業者が住民や行政の意見を聞き、調査や評価等を行うこととなっております。

現在、町内複数のメガソーラー事業者による協議会の設置について地元をはじめ、町からも事業者に要請をしております。住民の不安を払拭する体制づくり、発電施設の運用開始後に行う監視方法や現地視察などを含めた協議の場づくりが進められているところでございます。

国は、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの導入拡大を推進しておりますが、発電施設を設置するための諸条件や自然環境への配慮など、まずは地域住民の方々の安全と安心を第一に考えていきたいと考えております。その上で、行政、事業者、地元住民がお互いに連携しあい、情報交換を図りながら脱炭素化社会の形成に向かって、町も取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） 大村議員の再生可能エネルギーについて説明をさせていただきます。

再生可能エネルギーの推進につきましては、町内におきましても、太陽光発電施設や小水力発電施設などにより再生可能エネルギー設置の計画がございます。

特に太陽光発電につきましては、議員ご指摘のとおり、すでに、大津町北部地域の山林を中心に、大津町内にあります1メガワット以上の発電施設が現在16カ所ございまして、このうち10メガワット以上の発電能力を持つ施設が計画を含めまして6カ所ございます。そのうち3カ所はすでに稼働しておりますけれども、残りの3カ所につきましても協議や手続き等が終わり次第ですね、稼働が今後始まるものというふうに思われます。

これらの山林開発には、県の林地開発許可制度がございまして、森林の持つ多面的な機能を損なうことがないように許可基準が設けられております。しかし、基準以上ですね、降雨も予想されますので、施設の維持管理については、事業者や施設管理者に対して県の指導はもちろんでございますけれども、町からも要請を行っていきたいと思いますが、今後も消防団や警察などと連携した危険箇所点検による災害への備えや、国・県管理の河川につきましては、早い改修をですね、早期の改修を強く要望しますとともに、町の管理分につきましては、昨年創設されました浚渫推進事業による防災・減災対策を実施するようにしておるところでございます。

また、令和元年7月の環境影響評価法施行令の改正に伴いまして、熊本県では、令和2年10月から20ヘクタール以上の太陽光電池発電所の設置及び変更工事を行う場合には、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの対象事業となり、生息動植物や地下水、雨量など開発区域が自然環境に与える影響などを調査、予測し、住民や行政など関係機関等からの意見を求めなければならないという要件が追加をされております。

さらに、熊本県では、太陽光発電事業者に対しまして、市町村、事業者、県の3者からなる立地協定の締結を進めておりまして、安定した事業運営や地元住民の方の不安解消に努めているところでございます。

一方で、今年5月26日に成立しました、改正地球温暖化対策推進法では、自治体があらかじめ経済性や地形、地域住民の了解などの条件を満たしたエリアを促進区域ということで設置しまして、住民や事業者でつくる協議会の設置を求めることなどで再生可能エネルギー機器の導入促進を進めていくという方針が示されているところでございます。

町内で施設整備を行う事業者によっては、下流域の住民の皆さんに対して、説明会や現地見学などを行い工事の進捗を報告されているところもありますけれども、地元地域からの要望もございまして、現在、町内の複数のメガソーラーの事業者により協議会の設置について、その準備が進んでおります。こういうことで、住民の不安をですね、払拭する体制づくりや発電施設の運用開始後に行う監視方法や現地視察なども含めた協議の場を検討されているという状況です。

このように、脱炭素社会に向けた取り組みの手段としましての再生可能エネルギーの導入につき

まして、まずは地域住民の方の意見や環境に配慮しながら進めていくことが最も重要であるというふうを考えております。

○議長（桐原則雄君） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎君） 今後とも地域住民の方の意見をしっかり吸い上げてもらって、不安を払拭していただければと思います。今後ともよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

続きましては、バイオ炭についてになります。

先に出しました、カーボンニュートラルに向けての歩みの中で、2030年度の温室効果ガス削減目標が2013年度から46%削減し、さらに50%の高みに向け調整を続けていくと国の目標が出されましたが、農林水産省のほうでも、それに際して、「みどりの食料システム戦略」が策定されております。この戦略に関しましては、補助資料の表1のほうをご確認ください。

この資料は、農林水産省のウェブサイトのほうから引用したものになりますが、その中には、環境の重視と食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立、この点がうたわれているものになります。今回は、このみどりの食料システム戦略の策定であげられております取り組みの中で、「J-クレジット制度を活用したバイオ炭の農地施用の促進」を例としてお話をさせていただきます。このバイオ炭というものが何なのかということなんです、今の時期で言えば、米を作る際、苗床をつくると思います。この中に古くから使われているものになりますが、もみ殻燻炭というものをご混ぜ込んで苗床をつくったりしております。それ以外にも、下水道の汚泥や家畜の糞尿、そして、草ですね、を由来になっている炭があげられます。

それでは、補助資料表2をご確認ください。

この資料に関しては、バイオ炭を使用する場合のフローとなっておりませんが、簡単に説明を行うと植物が光合成とともにCO₂を吸収し、その植物を炭化、CO₂を吸収したまま農地に埋設、埋設後はCO₂のほうは土壌に残り、そして炭自体もその農地の土壌改良材としてとても有効になるというものになります。こちらのほうは一例になりますが、バイオ炭、こういったものが今後、SDGsや環境を重視した動きがですね、農業の分野でも加速していくと見込まれます。今後、こういったものが加速していくと思われませんが、金田町長のご見解のほうをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 大村議員のバイオ炭についての質問にお答えをいたします。

国は今年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるために、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として、みどりの食料システム戦略を策定し、政府として強力に推進していくことを公表いたしました。

国内の農林水産業が直面する課題として、生産者の減少・高齢化が進み、今後、一層の進行が見込まれる中、農地の適切な管理や、野菜・果樹など労働集約的な作業に従事する人材の不足など、生産活動への支障が顕在化をしております。そのことは大津町の農業が取り組むべき課題の一つで

もあると受け止めております。

こうした中、SDGsや環境に対する関心が国内外で高まるとともに、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつあります。国民の価値観の多様化や新型コロナウイルスの発生も相まって、健康な食生活や持続可能な生産・消費を求める動きも見られます。

国は、成長戦略の柱に、経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力をし、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言して取り組みを進めております。町としても農林業の分野において、国の動向を注視しながら、今後も情報収集に努め、農林業の生産性向上と持続性の両立を目指し、生産者や関係機関との協議に努めてまいります。

また、バイオ炭の位置づけにつきましては、温室効果ガス削減に取り組むJ-クレジット制度の対象となったことで、今後、バイオ炭の農地施用の促進が予想されますが、国は、長期的な工程表を公表しており、まずは、バイオ炭の普及拡大を促進する調査開発を実施するという事です。

町としましては、バイオ炭関連の技術開発を注視し、担当課でも情報収集を継続して行いつつ、取り組める課題には積極的に取り組んでいきたいと考えております。

このような観点から、今回の議会に補正予算として農業振興費補助金として有機農業を支援する、環境保全型農業直接支払交付金を計上しております。今後も地球温暖化防止や環境保全を重視した営農活動に対して支援を行っていく考えです。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也君） 大村議員のバイオ炭についての質問について説明させていただきます。

みどりの食料システム戦略については、5月に公表されたものであり、詳細の把握まで至っておりません。このようなことから、6月25日、県庁において、農林水産省技術会議事務局研究調整課長を講師として、県内市町村等を対象に講演会が開催されます。早急に全体像の把握に努めたいと考えております。

国の公表では、2050年度を目標とする30年間の長期工程表が示されております。工程は10年ごとの目標設定があり、当面2025年までに影響調査、2030年までに技術開発及び実証、2040年までにアセスメントの実施・規格の整備、2050年までに資材の普及・炭素貯留力拡大からなる長期ビジョンとなっております。

バイオ炭は農地の土壌改良材や水質浄化材などに活用されてきた歴史がございます。先ほど説明されたとおりでございます。J-クレジット制度の認証対象にもなっております。

活用の先進事例として、京都亀岡市や千葉県四街道市などでは、産官学の取り組みがあり、大学等が技術投入や炭素貯留量算定手法の技術支援を行い、ブランド農産物の生産や企業協賛金を支払うモデルもあります。

今後は、既存活用技術の社会実装と並行して、国によるバイオ炭資材等の開発や規格の整備、バイオ炭を活用した持続的かつ高付加価値の営農モデル確立の取り組みが行われることとなっております。

ます。

このような状況を踏まえ、国の調査研究の情報収集に努めながらも取り組める事業については積極的なアプローチが必要であるかと考えております。

先ほど町長が申しました、6月補正の事業内容につきましては、化学肥料・合成化学農薬を使用しない有機農業の取り組みを支援するものとなっております。前2年以上の化学肥料・合成農薬を使用しない要件を満たした、町内に本社を置く農地所有適格法人2社が「有機の会」を組織し、大麦の栽培を行うものでございます。

今後は、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献するため、環境配慮型の事業支援にも取り組む方針でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎君） 今後、農業に関しては、スマート農業を筆頭にですね、大きな変革の流れがきているものと思われまますので、今後とも県等のほうと新しい制度の把握のほうを引き続きよろしく申し上げます。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時45分より再開します。

午後2時35分 休憩

△

午後2時44分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気君） 皆さん、こんにちは、傍聴席の皆さんも遅くまでお聞きいただきありがとうございます。それでは、議席番号2番、田代元気が一般質問を行います。

本町でも高齢者に対する新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでおり、医療従事者をはじめ、新型コロナ対策室で業務に当たっておる職員の皆様、また多くの関係者の方々のご尽力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

そして、新型コロナウイルスで影響で大変な思いをされておられるすべての方に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告にしたがい、一般質問を行います。今回は2問質問させていただきます。

まずはじめに、LINEアプリ大津町公式アカウントについて質問いたします。

現在、多くの方がスマホを持っておられ、様々なアプリを利用されていることと思います。そんな中でもLINEは1日のうちに利用する頻度が高く、家族、友人、知人とのつながりやグループ、保護者会など、サークルなどを通じてのつながりも多く利用されているものではないかと思っております。また、自分の趣味、思考にあった公式アカウントを友だち追加することで、多くの情報やクーポン券などを入手できたりと大変便利なツールであることは皆さんご承知のことと思っております。

そこで1点目ですが、本町の公式LINEアカウントが運用され、1年と数カ月が経過しました。私も昨年の3月に登録をし、町から発信される情報を実際に入手しておりましたが、これまでの運用状況はどのように行ってきたのかお伺いします。

次に、これまでの運用で良かった点、改善したほうがいいと思う点多々あったのではないかと思います。そこで、今回の運用に当たって、これから先の情報発信についてどのように行っていくのかお伺いします。

最後に、ここ数カ月登録者数の変化を見ておりましたが、新型コロナのワクチン接種の受付が開始されて以降、300人ほどの増加がみられたものの最近では横ばいとなっており、6月13日現在で2千280人となっており、ほかの自治体と比較すると人口比率では少ないのではないかと思います。お隣菊陽町では、ワクチンの予約開始と同時に運用がスタートしたことも関係していると思いますが、まもなく5千人を超えようかとしております。

そこで、今後登録者数を増加させるためにどのような取り組みを行っていくのか。

以上、3点質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 田代議員の質問にお答えいたします。

大津町公式LINEにつきましては、令和2年3月に公式アカウントを開設し、町民の皆様へ情報を発信してきたところです。

現在の登録者数は5月末で2千234人であり、わずかずつですが増加をしているところでございます。

しかしながら、LINEの利用率は、総務省による調査において全世代で86.9%となっており、町の人口として比較しますと、議員ご指摘のとおり、登録者数はまだまだ低い状況でございます。

このLINE導入にあたりましては、私も議員の頃に一般質問で導入を要望したところでございまして、より一層の活用の必要性を感じているところでございます。今後、登録者数を増やし、より多くの方に町の情報を受け取っていただくためには、サービス自体の周知も大切ですが、発信する内容や頻度などを見直し、登録することが有益であると感じてもらえる、そんなコンテンツづくりが最も重要だと考えております。菊陽町に関しては、先ほどお話しありましたとおり、LINEによってコロナのワクチンの申し込みをしたということで、その利便性が高いということで導入が増えたと聞いているところでございます。

これからの情報発信にどう取り組んでいくかということに関しまして、まず、大津町公式LINEについては、今議会の予算案でもお示しをしておおり、例えば、利用者が緊急情報、ボランティア、子育て支援、イベント全般などの欲しい情報カテゴリを事前に選択して登録をしておくことで、必要な方に必要な情報が届きやすい環境を構築したいと考えております。

一方で、必要な情報をわかりやすく発信するためには、発信者である職員側にも一定のスキルや労力が必要となります。慣れるまでは1件の発信にも相応の時間を要すると思っておりますし、これはLINEに限った話ではございませんが、単に情報を流すのではなく、どのような情報を、どのよう

なタイミングで、どのような表現で発信するかまでを高いレベルで踏まえた情報発信ができるように順次体制を整えていく計画でございます。

そのためにも、今年度は広報誌やホームページの担当部署を総合政策課に集約し、情報関連の部署を一元化しております。その中で、これからホームページ、広報誌、メール、LINE、それ以外のSNSなどをどのように住み分けし、運用していくかという町として情報発信の戦略の整理及びそうした際の担当課と所管課の役割整理を指示しているところでございます。

町民の皆様とともにまちづくりを進めていく上でも、コミュニケーションの土台となる情報発信は大変重要なものと位置づけておりますので、しっかりと取り組んでいきます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 町の公式LINEにつきましては、令和2年の3月の開設から1年が経過しておりますけれども、登録者数につきましては、以前、月平均150人の登録があっている状況でしたけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、今は横ばい状態で伸び悩んでいるというような現状でございます。また、直近6カ月の情報発信回数についても週1回程度ということで、情報発信についてもまだまだ少ない状況にあるというような現状でございます。

LINEにつきましては、総務省の情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書がございまして、それによりますと、LINEの利用率は全年齢で86.9%、60代でも67.9%というふうになってございまして、ツイッターとかフェイスブックなどの他のSNSと比べましても高い利用率となっているような現状でございます。

また、今年の3月には、議員ご存じのとおり、LINE利用者の個人情報が海外の関連会社から閲覧可能な状態になったと報道があり、利用を中止しておったんですけれども、3月末には政府機関における利用を許容するとの政府発表を受け、町の公式LINEの情報発信を再開したところでもございます。

町の公式LINEにつきましては、町ホームページの情報を配信する形での情報発信を今、週1回行っておりますけれども、今までは、町ホームページのお知らせが少ないと公式LINEでの情報発信も結果として少なくなってきたおりました。今後は、一つには、広報おおづや町ホームページの情報をさらに充実をしていくことによって、連携しております公式LINEの情報発信の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。そのためには、町長も先ほど申し上げましたように、今年の4月から情報発信の部署を総合政策課に一元化して広報、ホームページと連携した情報発信を行う体制づくりに努めているところでございます。

また、議員お尋ねの登録者数増加のための具体的な取り組みにつきましては、まず、公式LINEについてより多くの情報発信を行っていくことも必要かというふうに思っております。

しかしながら、受信回数が多くなりすぎると受信拒否をされる方も増える可能性も高くなりますけれども、対策としては、先ほど町長も申し上げましたように、セグメント配信を行うことで予算についても今定例会に上程しているところでございます。セグメント配信につきましては、情報の

カテゴリ分けを行って、住民の方が取得したい情報を設定することで、その方が必要な情報だけを受信することができるような仕組みになっております。受信の拒否を最小限に抑えながら、より多く多岐に渡る情報を提供することで登録者数の増加に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、登録者数を増やすためにも、町民の皆さん方が転入とかされた機会にですね、チラシ等を配布しながら、町の公式LINEについてのご案内等も促してまいりたいと思います。町民のライフスタイルや時期に合わせたPRについても内容を検討しながら、積極的な登録の推進に今度も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） 再度質問します。

今日から第3期のワクチン接種の予約が始まったと。10時の防災無線であってたんですけど、それと関連して、防災無線が入りづらい、聞きづらいという住民さんの声が多くて、そんな内容とかもLINEとリンクさせて発信させていくのはどうかなと考えますが、どのように考えておられるか。

今日も10時に放送はあったけど、LINEでは入ってこなかった。3期目の予約については、一切LINEではその予約が6月14日の12時から始まりますよというのは一切入ってこなかったりとか、1月の町長選挙に関しては、1回も町長選挙の投票日とか、期日前投票があつてますよというのがなかったんですね、防災無線ではあつたんで、防災無線の内容もリンクさせて、からいもくん便りでは入ってますけど、その辺はどのように考えか、再度質問します。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 防災無線とLINEとのリンクについてのお尋ねだと思います。今、関係課のほうでですね、防災無線とLINEについての連携について、今協議をしております。やはりタイムリーな情報をいかに住民の方にお伝えするかということが一番ですので、その中で、住民の皆さんがぜひその情報を、何を欲しているかというのをしっかりと把握しながら情報提供に努めていく、その中でセグメント機能を使いながら情報提供をやっていく。それから、あわせてからいも君メール、そして防災無線、そしてLINEが一元化できるような形ですね、体制づくりについては進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） せっかく運用されていますので、限られた予算、人材ではありますが、金田町長が選挙戦で訴えてきた、民間の力、民間で培ったマネジメント能力を最大限に生かしていただき、町民の方が登録してよかったと思っただけ、また、より良い情報発信のツールとしての運営をお願いして、次の質問に移ります。

2点目は、新型コロナワクチン接種についてであります。

午前中も質問がありましたんで、違う角度から伺いたいと思います。

まずはじめに、本日から第3期分の予約も開始され、今回の予約分で高齢者の予約はほぼ完了し

てしまうのかなと思いますが、現在の接種状況、予約の状況はどうなっているのか。

次に、今後の予定と取り組みについてですが、64歳以下の一般の方も始まり、ファイザー社のワクチンについては12歳から接種でき、対象者もこれまでの予定と大きく変化していきます。

そこで、今後のスケジュールでお伺いします。

朝から学校での集団接種とかも検討するとかあったんですけど、やっぱり学校ですと、だれかはして、だれかはしてないとかあると思うんですね、その辺についてもどのように対応していくのかお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 田代議員のワクチン接種についての質問にお答えいたします。

65歳以上の高齢者の接種につきましては、本日何度かご説明しておりますけども、4月中旬以降に接種券を送付し、5月の連休明けから接種の予約を開始いたしました。

1期目の予約につきましては、問い合わせ等が集中し、コールセンターが繋がらないなどの混乱も見られましたが、2期目以降の予約については、1回目と2回目の予約開始日を分け、インターネットでの予約が困難な方に対する予約支援を町で設置するなどの対策を講じたため、1期目の予約の際よりは混乱は改善傾向にありました。

今のところ、接種に関しての重い副反応等の報告はなく、予約のキャンセルについてもキャンセル対応の要項に基づいて対応しているため、ワクチンの廃棄等もなく順調に進んでいるところです。

今後の予定としまして、65歳以上の高齢者接種は7月末での完了を見込んでおり、続いて、1回目の接種枠が空いてくるとされる7月上旬からは、腎疾患などの基礎疾患がある方の優先接種、その後は、年齢を区切り、6月下旬から接種券を順次発送し、接種を進めていきたいと考えているところです。

現在の接種体制が継続できれば、12月中旬には16歳以上の対象者の約8割が接種できる計画となっております。

しかし、国は11月中の希望者への接種完了、対象者年齢が12歳まで引き下げられたこと、また、職域接種や大規模接種センターへの取り組みなど、最近になって新たな動きが立て続けに入ってきていますので、本町としましても、少ない情報の中で、できるだけ先を想定し、できるだけ早くワクチン接種が進めて行けるよう取り組んでまいります。

また、高齢者の予約につきましては、住民の皆様にご心配とご苦勞をおかけしました。高齢者の予約支援につきましては、地域の中でご支援をいただき、本日もお力をお借りしましたけども、町でも学生ボランティアに協力を得ながら町公共施設で予約支援を行いました。

今後の予約方法につきましては、対象年齢が若年層となればインターネット予約の割合が高まってくると思われますので、対象年齢に応じた、より良い予約や接種体制を検討していきたいと考えております。今後も正確な情報を迅速に集めるとともに、関連機関とはしっかりと情報共有や協力をしながら、少しでも迅速な接種を、何よりも安全に進められるように努めていきたいと考えております。

なお、学校での接種に関しましては、県のほうからもいろいろな動きがあるというお話もきておるところでございますので、こちらとも調整をしながら、子どもたちにも十分な配慮を図りながら進めていきたいと考えております。

なお、現在の接種状況や今後の具体的な計画につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 田代議員のワクチン接種についてのご質問にお答えしたいと思います。

ワクチン接種の予約につきましては、コールセンター及びインターネットでの予約で対応させていただいております。現在、接種を希望する高齢者の7割以上の方が1回目の接種の予約を終えられており、本日3期目の予約を行っております。

本町におきまして、予約に関しましては3週間ごとに予約を行えるよう設定しているため、1回目の接種と2回目の接種では、それぞれでご自身が予約を行うシステムとしております。そのため、2回目接種の予約をされていない人につきましては、1回目の接種の際に、医療機関で2回目接種の予約ができていないかの確認をお願いしております。2回目接種の時期になっても予約がまだの方には、郵便で勧奨通知を行っているところです。

接種券の発送につきましては、6月下旬から3週間ごとの予約枠に応じた数で年齢層を区切り、順次発送するところです。

現在のところ、9月中には16歳以上の対象の方すべてに接種券を送付する計画ですが、予約の埋まり具合の状況や職域接種、あるいは大規模接種センターなどの取り組みが具体化する状況になりましたら、前倒しで発送することも検討しなければならないというふうに考えております。

接種するワクチンにつきましては、ファイザー社製のほかにも武田モデルナ社製のワクチンも薬事承認されておりますが、市町村ごとの個別接種につきましては、ファイザー社製のワクチンが供給されるとなっております。モデルナ社製のワクチンにつきましては、大規模接種会場センター、あるいは大学や職域接種のほうに使用されるというふうに聞いております。

高齢者のワクチン接種が開始されて1カ月が経とうとしておりますが、順調に進んでおります。6月に入り数件のキャンセルも入りだしておりますが、町では、あらかじめ定めましたキャンセル対応要項に基づきまして、保育士などの必要な職種の方に有効に対応させていただいております。

先ほど、年齢が下がったことによる学校での接種につきましては、まず、16歳から18歳の方につきましては、この夏休み期間です、接種の機会を設けなければなかなか接種に赴かないというふうに考えておりますので、55歳、64歳の間に入れながらです、早期に接種券を送付させていただきたいと思っております。

また、年齢層が引き下げられました12歳から15歳の方々への接種券と接種の体制につきましては、集団接種で行うのか、個別接種で行うのかは、まだどちらか決めかねていますが、何分、教育委員会とは協議が必要かというふうに考えております。

以上のようなことで、まだまだ課題はたくさんありますけども、一つ一つ課題を精査しながら住民接種のほうを順調に進めていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） 再度質問します。

これから一般の方の予約接種も始まってくるわけですけども、大津町には本田技研さんがありまして、そこには産業医の方もあって、看護師さんも勤められております。その本田技研さんに対して、大津町から何らかの職域接種に対するアプローチは行ってきたのかを1点と。

現在の集団接種がやっぱり現役世代の方はメインになってくると思うんですけど、現在のように3週間というスパンでやっていくのか。その辺を、毎週のようにやったほうが早く終わるし、やっぱり皆さん早く打ちたいと思うんですよね。その辺をお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 田代議員の再質問にお答えしたいと思います。

本田技研熊本製作所の中には、今ご説明がありましたとおり、事業所内診療所がありまして、産業医の方がいらっしゃって診療されております。本町としましては、今年3月にですね、まずは本田さんのほうにお話伺いまして、当時は職域接種という発想がまだ国のほうもありませんでしたので、町内の医療機関の一つとして、住民接種を行わないでしょうかというようなお話をさせていただいております。本田さんの中には大津町民の方が500名程度いらっしゃいますし、単身赴任の方もたくさんいらっしゃいます。その方々の住所違い接種は認められておりますので、企業としても十分メリットがあるのではないかとこの形でお話をさせていただいております。一応前向きなほうにご検討いただいておりますので、その後、5月後半から職域接種の話が出ておりますので、6月上旬にまた再度お伺いさせていただきまして、住民接種型のサテライトの医療機関として対応されるのか、職域接種として取り組まれるのか、まだ検討されているような状況です。いずれにしても、どちらかの形では実施されるのではないかなと思っております。ただ職域接種をされるとなると、ワクチンはモデルナ社を使用して、住民接種と別な形でですね、接種を行うという形になります。サテライト型の住民接種という形になりますと、本町のほうからワクチンを提供するという形になって、取り組み方が違ってまいりますので、その分について、本田技研さんの一番良い形ですね、実施していただければいいのかなと。また、その分、大津の町民の方々もそちらのほうで接種することが可能になって、いずれにしてもですね、大なり小なり規模の差はあるんですけども、大津の方の接種の場の確保にはなりますので、実施していただければなというふうに考えているところです。

それと集団接種は今後も3週間ごとのスパンで行うのかということで、今週の19、20日を最初の集団接種という形で今計画をしております。本町は、お話をしておりますとおり、個別接種を主体として、各医療機関で実施していただくという形を取っておりますので、どうしても月曜から土曜日

の間で都合のつかない方につきまして、休日を利用した接種を行っていただければという形で考えております。順調にいきますと、そちらのほうも今回19、20日の分ももう予約が埋まっておりますが、何分、本町としても初めての集団接種ということで、人数をある程度絞らせていただいて実施したいと考えておりますが、順調に進むようになりましたら、人数のほうも検討したいと思いますし、必要であれば、また医療機関との協議もさせていただいてですね、回数のほうも検討すべきではないかなというふうに考えております。当面のところは3週間の計画で進めていきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） ある程度の混乱はまたあるかもしれませんが、大変なこともあるかと思いますが、町民の皆さんが安心して接種していただけるように、また、予約できるように、できる限り不満がないように今後も運営していただきますことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さん、大変お疲れさまでした。

午後3時09分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和3年第3回大津町議会定例会会議録

令和3年第3回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第3日)

令和3年6月15日(火曜日)

出席議員	1番 大村裕一郎 2番 田代元気 3番 時松智弘 4番 西川秀貢 5番 大塚益雄 6番 三宮美香 7番 山部良二 8番 山本富二夫 9番 豊瀬和久 10番 佐藤真二 11番 大塚龍一郎 12番 坂本典光 13番 永田和彦 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	14番 津田桂伸
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木啓一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 金田英樹 住民生活部税務課長 村上博文 副町長 杉水辰則 会計管理者兼会計課長 元田正剛 総務部長 藤本聖二 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良元子 住民生活部長 坂本光成 兼法制執務係長 健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室 矢野好一 総務部財政課課長補佐 大塚昌憲 産業振興部長 田上克也 教育長 吉良智恵美 都市整備部長併任工業用水道課長 村山龍一 教育部長 羽熊幸治 総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会書記長 白石浩範 教育部次長 平岡馨 総務部財政課長 清水和己 農業委員会事務局長 高橋和秀

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 議 長 (桐原則雄君) 皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。
なお、津田議員より欠席の届けがあつておりますので、ご報告申し上げます。
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山部良二議員。

- 7 番 (山部良二君) おはようございます。最初に、コロナ感染症と戦っている医療従事者の皆様に感謝の言葉を申し上げるとともに、コロナ感染症により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。それでは、通告にしたがい、山部良二が一般質問を行います。

1 点目は、障害者差別解消法について。

差別解消法第 5 条付帯決議の中に、環境の整備を行うため、公共施設、公共交通機関、その他不特定多数の者が利用する施設などのバリアフリー化を推進するために必要な措置を講ずるとあります。

そんな中、兵庫県の明石市では、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくため、事業者や地域の団体が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するための費用を助成しています。具体的には、民間の事業者、自治会などの民間団体が合理的配慮を提供しやすくするため、環境整備に係る費用を助成するものです。点字メニュー、チラシなどの音訳やコミュニケーションボードの作製費用、ポータブルスロープ、筆談ボードの購入費用、簡易スロープや手すりなどの工事にかかる費用を全額助成しています。

金田町長の 1 0 1 の具体策をみると、残念ながら障がい者支援に触れられているのは、困窮者の生活再建を支えるのみではないでしょうか。やはり若干寂しい気がします。町長の胸にもついております SDG s、だれ一人置き去りにしない政策を推進するため、障がい者に対する合理的配慮の提供と障がい理解が重要ではないでしょうか。

それを踏まえ 3 点質問させていただきます。

折りたたみ式スロープや筆談ボードの購入、点字メニューの作成など、民間自業者や地域の団体が、障がいがある人に必要な合理的配慮を提供していただくため、環境整備に対する費用を大津町が助成する制度が必要ではありませんか。

2番目です。付帯決議の中で、障がい理由とする差別に関する相談についてたらい回しを防止すなどの観点から、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、障がい者が安心して相談ができるよう相談窓口における相談対応者に障がい者を加えるなど決議が出ています。その理解促進に向けて、DET研修などがあります。本町では、障がい理由とする差別の解消を促進するための研修など、実施状況をお伺いいたします。

3点目です。障害者差別解消法第14条、国及び地方公共団体は、「相談に的確に応じる」とあるが、本町では相談段階での調整機能が十分に果たしているのか。相談員は傾聴案件として話を聞くだけで終わっていないのか、本町の現状をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の障害者差別解消法による、障がいのある方への合理的配慮の提供と障がい理解の促進についてにお答えいたします。

障害者差別解消法につきましては、この法律施行前の平成28年3月定例会においても、私も議員として一般質問をさせていただき、本法の施行が困難を抱える多くの方々やそのご家族などの生活の向上につながることを求めたところです。

そのことは、7つの政策大綱の中の「人生100年時代を見据えた福祉＝‘誰ひとり置き去りにしない’まちづくり」の中で、中心的に進めたいと考えております。政策集においては、「障がい」という固有名詞は一部でしか使用はしておりませんが、47番の困窮者の生活再建を支えるだけでなく、35番の公共交通、40番の生活環境、41番の地域のチカラの活用なども、すべて障がい者の方も包含したうえでの政策です。もちろん、そのほかすべての政策において障がい者の視点、多様な視点というのは必要だと考えておるところでございます。

また、政策集のコラムに記載しておりますとおり、私自身幼年期のケガで左目がはっきりとは見えてはおらず、少しの配慮によっても障がいを持たれる方が暮らしやすくなるということをもっと感じてきたところですので、こうした体験から得た視点も生かしていきたいと、そのように考えております。

さて、これまで障がいのある方への合理的配慮についての義務づけは、国や自治体に対してのみで、民間事業者には努力義務となっていたところですが、議員からお話のあったとおり、法改正によりまして、民間事業者においても費用負担が過度にならない範囲で行うことが義務づけられました。

町としても障がいのある方への自立と社会参画を一層推進するにあたり、民間事業者や地域の団体による合理的配慮に向けた環境整備に対する支援体制づくりが課題となりますので、国の今後の動向も注視しつつ、ご紹介いただいた明石市の取り組みも含めて、先進自治体の取り組みの調査研究を行っていく考えです。

次に、職員の理解促進のための研修の実施状況です。

町では、障がい当事者がファシリテーターを担うDET研修ではありませんが、福祉課担当者が新規採用職員に対する研修を行っているところです。

また、平成30年3月に「大津町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を定めております。職員はどの部署においても、障がい福祉に関係する相談を受けることが十分あり得ることから、今後は、この要領を活用し、接遇面も含めて、全職員の理解を促進し、資質の向上につながる研修を実施していきます。

最後に、障がいを理由とする差別に関する町の相談受付体制の現状です。

人権にかかわる深い問題でもありますので、まずは、健康福祉部において福祉課前のくらしの相談窓口、あるいは地域包括支援センター内の障害者相談支援センターで相談を受け付けるほか、内容によっては、もちろん人権推進課とも連携して対応してまいります。

その際、単に相談者からの悩みを聞くだけで終わることなく、相談内容に潜む様々な課題を紐解き、相談者に寄り添い、信頼関係を築き、解決に向けてともに取り組んでいきます。

また、新庁舎移行後は、ふくしの相談窓口を設置し、専門の相談員を1カ所に集約することとしておりますので、今後は連携体制をさらに強化し、解決に向けて伴走型の支援が図れるように努めていきます。

詳細につきましては、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。私のほうからは、ご質問の綱目に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

障害者差別解消法は、障害者基本法に規定される“差別の禁止”の規定を具体化するものとして位置づけられており、差別の解消を推進するための措置として、“不当な差別的取扱い”を禁止し、“合理的配慮の提供”を求める内容となっております。

その上で、議員ご質問の民間事業者等による、障がいのある人に必要な環境整備等に対する費用を町が助成する制度が必要ということでのご提案でございますが、これまでは、民間事業者に対する合理的配慮の提供は、過重な負担にならない範囲で事業主に講じていただくという努力義務となっておりました。

今般、5月末の参議院本会議におきまして、合理的配慮を民間事業者に義務づける改正障害者差別解消法が成立しまして、3年以内での施行に向けた準備が開始されることとなりました。

町では、法にも規定されている、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会の実現を目指しています。その際、民間事業者や地域での合理的配慮に基づく環境整備については、どのような支援が必要なのか、ハード面での支援のみならず、コミュニケーション支援等のソフト面の支援も含めまして、先進自治体の取り組みの調査研究を行うとともに、国の動向につきましても注視し、進めてまいりたいと思っております。

次に、障がいを理由とする差別の解消の推進についての職員の研修の実施につきましては、行政機関の職員は、障がいのある人に対して、合理的配慮の提供義務が課せられており、様々な障がい特性を理解し、障がいのある人に対し、適切な行動をとることが求められております。そのため、

町では、新規採用職員への研修内容の1つとして、平成30年3月に策定しました「大津町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づきまして、不当な差別的扱いや合理的配慮、職員が心得ておくべきことなどの内容について研修を行うこととなっております。

広く全職員に向けて合理的配慮の理解を深めるために、さらに、相談者に寄り添い、親身な対応、また、お声掛けができるように、接遇面の向上も含め、本年度から研修の機会を設け、取り組んでいきたいというふうに思います。

最後に、議員ご質問の障がい者を理由とする差別に関する調整機能ですが、現状としましては、差別や人権にかかわる相談があった場合、くらしの相談窓口や障害者支援センターの専門職員が、相談者からの相談内容を丁寧に聞き取り、町人権推進課とも連携を図り、さらには、内容によりましては、県庁障がい者支援課内にある専門の広域相談員がおりますので、そちらにも繋げていきたいというふうに思っております。

相談に対応するにあたっては、相談者の背景にある様々な事象や本人の不安や悩みを十分に拝聴し、親身になって寄り添い、お互いの信頼関係を構築し、課題点を1つ1つ紐解きながら、相談者に合った最適な解決策を一緒になって考え、そして実践しているところであります。

今後とも、障害者差別解消法に規定される、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障がいのある方々への支援、そして地域住民も障がいについて正しく理解し、行動できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 本年度から研修を始められるということで、コロナ禍によりなかなか研修実施するのは難しいとは思いますが、やはり窓口業務において、福祉課では当然のことですが、障がい者に対する合理的配慮を提供していると思います。他の課にも障がいのある方々が来庁するわけですので、今後、大津町全職員が障がい者に対する合理的配慮を同じように理解し、実施していくことが重要だと思います。

また、障がい者に対する合理的配慮を推進するための助成制度の調査、検討をよろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に入ります。

コロナ禍の生活困窮者支援についてです。コロナ感染症対策やワクチン接種については、他の議員も多く質問されているので、私は、視点を変えて質問したいと思います。

同僚議員から聞いた話ですが、本町でも生活困窮により、生理用品を買えず、周りの方から支援されている事象もあるそうです。本当こうした状況下では、ただでさえ口ににくい生理の貧困が深刻になっています。日本で生理に関する啓発運動をしている若者グループ、#みんなの生理が日本の高校生以上の女子を対象に行った調査によると、5人に1人が生理用品を買うのに苦労しており、そのため、生理で学校を休むなど、生活に支障が出ているそうです。

本町でも防災備蓄に生理用品などがあれば無償で提供するなど支援が必要であり、それでも救えない方々が数多く出る可能性があり、速やかな生活保護につなげていく必要があります。

そんな中、参議院予算委員会において、菅総理は、最終的には生活保護があると発言されております。そもそも日本の生活保護捕捉率は極めて低い状況にあり、イギリスの捕捉率は87%、ドイツの捕捉率は85%に対し、日本では去年の調査で22%の捕捉率です。これは他の先進国と比べ圧倒的に低い惨状ではないでしょうか。そして、去年、自ら命を落とされた方々は、リーマンショック後の2009年以来、11年ぶりに増加しています。その中でも女性や若年層の自殺が増えています。自殺は個人の問題ではなく、社会の問題です。経済的に苦境に追い込まれたり、孤立に陥った人を何としても救い出さなければなりません。

そこでお伺いいたします。大津町の生活保護捕捉率を含めた生活保護受給状況をお伺いいたします。

2点目です。生活困窮に陥られた相談者に対するアウトリーチや各種申請にかかる支援、本町独自の社会資源の提供、実施状況、相談支援スキル向上に向けた取り組みは。

3、厚生労働省、生活保護法の一部改正の中で、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的に扶養義務者への照会を行わないなど、生活相談において生活保護申請を求められた場合、速やかに、生活保護申請書、扶養照会に関する申出書をすぐ手渡しできる状況にあるかお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山部議員のコロナ禍の生活困窮者支援についての質問にお答えいたします。

昨年の3月以降、町が設置している福祉の相談窓口である「暮らしの相談窓口」をはじめ、国の生活資金貸付制度の窓口となっている社会福祉協議会には、コロナ禍が原因で生活費に困っているとの相談が多数寄せられおり、生活資金の貸付や家計再建といった、相談者の実情に応じ、そして寄り添いながら、必要な支援へつなげているところです。

町では昨年度、地方創生臨時交付金を活用した、ひとり親家庭等臨時特別給付金、生活支援臨時特別支援金の給付とともに、町社会福祉協議会による福祉金庫貸付制度に、新たに新型コロナ対策特例の貸付制度を創設し、支援を行ってきたところです。

本年度においても、6月補正におきまして、国の子育て世帯生活支援特別給付金関連の予算のほか、先ほど申しました、新型コロナ対策特例の福祉貸付に関する費用を引き続き計上させていただいております。

一方で、今日・明日の生活費もままならない緊急性の高い相談もあり、その際には、即座に生活保護の担当である菊池福祉事務所に連絡するとともに、当事務所による面談にも積極的に寄り添い、早急な保護申請につなげる対応も行っております。

今日の相談内容の特徴としては、相談者の背景にある悩みや課題が1つではなく、複数存在し、それぞれを紐解き対応しなければ、相談者にとっての解決には至らないということが挙げられます。生活困窮の相談であっても、それに至る要因として、仕事のほか、家族の介護や障がい、その他、人間関係の問題が存在することも多い状況です。

そこで、それぞれの課題に対して専門職員が親身になって解決の糸口を探り、その専門職員同士

が連携しながら、自立支援・生活支援に取り組むことが求められ、国としても、重層的な支援体制の構築を進めておりまして、この点、私の政策とも一致しているところでございます。

大津町においても、新庁舎への移転とあわせて、ふくしの相談窓口を設置しますので、山部議員の1番目の質問でもお答えさせていただいたとおり、相談機能や連携体制を今まで以上に強化し、課題に応じて社会福祉協議会や菊池福祉事務所などとも連携をしながら、伴走型での支援を進めていきたいと考えております。

なお、大津町での生活保護受給状況や生活困窮の相談に対する取り組み、生活保護申請での支援等につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 項目に沿ってご説明させていただきます。

まず、大津町の生活保護受給状況でございますが、令和3年3月時点で、大津町では182世帯の方が生活保護を受給されており、保護率は、人口千人当たり7.05%の受給率となっております。受給者数につきましては、平成30年以降、増加傾向にあります。

また、保護受給世帯の内訳としましては、高齢世帯が101件、母子世帯が13件、障がい・傷病世帯が30件、その他の世帯が38件と半数以上が高齢世帯というふうな状況となっております。

なお、議員がおっしゃいます、大津町の捕捉率ですが、保護の決定基準としまして、生活状況の把握、預貯金・保険・不動産等の資産状況、就労による収入状況、就労の可能性調査等によることになっておりますが、菊池福祉事務所に確認したところ、このような割合での算出はしていないというようなことでした。

次に、生活困窮に関する相談者への対応や相談スキルの向上についてでございますが、町が設置している、暮らしの相談窓口には、生活困窮に関する相談も多く寄せられております。そこで、専門の相談員が対話の中で相談者の意向や背景による悩み、諸事情を紐解き、必要に応じて介護や障がい福祉の専門職員、社会福祉協議会等と連携し、生活資金の貸付や家計再建、各種福祉サービスへの申請といった、相談者のニーズに応じた支援につなげております。

先ほど町長の説明にもありまして、昨年度はコロナ対策の出費が多くなる中で、家計の安定を図るため、住民税非課税世帯を対象としました「生活支援臨時特別支援金」、国のひとり親世帯臨時特別給付金受給者を対象とした「ひとり親家庭等臨時特別支援金」を支給しております。さらに、国貸付制度に該当しない場合の社会福祉協議会による福祉金庫貸付制度のコロナ特例、最大5万円になりますが、これを創設しております。

本年度も同様に、福祉金庫貸付制度のコロナ特例を6月補正のほうで計上させていただいております。また、国の「子育て世帯生活支援特別給付金」では、6月補正でご議決いただきました、早急に対象者に振り込みができるよう努めてまいります。

一方、相談者のお話を伺う中で、居場所がない、今日の生活もままならないと、一刻を争う緊急性の高いケースに関しましては、即座に菊池福祉事務所に連絡し、必要に応じて相談員も付き添い、

福祉事務所の職員と面談にも立ち会うといった、積極的に出向いて相談者に寄り添う、アウトリーチ等を通じて生活保護の申請やその他相談者にとってより良い制度への申請につなげてまいります。

ただ、相談者の方向性が決まっても、それまでの「つなぎ」の生活費や居場所の確保が喫緊の課題となることもあり、専門の相談員とも協議しながら、福祉資金貸付制度、生活困窮者レスキュー事業、一時生活支援事業等を活用しております。

こういった様々なケースへの対応を積み重ねながら、職員と専門相談員の情報共有、ケースに応じた方針を整理することで、相談支援体制のスキル向上に取り組んでおります。

最後に、生活保護法による実施要領の一部改正の趣旨も踏まえ、生活保護申請を求められた場合の生活保護申請書等をすぐに手渡しできる状況にあるかという点でございますが、生活保護の申請につきましても、福祉事務所の所管となるため、役場からの申請書等のお渡しはしておりませんが、先ほども申しましたとおり、相談内容を丁寧に聞き取り、個々の相談者に寄り添った対応をしており、申請の意向があれば、すぐに菊池福祉事務所のほうへ連絡し、面談等の日程調整及び本人宅への面談への同行をし、生活保護申請につないでおります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 3番目について、もう一度再質問させていただきます。

こちらが私が提出いたしました、つくろい東京ファンドが作成した扶養照会に関する申出書になります。今まで多くの人たちが保護申請を避けている現状がありました。その大きな要因の一つとして、保護申請時に行われる扶養照会の存在があげられます。扶養照会は、申請者の家族に対し、金銭的援助などの可能性についての文書を送付する制度で、保護申請を家族に知られることが恥だと思う人やDV、幼少期の虐待により家族に知られるのが嫌だという方が多く、保護申請の大きな障害となっています。だからこそ、扶養照会を止めるために、扶養照会に関する申出書、生活保護申請書を福祉事務所に速やかに提出し、生活保護につなげていく必要があるのではないのでしょうか。その上で、コロナが収束した際には、生活保護制度を利用する世帯の現状を理解し、自立につなげていく、自立支援が大変重要になってくると思います。

また、先ほども申しましたけれども、生理の貧困、撲滅のため、緊急支援が必要であると思いますが、以上、3点について、再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 再質問でいただきました3点につきましても説明させていただきますと思います。

1点目は、扶養照会に関する申出書を用いないのかというようなご質問であったかと思えます。

まず、扶養照会につきましては、議員ご紹介の申出書を町が用いるのではなく、まずは、ご本人と町及び相談員が状況を認知し、生活保護の必要性を確認した場合は、直ちに本人とともに福祉事務所のほうにつなぎ、その上で、福祉事務所により扶養義務者申告書というものが県のほうで用意されておりますので、これに基づきまして、扶養義務者の存否の確認を行い、個別に慎重な検討を

行った上で、扶養の可能性が期待できない場合は、扶養照会を行わないということとしております。扶養照会につきましては、その必要性等を十分に説明した上で、扶養照会を拒まれる場合は、扶養の可能性が期待できない場合に該当するのか、丁寧な聞き取りを行います。

町としましても、福祉事務所の意向も踏まえつつ、相談者と同行して相談内容やお気持ちが適切に福祉事務所に伝わるよう、相談者に寄り添った対応を心がけております。このような対応で可能かと考えているところです。

次に、コロナ収束後の自立支援につきましてですが、生活に困窮する方への支援は、生活保護の需給につなげれば完了というわけではなく、あくまでも相談者の自立した生活への復帰が最終目標となっております。

そこで、社会福祉協議会や菊池福祉事務所と連携しまして、生活困窮者の抱えている課題を評価、分析し、本人の主体性も重視しながら生活保護やその他支援制度を利用中であっても、本人の将来を見据え、個別の状況に応じたプログラムを作成し、就労支援等を活用し、生活困窮からの脱却、自立促進を支援してまいりたいというふうに思っております。

3番目のご質問で、生理の貧困に対する町の取り組みにつきましてですが、長引くコロナ禍の中で経済的な理由で生理用品が買えない生理の貧困が全国的に話題となっている中、県内の自治体等におきましても、生理用品の無償配布を始めたところもあるというふうに聞いております。

また、国も生理の貧困による健康調査を着手したというところを承知しております。

町としましては、町の防災用の備蓄計画に確かに生理用品というものは含まれておりますが、町としましては、生活支援の視点から、例えば、昨年、社会福祉協議会などが行いました、フードドライブなどでの取り組みの中でですね、食料品などととも生活用品なども品目に加えるとか、コロナ禍で顕在した課題に対しまして、全体的な支援の方法について、民間レベルでの支援も含めて、まずは関係等との協議や調整をしていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時40分より再開をしたいと思います。

午前10時30分 休憩

△

午前10時39分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） 県はなぜ生活保護捕捉率を提示できないのか。甚だ疑問であります。今後、ますます生活困窮される方が増えるのではないかと懸念しております。憲法にすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。その言葉をよく噛みしめて検討していただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入ります。

2年前、私が提起いたしました、命を守る流域治水ですが、県では、去年7月の豪雨災害を受け、ようやくというべきか、河川法、下水道法中心の従来型治水から流域治水に転換すると発表しまし

た。本町でも流域治水に根差した対策が重要だと思います。

そこでお伺いいたします。

災害危険地域の要配慮者利用施設において、水害対策のための移転や施設改修等の推進が必要だと考えるが、該当施設があればどのような対策を行っていくのか。

2点目です、国交省の公立小中学校施設の防災機能強化対策にバリアフリー化や空調設備の設置を中長期的な目標として掲げていますが、小中学校におけるバリアフリー化や体育館等の空調設備の導入を推進する考えはありませんか。

3点目ですが、一級河川や支流を俯瞰的に捉えた河川の規模に応じた流域治水、例えば、堤防整備強化、河川の浚渫工事、バックウォーター対策や田んぼダムを含む貯留施設の整備やリスクの高い地域からリスクの低い地域への移転など、地先の安全度に根差した対策が必要ではないですか。

4点目です。去年の定例会で、水害等危険箇所総点検を提起いたしました。町長の掲げる101の具体策の中にも、水害から交通事故に至るまで、すべての危険箇所を総点検し、集中的に対応するとあります。今後の実施計画をお伺いいたします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の質問にお答えいたします。

近年全国的に頻発する水害や台風被害を受け、国は要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法を改正し、要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練を義務化しています。

このような災害危険地域の施設に対し、移転や施設改修等を推進することも必要ですが、喫緊の対策として、いつでも起こりうる豪雨水害等に対し、どのように対応するかが重要だと考えております。

したがって、町が把握する浸水・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、地域防災計画に明記し、各施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況を年1回定期的に確認をしております。また、有事の際も連携をとっておりまして、先日の警報発令の際も連絡を取り合いながら必要な対応を行っているところでございます。

次に、流域治水に関して、国は、近年の激甚な水害に備え、河川の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進しております。その流域治水を計画的に推進するために、河川の流域の市町村と国や県が一緒になり協議会を設置しており、大津町は白川・緑川水系と菊池川流域治水協議会に参加をしております。

流域治水の具体的な例として、洪水調節を目的とした流水型ダムの建設をはじめ、洪水により河川に堆積した土砂の撤去、田んぼダムや植林、間伐により森林保全と溪流の浸食を軽減させる取り組みなどがあり、治水安全度の向上に努められております。今後も河川管理者だけでなく、地域住民、農業従事者、民間企業等あらゆる関係者とも協働しながら、総合的に取り組んでいくことが重要と考えております。

本町におきましても、気候変動も踏まえた流域治水の総合的な水災害対策を推進するとともに、地域の災害経験者から危険箇所や災害対応等に関する意見を聴取して周囲と共有することで、それぞれの地域において何に注意するべきかを住民の方々に知っていただくための取り組みも進めていきます。

続きまして、一斉点検に関して、大津町では毎年の梅雨前に消防団及び警察と協力して各消防団が把握している災害危険箇所の点検を行い、危険箇所の把握及び対応について協議を行っており、本年度は、先日、実施をしたところです。

一方で、私も消防団として点検を行っていましたが、その判断に迷うことということも少なくございませんでした。したがって、来年度以降は、例えば、消防団に対しては、点検における指示書、あるいは、簡易のマニュアルを提供するなど、新たな取り組みを行いながら、そのほかにも区長などとも連携しながら、さらに詳しい把握ができるように努める考えです。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。山部議員の命を守る防災計画について、私からは、公立小中学校におけるバリアフリー化や体育館等の空調設備の設置についてお答えいたします。

近年の水害は、気候変動の影響でますます激しさを増しており、平成24年度の九州北部豪雨や県南に大きな被害を与えた令和2年7月豪雨は、私たちにその恐ろしさをまざまざと見せつけました。

教育委員会が管理する町内小中学校9校のうち、大津東小学校を除く8校は、洪水時の避難所となっております。洪水時を除けば、大津東小学校も避難所として活用されますが、熊本県教育委員会がまとめた避難所となった学校における施設面の課題等についてによりますと、体育館内の多目的トイレの設置や、段差解消等が課題として指摘されています。また、今年4月から、いわゆる建築物バリアフリー基準に公立小中学校が追加されています。これは、災害時の避難所としての側面、あるいは、地域とともにある学校づくりの観点からの法令改正であります。今後、新築される小中学校につきましては、新基準への適合が求められていますが、既存の小中学校についても新基準適合の努力義務が課せられることとなりますので、引き続き、バリアフリー化の推進に努めてまいります。

次に、体育館の空調設備ですが、昨年9月の調査では、県内小中学校の体育館・武道場566カ所のうち、空調設備を有するものは19カ所となっております。県内の整備率は非常に低い状況ですが、町教育委員会としましては、災害時の拠点として、空調整備は有益だと考えますので、整備が必要な体育館について、今後、町防災部局と調整を図っていきたいと考えています。

また、水害に対する学校の対応は、大雨の予報や校区内の状況等の情報を確認しながら、早め早めの避難行動を行っており、学校施設内における垂直避難は、真に想定を超える緊急時であると考えています。早期の避難行動としましては、例えば、早朝に強雨が予想される場合は、安全が確認された後の登校、児童生徒が学校にいる時に警報が発令され、下校が困難となる恐れがある場合は、

直ちに保護者への引き渡しを行っています。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。私のほうから現在の町の対応状況についてご説明をいたします。

①と④についてご説明をいたします。

現在、町が把握しております浸水・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、岩坂区のハッピービレッジをはじめ、5カ所ございまして、地域防災計画に明記をし、各施設の避難確保の計画や避難訓練の実施状況を年1回、定期的に確認をいたしております。

ハザードマップに関しましては、熊本県により平成31年度に白川流域の最大想定規模の浸水想定区域が示され、ハザードマップを更新したところですが、まだ浸水想定区域が示されていない北部の矢護川、あるいは平川等についても県に対しまして浸水想定区域の策定について早く示していただくように、今要望をしているところでございます。

一方、町長からもありましたように、令和3年度の危険箇所点検は5月の末に消防団、それから警察関係と協力して実施をいたしました。令和2年7月の熊本豪雨災害のような線状降水帯による想定外の災害にも対応するため、日頃から危険箇所等を把握するとともに、町の防災訓練や地域における避難訓練を計画的・段階的に行うことにより、様々な緊急事態への体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。山部議員の③の河川の流域治水の取り組みについてご説明いたします。

大津町は、一級河川の白川及び菊池川の水系に属しており、昨年夏に白川・菊池川ともに流域治水協議会が立ち上げられ、それぞれの流域に属する市町村と県及び国等の関係自治体と省庁全体で流域治水に当たっていくことになっております。

大津町の具体的な取り組みとして、菊池川水系においては、農業用ため池の防災対策と河川監視カメラの設置、白川水系においては、開発行為に対する調整池整備の指導などが行われており、洪水・土砂災害ハザードマップなどを作成を行っております。また、平川や矢護川などの普通河川、準用河川等の町管理における堆積土砂の浚渫や倒木等の撤去等も継続的に行いながら、防災減災に努めてまいりたいと考えております。

また、昨今は、局地的集中豪雨により被害が頻発しておりますので、今後、宅地開発が見込まれる地域については、広域的に排水計画を見直し、順次排水対策を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。それでは、山部議員の小中学校におけるバリアフリー化や体育館等の空調設備の設置についてご説明をさせていただきます。

学校施設のバリアフリー化に関しましては、有識者でつくる、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議におきまして報告書が取りまとめられております。障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められており、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく必要性が報告されています。

また、この報告書には、車椅子利用者用のトイレの整備、校内の段差解消に加え、門から建物前までの段差解消、要配慮児童生徒、それから教職員が在籍するすべての学校へのエレベーター設置が整備目標と示されております。

大津町では、平成6年度に「やさしいまちづくり計画」を策定し、全国に先駆けましてスロープや点字ブロック、自動ドア、エレベーター、障がい者用トイレ等の設置など、公共施設のバリアフリー化に取り組んでおりますが、新しい建築物バリアフリー基準と現況を対比し、今後、文部科学省から改定案が示される予定の「学校施設バリアフリー化推進指針」を参酌しながら、要配慮者が安心して過ごすことのできる学校施設の維持、改善を実施してまいります。

次に、体育館への空調整備ですが、地球規模の気候変動や、年々激しさを増し甚大な被害をもたらす大雨等を考えた場合、避難所に求められる機能の一つであると考えられ、全国的に設置計画の検討が進むと考えられます。

町内小中学校には9つの体育館がありますが、文部科学省が示す整備手法としては、「建替えや全面的な改修工事に併せ、断熱性能を確保した上で空調を設置する。」と示されておりますので、国庫補助を活用する場合は、体育館の全面的な改修計画を策定し、また、個別施設計画に記載する必要がございます。いずれにしましても、非常に高額な工事となるため、9カ所すべてを整備するのか、避難者の多い体育館のみに留めるのか、あるいは、移動式の大型空調で対応するかなどを町防災部局とも連携しながら、設置計画策定へ向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 1点だけ、危険箇所総点検についてですが、何と言ってもやはり想定外を想定内にすることが肝要ではないでしょうか。本来ならば、どこどこの横断歩道を設置するなど、個別案件に関しては、普段質問しないのですが、例を挙げる必要があるので、今回はあえてお伺いいたします。

三吉原北出口線から美咲野3丁目の遊水地までの側溝において問題があり、地形がすり鉢上になっており、平成24年九州北部豪雨の際には、この側溝から美咲野3丁目の遊水地まで車が浸水するほどの水量が流れ込んでおります。大変に危険です。私の聞き取り調査でわかったことは、住民の方は、大雨洪水警報時には、車が浸水しないように高台に車を移動することもあるそうです。私が依頼しました側溝の落ち葉の撤去が進んでいるのでかなり安全になったとはいえ、昨今の気候変動による豪雨災害を考えれば、抜本的な対策が必要です。

また、交通事故に関しては、新小屋桜山線から三吉原北出口線の合流地点では、事故が多発し、非常に危険です。信号機の設置とあわせて、カラー塗装の横断歩道などが必要ではないでしょうか。総点検をすればそのような箇所はたくさんあると考えていますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の町が所有する既存の道路側溝や水路等の施設管理におきましても、水害発生を想定した危険箇所の把握に努め、未然に浸水や氾濫を防ぐための草木の除去や、被害を減少、軽減させるために施設の改修などの対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 高野尾からの侵入の話なんですけれども、横断歩道、信号機といろいろあると思うんですけれども、やはりドライバーの方がそういった啓発になるような形ですね、例えば、交通安全についての表示とか、そういったものもできますので、そういったものについては、ちょっと検討してみたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

危険箇所チェックに関しては、最初の答弁では、そのどちらからというところと水害等についてお話ししましたけれども、ご指摘のとおり、交通等も十分確認していかなければならないと思っております。そういった意味で、本年はまず把握できているところからということで、予算に掲げたとおり、カーブミラー、白線など、あるいはLED化、あるいは防災無線の全体チェックなどを優先して行っておりまして、そのほか、防災士連絡協議会等とも連携を進めていく必要があると思っております。本年度はかなりめいいっぱい動いておりますので、その中で、もちろん新しい危険箇所等もチェックしていかないといけないと思っておりますので、その点は、先ほどお話ししたとおり、消防団、あるいは警察、消防署、場合によっては、建設業組合だとか、あるいは県だとか、そういったところ、もしくは、住民の方から吸い上げの仕組みづくり、そういったところでより幅広く把握する中で、限られた資源の中でどこを優先して行っていくか、どうすれば効率的になるか、そこを十分配慮しながら進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 建設的な答弁ありがとうございます。

それでは、質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議席ナンバー5番、大塚益雄で

す。通告書に基づき、質問いたします。まずもって、本日の傍聴の方におかれましては、お忙しい中来ていただきまして、大変ありがとうございます。私は、今回、2つの質問をいたします。

1つ目は、災害に対する備えについて、対応について質問いたします。

いつ発生するかわからない災害については、備えを早めに準備しておき、被害を最小限にとどめることが大切です。そこで、町における自主防災組織設立の状況はどうなっているのか。

自主防災組織が設立され、組織運営ができている地域はどれだけか伺います。

今後、自主防災組織がない地域の推進計画はどうしていくのか伺います。

大津町の防災士は、現在何人おられますか伺います。

防災訓練については、毎年訓練しないと自主防災の機能が低下いたします。また、地域の役員も人も変化します。よって、維持できない問題が発生します。地域を守るためには、毎年防災訓練を実施して、避難行動を体験し、日頃から地域で考えておくことが最も重要です。

そこで、防災訓練計画はどのように考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 大塚議員のご質問にお答えいたします。

現在、町内70地区のうち、自主防災組織があるのは46地区となっておりまして、全体の65%にとどまっているような状況でございます。

熊本地震の際には、自主防災組織など、地域の方による避難誘導や安否確認、避難所運営など、多くのことを地域のつながりで実施していただき、皆様とともに乗り越えてきました。また、それぞれの地域における緊急時に活用できる資機材の確保や、備蓄食料確保などの「自助・共助」の仕組みづくりは大変重要であり、非常に有難く考えております。

そうした面からも、自主防災組織が地域の防災力を向上させる重要な組織であると、私自身も認識をしております。

しかしながら、町内では、自主防災組織が未設立の地域もあり、そのような地域では、「設立したいが方法が分からない」、「設立や運営するための費用がない」など、様々な問題を抱えておられると聞いております。

そうしたことも踏まえ、町では、未設立の地域に対して、地域の実態に耳を傾け、設立におけるマニュアルの提供や運営方法のアドバイスを行うこととしています。さらに、設立に必要な費用を補助する補助金制度も継続して実施する考えですので、未設立の地域へ周知を徹底してまいります。

また、大津町には、防災士連絡協議会もありますので、自主防災組織の設立や活性化に向けては、協議会へもご相談をさせていただきながら、適宜連携して進めたいと考えております。

次に、防災訓練等の計画についてですが、町では、これまで毎年、総合防災訓練を例年10月の第4週の日曜日に実施してきましたが、従来の見ることが中心の展示型の訓練から、今後は住民参加型の訓練へと変えていき、より実効性のある訓練の実施を計画をしております。

また、町の総合防災訓練以外でも、地域で独自の防災訓練を広げていくために、訓練方法のアドバイスや自主防災組織の補助金が防災訓練にも活用できることを提案してまいります。

町としましては、今年から防災交通課も新設しておりますので、今後も自主防災組織のサポートに努め、設立や運営に必要な費用の補助や体制づくりの支援を行い、すべての地域で自主防災組織が設立され、効果的な地域の防災活動が実施できるよう進めていく考えでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） それでは、自主防災のある地域につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、現在4地区となっております、今現在、新規の設立の状況といたしましては、令和元年度が3地区、令和2年度が2地区というような現状でございます。

自主防災組織の活動としましては、災害時に役場のみでは対応できない初動体制としまして、避難の呼びかけ、あるいは避難誘導など、子どもから高齢者まで多くの人を助ける「自助・共助」の動きをされております。

ただ、一方では、自主防災組織が設立されていない地域もあり、どのような方法で進めればよいかわからないといった地域の声もございまして、組織設立に向けてのサポート体制もしっかりと整えてまいりたいというふうに思っております。

また、自主防災組織の設立について継続して活動されている地域は、先ほど町長の答弁にもございましたように、約7割弱というようなことで、まだまだ継続的に自主防災組織ができていないような課題もございます。

現在、組織の設立のためには、当初の10万円の設立に向けての補助、さらに、自主防災組織の活動のための年間10万円の活動助成金の制度もあり、その周知、あるいは活用についても徹底をしてみたいというふうに思っております。

それから、防災士についてのお尋ねもございましたけども、現在、町内に約100名の方が防災士の資格を持っていらっしゃるというふうに町で把握をしております。その中で、防災士の連絡協議会のほうに約70名の方が加入をされておりますけれども、今後につきましては、防災士の連絡協議会、それから、区長会ともですね、十分連携を取りながら活動をですね、推進してまいりたいというふうに思っております。

次に、防災訓練についてですけれども、町が例年10月に行います総合防災訓練に合わせまして、地域でも住民の方が参加し、初動対応や避難所への避難など、一連の流れを地域の中でできるような地域版の防災訓練の方法なども提案してまいりたいというふうに思っております。

また、訓練のあり方につきましても、区長、民生委員さん、それから消防団、防災士など多くの人たちが連携し、協力し合える体制を目指しながら、従来の展示型の訓練ではなく、参加型の訓練として、それぞれが各自の役割を認識できるようなあり方について進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄君） 4地区ですかね、約70%が完了ということで、残り3割、早急に進めるべきと考えます。各地域に自主防災をつくるというふうに理解しましたが、ぜひ地域の実態にあわ

せて推進を強化していってください。

私は、防災については、その災害の種類にもよりますが、基本、住んでいる地域が中心に考えていくべきだと思います。ご承知のように、熊本地震において明らかになったように、大津町1万4千300世帯分、人口3万4千人分の物資、食料等の手配は、発生当初行政のみでは対応できなかったのは現実です。そこで、私は、地域で自主防災組織を確立し、住んでいる人たちが助け合いながら自分たちの命を守っていくことが最も重要と考えるものです。また、安全・安心は自ら構築するものだと考えております。

実際、私の住んでいる地域も自主防災組織をつくってございましたので、熊本地震で体験しました。当時、私は区長をやっておりました。熊本地震当初、いち早く一時避難場所において対策本部を設置しまして、町内の方全員をですね、一時避難場所に集合、待機させ、要介護者町内全員の安否確認と被害状況をいち早く把握して、町対策本部と消防団4分団長へ報告、スムーズな行動ができました。これは自主防災をつくって役割分担が明確になっていたことと、防災訓練のお蔭です。町内会役員を中心に集会時に材料を持ち寄り、炊き出しも行い、対応しました。8時から朝の6時まで町内全域夜間防犯パトロールも行いました。2時間に1回の巡回で、2名1組で巡回しました。おかげで盗難もトラブルもなく、問題は1件もありませんでした。

防災訓練については、各地域に応じた防災訓練が今後も年1回は必要と考えます。また、各地域の防災士とリンクした地域づくり活動も必要と考えますが、防災訓練を含めて防災のことは防災士とともに活動していくことが大切だと思いますが、防災士の本町における活躍はどのように考えておられるのか伺います。

また、今言ってきたことは、地震の場合の事例ですが、災害の種類に応じた避難場所の設定をはじめ、災害の種類に応じた詳細な計画はあるのか、再度伺います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 防災士の役割と、それから災害、いろんな災害があるんだけど、それに対してどういうふうな体制をとっているかというようなご質問だと思います。

災害につきましては、水害であったり、あるいは台風であったり、予期できるものと、熊本地震みたいですね、全く予期できないもの、いろんな災害がございます。そんな中で、例年もう5月に実施しましたけども、町の対応としましては、防災会議を開催いたしまして、地域防災計画、そして水防計画あたりをつくりまして、関係者の皆さん方と情報共有をしながらですね、町の取り組みについてお示しをさせていただいております。

ただ一方ではですね、じゃあ住民の皆さん方にどう防災に対して取り組んでいただけるかということではタイムラインというのをつくっておりますけれども、それに基づいて、水害とか台風時についてはですね、避難勧告が今は避難指示になりましたが、そういった形で今後呼びかけをしたいと思っておりますし、ただ、地震等については、やっぱり議員おっしゃいますように、日々の訓練がですね、一番大事じゃないかなというふうに思っております。そういった意味におきましては、防災士をはじめまして地元の中で、区長さん、あるいは民生委員さん、消防団がいらっしや

いますので、それをいかに連携をしてやっていくかということが大事じゃないかなというふうに思っております。特に、よく言われるのは、日々の訓練でできないことは、当然実践の中でもできないというようなこともございますので、防災士を中心に区長さんも交えまして、地域の中でいろんな取り組みをしていただきたいというふうに思っております。ただ、それには、先ほどおっしゃいましたように、地域コミュニティというのがやはり大事なことです。町としても地域づくりの活動支援事業とかそういったメニューも用意してますので、そういった地域活性をすることによって地域の防災が守れるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった形で進めていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄君） 地震から5年経ちまして、町も地道に活動され、よくなってきましたが、まだまだ、まだまだの部分もあります。今後も住民のため、町民のため、具体化できることを願って、次の質問に移ります。

2つ目は、ヤングケアラー問題と支援について質問いたします。

全国的にも増加しているヤングケアラー問題について、家族のだれかに介護が必要になった場合、一般的に配偶者または子どもが世話することになります。しかし、親が不慮の病気や事故で要介護になった場合、未成年の若者がその役割を担うこともおおいにして考えられます。心身ともに未発達の子どもの介護をすることは、負担も大きく様々な問題が全国的にも増えております。

そこで、現在、社会問題化しているヤングケアラーの現状について、教育委員会及び町は知っているのか。町に存在しているのか伺います。

ヤングケアラーについて、教育委員会及び町は、どのような対応を考えておられるのか伺います。

他組織との連携も重要であると思うが、そのシステムづくりはどのように考えておられるのか伺います。他組織とは、各地域の区長さん、民生委員、福祉課、学校教育委員会、児童相談所、こういったとの連携を含みます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 大塚議員のご質問にお答えいたします。

近年、18歳未満の若年層が祖父母等の身の回りの支援や介護などを行う事例、いわゆる、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちが全国的に増え、社会問題化しております。

このヤングケアラーの問題につきましては、子どもの精神面や身体面、教育活動等にも大きな支障を及ぼすことが少なからずあり、子どもたちの権利と健全な育ちを守るためにも重要な課題だと認識をしておるところです。

現在、本町においてもヤングケアラーとしての事例を数件確認しておりまして、町要保護児童及びDV防止対策地域協議会はもとより、学校、保育所、福祉等の関係機関とのケース会議等で支援策を検討し、見守りを行いながら適切な支援につながるように対応をしているところでございます。

核家族化が進行する中、ひとり親、精神疾患、生活困窮といった複合的課題を有する世帯も増加しております。そうした中で、潜在的なヤングケアラーは、同じく増加しているものと思われま

が、家庭内のデリケートな問題であることや、本人やご家族に自覚がないといった理由から、問題がなかなか表面化されにくいという構造になっております。

さらに、ヤングケアラーの概念が浸透されていない現状から、町が把握しているケース以外に支援が必要とされる子どもたちの存在を懸念しているところでございます。

今後は、町としても広くヤングケアラーに関する啓発を行うとともに、福祉分野の関係機関、教育委員会や要対協などと連携をさらに密にし、早期に実態を把握し、適切な支援につなげられるように努めていきます。

なお、国においても、今年の3月にヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトが発足されたばかりですので、今後、様々な分野が連携した施策等も出てくるかと思われまます。

そうした国の支援策のほうも注視しながら、学校や関係機関、民生委員などの地域を巻き込んだ連携体制の強化を図り、大津町として、誰一人置き去りにしない丁寧な支援を実施できるよう取り組んでまいります。

詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 大塚議員のヤングケアラー問題と支援についてについてお答えいたします。

昨今、報道でも大きく取り上げられている、町長からもありましたように、ヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造と言われ、また、社会的認知度もまだ低く、さらに、ヤングケアラーである児童生徒自身も問題として自己認識できていない状況が少なくないことが指摘されております。

本年度に入り、教育委員会では、町内小中学校に対しアンケートを実施していますが、ヤングケアラーではないかと心配される小学生が約0.2%、中学生で0.4%という結果となりました。国の実態調査では、「世話している家族がいる」とした中学生が5.7%でありましたが、これは、中学生自身が答えたアンケート結果ですので、教職員サイドからのヤングケアラーとしての調査結果とは多少違いがあるものと考えております。学校におきましては、家庭における家族の手伝いや幼いきょうだいのお世話などは、善い行いとして児童生徒に奨めておりますが、度を過ぎた家族のお手伝いや世話、こういったものは友人と過ごす時間や運動や部活動に打ち込む時間、学習の時間など、児童生徒の健やかな成長のために必要な時間を奪うことになり、その将来に悪影響を及ぼす危険性があることを改めて認識しなければならないと考えております。

学校現場におきましては、現在も学校を休みがちになったり、精神的な不安定さが見え出したりなど、学校における様子の変化に常に目を配りながら、児童生徒の置かれた生活環境の把握に努めています。今後は、さらにヤングケアラーの視点からも児童生徒の生活を捉えていきたいと考えているところです。また、その対象と思われる児童生徒を把握した場合には、町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会と情報を共有し、状況の改善に必要と思われる社会福祉分野の支援の利用

を保護者に促すなど対応していきたいと考えます。さらに、教職員の意識を高める研修とともに、校内における、児童生徒の相談体制の強化、アンケートや面談の実施、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの知見の有効活用等にも努めてまいりたいと考えます。

なお、手伝いとヤングケアラーの違いの理解が難しい面もありますので、学校だよりやホームページ等も利用し、保護者の認知度の向上も図っていきたいと考えているところです。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） ご説明いたします。

まず、高齢者や障がい者の介護につきましては、令和2年3月に在宅で介護をしている家族を対象に実施しました在宅介護実態調査の集計結果や、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、くらしの相談窓口等の各種相談窓口寄せられた相談内容から、ヤングケアラーにあたる18歳未満の子どもが介護している状況や主な支援者になっているような事例は確認されておりません。

また一方で、町の要保護児童及びDV防止対策協議会、要対協と申しますが、こちらのほうでは、親に代わって幼いきょうだいのケアをするヤングケアラーの事例を数件確認しております。ケースを確認した場合は、要対協はもとより、学校、保育所、福祉等の関係機関とのケース会議、これを毎月開催しておりますので、こちらの中で支援策を検討し、見守りを行いながら、適切な支援につながるよう対応していきたいというふうに考えております。

町長も申し上げましたが、核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域との稀薄化等により、複合的課題を有した世帯は、この大津町でも年々増加傾向にあることから、ヤングケアラーにつながる可能性はいつでも発生し得る状況にあると思います。

また、今年3月に公表した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」におきましても、回答した中高生の約5%が「世話をしている家族がいる」との結果も出ており、本人や家族に自覚がないといった理由により、支援が必要であっても問題が表面化しにくいことから、潜在的には隠れているのではないかとということも重々認識しております。

子ども自身がSOSを発したり、家族のことを周囲に相談しにくいという心理的要因がこの問題を阻害しているケースもあると捉えておりますので、子どもや家庭状況を把握する支援者等が一早く手を差し伸べ、状況を変えることがないように、子どもや支援者からの相談をいつでも気軽にできる環境を整えていくことは必要と考えております。

本町では、複合的課題を持つ家庭へ重層的支援を行っていくために、くらしの相談窓口を設置しておりますので、横断的に関係機関と連携を取りながら支援が必要な人へ寄り添った対応を行っております。また、新庁舎になりましたならば、専門相談員を一カ所に集めまして、従来以上に連携を強化した対応をとっていきたいというふうに考えております。

まだまだヤングケアラーについては、社会的認識が低く、概念そのものの認知度も上げていく必要性があります。そこで、当事者である子ども自身や周囲の大人への広報・周知はもちろんですが、まずは、住民に身近な民生委員・児童委員の皆様への周知啓発と、福祉の専門職であるケアマネジ

ヤー、相談支援専門員、教育委員会や町要保護児童及びDV防止対策地域協議会など、家庭状況を把握できる関係機関などと連携を図りながら、早期発見・早期支援ができるように理解を深めていきたいというふうに考えております。

今後とも、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となってヤングケアラーとその家族の将来のために切れ目のない支援ができるよう努めてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、ご説明させていただきます。

本年度、小中学校を対象に実施しました「家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている児童生徒数等調査」によりますと、小学校の児童2千575人のうち、ヤングケアラーと思われる児童は5人、割合で0.2%。中学校生徒1千150人のうち、ヤングケアラーと思われる生徒は5人、割合で0.4%という結果となっております。これまでの学校の対応としましては、該当する児童生徒や家庭に対する家庭訪問や教育相談を実施したり、要保護児童対策協議会をはじめとする関係機関と情報を共有したりするなど、家庭支援に取り組んでまいりました。また、小中学校児童生徒の全世帯2千900世帯のうち、27世帯については、養育支援をはじめとする何らかの支援が必要であると学校が認識している結果が出ております。大津町にもヤングケアラーは潜在していると考えられます。

今年3月に公表されました「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によりますと、ヤングケアラーに関する統計として、世話を必要としている家族としては、きょうだいが多く、次いで母親となっており、ケアの内容としては、家事が多く、次に、きょうだいの世話となっております。ケアを行う児童生徒の学校生活の状況としては、学校を休みがちだったり、精神的に不安定さがあつたりなどの状況が報告をされております。また、ヤングケアラーと判断されるに至ったきっかけとしては、本人の話からと学校生活の状況からが多く、このことから、学校における児童生徒の変容の把握と本人との面談がヤングケアラーの早期発見に至ることが期待されていますので、ヤングケアラーに関する教職員の認識を高める研修を実施し、ヤングケアラーの視点も備えた家庭訪問、定期的なアンケート、気兼ねなく相談できる学校の体制を速やかに整備し、心配される児童生徒がいる場合には、町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会に情報を共有し、児童生徒が同世代からの孤立を招くことのないよう最善の福祉サービスにつなぐとともに、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも活用しながら状況の改善を図りたいと考えております。

なお、国のプロジェクトチーム報告には、市町村におけるヤングケアラーに関する研修等は十分ではなく、状況把握も不十分と指摘をされておりますので、2024年度までのヤングケアラー認知度向上の集中取組期間の中で、児童生徒や保護者への啓発に努めながら、また、教職員の知識の研鑽と対応力の向上を図り、国が進める支援策を注視しながら最善の対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄君） ヤングケアラーについては、本人は気づかないと、今言われたように認識が薄く、やっぱりこのわかりにくいというのが、難しいというのが問題かと思えますけれども、進めていくべきだと思います。

ヤングケアラーの症状としてはですね、知ってもらいたいために言うんですけども、成績が落ちた、学校への遅刻が多い、しっかり食が取れない、部活ができない、学校を休みがちになったという、いわゆる不登校ですね、こういった症状が考えられますので、大人が注意して、保護者が注意して、周りが注意してやっていただきたいというふうに思います。

よって、ヤングケアラーについては、学校や関係者が見ようとしなければ見えてこない問題でもあります。不登校になるまで何が起きているか知ろうとしてサポートしていく必要があると言われていています。そこで、私は、国も、文科省も、厚労省でも調査の必要があると言われておりますので、町内も毎年、今後も含めてですね、アンケートかな、とっていつてはいかがでしょうか。再度伺います。

そして、その上で、月1回のケース検討会等を具体的に地域も含めて進めていくべきではないでしょうかというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 再質問のほうにお答えさせていただきたいと思えます。

町として毎年調査をしていってはどうかというご質問ですけども、今回、4月以降に実施を町内でしました調査は、各学校のほうに今回お尋ねしてヤングケアラーと疑われるような児童生徒さんがいるかどうかの調査を実施しました。

国が3月に報告されましたのは、それぞれ児童生徒、高校生がですね、自身で回答したアンケート調査ということで、調査の仕方は変わってございましたけども、今後、国と県等の動向も注視しながらですね、考えていかなければならないと考えております。

また、熊本県の教育委員会のほうにもちょっと確認をさせていただいております。今後、県のほうもですね、ヤングケアラーについては、今年度取り組みを推進していく方向ということでお聞きしております。今年度実態調査、まだ具体的には決まっておりますけども、実態調査をするかどうかも含めてですね、進めていくという方向ですので、それを確認しながら、また県と情報を共有しながら町のほうも進めていきたいと思っております。場合によっては、町独自のアンケート調査もですね、校長会あたりと協議しながら進めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄君） ヤングケアラー問題については、家庭の問題であり、非常に難しい問題だと思いますが、一人一人の子どもたちを大切にすることが大事だと思います。問題意識を持って、引き続き学校教育委員会、福祉課等の充実していくことを望んで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時44分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は、「たくましさを養う教育」についてです。

同じような質問を何年前にしたことがあると思います。最近、世界情勢が急速に変化してきました。同じような質問をすることはその辺なんですけど、皆さん、ご存じのように、一つは、デジタル革命で進行中ということ。もう一つは、政治における中国の台頭による影響だと思われれます。幕末に西洋の文化に接するまで、日本は中国から多くの文化を学んできました。私は、唐の時代が好きです。西安から敦煌、砂漠のオアシス都市を通り、トルコのほうに続くシルクロードとその文化、芸術にロマンを感じます。ところが、習近平氏が中華人民共和国最高指導者になってから、漢民族の栄光と復活を目指して領土拡張を進めていると言われていています。南沙諸島での自国領土拡大、軍事施設の建設、尖閣諸島での挑発、ほかの国からすれば迷惑なことです。

さて、中華人民共和国は毛沢東を指導者として1949年10月1日に建国された中国の社会主義国家です。今は2021年ですから、建国から72年経過したということになります。毛沢東が指導した1976年までは、経済的には貧しい国でした。躍進したのは、1978年に鄧小平が指導者となり、資本主義経済を取り入れたからです。そこから計算すると、今日まで43年です。43年で達成した成果を見ると、人工知能や第5世代の通信技術、5Gでは、アメリカとしのぎを削っています。宇宙開発では、有人の人工衛星、月着陸、火星着陸等をなしとげて、独自の宇宙ステーション建設を計画しています。経済面では、2019年集計で名目国内総生産は14兆3千億ドルで世界第2位です。1位アメリカは、21兆4千300億ドル、3位は日本で5兆8千億ドル、4位はドイツの3兆8千600億ドルです。その科学技術と経済力をバグに軍事力も拡大しております。

政治システムは民主主義ではなく、共産党主導の専制主義によって運営されております。ネット経由の海外情報と発信は、監視、制限されていると言われてます。このたび、共産党に都合が悪い処罰は焼き捨てるように学校に支持があったと新聞に載っていました。以前からチベット、ウイグル人を弾圧しています。今の日本人の価値観にあうとは思えません。中国がいつの日か専制政治をやめて、自由と人権を重んじる国になってほしいと期待しております。

日本は、自由、平等、人権、民主主義の価値観を持つ国々の中でたくましく生きて行くべきだと、多くの評論家は述べております。知識だけ追いかけるのではなく、英語力を身に付け、たくましい肉体と精神力の習得にもっと力を入れるべきではないかと感じる次第です。

日本固有の価値観に固執せずに、諸外国の価値観にもあわせてゆく広い心を持てるようになるこ

とが日本人に求められているのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、1、知徳体をベースにした義務教育の中で、知だけが重視されているのではないのでしょうか。

2、知識ややさしさだけではなく、たくましさ兼ね備えた個人を育てないと国際社会では通用しないのではないのでしょうか。

3、世界情勢を直視し、世界平和に貢献できる日本人を育てる必要があるのではないのでしょうか。
町長、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 改めまして、こんにちは、坂本議員のたくましさを養う教育についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国際化、グローバル化は急速に進み、人・物・情報などが、かつて経験したことのないようなスピードと量で耐えることなく動いております。

また、私が義務教育を受けていた二十数年前を思い返しますと、当時は、海外で働くのはごく一部の人で、自分は日本で働くから英語は使わないし、必要ないという声と同級生のやり取りでも多くある、そんな時代でした。

しかしながら、時代は大きく変わり、現在は、海外で働くこともそれほど珍しいことではなくなり、メールやオンライン会議を含め、海外とやり取りのある企業などは年々増加をしております。

また、何より、国際化の進展によって、多くの外国人が日本で生活されており、たとえ日本で住み暮らしていても言語面に限らず、文化、習慣やそれに基づく考え方の異なる外国人と接する機会が増え、特に都心部においてはすでに当たり前のこととなっております。

また、テクノロジーの進展も著しく、これからは多くの職業がAIやロボットに仕事を奪われ、人間にしかできない「考える力」、あるいは「共感」や「信用」といったキーワードが重要性を増すとも言われております。

こうした流れは今後一層加速するものと思われ、これからの時代においては、知識だけではなく、自ら考える力や課題を構造化するとともに、正確に伝える論理力、そして、国際社会において力を発揮するためには、自らの立ち位置や考えを明らかにした上で、しっかりと必要な主張は行っていくとした「たくましさ」も不可欠な要素だと私も思っております。

また、国際化が進むからこそ、日本で生まれ育った者としてその文化や歴史などをしっかりと学んでおくことは非常に重要であり、また一方では、国際人として世界情勢や歴史を知るとともに、他者との文化的な違いや多様性をまずは受け止める、そういった姿勢も大切だと考えております。

私自身、10代、20代と海外での留学や勤務、ボランティアなどを経験してきましたが、文化や社会通念、さらには国家として歩んできた歴史や商習慣などの異なる外国人との交流や交渉において、こうしたことの重要性を実感としても非常に強く認識しております。

こうしたことも踏まえ、国際社会で生き抜く「たくましさを養う教育」について考えますと、一

端ではありますが、大切なことは、様々な知識や語学力は前提として、年少の頃から異なる文化や環境にも触れ、国際的な視野及び多様性を尊重できる価値観を身に付けること、さらに、物事を突き詰めて考えるとともに、自らの考えや立場を明確にしながらか一方的ではない建設的な議論ができる、そうした素養を養うことだと考えております。

そういったことも踏まえ、より良い大津町をつくるための私の方策集である「101の具体策」においても、「国際化に備えた使える英語力を伸ばすこと」、「知識だけではなく自制心・意欲・社会性などの非認知能力を養うこと」、「地域住民とのかかわりや町の歴史や文化教育の充実を通して郷土愛を育むこと」、「国際交流を含めた多様な経験を通じた幅のある人間力を養うこと」、そして、それらを高いレベルで実現するために、ICTを活用するとともに、科学的に高い教育効果が示されている教育手法などを取り入れていくことなどを掲げております。

ぜひ、大津町の子どもたちには、国際社会の中で堂々と自らの考えを主張しながら国際社会をより良い方向へ導くことができる、そんな大人に育ててほしいと願っております。

そのためにも、町としてより良い環境と多くの機会を提供することでチャレンジできる、そして、たとえ失敗や挫折をしても立ち上がり何かを学び取れるような舞台を整えながら、子どもたちが今も、将来に亘っても充実した日々を過ごせるように努めるとともに、ご教示いただいた、知識ややさしさだけではなく、たくましさ兼ね備えた人材が一人でも多く育っていくよう努力を続けていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。坂本議員のたくましさを養う教育についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員のご指摘どおり、世界では、AI、ビッグデータ、IoT等、最先端技術が高度化し、「Society 5.0」時代が到来しつつあり、社会のあり方そのものが、これまでとは非連続と言えるほど劇的に変わる状況です。

この予測困難な新しい時代を見据え、昨年度は小学校、本年度は中学校において、新学習指導要領が全面実施されております。

日本の義務教育は、学校生活全般を教育の場と捉え、「知・徳・体」を一体で育む形でカリキュラムが組みられています。この日本型学校教育は、すべての子どもたちに一定水準の教育を保障する平等性及び全人教育の面などにおいて、諸外国から高い評価を受けてきたところです。

しかしながら、その一方では、中央教育審議会答申でも言及しているように、高度経済成長期において、みんなと同じことができる、言われたことを言われたとおりにできる労働者の育成が学校教育に求められ、結果として、正解主義の指導に偏ったことも否めません。

議員のご意見は、私どもも改善すべき点と認識している教師主導型と言われる教え込みや詰め込み指導に対するものであると受け止めます。

これらの課題を踏まえ、今回の新学習指導要領では、日本型学校教育の良さを受け継ぎながら、さらに発展させ、正解主義や暗記主義から脱却した学びを目指します。

個別最適な学びと協働的な学びの中で、児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていける、そんな資質・能力を育む令和の日本型学校教育を構築していくものです。

議員がおっしゃるとおり、これからの社会は、世界の中の日本を意識せずにはられません。令和の日本型学校教育との表現は、世界を視野に入れた教育の創造を意識したものだと思っております。

私は、以前、県の国際課に勤務したことがあります。当時は開発途上国であった中国や韓国・インドネシア・マレーシア・ペルー・タイ・エジプトなど複数の国から派遣された研修員の担当でした。病院や水産試験場、農業試験場など、様々な機関で研修した後、各国の若手リーダーとして帰国した彼らは、日本での研修方法や生活習慣を理解しながらも自分の考えをきちんと主張し、自国の家族、伝統・文化、宗教について熱く語ってくれました。私は、その姿に触れるたび、世界の多様性と郷土愛を感じていました。

子どもたちが国際社会でも活躍していくためには、他国のことを理解・尊重し、共存していく姿勢とあわせて、我が国や郷土の文化・伝統を理解し愛着や誇りを持ち、日本人として、また、自分自身として、自己を確立することが大切です。自己が確立していれば国際社会という多様な考えや価値観を持つ人々の間においても自分を見失わず、自分の意見を主張することが出来るからです。

現在、各学校で展開しようとしている教育活動は、教科学習の中においても他者と協働して主体的に課題を解決していく探究的な学びを大切にするとともに、体験活動や地域の資源を活用した教育活動を通し、自分たちの住む地域や国の魅力や課題を知り、地域や国の一員としての意識を育むことを大切にしていきます。

多様な教育活動の中で、課題にかかる対話活動を豊かに展開する過程を仕組み、児童生徒が自分とは違う感性や考え方に触れ合い、刺激し合いながら正解ではない最適解や新しい価値観を見出すことを大切にします。

先の読めない国際社会情勢において、より良い世界を求めていくためにも、子どもたちには、自ら課題を見出し、協働して解決を図る力。解決の過程で新しい知識や価値を生み出す力。自分の考えを主張するだけでなく、他者の考えを柔軟に取り入れながらより良い方向に導いていく力などを身に付けさせたいと考えます。議員ご指摘の「たくましさ」とは、そのような将来の子どもたちの姿ではないでしょうか。

以上を踏まえ、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、私からは、大津町の具体的な取り組みについて、2点ご説明をいたします。

まず、国際社会をたくましく生き抜く資質・能力の一つに、対話力の育成がございます。教育長からもありましたように、新しい学習指導要領においては、教科指導をはじめ、様々な教育活動に

において対話を大切にしていきます。相手の考えを理解し、自分の考えを伝えながら新しい考えや最適解を見出していく対話活動により、児童生徒の思考力や表現力等を高めていくものです。

その上で、国際社会における対話力として必要となる英語力を高めてまいります。

これまで小学校3年生から英語活動として、主に英語に親しむ活動で位置づけられていたものが、新しい新学習指導要領では、5・6年生では英語科として教科に位置づけられました。音声活動に留まらず、読むことや書くことも活動に加わり、より高い学びを位置づけて中学校へつなぐものでございます。また、中学校においても出来る限り英語による授業を展開していくところです。

町としても、具体的な支援策として、大津町では2つの中学校に外国語指導助手を配置し、小学校では英語専科による英語教育の充実と国際交流指導員によるネイティブな外国語に触れる交流活動なども展開し、また、英語の外部検定試験受験料の支援などにも取り組んでおります。さらに、今年度は、外国語指導助手等を活用した小・中・高連携モデル校事業の研究指定を県で唯一大津町が受けております。これは、外国語指導助手及びICT機器を効果的に活用し、大津小学校、大津中学校、大津高校という異校種間連携による英語力の向上を目指す県との共同実践研究となります。特に、高等学校と連携した実践研究は、全国でも数少なく、大津町から先進的な取り組み事例を県内外に発信していくことは、大変価値あるものだと考えております。

また、研究成果を町内の小中学校にも広げながら、国際社会における対話力のツールとなる実践的英語力を身に付けた子どもたちの育成を目指していきたいと考えております。

なお、大津町では、児童生徒に年少の頃から異なる文化や環境に触れ、自らの固定観念を払拭し、多様性を受け入れる価値観や国際的な視野を身に付ける経験をしてもらうために、台湾やアメリカの学校との交流活動も行っております。現在は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からお互いが行き来するような交流は行っておりませんが、オンラインでつなぐなどの方法を工夫し取り組みを継続していきたいと考えております。

2点目の取り組みとしまして、地域とともにある学校づくりについて説明をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、国際情勢が急速に変化している中、学校で学んだ知識だけでは、今後の変化の激しい予測困難な未来をより良くすることは困難であると言われております。

地域とともにある学校づくりとは、学校での学習だけでは得られない知識や経験などを得る場を、様々な機関と連携する中で、学校の教育課程外に位置づけたり、総合的な学習の時間等の一環として地域の方々が子どもたちに指導等をする時間を位置づけたりなど、地域と学校が連携した中で、子どもたちを育んでいこうとする考え方でございます。

大津町では、今年度からすべての小中学校すべてに学校運営協議会を設置いたしました。地域でどのような子どもたちを育てるのかという目標やビジョンを保護者や地域の住民の皆様と共有した学校経営をスタートしています。この運営協議会と生涯学習課が中心になって推進している、地域学校協働活動事業とが連携することで、各校区内に留まらない、大津町全体としての地域とつながった教育が展開されていくと考えております。

コロナ禍により、思ったとおりの活動ができない状況にありますが、できるところから工夫し、

知識ややさしさだけではなく、たくましさ兼ね備えた子どもたちの育成に取り組んでいきたいと思いをします。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 町長、教育長のご意見に安心しました。プロテニスの国際試合で優勝者はインタビューを受けますが、男子テニスの頂点に立つジョコビッチはセルビア語、英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語をあやつることができるそうです。ヨーロッパの言語には類似性があるからできることかもしれません、これもまたたくましい生き方の一つかもしれません。

それぞれの民族、それぞれの国で宗教、習慣、物の考え方が違います。その国の言葉がしゃべれたら親近感も得られるというものです。この原稿を書いた翌日に、全仏オープンテニスの決勝戦がフランスのローランギャロスで行われ、ジョコビッチが優勝しました。表彰式を見たのですが、そこで彼は、会場の観衆にはフランス語でスピーチしました。準優勝者をたたえるスピーチでは英語を使い、最後に、母国セルビアに向けには、セルビア語で勝利を報告していました。本当なんだなと実感した次第です。

さて、前回も言いましたように、日常生活では、スマイル、ポジティブ、アクティブな行動を心がけることは大事だと思います。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時34分より再開します。

午後1時24分 休憩

△

午後1時34分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 2問目に入ります。より良い改革についてです。

戦前の憲法や民法は、儒教の影響を強く受けていたと思います。特に民法では、家の制度、家を守るという概念が強かったと言われております。結婚には、家長の同意がいるとか、家督相続の概念などです。これらの考え方は、新憲法、新民法によって否定されたことは皆さん周知のことです。法律では、基本的人権の尊重、自由、平等の考え方に変わりましたが、社会の習慣は簡単には変わりません。結婚するときに、相手の親にお嬢さんをいただきますとお願いするのは、その名残であると言われております。

大津町のような元々農業を中心の町では、農地を守る、家を守るという気概を持っている人が多いのは言うまでもありません。農村には、村を維持するための組織があります。それは大津の宝であると同時に、保守的な秩序を維持しているということが言えるかもしれません。

そのような環境で若い町長の誕生は画期的なことだと思います。私も民間の会社で働いておりました。一時期、改善の仕事をしたことがあります。それはPDCAを使って改善していくというものです。プラン・ドゥー・チェック・アクションを繰り返すことです。議員になりたてのころに、PDCAについて質問をしましたが、明確な答弁はなかったように思います。監査委員をやってみ

て気づいたのですが、予算や仕事の中身は、前年と一緒にいるということです。改善する意思がないのか、人出、時間が足りないのかはわかりません。やり方が硬直しているような気がします。

さて、町長の「変えていこう 新しい大津へ」という101の具体策には大賛成です。それは若くて、能力と行動力を持ち、世界を体験してきた金田町長をもって実行できることだと思います。それを達成するには職員の力が必要です。夢と希望を持つ若者は、自分の力を試そうとして都会に出て行く人が多いかもしれません。町の職員は能力を持ちながらも家族の面倒をみるために地方に職を求めた人たちです。彼らの意見も聞きながら、民間の活力を導入していただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 坂本議員のより良い変革についての質問にお答えいたします。

まず、議員ご指摘のとおり、高いレベルで政策を実現していくためには、何よりも職員の皆様の力が必要だと私も考えております。

所信の中では、民間の力の活用も掲げておりますが、同じく、何度か述べておりますとおり、目指すべき方向としては、民間の発想や力だけに偏るのではなく、今の役場の文化・風土を含めて良いところは残し、磨きながら、新しい考え方や文化を上手に取り入れていくことだと捉えております。

私の考えの根幹にあるキーワードは、多様性であり、それぞれの長所を生かしながら、あるいは官か民かの2項対立ではなく、それぞれの良い部分を取り入れながら相乗効果を発揮することが肝要だと考えております。

そのために職員の方々には、これまでの組織文化や手法について改めてあり方の是非から深く考えてもらう必要がありますし、当然に私自身も行政実務や役場の現状、文化・風土などをより深く知る必要があると認識をしております。

そうした面からも、2月の就任当初は、まず、綿密な部課長ヒヤリングをとおして一つ一つの課題について詳しく話を聞き、課題の共有と解消・改善に向けた方向性のすり合わせを行いました。

また、若手職員とはじっくり話す機会が非常に少ないので、隙間時間で2カ月ほどかけて1組2名ずつ30分、計100人ほどと面談をし、ざっくばらんに仕事への思いや職場の課題、改善案などを聞かせてもらいました。

また同時に、全職員を対象に無記名のアンケートを実施しまして、職場の環境や制度、住民サービスに関する課題や改善案を出してもらいました。結果、百数十件の声が挙がってきましたので、私自身の現状・課題把握に用いるとともに、それらを取りまとめて対応方針を示し、その方針に対して再度職員の皆様から意見をもらうというやりとりを行っております。すでに実施しているものもありますが、今後は、その内容も踏まえて、各部課レベルで具体的な対応を順次行ってもらおう計画です。

なお、前向きな意見が多数ありまして、町政を運営する上で、私としても大変頼もしく思っているところでございます。

ご指摘のPDCAサイクルにつきましては、こうした改善に加えまして、本年度策定する振興総合計画の後期計画の中で、定量目標をしっかりと定めながら、日々の業務レベルでもPDCAへのサイクルを回せるように、仕組みも整えながら一つ一つ進めていく考えです。

一方、就任間もなく郵便局との包括協定を結ばせていただきましたが、今後も包括協定やアドバイザー、職員配置などの様々な形で、官民を問わず、外部の力を政策やまちづくりに積極的に取り入れていく考えです。

しかしながら、その中でもやはり中心、主役となるのは、役場のプロパーの職員の皆さんだと考えております。

すでに就任から4カ月ほどが経過し、行政であるがゆえの特性、あるいは官民に関わらず組織としての固有の特性、いずれのケースもあるとは思いますが、私のこれまで属してきた複数の組織と重なる部分も異なる部分も感じております。必要があるときには、もちろんトップダウンでの取り組みも行いながら、あるいは指摘すべきところはしっかりと指摘しながら、しかし一方で、職員の皆様声をしっかりと聴き、掛け合いをすることで多様性による相乗効果を発揮できるより良い町政運営に努めていきます。

以上、主に私の基本姿勢という面から答弁をさせていただきましたが、もちろん職員の意欲や能力をより一層引き出すために人事評価制度のより効果的な運用や働き方改革・業務改善によるワークライフバランスの向上、より効果的な研修体制の構築など、制度や仕組み面もしっかりと整えて努めていきます。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 町長の決意とやる気は理解しました。多くのお金を必要とするものもあるでしょう。焦らずに一つずつ実行していってもらいたいと思います。4年にこだわることはないと思います。改革もさることながら、町にとって最も重要なのは、収入減の確保です。最近、良いニュースが入っています。1つは、ソニーの菊陽工場の増設計画、もう一つは、台湾の半導体受注生産の世界最大手TSMCが日本ではじめてとなる半導体工場を熊本県に建設する計画に入ったというものです。6月5日の熊日新聞によれば、ソニーグループがスマートフォンのカメラなどに使う半導体の画像センサーの新工場を熊本県菊陽町に建設する計画を進めているということが4日わかったと。町が製造業の誘致を念頭に整備中の第2原水工業団地が候補地とみられる。世界的に半導体が需要が高まる中、実現すれば県内関連企業への波及効果が期待される。

6月12日の日本経済新聞によれば、TSMCは、アップルのiPhoneをはじめ幅広い電子機器の頭脳となる半導体の生産を担い、世界IT産業のインフラと呼ばれる重要企業であるということです。もし実現すれば、大津町にも波及効果が及ぶでしょう。

3問目に入ります。受付窓口の対応についてです。

最近、役場の受付対応が非常に良くなったという町民の声が多く聞こえます。昨年、私は窓口の対応が悪いという一般質問をしましたが、その後努力されたのでしょうか。辛口の町民の方々が良くなったと評価されているのでこの場で報告すると同時に、継続していただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

役場窓口の受付対応につきまして、まずは良い評価をいただいたことを大変ありがたく感じております。

様々なお申し出を当たり前になすことが期待されている窓口職員は、住民の方からのお褒めのお言葉よりも、厳しいお言葉をいただくことがどうしても多くなりますので、こうした良い評価のご指摘は、日々前線で業務にあたる職員にとっても大変励みになるものと思っております。

ただ一方で、もちろんより一層気を引き締めていかなければならないと感じております。

接遇に関しては、私も非常に重視しているところで、私の就任の挨拶では、全職員に対して、まずは、今まで以上に明るい挨拶を徹底することをお願いしております。また、先月は電話対応において気になる部分が見受けられたこともありまして、総務課経由で全職員向けに、名前を名乗るなどのごく基本的なことですけれども、5つのお願いをしたところです。

挨拶をはじめ、住民の皆様にとって気持ちの良い対応をすることは、役場と住民の皆様との信頼関係の構築を助け、それは職員一人一人の働きやすさの向上と合わさり、より良いまちづくりに大きく寄与すると考えております。

また、役場が住民の方にとって明るく気持ちのよい足を運びやすい場所であることは、協働のまちづくりにおける大切な要素だと考えております。

どのようにして今の状態を維持していくかということのご質問に対して、3点に絞ってお答えいたします。

まず一つには、上司をはじめ職員同士で気になる対応に気付いた際には声を掛け合う、あるいは、サポートし合うことが必要だと考えております。私が感じていることとして、やはり言葉遣いや気遣い一つをとっても職員によって個人差がありますので、個人の接遇力のみには依存するのではなく、これまで以上にチームとして高め合い、支え合える組織にしていきたいと考えております。併せて、総務課経由での全体的な啓発や接遇研修なども適宜継続的に行う考えです。

2つ目として、窓口に限らず、住民の方からの様々な苦言や苦情をいただく場合もあります。そして、その中には、より高い住民サービスを提供するためのヒントがある場合も少なくありません。日々の対応に追われる中で、なかなか毎日の記録や職員間での共有ができていないものもありますので、今後はよりしっかりと住民の皆様の声を記録するとともに、その原因や対応について共有し、適宜見直しを行いながら、より一層の改善につなげたいと考えております。

最後の3点目になりますが、一步先をいく優れた接遇の根底にあるのは、接する方への共感と思いやり、そして役場職員としての使命感だと考えております。これは一朝一夕で急激に変わるものではありませんが、私自身も、自らを律しながら範を示せるように努めてまいります。

なお、来月12日には新庁舎への移転が控えております。庁舎もこれまでより明るく開放的になりますので、これも機会の一つと捉え、住民満足度の向上と町のイメージアップに一丸となって取り組めるように引き続き努めてまいります。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） これで終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時57分より再開します。

午後1時47分 休憩

△

午後1時57分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 皆様、こんにちは。議席番号6番、三宮美香です。まずは、傍聴にお越しの皆様、1階談話室で視聴されている皆様、時間をつくってお越しいただきありがとうございます。また、ご自宅などで今後録画配信をごらんいただく皆様、議会に感心を持っていただきありがとうございます。質問は、空き地・空き家対策についてです。

今回、この質問に至った経緯としては、何年も前から危険だと認識できる空き家やそのまま放置して朽ち果てるのはもったいないと思う空き家、雑草が生い茂る空き地の存在があり、小中学生の保護者や地域住民の方からご意見をいただいたことです。

例えば、通学路沿いにこの空き家や空き地が点在すれば、不審者などによる犯罪の恩賞になりかねません。一般的にも空き家は放火や火災の被害に遭いやすいとされています。町内のある地域では、通学路にある倒壊しそうな危険空き家の所有者に対して、再三対応をお願いしているにも関わらず、対策がなされず、とうとう子どもたちのほうが通学路を変更したと聞きました。別の視点から見れば、それも一つの対策ではありますが、そもそもの空き家対策にはつながっていません。そこを通るのは子どもたちだけではありませんし、近隣の景観も損なっており、地域住民の不安要素にもなっているからです。日本では、空き家の数が増加し続けており、大きな社会問題となっていると言われていますが、大津町も同じ状況だと考えます。

さて、今までも議会の中で常任委員会や一般質問で空き地・空き家対策について議論がされており、対策の一つとして空き家バンクも設立されています。これは大きな一歩だと思いますが、まだ設立して間もないせいもあり、登録が少なく活用がされていない印象です。

令和元年度大津町一般会計決算及び特別会計決算に関する主要な施策の成果に、空き家等対策事業があります。概要は、町内空き家の調査、空き家バンクによる所有者と希望者のマッチング、空き家等対策協議会の運営です。町内にある空き家物件を空き家等対策協議会や空き家バンクなどの制度を整備、活用し、危険空き家の防止及び空き家の利活用を推進するというものです。解決した課題として、空き家バンク制度を設立し、買いたい側、借りたい側の受け皿をつくることのできた、空き家等対策協議会を設置し、今後の政策について協議する場をスタートさせたことあり、残された課題として、空き家バンクへの登録件数を増やすこと。今後の空き家等対策を推進するための計画の策定とあり、今後は、空き家バンクへの登録推進、空き家等対策計画の策定、協議会に諮りながら、今後の空き家対策を検討するとありました。

ちなみに、その令和元年度の空き家バンク登録目標値5軒に対する実績はゼロでした。

では、大津町の空き家は何軒あるのか。

また、所有者は空き家をどう考えているのか。

町のホームページに大津町空き家等対策推進協議会の記録がありました。令和元年12月に開催されたものです。残念ながら今までこの1回しか協議会は開催されていないようです。そこに空き家実態調査業務委託をされた業者からの報告があります。町のホームページから空き家対策をごらんいただけます。詳しくごらんになりたい方は補足資料にQRコードも貼り付けていますので、右側のQRコードからごらんください。

調査の対象となった物件は388件でした。そのうち219件に空き家所有者意向調査をされています。219件のうち、回答があったのは73件です。資料の円グラフは、その中からいくつかを抜粋したものです。報告の中から、まず、空き家を管理するに至った理由として、親または親戚所有の住宅を相続したという答えが55%でした。だれも住まなくなって何年経ったかという問いには、5年以上が19%、10年以上については32%あります。管理はどのくらいの頻度で行っているかについては、月に1回が32%、半年に1回が32%です。主に、敷地の手入れや草刈りでした。では、管理について困っていることは何かについては、身体的、年齢的な問題、現住所から当該住居までの距離でした。管理をしている所有者自身も現在住んでいる家を所有し、相続した家の管理もしなくてはならない。所有者も段々と高齢化していき、管理も難しくなる。今現在も難しい管理者がいるのが伺えます。当該住宅の今後の活用については、売却または貸し出したいが39%でした。空き家バンク制度が実施された場合、登録するかについては、積極的に活用したいが12%、検討したいが30%、利用しないが47%です。察するに、空き家の管理が難しい、できれば売却したいと考えているという人が42%ほど、登録を考える人は42%ほどいるが、空き家バンク制度の活用が少ない状況です。空き家バンクに登録しない人も47%います。この方々は今後どうされるのでしょうか。家は、人が住まいと朽ちてきます。そして、周辺の方々の不安材料になってしまいます。

もう一つ気になるのは、アンケート未発送が169件あったことです。所有者不明、宛先不明物件だと考えます。毎年、固定資産税通知書を当該住所に送っては町に戻ってくるを繰り返し、そのまま放置されているということではありませんか。また、アンケートを送付したうちの146件が返信がないなどでした。これもそのまま放置されている状況なのでしょうか。未発送と返信なしなどを足すと315件になります。空き家の一つの地域ができあがってしまいます。

町のホームページ上では、令和元年の記録しかないのに、最終更新は令和3年の1月です。あまりにも更新までの時間が空き過ぎていて状況が見えなくなっています。令和元年12月の協議会の中で、空き家関係の条例は設定されないとありました。

町としては、空き家の利活用と危険空き家の対策では、危険空き家対策を優先するとも記載されています。

では、危険空き家対策は進んでいて、効果が出ているのでしょうか。会議録の中には、空き家の

利活用については、全国的に先進事例もあるので情報収集したいとありました。どういう情報があり、どう動いているのかが見えません。

そして、町長の101の具体策にあった、新しい形の空き家対策はどうなっているのでしょうか。

以上を含めて、空き地・空き家対策の現状と今後の対策をお尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 三宮議員の空き地・空き家対策についての質問にお答えいたします。

少子高齢化や人口減少などに伴い、空き家の増加が全国的に社会問題化しております。本町も例外ではなく、その数は増加傾向にあると認識しております。本年度から、大津町空家等対策計画策定に向けた本格的な協議を進めているところです。

一方で、空き家の管理につきましては、法のたれ付け状も基本的には、所有者自らが対処することが前提となっております。まずは町として、所有者への意識啓発を行うとともに、空き家バンク制度等のより一層の周知と利活用を進め、地域住民の生活環境の改善につながる取り組みを行っていく考えです。

その上で、空き家の問題を減らすための基本的な考え方としては、私の先ほどの政策ともリンクしますけども、入り口をできる限り狭めながら出口を広げていくことが必要だと考えております。

今後の取り組みを交えてご説明しますと、入り口は最も重要だと考えている点で、空き家の発生自体を抑制することです。相続のタイミングで管理者が不在、あるいは権利関係で取り扱いが非常に難しくなる空き家が発生・放置されるケースは少なくありません。そして、一度そうした空き家が発生すると解消には多大な労力を要します。したがって、すでにご相談をしておりますが、NPOなどとも連携した相続・終活セミナーや、広報などによる啓発などをおして、まずは空き家の発生を未然に防ぐ取り組みを進めていきたいと考えております。

中間が、空き家の市場への物件の流入促進です。ご指摘のとおり、空き家バンク登録数が非常に少ない状態が続いております。ここにおいては、まず、民間不動産会社などと連携し、相互に物件を掲載し合うことで、町の空き家バンクへの登録物件を増やしたいと考えております。

また、過疎の著しい自治体においては、空き家バンクへの登録にインセンティブ制度を設けているケースもあります。これは、賃借や売買の成立に関わらず、空き家バンクへの登録者や、登録仲介者に5千円から1万円程度の報奨金を与えるものであり、先行自治体では登録物件の大幅な増加に成功していますので、こうした制度も費用対効果も含めて研究を進めるところでございます。

出口が、市場での売買・賃借及び解体の促進です。

ここに当たっては、まだまだ認知度の低い空き家バンク制度のPRに力を入れます。また、売買・賃借に向けて必要となる改修の促進及び危険空き家の解体に向けて、助成制度の創設についての調査・研究も進める考えです。

以上の視点をベースに、本年度は冒頭で述べた、大津町空家等対策計画に取り組むこととしておりますが、インセンティブ制度や改修・解体制度の実施是非や内容については当該計画の策定と並行して検討を進め、一方で、住民の皆様への啓発、不動産会社との連携、空き家バンク制度のPR

などは、計画策定と並行して今年度より行っていきたいと考えております。

なお、これまでの町の取り組みやその他詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 私からは、町における空き家の現状についてご説明をいたします。

平成30年度に調査を行いまして、町内の一般住宅の空き家は約270戸ということで把握をしております。その空き家の状態によりですね、4段階にちょっと区分をしてみますと、割的に申し上げますと、例えば、修理しなくても利用可能な空き家が2割、修理すれば利用可能な空き家が4割、それから、大規模な修理をしなければ利用できない空き家が3割、そして、再利用は不可能な空き家が1割と、そういった割合状況になっております。

また、所有者の意向調査の結果、4割が現状のままでよければ貸し出し、あるいは売却したいとの調査結果が出ているところです。

この結果を踏まえまして、空き家の発生を抑制するため、所有者に対する意識の啓発や情報提供を行いながら、地域住民や事業者等と連携する相談体制等を明記しました、大津町空家等対策計画の作成を、地域住民の代表者、それから不動産、あるいは法律等の有識者で構成されます大津町の空家等対策推進協議会において行っているところであります。

この計画の策定後は、国の補助金の制度を活用できるようになりますので、空き家解体に対する補助制度等を創設し、危険な家屋の解体などが進む取り組みについて進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、空き家・空き地の有効利用も含めた地域再生への取り組みですが、本町では、空き家バンクを令和元年度から運用していますが、実績としましては、令和2年度に申込2件がございまして、現在、2件ともに売却済みとなっておりますが、議員おっしゃいましたように、なかなか空き家バンクの登録が進んでいないというような現状でもございます。

空き家の管理につきましては、基本的には、所有者の方自らが対処することが前提となっておりますので、所有者への意識啓発や情報提供を行いながら、管理が不十分な空き家については、地域住民の生命、財産へ危険が及ぶことのないよう、新たに空き家撤去への支援制度の検討を行うとともに、空き家になる前の対応策や空き家バンク制度のより一層の周知を進め、地域住民の生活環境の改善につながる取り組みを行ってまいりたいと思っております。

なお、全国的な取り組み例をいろいろ見てみますと、例えば、長崎県の小値賀町では、官民が連携して古民家を観光資源として再生し、観光客誘致を行っているというような事例もあるようでございます。

このような先進事例の取り組みを参考にしながら、空き家・空き地の相談に対し、迅速に対応することができる相談体制の整備を行うとともに、地域住民や事業者等との連携を深めながら対策に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 再質問と提案です。

まずは、前向きな取り組みを考えていらっしやったことに安心をしたところではあります。確認のためですが、大津町としては、空き家を放置するメリットとデメリットについて、メリットがなくデメリットが大きいという認識でよろしいでしょうか。

提案をさせていただこうと思っていた一つには、民間のNPO団体との協力がありましたので、そちらも少し紹介をさせていただきます。

ほかの提案としては、空き家条例の設置、例えば、老朽家屋などの適切管理に関する条例などを設置し、強制力をつけて罰則規定を設けるなどの考えはありませんか。

また、民間との協力というところでは、全国的な組織として、古民家協会というものがあります。何と大津町に支部があるのを知りました。空港が近く、立地がいいので大津町にあるのだと思います。古民家再生協会では、来月、上天草市と空き家問題解決のための連携協定を結ぶそうです。全国での活動のスキルを生かして、空き家の問題解決、まちおこし、観光促進につなげることが連携での一番の目的であり、国の補助金や助成金の積極的な申請もされると聞いています。

先日、ご夫婦2人暮らしの方から自分たちが家を管理できなくなったときの不安を聞きました。病気や認知症などで意思の確認ができない状態になった場合、家売ることも解体することも難しいことになり、空き家となってしまいます。先ほど入り口と出口の話がされましたが、空き家解決の出口は売ること、貸すこと、住むこと、管理することの4つしかありません。早めに家族で話し合い、適切な登記がなされること。居住しないならば、建物が放置される前に資産として生かすことなど、いろいろな選択肢があることを知らせる、啓蒙活動をするというところは、先ほど答弁いただいた未然に防ぐ取り組みに含まれていると思います。

資料に載せている玉名市の空き家対策セミナーです。空き家になってから対策を考えるのではなく、終活セミナー、空き家活用セミナーなど、啓発活動をして知っていただくこと。

そして、右側は、小国町の空き家バンクの住民への周知方法としてのLINEの活用です。わざわざホームページで探さなくても、送られてきたLINEで見られます。また、間取りや家の周囲や家の中などの写真もあり、わかりやすい印象です。

暮らしの窓口とありますが、2015年からスタートしており、小国町、阿蘇小国観光協会、一般財団法人学びやの里がそれぞれ行っていた移住相談を学びやの里に一本化し、ワンストップ移住相談窓口小国くらしの窓口を開設されたものです。今現在、地域おこし協力隊を卒業された方が担当されています。大津町は、なぜ地域おこし協力隊にも協力を仰がないのでしょうか。

情報発信としてインスタグラム、フォロワー数439人です。今、お話したLINEも使われています。小国とつながるショップも6件、ユーチューブ動画も発信され、パンフレット作成もされています。

固定資産税通知文でのお知らせを右の下に載せています。大津町では、もう今月から、先月あたりこのような茶封筒に固定資産税通知書が各家庭に送られていると思いますが、この封筒の後ろに、空き家を小国町に住みたい人に貸しませんかというシールを貼られています。このように、目に付

くところに示すというのもとても大事なことだと思います。

繰り返しますが、提案としては、条例の設置、また、これから空き家になるかもしれない多くの方へ選択肢をお知らせするセミナーの開催、LINEの活用、また、固定資産税通知書、今年はまだもう終わっていますが、今後に向けて、通知書などに空き家バンクのお知らせをするなどを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） いろいろとご提案、ご意見いただきましたけど、内容が関連するものについては、まとめてお答えするような形でやりたいと思いますので、お願いいたします。

当然、空き家になる前にですね、どういった対策を打つかということが一番大事なところでして、その前段としては、先ほどおっしゃいましたように、いろんなPRの仕方、封筒に書いたりとか、あるいはLINEを使ったりとか、あるいは、いろんなセミナーを開いたり、いろんなやり方があると思いますので、我が町にとってどういったやり方が一番いいのかというのはですね、きちんと検証していきたいというふうに思っております。

それから、空き家についてはですね、確かに空き家になったあとについてどうするかという話がありまして、非常に所有者の関係がございまして、それから相続の関係もありまして、非常にいろんな課題があります。そんな中で、実は今年度になりまして地域のほうからも空き家についての危険だということで、台風も9月になれば来ますので、そういったので対策をやってほしいということで、実は2件ほど所有者の方にですね、こういった家について整理をお願いしますということで、写真付きで2件お送りしたところですので、引き続き、そういった地域の声があがればですね、その辺については個別に対応してまいりたいと思っております。

それとあわせて、いろんなその入り口、出口の話もありましたけど、まずは入り口をどう狭めていくかということの中で、いろんな制度設計、皆さん方のほうにお知らせするようなことをしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、また、出口、あるいは中においては、しっかりいろんな国の補助メニューもですね、新たにできましたので、今回、町の対策協議会の中で計画策定をしましたので、その計画をつくれば国の補助に乗るような空き家解体についてもですね、一部乗るような形にもなっておりますので、そういったところうまく活用しながらですね、空き家対策については、さらに充実をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 対策が前に進むことを願います。

質問はしませんが、例えば、固定資産税の軽減措置が適用となり、本来の税額よりも6分の1圧縮されているから空き家のままで過ごしているのだとしたら、猶予期間を置き、固定資産税を従来の金額に据え置く優遇制度を設けるとか、大津町は空港が近いという恵まれた立地条件があります。コロナ禍でリモートワークが推進されている今がチャンスだと考えて、ネットワーク環境の整備のための費用の助成など、先ほどもインセンティブ効果のことをお話されましたが、インセンティブを受けられるものを明確にするなど、見せ方の工夫をする。そうすることで、実は、空き家は負の

遺産ではなく、資源なのだと。空き家の可能性を見せることになると思います。これからいろいろ発信をされていかれると思いますが、単なる情報発信の開示にならないように有効性の高い発信を期待しています。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時31分より再開します。

午後2時21分 休憩

△

午後2時31分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして質問を行います。今回、3点出しておりますが、3点目のコロナウイルス対策については削除いたします。

まず1問目であります。ジェンダーギャップについてを町長に質問いたします。

この点については、前回、私の質問に対して、様々な意見が出ておりました、不適切な発言とか、言葉とか言われておりますので、この点のはっきりしとかなないと、ここは町の発展にもおそらく影響すると思います。ですから、町長と議論をしてはっきりしましょう。

実際、我々議員でありますから、この議場で議論するのが当たり前であります。議長室に行つて、今のはどうのこうのと何か、傍聴席からも意見が出たとか、だれが言ったかわからない。議員同士が議論するならいいですよ。私に面と向かって言ってください。ただちよろちよろやつて、議長室をうろちよろするならば、名前もわからない、だれかもわからない。ただのねずみですよ。そうしか表現しようがないです。ですから、非常に私も憤慨しておりますので、この点については、町長と議論したいと思います。

実際、ジェンダーギャップという形で、いろんな形で報道等に出てきます。その中でも、やはり最近注目された記事が、この国際機関のWEFの世界フォーラムにおいて、ジェンダーギャップを埋めることは、女性の人権の問題であると同時に、経済発展にとっても重要と指摘しております。

この中で、いろんな形で数値的なものが出てきております。その数値というものが非常に問題でありまして、日本は、そのジェンダーギャップ指数2021において、156カ国中の120位ということで、非常に悪い成績だということで取り上げられて、いろんな女性のコラム記事がたくさん出てきました。そのことについて、こういった発表がある前からジェンダーギャップは存在するんだというようなことを各女性の有識者の方々は声を上げてこられました。

その中でも、東大の前学長ですかね、上野千鶴子さんあたりはですね、素晴らしい認識の持ち主で、平成31年度のこれは東京大学の入学式の祝辞であります。女性学生の置かれている現実というものを述べられました。その祝辞の中でですね、そもそも女子学生が置かれているその現実をきちんと理解しなさいというようなことを言われております。実際、東京医科大学の不正入試問題、そんなものが発覚しまして、男性と女性、浪人生あたりの差別がここに示されました。ですから、

平等ではないというそういった現実の中に私たちはいるんだと。しかし、そういった中でも、自分たちはたくましく前向きに生きていこうというようなことをやはり述べられております。

そして、また現在は、女性をもう引き上げるんだ、私たちは変わるというようなことで、東大の副学長、今現在のですね、林さん、女性の方ですけれども、女性過半数の執行部が主導しております。私たちは変わる。強い意志を述べられております。なかなか頼もしい限りであります。

そういった中で、我が大津町のこの役場におきましても、女性職員も多分おりますので、やはりギャップがあってはいけないということですね。しかし、任命責任というものは、町長に存在します。ですから、その任命責任において、こういったルールを基に正当性ある評価をして任命していくのか。ここは非常に重要になってくると思います。

金田さんが町長になられてまだ数カ月ですので、非常にその評価というのは厳しいかと思えます。先ほどの答弁の中にも、職員一人一人と一遍に会うことはできないから、若手の職員あたりは2人ずつあたりを時間をさいて意見を聞く。そして、いろんな意見を出してもらおうというような、その窓口を広げてですね、いろんな形で良い職場にもっていきこうとされておると感じました。

しかしながら、私は前回、指摘した中で、女性はマネジメントが不得意だというようなことを言いました。そして、その何で不得意かというのは、そういった場に置かれてないからってという補助の言葉も入れました。これが不適切らしいです。実際、マネジメントは、一朝一夜には生まれません。やはりそういった経験がなければ生まれないものだと、私はそういった理由で言ったつもりですけれども、有無も言わず削除されました。ですから、それが新聞沙汰になって、テレビにも出て、いろんな形で批判も受けたでしょうが、私の友達は、ほぼ全員が笑っていましたね。もう永田ならそれぐらいのことは言うだろうと。ただし、それは悪意はないんだろう、あんたんことだからと理解しております。もちろんですよ、女性には頑張ってもらいたいし、そして、女性がいなければ我々だってここに存在しないじゃないか、何をばかなことを言っているんだってという笑い話にしか友だちとしてはなりません。しかし、現実問題としてですね、新しく町長がなれたからには、この問題をクリアしていきましょうよ。じゃないと誤解だらけになってしまいますよ。そういった正当性ある認識というものが非常に必要になってくると思いますし、それを認めないのならば、それを認めさせるような、そういった理由づけは必要です。

その中で、町長は多様性ということを言われますね。非常に重要です。しかし、これは危険性もはらんでおるのは事実町長も感じていると思います。これを多様性で片付けたならば、大変なことになるような事例はたくさん今までも出てきておりますので、ただ、そういったことを言いにくいに出てきているわけでは、私はありません。

トランスジェンダーの問題、LGBTの問題、たくさんあります。しかし、ジェンダーギャップ、全体的にですね、男女というようなことを考えれば、何でそこに壁があるのかなと、同じ仕事をしているじゃないかと。同じ任務を担っているじゃないかと。いろんなことが感じられます。ですから、まず、そこのところを埋めることが人権問題ですね。それとこのWEFで指摘された経済発展にも問題になりますよと。言うならば、町の発展の阻害要因とならないよとということをおはこ

こで書いたつもりです。

そして、後段になりまして、対策の基礎として男女の違いとステレオタイプについての認識を高める必要があるという半分答えみたいなのを言っております。この点については、このステレオタイプという言葉は、中野信子さん、医学博士ですね。この方がやっぱり強く言われるんですね。やっぱりいろんな方々は、いろんな状況の中で生まれて育ってきて、認識がそれぞれ違う。ですから、そういったもの、地域性もあるでしょう。そういったものの中ですね、我々は正しい理解というものがどこまでそれが通用するかですよ。その正しい理解というのが多数決の理解なのか、それとも精神的なものなのか、世界的に言われることなのか、これもまた難しいです。しかし、嫌いなものは嫌いと言われたら終わりですよ。食べ物だってそうです。あなた嫌いかもしれませんけれども、これは非常に健康に重要だから食べなさいと言われても、食べられないと言ったら終わり。酒飲めない人に飲め、うまいから飲めって言ったって一緒ですよ。飲めないものは飲めないんです。ですから、ステレオタイプというのは、非常に厄介なことでありますが、こういったものをクリアしていかないといけない。そのためには、よりよき議論が必要だと思います。

で、この問題を私は出しました。まず、この点について、町長のご認識と役場における今後の改革の仕方、そういったものですね、そういったものを質問したいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員のジェンダーギャップについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ジェンダーギャップを埋めることは、女性の人権の問題であると同時に、経済発展にとっても重要であり、その解決のために、2015年に国連で採択された、持続可能な開発目標、SDGsでもジェンダーの平等が17の項目のうちの1つに掲げられるなど、世界全体の問題として取り上げられております。

日本での男女格差、ジェンダー不平等を語る際に頻繁に使われるのが、議員からもお話のありました、ダボス会議を主催する世界経済フォーラムが公表しているジェンダーギャップ指数です。

これは経済、教育、医療、政治の4分野14項目のデータで、各国の男女の格差を分析した指数であり、各分野での国の発展レベルを評価したものではなく、純粋に男女の差だけに着目して評価をしていることが特徴となっております。

この指標を基準に日本の状況を見ますと、本年は、議員からもありましたけども、前年から1つ順位を上げたものの、調査対象となった世界156カ国中の120位で、主要7カ国G7では、引き続き最下位という結果でした。

分野ごとに順位を見ますと、医療が65位、教育が91位、経済参画が117位、政治参画が147位と、政治及び経済の順位が著しく低い結果となっております。こうした低い値の背景としては、議員ご指摘のように、ステレオタイプな男女の区別があり、身体的な精査だけではなく、日本における伝統的なジェンダー役割に基づいた無意識の偏見や社会の期待が影響していると考えられており、こうしたことによる影響で女性が行動をためらうことや不理解による意識、無意識のハラスメントなどの職場での問題につながることも少なくないと指摘されております。

また、経済発展面においては、2017年に示された世界的コンサルティング会社であるBCG、ボストンコンサルティンググループが東証一部上場企業904社を対象にした分析では、女性役員が多い企業は、ROE、自己資本利益率などが高く、利益を出している企業が多いことがわかり、レポートで女性の社会参加の拡大が競争優位性の確保に寄与することは明確であると述べられております。

一方で、一部の先進国では、女性の管理職昇進を阻むガラスの天井の存在が指摘されております。

こうした背景や動向を踏まえ、町の状況を説明いたしますと、少子高齢化社会の進行に伴い、生産年齢人口の減少や社会経済情勢の急速な変化の中、女性活躍や男女共同参画社会の推進は重要な課題とされ、国や県、町において様々な取り組みが進められてきました。

性別による固定的な役割分担意識に捉われず、男女がその能力を発揮し、活躍することは、職場や地域、家庭に多様な視点をもたらし、社会全体の活力になるものと考えます。

国は、男女共同参画社会を実現するための重要な法律として、男女共同参画社会基本法を平成11年に施行し、様々な施策を展開しているところです。町では、平成13年より男女共同参画推進プランを策定し、また、平成27年には、大津町男女共同参画推進条例を制定し、基本理念を定め、町、町民及び事業所の責務を明らかにし、さらなる施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

内閣府が実施した令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「平等」と回答した者の割合は21.2%に過ぎませんでした。その背景には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みがあることが挙げられています。

議員ご指摘のジェンダーギャップについて、国の調査結果からも、まだ意識等の格差が明らかであると言え、このギャップをなくすことは職場や地域、家庭に多様な視点をもたらすことにつながり、引いては、町の活性化につながるものと考えております。

令和2年12月25日閣議決定した、国の第5次男女共同参画基本計画では、性別による格差の解消のために、教育・メディア等を通じた意識改革と理解の促進を図る取り組みを推進していくことが記載されております。

町でも、家庭や地域、学校や職場などで啓発を進めていきますが、男性の問題、女性の問題といった視点ではなく、男女双方の課題として意識向上に向けた取り組みが必要と考えております。

また、議員から話がありました、役場内部におきましても、男女ともに家庭にやさしい制度をつくるとともに、ジェンダーの視点から公平なキャリア形成、人事配置、昇進機会の提供などを行いながら、インクルーシブな職場を率先してつくる必要があると考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

私は、最初にWEFの世界フォーラムを主催するこのジェンダーギャップ指数について申し述べました。今、町長も言われましたけれども、こういった指数はここではないんですね。これを否定

する指数もあります。公表する指数もあるんですね。この統計データ分析家という方の本川さんという方の記事を見ました。この方はですね、こう指摘しております。マスコミは、女性がひどくされる国イコール日本という論調ですが、国連のジェンダー平等指数では、162カ国中24位、国連です。国連のジェンダー不平等指数ですね。指数の内容はわかりません。どういった指数をあてはめたのかは私はわかりませんが、アメリカやイギリスなどよりも順位は上でしたと。また、日本の男性よりも女性のほうが一貫して幸福度が高いという調査もありますと、この方は指摘されております。

要するに、一つを抽象して出してくれば、それに対して、マスコミがあおって、そうさうさうと言って、その現実を無視する可能性さえあるということですよ。ですから、そういった統計の取り方にもいろんな取り方があるということが私は言いたいということです。しかし、こういったことを議論してもですね、以前としてジェンダーギャップは存在するという認識は皆さんお持ちなんですね。ですから、このデータに対して、数が云々、そんな言うものではないです。やはり、そういった指数が何位とか出されてですよ、それに対して、いろんなその方々が論評を出される。また、その論評がもうしかもまたすばらしい論評ばかりなんですね、ですから、女性が勇気づくようなそんなですね、論評たくさんあります。

最近のおもしろい記事がですね、マイクロソフトのビル・ゲイツさんだったかな、が、最近奥様と別れたと、離婚されたかなんかということです。ただ、このメリнда・フレンチ・ゲイツ氏という奥さんだった人はですね、女性や家庭を支援するその投資会社を設立しておられますし、そのアフリカやインドなどで困難に直面する女性たちと対話を相当数やっておられる女性です。まず、そういったですね、社会的に地位のある方々が進んでそういったジェンダーギャップに対して戦いを挑まれている。心強い限りですけども、ですから、やはりこういった有名な方々がですね、たくさんそのアマゾンやアップルやいろんな方々ですね、奥さんたちが一生懸命こうやっているんですよ。知名度もありますし、ということは、やっぱり以前として、そういった差別があり得るというか、ギャップがあるんだよということの現れですよ。いくらそういった大会社の、大企業の令夫人になったとしても、そういったものは払拭しなければならないという現れだと私は思います。

ですから、じゃあこれを進めるためには町はどうしたほうがいいかなということに返っていきたいと思いますけれども、やはり、この女性評価の仕方、人事評価ですね、先ほども出ましたけれども、非常に重要になってくると思います。その人事評価をきちんとやっていかないと、こう男性であれ、女性であれですね、ポジションが上がっていかないんですね。ある程度のポジションにいかないと部下が生まれませんので、ですから、こう体系的に自分たちの仕事をするときに、そのこれマネジメントというべきか、段取りがもう組めないんですよ。ですから、やっぱり適正な人事評価がポイントとなると、私はふんでおります。

私はですね、このマネジメントに対してどんな認識を持っているのか。町長としても、町長は、この役場全体のマネジメントを組むべきですね。組む立場です。そして、この町全体を見越してそういったものを提案していかれるはずですよ。ただですね、このマネジメントに対して、私は、ピー

ター・ドラッカーの本をよく読みますんで、ここで指摘してあるんですよ。こういったものが私、根拠になって前回の言葉が出たのかなと思いますが、このマネジメント教育というものはやっぱり必要なんだと。ここに町の幹部の方々がおられます。こういった方々に対して教育をすると。それにはどういったマネジメント教育が理想かというものをピーター・ドラッカーが6つあたり、こう書いているんですね。

第一に、すでにある程度成功している人たちを対象とするものであると。ある程度上のポジションの方々を対象とするものであると。経験の全くない人へのマネジメント教育は、ここが重要ですけど、徒労に思われる、無駄です。無駄に思われる。言うならば、そういったポジションに置かれてないと、そういった意識が元々ないから、徒労に思われると、厳しくここでやっぱり言っている。これが私の根底にあったと思います。前回の発言は、ですから、そのポジションに女性を置くべきですねっていう形ですね。

そのあと、2、3、4、5、6って続くんですが、私がもう一つ言いました。よそからいろんなそのキャリアのある人を連れて来ててもものにならないですよと、町長に言ったのは事実ですよ。この根拠がですね、この6番目にあるんですよ。私がずっとこう、これも何遍も実は読んだ本ですけども、言葉に出すのはなかなか難しい。この6番目のですね、ピーター・ドラッカーが指摘するのが、定性的な問題、特に組織概論の定性的な問題を扱うものであるというんですよ。マネジメントは。だから、マネジメントを組むということは、役場の中において、そして、この町全体の中の定性的な問題に取り組んできた方々が対象であるということです。ですから、ほかの企業や何らかの組織に属していたとしても、大津町の定性的な問題はわからないということです。定性的な問題とは、点数を付けられない問題です。ですから、私は、この部分を言ったつもりです。これが毎朝1日1ページで、私が読むドラッカーの1日1ページの本なんですけれども、こういったやつで自分を鼓舞して、私も勉強していくわけです。

そういったことを考えたときに、今後、町長が役場組織のですね、効率的な運営のために、さて女性だから、男性だから別にして、その人事評価をした場合、どうしても聞かなくてはならないのは、部長、課長の意見ですよ。部長の人事権は、町長はどちらかと言うならば、かなりそのわかっておられるかもしれませんが、入ってまもない職員、まあ5年以内とか、10年以内の職員に対してからの人事評価というのはですね、町長が202名ですかね、その中の人員を評価していくというのは、これは至難の業です。やっぱりですね、その上司である方々の意見を聞きつつ判断していかれると思います。

そこで、その女性の比率とか、そういったものを当てはめたりとか、そういったことをするのであるのであればですね、正当性あるやっぱり理由はやっぱりいると思うんですよ。ですから、今お聞きしたいのは男女関係ないと。関係ないんですと。先ほどの大学入試の差別ではないですけども、うちの役場はそんなの全くないんだと。正当性ある評価をしていくという評価の仕方というものを何らかを持っておられますか。ここ非常に重要なところですから、この点についてお聞きしたいと思います。この点で評価された女性というのはですね、おそらく男女関係なく町の発展に

寄与する重要なポジションに来られると思いますので、そして、周りの方々にもものすごく影響を与えたいと思います。

私もこの役場の中の女性職員の中で、この子はできるなという何人かおられます。弁も立ちますし、要点も捉えどころがやっぱりいいですね。そういった人たちは何人もいますよ。その人たちをどう評価していくかですね。宝の持ち腐れにならないようにしなければならいので、まだその数カ月ですんで、難しい点は出てくるかと思えます。しかし、約8年間、議員もされたんで、ある程度は見えてきている部分もあると思えます。その点について、その評価のですね、正当性あるルールづくりが必要と思えますが、この点について、今現在、何らか考えておられますか。質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

いろいろとご意見等もいただきました。順を追ってお話をさせていただきます。

まず、ジェンダーギャップ指数の件なんですけど、私のほうも様々な書類を読みまして、幸福度の件等は十分承知しておるところでございます。おっしゃるとおり、数字だけ、数字は特定の指標に沿ってつくられた順位でしかないんで、そこは十分認識する必要があると思っております。

また、女性に関してなんですけども、一つ実感として感じていることをお話しますと、先ほど個別面談のお話しましたけども、男女ともに管理職意向等も聞いていきました。その女性のほうがですね、やはり大津町役場においては、管理職意向が少なかったというところが正直あります。そこには、おそらく、一つには、先ほどご説明したように、無意識の役割意識のようなものもあるのではないかと。あるいは、出産・育児の可能性がありますので、その辺も踏まえて心配だという声も現場からはあがりました。そうしたことも踏まえて、評価だけではなく、一つには、先ほどお話ししたような公平なキャリア形成だとか、昇進機会の提供だとか、あるいは家庭等にもやさしい制度づくりというのをやっていかないと、なかなか意識面で変えることができないと思っております。それはもちろん女性の問題だけではなく、男性としても意識を変えていく必要がある、そのように感じております。

同じように、出産・育児で男性の育休制度とかも増えてきておりますけども、そこに関してもやはり認識を一つ深めて、やはり女性の育休と男性の育休はやはり違うんですよ。女性は、やはり出産をした上で体をしっかり戻していくという意味も含めた育休であって、男性はまた別の視点があると、そういったことも深く踏まえた上で制度設計をしていかないといけないと思っております。

また、人員配置の件なんですけども、現時点では、個人的にはお話のあったようなクォーター制度、割り当てて、パーセンテージに基づいて課長、管理職を増やすというようなことは考えておりません。今回も女性管理職増えておりますけども、あくまでも能力を踏まえた、もちろん私はかわりが薄いので、部長、課長等の意見等も十分に聞きながら、現行の人事評価の上で出された正当な結果をもって、力もある方、準備ができています方をしっかりと採用した、そういったところがあります。ですので、そのような形で、なるべく人がなれるような環境づくり、制度づくりをしていかなければいけないと思っております。

また、人事制度に関しましては、男女どうこう以前にいろいろと課題があると感じております。ただ、まだ私の中でその検証を深くできておりませんので、そこは今年度かけてしっかりとした人事制度、公平・公正な人事制度というものを構築していきたいと、そのように考えております。以上です。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今の答弁によれば、公平・公正、正当性ある評価はしていきますと。ただ、肉体的な問題、生理的な問題、いろんなものがありますから、そこは適材適所に任命していくという形でよかったですかね。

結局、適材適所というのは、やっぱり存在するんですね、やっぱり。女性の立場上ですね、その出産をしたりとかいろんなものがやっぱりあったときには、どうしてもその時に職に就くことってできませんよね。そういったものの救済というか、制度というものはちゃんと産休というものがありますけれども、その立場的にですね、その後に体調を崩されたりとか、周りの見目がいつまでんあの方は休んでとか、ああいった形にさらされる場合もありますんで、そういったものというものもいろんな形で勘案していかなければならないと思います。ですから、やはりこう女性の意識を高めるため、いろんな形で女性の方々も勉強していただきたいですね。やっぱり、こう今、最初に東大の元学長の上野千鶴子さんの話もしましたけれども、いろんなですね、やっぱり識者の方々の中ですね、やっぱりこれも新聞の切り取りなんですけれども、信田佐代子さん。御茶の水大学を出ている方ですね。この人はカウンセリングセンターの所長をされている人なんですけれども、私たちは自国の制度に縛られて生きるしかないことを彼らとともにかみしめたいとか、やっぱりですね、その制度を、今現在の制度を変えていくには非常に難しい部分があるが、副学長の林さんあたりは、私たちは変わると言っ、前向きな形を表明されておりますので、やはりこの今まで長年培われたこの制度、言う人に言ったら、男性優位な社会的仕組みだとか言われますけれども、十分認識というものは変わってきておりますので、そして、また営利企業によればよほど男性でなければならない、女性でなければならない、ないんですね。やはり能力主義というものがありますんで、ここで正当的なものでですね、はっきりしたものは、今言ったことですよ。能力です。能力的に仕事がこの人はできるって言ったときに、男性も女性もないです。ですから、仕事も投げ掛けてみるんですよ。で、それで、例えば、2階級ぐらい下の子でも、例えば、手を挙げて、その私はこう思います、いろんな意見を聞いたと言われましたよね、さっき何か質問で。それと一緒に。そういったものをこう持ち上げる。それがトランスフォーメーションでしょう。ですから、いろんな形で、そのできる人を持ち上げていくというのは、これ正当性がありますよ。だってできるから、結果が出るんですから。結果が出ない人をただ単に年功制であげてきたというのは一つの問題にもなっているんですね。ですから、結果を出せる人、これはもう本当の正当性と私は思うんですよね。ですから、こういったところをやはりポイント的に置いとかないと誤解されます。

例えば、今回も11人ですね、私も含めて一般質問しました。町のためになったかならんかとい

うことですよ。町のためにならん一般質問なんてないですよ。そんなことしたなら、ただ自分の、例えば自己顕示欲ですよ。皆さん、いろいろ意見あるかもしれませんが、この町民のためにならんといかんですよね。だから、やはりこの新しい、前回も言いましたけれども、新しいこう施設ができるんですから、やはりそれなりの体制をもう少しやっぱ町長の新しい発想と、そういうやる気を持ってですね、表明していただきたいと、そういうふうを感じる次第であります。

これ3問目の質問です。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再々質問にお答えいたします。

一つ、私の伝え方が上手じゃなくて誤解があったかもしれないんですけども、女性の配置について適材適所というよりかはですね、社会がある意味変わる必要があると思っております。例えば、永田議員、能力の話されましたけども、能力がある方が出産・育児で現場離れなければならない。そういった経験だとか、あるいはリスクがあるから管理職を置かないだとか、そういったことがないように、この役場の制度そのものを女性にも、家庭にもやさしい、そういったものにしていかなん、もちろん男性に関してもそうです。介護に対してもそうですし、そういった組織づくりをしていく必要があると思っております。

また、能力面に関しては、業務処理能力、管理能力ありますけども、単に年功序列で上がっていくのではなく、本当に力がある方、様々な力、様々な面がありますけども、そういった方が立つべき立ち位置にとってマネジメントしていったほうが組織のためにもなりますし、町のためにもなりますし、そういった人事制度というものをつくっていききたいと、私は考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 2問目に移りますが、その私の理解が誤解があったみたいで、社会を変えていきたいと言われましたね、今。どちらかと言うなら社会のほうを変えていきたいんだと。多様性を認めて、社会を変えていきたいということを言われましたが、社会を変えるのは非常にここは、こちらのほうが難しいと思いますね、やっぱり。しかし、それを、これをですね、訂正問題がある大津町でそれを申し述べたらおそらく皆さん、それ抵抗が出るんじゃないかなってやっぱり思います。これはもう3問終わりましたんで、私はそう思います。それが訂正問題です。そう考えますんで、大津町の皆様が高きご理解があることを祈念する限りであります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩したいと思います。3時21分から再開したいと思います。

午後3時11分 休憩

△

午後3時20分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 2問目に移ります。初等教育の評価基準についてという質問であります。

初等教育の評価基準、非常に難しい問題ではあると思いますが、現実の社会と乖離があるなどというふうに考えております。要するに、経済学におきましては、教育は、人的資本への投資と考えます。ですから、その人的資本への投資は、生涯を通して行われますが、学校のもつ役割は無視できません。学校教育による投資は若いときに行われますが、その成果は生涯に渡って、所得の上昇を通じて回収されます。これが経済学的な考え方であります。

確かにですね、公平性の観点から見れば、教育の所得格差是正効果を協調しますとあります。幼少期は、経済的に不利であっても教育を受けることで生産性が上昇すれば、将来豊かな生活を送ることができ、所得格差の縮小に貢献します。ということではありますが、実際、所得格差が縮まっているのでしょうか。貧富の格差は広がっていると世間一般では言われます。1990年に個人資産1千兆円と言われていましたが、2020年になれば2千兆円です。もうそれだけお金を持っている人はたくさん持っているんですね。もう30年間で倍に増えました。ですから、やっぱり子どもたちが教育を受けて、そういった所得格差に影響あるようなことがあってはならないということは、現代の社会を分析しなければ、教育にフィードバックできないということですよ。もちろん、教育については、文部科学省がその指示したとおりの義務教育を行うのは、これはあくまでも学校の知識の評価制度であるテストですね。ただし、これが社会的に通用するかどうかということが、私は問題にしていることであります。

この質問の要旨の中に、良い点数を取れたとしても社会では通用しないっていうものがあつたりします。おもしろいもので、じゃあ日本のナンバー1大学として東京大学が、こう先ほども言いましたけれども、東京大学法学部を出て官僚になりました。だけどそれから悪に染まる人って結構いるでしょう。何か新聞等々でよく出てきますよね、恥ずかしい限りじゃないですか。ということは、人格をはかるに至らんということですね、教育は。しかし、基礎基本的には、知識やスキルを身につけさせることによって、そういった所得格差は是正されて、幸せな一生を送っていただくということが目的でありますから、ここが本当に今の教育で満たされているのかという問題ですね。

時間がありませんので、ということと。今の教育で問題点をもう一つちょっとあげときます。これいじめの問題です。

最近、フェイスブックでつながっております私の後輩が娘さんがいじめを受けている。それがそのいじめがひどくてですね、4通の手紙をもらってきまして、その内容は、死ねですよ。それから、たくさん罵詈雑言が書いてあったと、死ねなんですね。こういった問題が今学校で起きている。大問題でしょう。ですから、家族もいたたまれんし、これ3人の友達にこう送ってきたそうです。小学校3年生ですかね。これもう議会で問題にしましょうと。最初は、学校でもそういった犯人探しはしませんとか、そういった感じであしらわれたそうです。もう死ねと言ったらば、もうこれ犯罪ですね。こういったものをですね、今までも野さ晴らしにしてきたのかなと思うしかないんですよ。こういったものは、では、公表されますか。されませんよね。ひた隠しにするんですよ。人権問題と一緒です。例えば、同和問題にして、我々いろんな形で情報を得て、トイレに何か所かにこう悪口を書いているんですね。同和はなんとかかんとかとかいろいろ書いてあります。だけどそれは公

表しません。どうどうめぐりをやっております。いじめもそうじゃありませんか。結局、それって子どもたちの将来にかなり大きい影響になると思うんですよ。本当は楽しい思い出がたくさんあって、そして、社会の中でもですね、いや、俺はたくさん友達、私はたくさん友達がいて、いろんなことがあっても相談して、そしていろんなことが乗り越えられると、だから今は耐えるんだと、忍耐、そして根性だと、やるぜというような、そういった子どもになってほしい。ですから、私が思う子ども像というのは、ある程度年を取らんとわからないかもしれませんが、スティーブ・ジョブスとか、例えば、その大学の祝辞で言った言葉があるじゃないですか。ステイハングリ、ステイフーリッシュですよ、愚か者であれって、もう少し欲を出せというような、何も遠慮することないよというようなことまでやっております。だけど、このいじめ問題をフェイスブックで見たときに、相当荒れてるなって、しかし、小学校3年生ですから、おそらく同級生でしょう。こういった問題を表ざたにすると、その犯人だった人というのは、本当に死ぬなんかおそろく思っていないと思いますので、また、この子にも影響あるから難しいんですよ。だけど、こういった精神のまま持って行ったら社会では通用しませんということを私言いたいんですよ。そういったですね、心に傷を負って、社会に出ても、決していい仕事ができないと思います。こういったところですね、是正していかないと、いじめ問題はずっとありますけれども、全然改善されていないですね。だけど、教育者の人たちは、何かこう集まって教育を盛り上げる会とか、何かこの前なんて、教育を哲学する。何かそんなことを言っている方々がおられましたけれども、実際を見てるのかなと思うんですよ。教育哲学というのはありますよ。それはそれでいいんですけども、現状を見てくださいという意味ですよ。だから、ぼくはああいったの見たときに逆に腹が立ってくるんですね。もう少ししっかりしてくれと、あなたたちは教育にこう携わっている人でしょうって、教育長もそうですか、教育を盛り上げる会かなんかの一員ですか。知りませんが、そういったものじゃですね、おそらく教育よくならんと思います。ですから、本当に子どもたちが将来こうたくましく生きていくための教育について、これは現状分析が大切ですよと私は言いたいんですよ。このことについて質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 永田議員のご質問についてお答えさせていただきます。

あまり時間がございませんので、初等教育の評価基準ということでお話がありました。

基より、学校教育というのは、学習指導要領に沿って行っていくものでございまして、議員のご質問は、今からの教育ということでございました。先の関係議員の方への答弁の中でも申し上げさせていただきましたけれども、今、新学習指導要領の新しい学習指導要領が始まったばかりでございます。これは、やはり議員がご指摘のとおり、学校で学んだことが社会で通用しない、そういう教育のあり方ではいけないんじゃないか。だから、社会において通用するそういう子どもたちの力を付けなければいけない。そこに向かって学校の内容も変えていこうというのが新学習指導要領の中身でございます。詳しく言いますと、社会に拓かれた教育課程とか、そういったものがございませぬけれども、この辺につきましては、また議員と別の場所でもお話をさせていただいて、詳しくご

説明をさせていただきたいと思いますが、従来の偏差値を重視した指導、進路指導とか、知識中心主義の指導をしっかりと見直してですね、子どもたちがしっかりと自分の頭で考えて、目の前にある課題を議論しながらやっっていこうと、そういう本当に将来どんな課題が起こるかわかりません。今、ない職業に就かなければならない子どもたちにとって、そういう主体的な生き方ができる、そういう子どもたちを育てていこうというのが新学習指導要領ですので、ぜひ、そのあたりを大事にしながらやっっていこうと思っているところでございます。

それと、2点目にお話しがありました事案につきましてでございますが、その点につきましては、私も学校のほうから報告を受けております。学校側も放置しているわけではございませんし、保護者の皆さんと真摯に向き合い、また、子どもたちとも向き合いながらしっかりと話し合いを重ねてですね、保護者の方にもある程度納得をしていただいている段階にきております。具体的にはこの場ではお答えできませんけれども、そういうこともご理解していただきたいと思います。

私は一番考えているのは、議員の心の問題であったり、精神的な問題でございますけれども、最近、レジリエンスという言葉が非常に気になっております。困難を乗り越える力というものでございます。これは子どもたちが自分を、自分ならできるんだという自尊心と言いますけれども、そういう自分を信じる力、自分を信じる力が、そういう力が育っていると将来困難に出会っても乗り越えようとしていく、そんな力になるということでございます。

議員がおっしゃったようにですね、いじめとかいろんなことがありますけれども、それをそのまま放置するのではなくて、みんなで解決し、できたじゃないか、自分を乗り越えたんじゃないか、だから将来何かあったときもできるんだと、そういう自尊心をですね、いろんな場でしっかりと大事にしながら子どもたちを育てていこうと思っております。

以上です。

○13番（永田和彦君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴の皆さん、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時33分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

令和3年第3回大津町議会定例会会議録

令和3年第3回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第4日)

令和3年6月17日(木曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																				
欠席議員	14番 津田 桂伸																																				
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理課 兼 会計課 長</td> <td>元田 正剛</td> </tr> <tr> <td>副町 長</td> <td>杉水 辰則</td> <td>総務部総務課主幹 兼 行政係 長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>兼 法制執務係 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長</td> <td>大塚 昌憲</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室</td> <td>矢野 好一</td> <td>教 育 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>田上 克也</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>村山 龍一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>平岡 馨</td> </tr> <tr> <td>総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長</td> <td>白石 浩範</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>高橋 和秀</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>清水 和己</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理課 兼 会計課 長	元田 正剛	副町 長	杉水 辰則	総務部総務課主幹 兼 行政係 長	吉良 元子	総務部長	藤本 聖二	兼 法制執務係 長		住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長	大塚 昌憲	健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室	矢野 好一	教 育 長	吉良 智恵美	産業振興部長	田上 克也	教 育 部 長	羽熊 幸治	都市整備部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	教 育 部 次 長	平岡 馨	総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長	高橋 和秀	総務部財政課長	清水 和己		
町 長	金田 英樹	会計管理課 兼 会計課 長	元田 正剛																																		
副町 長	杉水 辰則	総務部総務課主幹 兼 行政係 長	吉良 元子																																		
総務部長	藤本 聖二	兼 法制執務係 長																																			
住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長	大塚 昌憲																																		
健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室	矢野 好一	教 育 長	吉良 智恵美																																		
産業振興部長	田上 克也	教 育 部 長	羽熊 幸治																																		
都市整備部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	教 育 部 次 長	平岡 馨																																		
総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長	高橋 和秀																																		
総務部財政課長	清水 和己																																				

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 1 号	「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書」の提出について
発議第 2 号	「コロナ感染症防止最優先、東京オリンピック・パラリンピックの開催中止・延期を求める意見書」の提出について
同意第 4 号	大津町副町長の選任につき同意を求めることについて
議案第 3 8 号	令和 3 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）について

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 3 年 6 月 1 7 日 (木) 午前 1 0 時 開議

- | | | |
|-------|--|---------------------|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 各常任委員会の審査報告について | 質疑、討論、表決 |
| 日程第 3 | 委員会の閉会中の継続調査申出書について | 議決 |
| 日程第 4 | 令和 3 年度議員派遣について | 議決 |
| 日程第 5 | 発議第 1 号 「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書」の提出について | 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決 |
| 日程第 6 | 発議第 2 号 「コロナ感染症防止最優先、東京オリンピック・パラリンピックの開催中止・延期を求める意見書」の提出について | 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決 |
| 日程第 7 | 同意第 4 号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて | 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決 |
| 日程第 8 | 議案第 3 8 号 令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について | 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決 |

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。なお、津田議員より欠席の届があつてますので、ご報告申し上げます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配布のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから経済建設常任委員会に令和 3 年 6 月 8 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第 7 7 条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第37号関連の1件であります。

当委員会は、6月9日、審議の前に、10カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ1階の研修室1・2において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

議案第37号関連、令和3年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より、特殊自然災害対策施設緊急整備事業補助金の内容が分かりにくい。特殊自然災害とは、どのようなものをいうのか。事業内容が分かる資料が欲しいとの問いに対し、執行部より、概要としましては、火山の噴火により著しい被害を受ける恐れがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施するものであります。降灰による農作物等への被害が発生する恐れのある農地の減少を政策目標として掲げております。被害を防除・最小限にするために必要となる洗浄用機械施設の整備やその他関連として行う基盤整備等の支援を行うものであります。今回対象となるものは、火山灰による降灰被害になります、と答弁がありました。

また、委員より、事業説明会は誰が行ったものかとの問いに、執行部より、県の担当者も同席のもと、JAと町で行っております。その際に、町内で手を挙げられたのは今回の事業実施者のみとなっております、と答弁がありました。

委員より、降灰がひどいということで、国が補助金を出してほしいと要望をどこかがあげたのか。以前、事業を行ったことがあるのかとの問いに、執行部より、以前に事業を行った事例はあります。要望を出したのは、鹿児島県の霧島の噴火で被害を受けたところが最初になると思われま。今回の事業は2カ年事業になっております。昨年は摘採前洗浄機の導入、今年は、さく井の事業を行う予定でありますと答弁がありました。

また委員より、県から説明会を行うと提案がなければ、農家への補助事業の周知はなかったということなのかとの問いに対し、執行部より、例年、九州農政局から補助事業の説明に来られますので、事業の周知は認定農業者を中心に周知を出したり、会合ごとに説明を行ったりしております。今回の事業については、周知にプラスしてきちんと説明会を行ったものでありますと答弁がありました。

また委員より、採択の要件があるとのことだが、採択の要件とは何かとの問いに、執行部より、農業者3戸以上の団体であることです。ただし、農業法人であり、常時従事する者を3名以上雇用していれば、事業の対象とすることができます。また、申請を希望する地区の農産物の降灰による被害率が10%以上見込まれることも要件となっておりますとありました。

委員より、被害率はどうやって算出するのかとの問いに、執行部より、希望する地区全体の農産物を調べ、土地利用型作物を除く農産物の面積のうち、降灰によって被害を受けると見込まれる農産物の面積の割合をもって被害率の算定を行いますと答弁がありました。

また委員より、「かんしょ安定生産対策事業補助金」について、他にいろいろな作物があると思

うが、甘藷だけを対象とした理由は何かとの問いに、執行部より、「かんしょ安定生産対策事業補助金」は町単独の補助事業になっております。大津町は甘藷の産地でありますので、鹿児島県や宮崎県で大きな被害が出ているサツマイモ基腐病が大津町で蔓延しないように対策を行うものでありますとあります。

また委員より、国の補助を要望するなどの働きかけを行う必要があるのではないかと問いに、執行部より、現在も国の補助事業もありますが、被害が発生した圃場が対象となっており、圃場で1株発見された程度で対象とはなりません。また、今回のような予防目的でも事業の対象になりません。九州農政局から事業の説明があった際に、壊滅的な被害が起きないように、強く要望を行っております、と答弁がありました。

次に、委員より、ふれあい公園屋外トイレとは、岩戸の里のところか。岩戸の里の解体に伴い、使えなくなっていたということかとの問いに、執行部より、岩戸の里横の芝生広場であります。岩戸の里の解体に伴い、浄化槽を撤去しました。南出口仮設団地の「みんなのおうち」を補助事業を用いて移設し、集会所の浄化槽に繋ぐ予定でしたが、30人槽の浄化槽が必要となることから、使用頻度や維持管理費も考慮し、その集会所のトイレを外からも使えるように変更し、5人槽の浄化槽でも賄えると見込んで、屋外トイレの解体を行うものでありますとの答弁がありました。

委員より、下井手地区県営かんがい排水事業は、もともと県の事業として総額や期間があるのかとの問いに、執行部より、今回の事業は第2期にあたり、平成27年度から今年度までであります。第2期の事業費は、3億6千30万円であります。来年からは第3期ということで、大林から瀬田までの区間の整備になりますとあります。

委員より、圃場整備を行っているが、今後の担い手の予測は出来ているのかとの問いに、執行部より、今後行う圃場整備の事業は、担い手がいないと事業が進まないシステムになっております。また、今まで通り米を植えても、費用対効果が上がらないため、高収益作物の作付けが必要であります。現地資料に記載しておりますが、まず全ての農地を、農地バンクを通して担い手に貸し付けることが前提条件になっております。農地バンクを通して貸し付けを行うと地元負担がゼロになりますので、担い手確保の取り組みとともに進めていかなければならないと考えておりますとあります。

また委員より、農地バンクに登録していくのはいいことだとは思いますが、ただの土地持ちになっていく可能性がある。しかし、そんな風にしなれば、農地を守れないのではないかと問いに、執行部より、後継者不足が現状としてあります。地区を回った時に、矢護川地区は矢護川米というブランドがありますので、米を作りたいという意見がたくさん出ましたが、そうではなくて農地を守るため、大型機械が入るため、圃場整備を進めて効率を上げ、担い手を作って、農業を行っていくように事業を行っているところであります、と答弁がありました。

また委員より、圃場整備で、高収益作物への転作は、どの程度の作付け面積が必要となるのかとの問いに、執行部より、現在、上中と真木の総事業費の算定を行っております。事業費確定後、費用対効果の観点等から高収益作物の必要面積が試算されることとなりますとあります。

また委員より、普通の会社は、売れることを前提に作るが、農業は違う。なぜ、地産地消を含め売れることを前提に町として取り組んでいかないのか。優良農地として、お金が入っていくようにしなければならないとの問いに、執行部より、以前、給食センターでも地産地消の事業がありましたが、時期的なものや気候的なものもあり、需要と供給の関係でうまくいかなかったと聞いております。所得向上のためには、経営面を含めた支援策も必要であると考えております。今回予算計上した圃場整備計画地は21ヘクタールの水田であります。国が示す高能率機械利用によるコスト低減効果の基準面積が約10ヘクタールであることから、少数の担い手で集約的かつ効率的な営農ができるの見込んでおります、と答弁がありました。

また委員より、森林公園の道路の中で、どこからどこまでを改修するのかとの問いに、執行部より、ミルクロードの中核工業団地から入ったところに森林公園の東駐車場とトイレがあって、そこから右に行く道があります。そこを進むと下り坂があります。今年はその周辺の作業道を整備する予定でありますと答弁がありました。

また委員より、森林公園活用につながる事業は何かないのかとの問いに、執行部より、地域おこし協力隊の方から森林公園活用による活性化事業に取り組みたいとの話があつております。木工教室やシイタケの駒打ち体験など、何か検討していきたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、将来、補助金を返して森林公園ではなく工業団地などにして活用することは出来ないのかとの問いに、執行部より、営林署払い下げの際に、森林公園にすることで契約を行っているため、難しい状況でありますと答弁がありました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、資金の借入れや持続化の相談が増えており、商工会の負担も大きくなっている。商工会助成金については今回だけかとの問いに、執行部より、今回は新型コロナ対策に特化したところで増額をお願いするところです。今後、商工会で必要なことが出てくれば予算措置等考えていきたいと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、現在の商工業者の状況はどうなっているかとの問いに、執行部より、新型コロナ対策が長期化しており、町もこれまで設備導入補助等を行ってきました。しかし、客の衛生意識が高くなり、日々使う消毒液等の使用量の増加、また、値段も高くなり事業者の大きな負担となっており、維持経費の補助等がないかと意見を聞いております。今後、どのような支援ができるか検討したいと思っておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、地蔵祭は中止となり、花火だけでもできないかという話にもなったが、人が集まる可能性があり難しい。新型コロナが落ち着いた際には、代替企画として、子どもたちのために何かできることを商工会の観光委員会を中心に検討されるので協力をお願いしたい。

また、意見として地蔵祭は子どもたちにとって思い出に残り、大切なことだと思われる。例えば、学校で何か取り組めないものも含め、皆さんの知恵を拝借し検討してほしいとの意見が出ました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、地方債の交付税措置について説明をしていただきたいとの問いに、執行部より、起債は事業ごとに行っております。地方交付税措置がないものや交付税算入される起債もありますと答弁がありました。

委員より、町道杉水水迫線の通学路の歩道整備の要望は以前から出ていたのかとの問いに、執行部より、地元からは、杉水方面から町中心部に向かうための生活道路と併せ、中学生や高校生の通学のための整備の要望が以前からあっておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、今回の町道杉水水迫線は北側の杉水地区から少しずつ歩道整備を行っており、良くなってきています。この路線に限らず、道路を整備すれば、交通の流れが変わり新たな要望もでてくる。町も、要望に対してのアンテナを張って、バランスをとりながら安全安心な道路整備を推進して欲しい。また、中九州横断道路の計画も検討しながら、連携できる道路整備を行って欲しいとありました。

また別の意見といたしまして、人口減に伴いスマートシティ化が進んだとしても、全てを集約するのは不可能なので、最低限の利便性の確保は必要である。周辺部から中心部へつながる動線の整備は重要と考えることができました。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、雨水対策等調査業務委託では、想定雨量など何か基準とするものがあるのかとの問いに、執行部より、熊本県の調整池設置基準により、「50年に1度の確立で発生する大雨」という定義の「50年確率」で考えております。また、農地や山林など宅地以外の土地については、宅地化された場合として検討する予定でありますと答弁がありました。

委員より、最近では線状降水帯による異常降雨が頻発している中で、50年確率といった基準はそれに対応できるのかとの問いに、執行部より、まずは、熊本県の基準を基本としますが、現地調査を行い、近年の異常気象を考慮し、対応できるように検討していきますと答弁がありました。

また委員より、清正公道公園樹木伐採業務委託において、300万円とあるが、どのような木を何本程度伐採する予定なのかとの問いに、現在、樹木管理を委託している業者と町職員において現地を確認し、腐れなどが見受けられるものや電線に触れているものなどの高木15、16本程度を伐採する予定であります。

また委員より、15、16本で300万円は高くはないかとの問いにおきまして執行部より、高所作業車やクレーン車などを使用し、各箇所には点在する高木を伐採するため、妥当な金額であると考えております、と答弁がありました。

また委員より、高尾野公園施設設計他業務委託では、510万円とあるが、どのようなことを行うのか。執行部より、老朽化したトイレを解体し、新しく立て替えるための設計を行いますと答弁がありました。

また委員より、現在あけぼの団地は、どれぐらい空いている状況かとの問いに、執行部より、現在412戸中82戸が空いておる状況であるとありました。

また委員より、改修後の入居状況はどうかとの問いに、執行部より、改修を終えている棟が現在4棟あり、平均して30戸中26戸が入居している状況でありますとありました。

委員より、町営住宅の法的な位置づけを説明していただきたいとの問いに、執行部より、公営住宅法第1条に、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会

福祉の増進に寄与することを目的とする」と確認をいたしました。

委員より、あけぼの団地の改修については、本会議でも質疑が上がっているが、改修の収支計画はどうなっているのかとの問いに、執行部より、あけぼの団地7号棟の改修事業につきましては、2億2千万円の工事費を計上しております。今回の工事を行うにあたり現在改修を行っております3号棟の工事後の概算家賃で計算し、年額約735万円としております。

工事をすることによって家賃が上がることと、経年に係る家賃の減額幅、収入位5以上の方で、一定の年数お住まいの方に対しては、近傍家賃に近づくように家賃が上がってくるなど家賃の比較が難しいため、基本的な概算家賃で計算をしております。

また、改修後の4棟の入居状況から30世帯平均26世帯ということも加味しまして計算すると29.9年で取り戻すこととなります。

しかしながら、あけぼの団地は建設から40数年過ぎており、法定耐用年数が70年で、金額を取り戻したときには対応年数が終了ということとなります。残り10棟の改修についても長寿命化計画を策定する中では、重要課題として検討する必要があると考えておりますと答弁がありました。

また委員より、公園施設長寿命化計画にも耐用年数などがあるのかとの問いに、執行部より、都市公園や町立公園に設置してある施設に関する長寿命化計画であり、耐用年数はトイレや遊具など施設ごとに定められております。計画策定の中で各施設の調査を行っており、A・B・C・D判定の中でD判定とされたものを優先的に着手し、現在はトイレの改修に取り組んでおり、その後は休憩施設を改修していきます。

また、本計画については、5年に一度の見直しが必要であり、現計画が平成30年度から着手しているため、来年度には計画の見直しを行う予定でありますと答弁がありました。

議案第37号関連は、討論もなく、採択の結果全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、所管であります肥後大津観光協会の運営状況について報告いたします。

産業振興部商業観光課よりの報告並びに質疑を行いました。報告は次のとおりであります。

肥後大津観光協会の運営状況報告についてとして、以下2ページに及んでいろんなイベントや計画を説明を受けました。その後に委員から質疑を受けました。

委員より、以前高校サッカーの決勝戦が大津町で開催されていたが、最近では開催されていない。引き続き開催交渉も必要ではないかとの問いに、執行部より、今後スポーツ大会イベントもスポーツ文化コミッションを通じて積極的に誘致を進めていき観光協会も関わっていきたいと思います。

また委員より、観光協会自体財源もなく運営は厳しいのではないかと思う。実際、商工会の中にも重複している会員もいる。今後の方向性はどのように考えているのかとの問いに、執行部より、現在観光協会は非常に厳しい状況であり、2年前から町が積極的にてこ入れをしておりますが、ご指摘のとおり商工会その他団体のメンバーが重複しているところがあります。町としても観光協会の役割、役目を整理していただきたいと考えております。その上で、ふるさと納税や大会誘致に伴う収入など自主財源を確保し、自立ができる体制を作ってもらおうよう協力していきたいと思

っております。また、これまで観光協会の内部での議論が不十分でしたので、期限を設けどれくらいまでに成果を出すなど踏み込んで議論してもらい、その上で必要であれば予算措置など相談させていただけたらと思いますと答弁がありました。

また、委員より、観光協会は町を盛り上げるためのものでイベントを企画する団体ではないと思われる。現在、商工会、観光協会、明日の観光大津を創る会などあるが、メンバーが重複しておりいくつも団体はあるが、来る人は同じでまとまりがない。団体が多すぎると思うがいかがとの問いに執行部より、昨年観光関連団体が一緒になれないか話を持ち掛け、相互に話をさせていただきましたが、一朝一夕にはまとまる状況ではありませんでした。町としても状況を見ながらできるならば、スポーツ文化コミッションを母体に賛同していただける方にもっていただきたい。また、3年後、5年後を程度を目標にまとめていけたらと考えておりますと答弁がありました。

また、委員より、観光協会がまとまりを欠いて効果的な策が見い出せていない。現場からまとまりがないという意見が出てきているのはタイムリミットかもしれない。そもそも観光協会の理念は定まっておらず人を寄せ集めて設立している。利益があるから人は集まるし、自分の利にならないことは皆協力しないし、うまくいかない。今後観光協会として続けていくのか、または解体し商工会、明日の観光大津を創る会に仕事を分け合っとうまくいくのかを考えていかないといけないかもしれない。そういうふうな議会、委員会の見方もできてきているということも観光協会に持っていただきたい。認識が変わってきていることを伝えていかなければならないと発言があり、執行部より、経済建設常任委員会から出た意見は毎回しっかりと理事会に報告しております。以前から厳しい意見が出ていることも伝えておりますので、それを踏まえ期限を設けるなど検討し、次回の議会委員会で改めて相談できるような体制を取らせてもらいたいと思います。

以上で終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時36分より再開します。換気のほうよろしくをお願いします。

午前10時30分 休憩

△

午前10時36分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和3年6月8日に、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第34号、議案第35号、議案37号関連の3件であります。

当委員会は審議に先立って6月9日に関係する12カ所の現地調査を行い、その後、仮庁舎2階大会議室にて執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第34号、大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、保育を受け入れる条件として、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない、という判断はかかりつけ医がするのか、指導医がするのか、保護者の判断なのか。また、受け入れる側の体制は整っているのかとの問いに、執行部より、病児保育に変わること、連絡票というものが必要になります。かかりつけ医で診察を受けて連絡票を書いてもらい、その内容で病状を確認し、受け入れることとなりますので、かかりつけ医が判断することとなります。受入体制については、看護師を3名配置しており、指導医も選定しているところですのでの答弁がありました。

委員より、受け入れ人数が最大の4人になった場合、看護師3名で足りるのかとの問いに、執行部より、看護師の配置基準は、利用児童10人につき1名以上配置することになっています。利用定員は4人または病名で2種類としていますので、看護師3名で対応できますとの答弁がありました。

委員より、予約した人が定員以上にいた場合、受け入れる人をどのように決めるのか。また、利用申込は原則前日の夕方までとなっているが、朝体調が悪くなった場合の当日の受け入れは考えているのかとの問いに、執行部より、先着順になります。病児の受け入れは、症状が出始めているという状況であれば、病状が安定している時期ではありませんので、受け入れはできません。まずは病院を受診していただいて、病状が安定してから利用していただくこととなります。この事業は保育事業であるということが大前提です。大切なお子様をお預かりしますので、容体が急変した場合の責任の所在というのは非常に難しい部分があります。回復期に至っていない児童をお預かりするという立場で対応していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

意見として、制度を理解してもらえば助かる保護者は多いと思うので、本当に必要な人が利用できるように周知徹底し、利用しやすいシステムにしていきたいとありました。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第34号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、申請期限を6カ月から1年に延長するが、期限を延長した経緯と他の自治体の状況はどうかとの問いに、執行部より県内の医療機関の受診であれば、自己負担なしで受診できますが、入院や治療用装具の購入、県外での受診等の場合には、一旦医療機関での一部負担金の支払い後に、役場窓口での申請後に払い戻しとなります。里帰り出産等県外での受診が増え、コロナ禍でもあり、

年に数件ほど期限後に申請され、助成を受けられなかった場合もあります。県内では約半数の市町村が申請期限を1年としており、菊池圏域でも申請期限を1年としていますので、利用者の利便性の向上や負担軽減を考慮し、申請期限を1年としたところでの答弁がありました。

委員より、スポーツ保険の適用状況や高校生への周知はどうかとの問いに、執行部より、幼稚園、保育園、小中学校等でのケガ等の場合には、こども医療とスポーツ保険が併用できている状況で、学校管理下でのケガ等の場合には、スポーツ保険を優先していただくようお願いをしているところですが、学校や保護者には周知が行き届いてない状況です。今回、規則を改正し、受給者証に明記することとしており、併せて町のホームページや広報等でもスポーツ保険優先の周知を図ってまいります。また、高校生については、周知や確認方法については対応が難しくなりますが、今回新たに対象者全員に申請書を送付しますので、その際にしっかりと周知を図ってまいりますとの答弁がありました。

委員より、過剰受診の抑制は、具体的にどうするのか。高校生の医療費の割合は、中学生の77.4%ということだが、自己負担を無くすことで、医療費が増えるのではないかと問いに、執行部より、過剰受診の抑制については、ホームページや広報等のほか、新規対象者には、申請書を全員に郵送しますので、過剰受診、医療費抑制の案内文も同封し、啓発を図ってまいります。また、入院等の窓口等での申請の際には、申請書に新たにチェック欄を設けて、スポーツ保険での適用にならないか確認を行ってまいりますとの答弁がありました。

意見として、対象年齢が18歳まで拡大されたことで、財政的な負担が増えるというイメージはあるが、対象者の早期治療につながり、重症化を防ぐという意味合いも大きくて、医療費の負担も大きくならない場合もある。必要な周知はしっかりと行って、事業の理解を深めてほしいとありました。討論はありませんでした。

採決の結果、議案第35号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号関連。令和3年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

健康福祉部福祉課関連では、委員より、民生委員の先進地研修の目的は何か。具体的なスケジュールや行き先は決まっているのかとの問いに、執行部より、東日本大震災から10年が経ち、民生委員の活動内容や災害時の役割を学ぶことを目的としています。具体的なスケジュールや行き先については、現在検討中ですとありました。

委員より、今回の避難行動要支援者システム改修での成果は何かとの問いに、執行部より、同意いただいた方の情報については、現行のシステムに入力しており、名簿の一覧表と個人ごとの台帳が出力可能となっています。しかし、現在の台帳では、避難支援者や避難時に必要な支援の項目が印刷されないため、これを印刷できるよう改修することで、地域の皆様に支援に関する情報を提供できるようになります。また、医療機関や投薬状況も提供いただいておりますが、地域の皆様にお配りする際には、印刷されないような設定も可能となりますとの答弁がありました。

委員より、同意されない方について、公表していなくても町は情報を把握しているのではないかと。一方で、大規模災害時には、同意されない方の情報も提供することになるのか。また、障がいや介

護保険との情報連携はできているのかとの問いに、執行部より、申請書には、始めに「同意します」、「同意しません」を選ぶ項目があり、「同意しません」とされた場合は、その先の個人情報も記入されないようになっていました。一方で、大規模災害時においては、同意されない方の情報も提供します。また、障がいや介護保険との情報連携については、要支援者名簿の対象となる度合いの方の情報は全て把握していますとの答弁がありました。

委員より、災害ボランティアバスについて、どのような災害規模や場所を想定して、運行する予定なのか。これまでに町から災害ボランティアバスを出したことはあるのかとの問いに、執行部より、県内日帰りで、令和2年度に発生した県南の豪雨災害等で、災害ボランティアの活動が求められる場合を想定しています。これまでに災害ボランティアバスを出したことはありませんとの答弁がありました。

意見として、災害ボランティアは、行き帰りの運転が負担となる。参加者には活用いただきたい。その際、災害ボランティアバスを出すとしても、参加者の募集やニーズ把握、日程調整などの仕組みづくりを関係機関と連携して行うように。また、バスを出すのならば呼びかけは広く行うようにしてもらいたいとありました。

委員より、子育て世帯生活支援特別給付金について、町から通知をして申請が必要なのか。その際の制度の周知方法は、LINEでの周知は行ったのかとの問いに、執行部より、令和3年4月分の児童手当受給者の場合は、通知して受け取り拒否がなければ申請不要で振り込みます。一方、児童手当を受給されていない方で、家計が急変し、受給基準になる方については、申請が必要です。制度の周知としては、6月の広報おおづと町ホームページに記事を掲載していますが、LINEでの周知は行っていません。今後、申請漏れがないよう様々な方法で周知してまいりますとの答弁がありました。

意見として、ホームページを見たが、掲載場所がわかりにくいので、トップページに大きく掲載するなどわかりやすい周知に努めてもらいたい。また、パソコン等を持っていない人のためにも広報おおづへ再度掲載してもらいたいとありました。

委員より、老人福祉センターの電話設備改修工事について、現設備の使用期間と回線数はどの問いに、執行部より、正確な使用期間は不明ですが、相当な年数使用していました。現在はISDN 2回線で同時通話が4台可能です。改修工事後は光回線1回線で同時通話を6台予定しています。電話機は現在の13台から15台とし、2台増設しますとの答弁がありました。

委員より、今回、リースではなく工事で施行する理由は何かとの問いに、執行部より、パソコン等はOSなどの更新が必要ですが、電話機は長期間使用が可能であり、リースと比較しても有利なため工事で施行します。工事費内訳は、電話機15台とビジネスフォンの主装置機器代が174万円、配線等工事費が32万円の税込み206万2千円を計上していますとの答弁がありました。

意見として、せっかく配線から工事をするので、社会福祉協議会と電話機の配置等をしっかりと協議して、業務効率が向上するようにしていただきたいとありました。

次に、健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、児童福祉総務費の修繕料での、子育て支援

センターのトイレの取り替えは、経年劣化によるものかとの問いに、執行部より、現在は病後児保育に小児用のトイレが2種類ありますが、小学生には小さすぎるため一般のトイレを利用しています。病児保育に移行することに合わせて、病児保育のエリアを整理するため、一番小さいトイレ1つを大人用のトイレに取り替えるものですとありました。

委員より、児童家庭相談システムは、引き継ぎや情報共有を漏れなく進めるために必要なものとして導入するということか。今まで町として引き継ぎや情報共有で問題があったということはないかとの問いに、執行部より、その通りです。引き継ぎ等について、問題等はあっていませんが、国が全国統一のシステムを構築しましたので、町もそれに繋げるためにシステムを導入するものでとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課陣内幼稚園関係では、委員より、幼稚園費の陣内幼稚園の天井張替・壁・床修理とは、今はどんな状態なのかとの問いに、執行部より、保育室の天井が劣化しているため、保育室3部屋すべて張り替えを行うものでとの答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、特に質疑はありませんでした。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、子育て世代包括支援センターで、専門職を1名雇用するが、健診センターの1階で同じように仕事をするのか。それとも、専任で仕事を行っていくのか。正規の保健師はコロナ対応など多忙のため、人員を増やしたほうが良いのではないかとの問いに、執行部より母子保健係の一員として、正規の保健師と協力しながら、子育て世代包括支援センター専任として業務を行うこととしています。当初予算で計上している関連システムも導入する予定で、現保健師も同様に支援を行っていきますので、担当の保健師の補助的な業務を担っていただく予定です。準備として8月から雇用を予定しており、1名の雇用ですが、10月開設までに準備を行ってまいりますとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、学校施設管理業務委託の樹木剪定等は、以前は学校毎に順番を決めるなどして行っていたと思うが、今年度からやり方を変えるということか。また、学校から要望があった箇所を行うという認識でよいかとの問いに、執行部より、基本的にはこれまでも学校からの要望です。今年度は、事務局費で一括管理することで、迅速で柔軟な対応が可能になると思いますとの答弁がありました。

意見として、大きくなった樹木を剪定することも大事だが、まずは樹木の状態が健全であるかを判断する必要があると思う。健全な樹木は残してもいいが、倒木の恐れのある樹木などは早急に撤去する必要があるとありました。

委員より、大津小学校の中庭に遊具を設置すると、既存のブランコに進入防止のガードパイプがないため危険ではないかとの問いに、執行部より、学校からの要望もあり、中庭への設置を予定していますが、設置する具体的な位置や安全対策については、再度協議したいと思いますとの答弁がありました。

委員より、大津北中学校で購入を予定している牛乳保冷庫の金額は高額過ぎるのではないかとの問いに、執行部より、見積りによる金額ですが、昨年度、大津小学校で同規模程度の牛乳保冷庫を

購入した際は、入札により下がりましたので、今回も同様の効果を見込んでいますとの答弁がありました。

委員より、大津南小学校で取り組む「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業」はどういった事業なのか。また、他の学校でも取り組むことができるのかとの問いに、執行部より、令和3年度と令和4年度で取り組む事業で、県下で大津南小学校だけが推進校として指定を受けました。主に子どもたちが自分の歯や口の健康状態に関心を持つことなどを重点に、生涯を通じて健康で活力ある生活を送る基礎を養うことをねらいとしています。町ではフッ化物洗口にも力を入れていきますので、これらの取り組みとあわせて、町全体の歯の治療率向上に向けた取り組みや啓発なども行っていききたいと思いますとの答弁がありました。

意見として、歯と口の健康は非常に大切なことなので、ぜひ、大津南小学校で取り組んだ2年間の成果を他の学校にも波及させてほしいとありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、南部地区交流広場の整備について、地域との意見交換や話し合いは実施されたのか。入口のところにトイレや東屋があると思うが、そのレイアウトについては決定かとの問いに、執行部より、南部地区交流広場を整備するにあたり基本計画を作成する段階でお話をさせていただいています。その時に、トイレの位置や東屋の位置についてもお話をさせていただいています。当初の要望では、今の配置とは異なるところでしたが、人の動線等を考慮し今の配置となっていますとの答弁がありました。

委員より、地元の意見があるようだが、話し合いが何度か行われたうえでのレイアウトなのかとの問いに、執行部より、基本計画の作成時に地域住民への説明を行っています。ただし、最終的な計画の地元への説明が出来ておりませんでしたとの答弁がありました。

委員より、レイアウトが決まった段階で説明があったほうが良かったのではないのか。後から意見等が出ないようお願いしたいとの問いに、執行部より、県と調整して、変更可能な部分是对応していきたいと思いたいとの答弁がありました。

委員より、矢護川コミュニティセンターについて、地域の方のみの利用となるのか。町外の利用は考えられるのかとの問いに、執行部より、矢護川コミュニティセンターは、矢護川地区に限定ではありません。町外の方も利用されていますとの答弁がありました。

委員より、施設を改修するのであれば、施設のPRができるよう看板等の設置を考えるべきではないかとの問いに、執行部より、サイン計画も含め、できるだけ利活用ができるよう検討しますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課公民館関係では、委員より、生涯学習センターの高圧設備更新工事については、本会議で質疑があっていたように、個別施設計画の中に入っていなかったのはどういうことかとの問いに、執行部より、今回の個別施設計画に上げるべき案件でしたが、設備投資の部分ということで漏れていました。誠に申し訳ありませんでしたとの答弁がありました。

委員より、高圧設備を更新するにあたり、施設内部の電線等については大丈夫なのかとの問いに、執行部より、施設の老朽化も進んでいますので、絶対に大丈夫とは言えませんが電気保安設備等に

については、毎年保守整備を行っています。その際に指摘事項等がありましたら、随時改修を行ってまいりますとの答弁がありました。

意見として高圧設備と同様に、内部についても1回は点検を行った方が安心である。内部施設についても指摘を受けるかもしれないので点検をお願いしたいとありました。

教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、図書館のLED照明器具のレンタルについて、レンタルの場合と工事した場合の価格的なものは見積もっているのかとの問いに、執行部より、レンタルと工事の比較については、どのくらいかかるのかということで見積りはとっていますとの答弁がありました。

委員より、図書館の照明の色は部分的に違うが、何種類かの照明を使うのかとの問いに、執行部より、場所に応じた器具を使用するように考えていますとの答弁がありました。

委員より、レンタルの場合のメリットは何かとの問いに、執行部より、レンタルのメリットとしては、まず、初期投資費用を大幅に抑え、経費を平準化することができます。そのため、早期の着手が可能となり、月々の電気代が約3分の1となり、経費削減効果が早く見込めます。また、5年間のレンタル期間中の器具の故障等については、保証期間で、すぐに対応できるため維持管理の経費も節減することができます。そして、レンタル期間の終了後は、設備は町へ無償譲渡となります。また、LED化のメリットとしては、長寿命化、省電力化により、省エネやCO₂削減の効果が見込め、地球温暖化防止など環境保護にも繋がることとなります。

委員より、同様の手法でレンタルで実施している、他の自治体や施設はあるのかとの問いに、執行部より、全国的に、多くの施設で実施されています。九州管内の図書館や学校施設などの公共施設で実施されている実績もあります。照明のLED化は、環境保護に繋がることばかりではなく、蛍光灯の生産中止が始まるなど、民間施設ばかりではなく公共施設においても全国的に進んでいる状況がありますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第37号関連については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本委員会が3月定例会以降に行いました閉会中の継続調査についてご報告申し上げます。

お配りしております天津町議会文教厚生常任委員会調査記録をご覧ください。天津町歴史文化伝承館の運営についてを議題として、本委員会全員及び執行部出席のもと5月18日、オックスプラザ2階ふれあいホールにおいて、午前10時より約1時間行いました。

まず、執行部より歴史文化伝承館についてのこれまでの経緯や運営状況について説明があり、その後質疑意見交換を行いました。主な内容については、記載のとおりです。

続きまして、6月9日に行いました本委員会と天津町体育協会との意見交換についてご報告申し上げます。

お配りしています天津町議会文教厚生常任委員会と天津町体育協会との意見交換会議録をご覧ください。意見交換会は本委員会全員及び体育協会より後藤事務局長に出席いただき、役場仮庁舎2階、大会議室において午後3時40分より約1時間行いました。まず、天津町体育協会の後藤事務

局長より体育協会の取り組みについて説明があり、その後意見交換を行いました。意見交換の内容については、記載のとおりです。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 休憩を入れたいと思います。いいですか。

しばらく休憩します。11時07分から再開したいと思います。換気のほうをお願いします。

午前11時01分 休憩

△

午前11時07分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、令和3年6月8日に、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第31号、32号、33号、36号、議案第37号関連の5件であります。

当委員会は、審議に先立って6月9日、午前中に関係する3カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ2階ふれあいホールにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。審議の経過について、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第31号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、提案理由には改正する内容を全て記載して説明するべきである。今回の提案理由には、デジタル社会関係法の改正しか記載していないが、実際には2項目あって、条ずれの修正と別表の修正である。それぞれをどのような理由で修正が必要であったのか、経緯等も含め説明しなければならないのではないかと質疑に、執行部より、条ずれについてですが、本来であれば1号の繰り下げでしたが、過去に改正漏れがあり、今回合わせて改正を行ったので、2号繰り下げとなっております。説明不足で申し訳ありませんでした。また、提案理由についても改善してまいりますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果議案第31号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、特に質疑はなく、討論もなく採決の結果、議案第32号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、大津町手数料条例の一部を改正する条例について、委員より、マイナンバーカードの発行主体がJ-LISになり、情報管理の責任が国そのものではなく、国の機関に移ることに懸念されるが、今回の法改正において何らかの説明がなされているかとの質疑に、執行部より、今までのJ-LISの代表者会議は、全国の知事会、町村会からの選出の方と、情報システムに高い見識を持つ方で構成されていましたが、今回の改正で内閣総理大臣、総務大臣またはその指名する職員が追加されることとなります。個人情報保護については、既に漏えいなどに適切な措置を講じなければならないと法律で規定されていますが、今回J-LISの役員、職員及びJ-LISから委託を受けた業者の役員、職員は事務で知りえた秘密を漏らしてはならないこと、秘密を漏らした場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰則が追加されましたとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第33号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第36号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号関連、令和3年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

議会事務局関係で、インターネット議会配信業務委託85万8千円がござりますが、いつから見られるようになるのかとの質疑に、執行部より、9月には間に合うよう計画をしています。現在は本会議のみの放映ですが、将来的には委員会等も考えています。ただし、執行部との協議も必要となりますとの答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、行政改革日の業務量調査等支援業務委託費737万円が計上されておりますが、これは新庁舎移行に伴い、住民への対応や窓口での相談業務も変化することが予想される中で、現状の職員と会計年度任用職員の適正な人数や人口に対する職員数の割合を調べながら、現在の職員定数が多いのか少ないのかを検証していきたいと思っています。また、より良い住民サービスの提供に向けての調査を実施したいと説明がありました。

また、委員より、定数削減が基本ではないと思う。福祉部門では人口増や多様化する相談・発行業務により、遅くまで時間外勤務をしている職員もいることを考えると業務効率化も大切ではあるが、定数増も必要ではないかとの質疑に、執行部より、定数削減だけではなく、効率化や人件費の分析及び職員が行う業務、会計年度任用職員がする業務を精査しながら、適正数を検討します。また、調査やヒアリングのデータだけでは分からない部分もありますので、プロポーザルで業者を選定し、実際に現場をしっかりと見てもらいながら調査を進めていきたいと思っていますとの答弁でした。

意見として、職員の感覚とずれてはいけない。職員が調査に積極的に協力することが必要なので、職員に調査の趣旨や目的をしっかりと伝え、職員への意識づけを行ってほしいとの意見でした。

次に、総務部総合政策課関係で、委員より、新駅設置調査等業務委託は、今年度、調査結果を公

表できるのかとの質疑に、執行部より、調査結果は、今年度公表致します。調査結果に基づき、どういう方針で進めるかについては、その後、検討を行います。また、委託先については、J R九州コンサルタンツ（株）を予定していますとの答弁でした。

意見として、新しい公共施設を作ることについては、住民の関心度が高い。住民にとって、どの程度の利益につながるか、詳らかになるような調査にしてもらいたいとの意見でした。

議長より、J Rの新駅だけでなく、南阿蘇鉄道、空港アクセス等も総合的に整理して、まちづくりにとって大切な位置付けという認識で進めてもらいたいとの意見でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、自動車の安全対策に係る法整備により、バックモニター等の設置義務が検討されていると思うが、対応について質疑があり、執行部より、情報収集を行い、法改正により整備が必要となるものは年次計画を立て整備を行います。

また、委員より、以前、公用車にドライブレコーダー衝突回避センサーの取り付けを計画的に実施すると執行部より、話があったと思うがの質疑に執行部より、衝突回避センサーの設置も検討しましたが、後付けでの設置が出来る車両と出来ない車両があるうえ、ドライブレコーダーと比較して設置費用も高かったため、まずはドライブレコーダーを計画的に設置し、交通事故があった場合の検証だけでなく、職員の安全運転意識向上を図りたいと考えていますとの答弁でした。

総務部防災交通課関係で、委員より、カーブミラー設置や防犯灯・街灯LED化工事は、地域の要望に対する対応であり、町民が感謝する内容と思われる。今年度の防犯灯・街灯LED化工事の設置基数はどのくらいか。また、今後要望があったときは、どう対応するのかとの質疑に、執行部より、今年度は、内牧区・外牧区など南部地域が対象となる電源立地交付金340万円も活用し、既存の1千500基程度の改修を予定しています。今後の要望対応分も合わせて、全体で1千500基を見込んでいますとの答弁でした。

委員より、周辺道路の白線を引き直す標識・標示工事は、どのように実施するのかとの質疑に、小中学校周辺は、既に現地確認を行っており、優先的に実施する予定です。予算としては約1千万円を見込んでいます。残りの約1千万円の予算で、地域からの要望や学校安全プログラムからの要望に対応していきますとの答弁でした。

委員より、防災無線の調査について質疑があり、天候により聞こえないこともある。調査したうえで、聞こえない世帯へは、緊急防災・減災事業債を活用して大規模に戸別受信機の設置を進めることはできないかとの質疑に、執行部より、大雨や強風などにより聞こえにくいこともあり、調査は、防災無線70カ所を直接耳で聞いて確認し、聞こえない地域を確認します。防災無線支柱を1本建設する費用は約500万円、戸別受信機を1基購入する費用は約5万円となっています。聞こえない地域の対応として、防災無線支柱を建てるか戸別受信機が良いかを検討していくところです。その中で、緊急防災・減災事業債など活用も検討します。

また、新庁舎の新たなシステムとして、区長さんに知らせる必要がある内容は、区長へ直接電話で知らせるシステムを導入します。住民の方へは、防災無線で流れた内容を電話で聞き返せるシステムを導入しますとの答弁でした。

委員より、自主防災組織の取り組みの補助金は、必要な燃料や食料を備蓄できるなど多くの活用方法がある。その活用方法は、区長だけでなく、地域の防災士やPTAなど、多くの人に知ってもらい、意見を出してもらえよう周知の方法をしてもらいたいとの意見でした。

次に、総務部人権推進課関係で、委員より、人権推進課が新庁舎に移った場合、人権啓発福祉センターの管理はどうなるかとの質疑に、執行部より、人権推進係と男女共同参画推進係のみが新庁舎に移り、センターの職員は残り、職員の約半分が新庁舎に移ることになりますとの答弁でした。

次に、住民生活部環境保全課関係で、委員より、上陣内地区での災害廃棄物撤去について、熊本地震発生から現在までの時系列の説明をお願いしたいとの質疑に、執行部より、熊本地震発生直後、倒壊したブロック塀や瓦が地区内の道路を塞いだため、この土地の所有者の方が、土地の利用を承諾され、地区住民の方による作業で災害廃棄物が置かれました。その後、今年の2月になって初めて地元区長から町に現状回復についての相談がありましたとの答弁でした。

委員より、がれき処理はだれに責任があるのか。一般廃棄物ならば町が責任をもって処理することになると思うがとの質疑に、執行部より、今回は、災害廃棄物として町が責任をもって処理することになりますとの答弁でした。

委員より、山の中にあれば不法投棄になる。今回は住宅街にあつて誰も気づかなかったことは行政の反省が必要ではないか。区長から間違いなく地震の際の廃棄物である旨の申し出を文書で提出してもらって、町としてもそのように認定した記録を残すべきではないかとの質疑に、執行部より、不法投棄であれば土地所有者との問題となりますが、今回は、土地所有者の承諾で地元の方が、地震で発生した災害廃棄物を廃棄したとの報告を得ていますとの答弁でした。

委員より、災害廃棄物が正しく処理されたか最後まで追跡確認が必要ではあるとの意見でした。

委員より、環境衛生費猫避妊去勢補助金について、猫への補助は、初めてだと思うが町独自の制度か。その質疑に、執行部より、今回は、町独自の制度です。他に熊本県や動物愛護推進協議会からの補助制度があります。

委員より、熊本県の助成は去勢で5千円、避妊で1万円となっており、県の方がいいのではないかとの質疑に、執行部より、県の補助は、各自治体で5頭と決まっており、それでは足りないので、今回、町でも実施したいと考えていますとの答弁でした。

次に、住民生活部税務課関係では、住宅用地認定調査業務委託688万5千円について、委員より、委託先は町内の業者かとの質疑に、執行部より、委託先は、不動産鑑定業者で、昨年度まで机上調査をお願いしていた業者に引き続き依頼をしたいと思っていますとの答弁でした。

委員より、今回の認定漏れは住民からの指摘か。自分たちで発見をしたのかとの質疑に、執行部より、住宅用地の特例誤りは、全国的に問題となっており、熊本地震もあったことから平成30年から調査を行ってまいりましたとの答弁でした。

以上で質疑を終わり討論はなく、採決の結果、議案第37号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） おはようございます。文教厚生常任委員会について質疑をいたします。

南部の広場の整備の件ですけれども、ここも報告のほう見ますとやり取りが書いてあるんですが、最終的な計画の地元への説明ができていなかったということがあります。町長の基本の方針として町民との協働というのがあげられているわけなんですけれども、そういう意味ではこれは大きなミスなのかなと思うところです。この説明にはないんですけれども、ここの江藤家住宅の今後の活用については、例えば守る会であったり、あるいは去年か一昨年かですかね、語り部を育成しますみたいな話があったかと思うんですけれども、そういった地元の協働なしには生かせない施設ということになるわけなんです。ここの結論のところを見ますと、後から意見等が出ないようにお願いしたいという質疑に対して、県と調整して変更可能な部分是对応していきたいとあるんですね。そうすると結局今抜け落ちている住民との対応というのはこの後、どうなるのかということですね。そして住民との対応の結果を反映させるということが約束されたのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） 佐藤議員の質疑にお応えさせていただきます。

南部地区の交流広場のことに関しましては、委員会のほうでもいろいろご意見が出まして、今言われましたようにまだレイアウトが決まった段階での報告ができてないということで、住民の地域の皆様からも苦情じゃないですけれども、そういうご意見があるということでそういうことを委員会の中でもお話があって、最終的には報告に、来週の火曜日の22日に生涯学習課の課長ほかが行って、いろんなレイアウトとかで意見が違うところがありますので、修正ができるところは修正をやりますということで、その前に県との協議が要りますので、県と協議をしたあとに何ができて、どういうことができて地元で説明がいくのかということをして22日の日に行かれるということになっています。私たち委員会のほうも22日の内容のことはしっかりと確認をさせていただいて、その後今言われましたように、地域の皆様の協力が必要になってきますので、地域の方々に理解が得られるようにしっかりと委員会のほうでも確認をして、地域にご納得いただけるように対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 県とのお話が先なのか、町民とのお話が先なのかというところは、もちろんそのお話の内容によってきちんと整理する必要があるかと思うんですけれども、先に変えられる点はある程度ヒヤリングした上で住民のほうに話に行くんだということで一応理解はしたところではあります。

ただ、ちょっと気になりましたのが、その場に委員会として参加するということなんですよ。最近ちょっとこれが議員の個人の活動であれば問題ないんですけども、議会として、あるいは委員会として行政への執行への過剰な介入があってはいけないと思っているところなんですね。最近少しそういった気配が見られないではないですので、その辺は慎重に検討して実行していただければと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第31号、大津町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出について

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和3年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 令和3年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、令和3年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

**日程第5 発議第1号 「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決**

○議 長（桐原則雄君） 日程第5 発議第1号、「「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書」の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第1号、提出者、豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） こんにちは。

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

国はこれまでの人類社会の歩みである狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類市場5番目の新しい社会をソサエティ5.0と呼んでおり、デジタルトランスフォーメーションとは、情報技術が世の中に浸透し単なる業務のIT化を越え、既存の制度をデジタル化して新たな価値を作り出して人々の暮らしを良い方向に導く変革のことを言います。

それでは、案文を拝読させていただきます。

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク回線が整備されました。

また、これらのハード面の取り組みに加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報取り扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。

そこで、各自治体において、Society 5.0時代を生きる子どもたちに相応しい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのDXの実現に向けて取り組んでいくべきです。

そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く求めます。

一、情報端末の利活用、個人情報の取り扱いなど、教育DXに対応する教職員研修のあり方について検討を進めること。

一、システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。

一、よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法99条の規定により提出させていただきます。

令和3年6月17日。熊本県菊池郡大津町議会、桐原則雄。

提出先は内閣総理大臣を初め記載のとおりです。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） おはようございます。ただいま説明がありました発議第1号について、質疑をいたします。

先ほど趣旨説明の中にございました、デジタルトランスフォーメーションを適切に進めるため、そしてこの文中の中にも書かれております児童生徒の個別最適な学び、協働的な学びの充実、そして何よりも特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難を低減に資するものということでご説明がありました。

現在は新型コロナウイルス感染症拡大の中、児童生徒その他大学や公的な学習機関、あるいは生涯に通じての学びの体制を構築していくという上で、正にここに書かれている特別な配慮を必要とする学習の困難な状況に今あるのではないかと感じております。デジタルトランスフォーメーションを適切に推進していくために、三つの要望で書かれている情報端末の利活用等あるいはシステムやソフトウェアの整備等、そして何よりも紙面の活用と対面の学習の併用を検討することについては、この感染症の中で学びを継続していくという観点においては、これは副次的な目標なのかもしれませんが、しっかりと対応できる体制が整うものと確信をしております。

以下の点において、新型コロナウイルス感染症拡大化の中においても、学びがしっかりと継続ができるようなそういった施策について、それぞれの強く求めておられる意見についてコロナウイルス感染症の中でしっかりと取り組んでいくその課題についてご説明をいただけたらと思います。

質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 時松議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

コロナ対応におきましては、去年の3月ぐらいからずっと学校のほうではしっかりと対応していただいて、試行錯誤しながら今に至っているのではないかと思います。ただ、その間学校が休校になってオンライン授業の必要性だとか、そういうものが急にコロナでクローズアップされて、一人一台の端末が国が前倒してGIGAスクール構想が長期で考えられていたものが、1年で前倒して一人一台が揃ったということで、しっかり一人一台の端末を活用してしっかりコロナ対策としてオンライン授業であったりいろんなことを進めていければいいなということだと思いますし、特別な配慮を必要がある方に関しましては、そういうオンラインの授業であったり、一人一台の端末を活用して今までできなかった学校の対応とか、それを活用してできるようになればいいんじゃないかなということで、しっかり期待もしているところでありまして、そういう取り組みがこのデジタルトランスフォーメーションが学校に取り入れられていくことによって、これからしっかりこういう取り組みを進めていくことによって変革が起こって、今までにないような今まで本当に困っている方が授業の内容とかが伝わっていくような、そういう変革が起きればいいんじゃないかということで意見書を出させていただいております。

デジタルトランスフォーメーションはこれからの取り組みで、どう変わっていくかというのははっきりとしたものはわかりませんが、しっかりこういうものを活用して仕組みを変えて今行われていないようなことが行われて、学習とかそういうものが進んでいくようになる社会になればいいんじゃないかということでこの意見書を提出させていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 先ほど来、豊瀬議員のほうから趣旨の説明をいただきまして、ありがとうございます。

そういうことなんです。要はこの新しい技術をそれぞれの教育の場に取り組むということについては教育の継続、さらなる強い教育の推進ということが目的になっているはずなんです。これは何も新型コロナウイルスに限ったことではありません。激甚な災害が発生したときにおいても、そういうことがしっかりと取り組めるような体制。このご説明をいただいたものと理解をして私の質疑を終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

3点意見を述べられておりますけれども、こういった意見書を見たときに、単純に例えばGIGAスクール構想の中で、この3点の意見書の中の要望ですね、こういったことは何も検討されなかったんでしょうか。これはものすごく初歩的な話でありますので、こういった意見書を出すことを出すこと自体、ネクストソサエティではないですもんね。もう時代は変わってますよ。これって私が思うのは、国の範疇においていろんな形でいろんな専門の方々の意見も取り入れて、そしてG I

G Aスクール構想というのは出来上がっているものと考えます。こういった自分はどう考えますみたいなものをただ単に進めていったら恐らくおちはないと思います。ただの感情論にしか聞こえないんですね。

ですから、明確な答えをお願いしたいのは、この3点についてG I G Aスクール構想の中で、デジタルトランスフォーメーションは適切に進めるためにこういったものが不足していたという証拠書類か何かあるんですか。不足しているからこれを出しましたというんだったらわかりますよ。この部分について何も全体を把握していないで出したようにしか見えないんですよ。この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 永田議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

3点の求めていることに関しまして、一つは教職員の皆様の研修のあり方、これは常にやっばり考えていかないといけないことだろうと思います。学びのあり方だったり、いろんな取り組みの仕方、改善を加えていかないといけないことでもありますので、これは常に検討はこれでよしはないと思いますので、しっかり常に検討を進めていっていただきたいと思うことでもあります。

それともう一つ、二つ目の予算の関係なんです。予算はあまり一人一台の端末は整備されましたけれども、学校に例えばその後の補修であったり、いろんな故障した場合の修理の問題であったりとかの予算とかそういうものはついてなくて、今個人負担のような状況になってますので、しっかりその辺りも安心して子どもたちが端末を持ち帰って使えるように、修理代とかそういうことまでこの後の予算としてしっかり検討していただいたらいいんじゃないかということでの2問目を求めています。

それから3問目もよく聞き、よく読み、よく書くというこれは基本的な学ぶスキルなんですけれども、一人一台の端末が揃ってオンライン授業も取り出さされて、しっかりオンライン授業も進めていかなければいけないんですけれども、あわせて紙がなくなるということではなくて、しっかり紙も活用して対面授業もしっかり充実をさせていかないといけないということで、考えているところでございます。3点とも必要なものと思って提案させていただきます。

よろしく申し上げます。

○13番（永田和彦君） 不足しているんですか。ただあなたが必要だと思うだけです。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

佐藤真二議員。

○議 長（桐原則雄君） まず最初に、反対の討論から。

○10番（佐藤真二君） この発議に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

私質疑を用意していたんですけれども、全く同じことを言われてしまいましたので、反対の場面

で申し上げたいと思います。

まずこの3点について不足しているんですか。という問いだったんですけども、不足はしていないんですね。資料をちゃんと見られましたでしょうか。文科省のほう在今年3月にGIGAスクール構想の最新の状況についてという資料を出しております。その中で実現ロードマップというものがあまして、令和6年度までつまり今後何をしようとしているかということを中心に整理されてるんです。その中に教職員研修のこと、予算の確保のことについてもきちんとスケジュールが示されております。その中で検討していくということですね。ただその中でちょっと気になるところがあるんですけども、端末を自己所有のものを持ち込む制度の検討というものがあまして、これはどうかと。例えばこういうことに対しては反対ですよという意見書であれば、私はいいかんと思うんですけどもですね。

それから紙の教科書との併用に関してなんですけれども、これは誤解されているところもあると思います。デジタル教科書が2024年度から制度化されるということで、デジタル教科書に完全移行してしまうと誤解されている方がいらっしゃるんですが、そうではありません。当然、紙とデジタルどのように併用することで効果が得られるのかということが、検証されているわけですね。昨年度2千万円、今年度は6千500万円かけて事業名なんだったって、学習者用デジタル教科書の効果影響等に関する実証実験ということで、きちんと準備がなされているわけですね。それから対面学習との併用ということが言われたんですけども、対面学習と併用するんじゃなくて対面学習が前提でデジタルと併用していくわけですね。リモートとの対比で考えられているんだと思うんですけども、そうするとそれは併用というよりも、むしろ対面以外にも使っていきたいという問題であって、併用をしていきたいと思いますという話ではないんです。すでに国がやると言っていることなんです。ちゃんと準備もしているし、スケジュールも組んでる。予算も付けている。それに何でこれを出す必要があるんだろうかなと私のほうは思うところがございます。つまり余計な手間をかける必要はないということですね。

以上、反対の理由でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気君） 私は賛成の立場から討論いたします。

賛成者にも署名をしていますので、一言。私も小学生の息子がおりまして実際にICTを活用した学習を子どもがやっています。そんな中先生たちもなかなか指導のやり方とかがわからず、制限を大きくかけてやっているのが現状だと私は認識しております。ましてや保護者に配布されたプリントによりまして、いきなり故障させた場合は4万数千円の修理代を払っていただくとか、そのようなことが書いてあって、子どもたちもやっぱり壊したらいかんという思いの中で、あんまり使いたくないとかそういう意見も多くあっているようなので、そういう子どもたちがせっかくICTを活用したパソコンタブレットを利用した授業ができるように、制限なく自由にやっていけるような環境を早く整備する必要があると思います、この賛成に署名した限りです。

このような観点から、私はこの意見書に対して賛成いたします。

議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） この意見書に対して、反対の立場から討論いたします。

これはあくまでも意見書でありまして、実際トランスフォーメーションは進めなさいと。昨年12月も私は言うておりますし、いろんな形で必要な今の時代の施策なんですね。教育においてもこういったものが取り入れられるのは十分いいことです。ですから、これをさっきの質疑にしても反対と言っているわけじゃないんですよ。このGIGAスクール構想とかに対してから。ただこういった意見書は必要ないのではないですかという意味です。ですから、デジタルトランスフォーメーションを進めるのは大賛成なんです。今の時代のやり方ですよ。ですから、それに対して例えば町も国から下りてくる指導要領とかそういったものじゃなくて、我が町は我が町で、例えば体制を作って理解して、よそに負けんような形を作りましょうというのだったらわかるんですよ。今現在こういったやつを現在進行形ですと進めていっているわけですから、我々が選んだ国会議員の方々、そして専門職の方々が話し合っただけで総論的にはいかなない部分もあるでしょうが、これはまずもってやってみて、そして不足する分、もっと足さなければならない分、余分なものは引き算しましょうとかそういったものが出てきて、ある程度煮詰まってから出すのが意見書ではないかなと思います。

まだ始まったばかりですし、もう少し様子を見る、こういった意見書は逆に邪魔になりはしないかなと思います。国の出方、国の作り方、国民のあり方、そういったものを国家として国は考えながら出してくるわけですから、もう1個1個何と言うか、枝葉末節言ったらきりが無いと思います。先ほどの質疑の中にも、討論の中にもありましたし、抜けはないと不足している部分はないんです。ですから、これを被せることは必要ないと思います。

ですから、この意見書は不要と考えられます。デジタルトランスフォーメーションを進めるのはオッケーですよ。これは理解してください。これに反対しているわけではありません。こういった意見書は出さなくていいと思います。

反対の立場から討論いたしました。

議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第1号、「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書」の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立少数です。したがって、発議第1号は起立少数により否決されました。しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時58分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 発議第2号 「コロナ感染症防止最優先、東京オリンピック・パラリンピックの開催中止・延期を求める意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第6 発議第2号、「「コロナ感染症防止最優先、東京オリンピック・パラリンピックの開催中止・延期を求める意見書」の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号提出者、荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 発議第2号、コロナ感染症防止最優先、東京オリンピック・パラリンピックの開催中止・延期を求める意見書につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

まずもって、案文を朗読いたします。

コロナ感染症防止最優先、東京オリンピック・パラリンピックの開催中止、延期を求める意見書（案）。新型コロナウイルス感染症は、インドなどにおける変異株拡大など、パンデミック（世界的大流行）が続いている。国内感染確認者は77万5千200人、亡くなられた方は全国で1万4千人を超えており、一刻も早く終息させることが求められています。東京オリンピック・パラリンピックの主たる開催地である東京においても、変異株への感染が拡大するなど、予断を許さない状況が続いています。いま国が総力をあげて取り組むべきは、感染拡大の防止徹底による医療崩壊の回避、希望者へのワクチン接種の早期完了、生活困窮者や経営不振に苦しむ事業者等への救済措置の徹底ではないでしょうか。

感染防止対策の切り札と言われるワクチン接種もオリンピック開会式予定日（7月23日）の7月末まで65歳以上の希望者の接種が完了すると言われてっていますが、65歳未満の国民はワクチン接種もできないままに、新たな感染拡大の危険にさらされることになります。

世論調査でも7割から8割の人が、オリンピック開催に懸念の声をあげています。また、競技当事者であるアスリートの皆さんも、新型コロナウイルス感染症の終息による正常な開催を期待する一方、複雑な思いで見守っていると思われれます。さらに海外から来日される選手、関係者の方々が万一コロナ感染されたら、国際的な信頼を失いかねません。

したがって、国内で大会開催に責任を有する者が遅滞なく適切な判断を行うべきであります。

よって、大津町議会は町民・国民の命とくらしを守るため、以下の事項を強く求めるものです。

1、新型コロナウイルス感染症の拡大が、国内はもとより世界的に解消していない中で、オリンピック・パラリンピックの開催を中止又は延期するよう I O C に求める事。

2、それでもオリンピック・パラリンピックを開催するのであれば、再び感染拡大が始まったときは、国民の安全・安心のために、大会中止を I O C に求める事。

3、感染拡大の防止徹底による医療崩壊の回避、希望者へのワクチン接種の早期完了、生活困窮者や経営不振に苦しむ事業者等への救済措置の徹底に全力を傾注すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大津町議会議長桐原則雄。

提出先は記載のとおりであります。

なお、添付資料として、最近の世論調査結果一覧と東京オリンピックの大会ビジョンをコピーしております。

それから一番最後に、これは政府と東京都は東京オリンピック・パラリンピックの中止を I O C に打診してくださいという東京都の保険協会の内閣総理大臣に対する意見書、これもコピーであります。

断っておきますが、オリンピックを反対だから意見書を提出するようなそういう問題は一切ございません。この間、専門家の皆さんがオリンピック開催に対して懸念の声を挙げられております。昭和大学の医学部客員教授の二木教授は仮に五輪が開催されたらバブル方式が講じられた中だとしても感染が発生する可能性は非常に大きい。バブルの外でも開催によって人の動きが活発になれば第5波は止められません。感染拡大が始まったときには五輪を開催していたとしても、中断をする覚悟が必要でありますと述べられております。こうした覚悟を内閣総理大臣に対して求めたいと思っております。

議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 以上で、趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気君） 発議第2号について、質疑いたします。

意見書についての趣旨を概ね理解いたしました。しかし、オリンピック開催の可否については、提出先である政府には権限がなく、I O C 国際オリンピック委員会による判断だと理解しております。また、オリンピック憲章に明記されておるオリンピズムの根本原則オリンピズムとは近代オリンピックの父であるピエール・ド・クーベルタンに提唱された普遍的な社会哲学のことですが、このオリンピズムの根本原則に掲げられております権利及び自由は人権、肌の色、性別、性的嗜好、言語、宗教、政治的またその他意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などによりいかなる種類の差別をも受けることなく確実に享受されなければならないと記されております。

さらには I O C のトーマス・バッハ会長が昨年10月イギリスガーディアンに寄稿した文章によりますと、オリンピックと政治は関係ない。I O C は市民の非政府組織であり、どんなときも政治

的に中立と強調されております。

以上の観点から、オリンピックに政治が介入する余地はなくまた本町、大津町という一地方自治体の議会ではありますが、我々は政治家であります。本意見書をこの場で議論し賛否を決めることはオリンピックの精神に反することだと考えます。

以上の観点から、この意見書を提出することで政治的介入を認めないオリンピックの精神に反するものと考えますが、どのようにお考えかお伺いします。

また、大津町議会の名誉と威信を守るためにもこの発議を取り下げるべきと思いますが、どのようなお考えかお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 質疑にお答えをしたいと思います。

オリンピックの開催権限がIOCにあることは当然のことです。ですから、意見書の案はいわゆる内閣総理大臣といわゆるオリンピックの担当大臣がIOCに中止を求めてくださいという要請であります。

なお、オリンピックの崇高な憲章は確かにそのとおりであります。先ほどお答えしたように、オリンピックそのものに賛成とか反対とか言っているわけではございません。問題は、新型コロナウイルス感染症がずっと治まらないこの日本ですね。私も3月議会で第4波が来ると、だからそれに備えなくてはならないという質問をいたしました。これは私の考えではありません。専門家の皆さんがそういう指摘があって、私もそのとおりだと思って第4波が到来するというので、しかしその後全くそのとおりになりました。しかも主たる開催地は東京であります。東京の感染者数はいわゆる高止まり、昨日は少し増えましたですかね。そういう中で、何か例えば内閣総理大臣がオリンピック中止をIOCに要請したということは、政治介入になるかどうかというご質問でしたが、菅首相は国民の命と安全を最優先にするのは私の責任でありますと再三述べられております。それはそうですね、誰が考えてもそのとおりです。

つまり新型コロナウイルス感染症が、これまでのオリンピック開催の背景にこういうことはなかったわけでありまして。特別なときであります。第5波が専門家の指摘どおりもし拡大をしたら、国民の命が本当に危険にさらされることになると思います。そう思わない方はそう思ってもしょうがないですけど、私は国民の命と安全を最優先にすることが内閣総理大臣の使命だと思うわけがあります。そうであるならば、そういう危険性が大であるということですから、オリンピック開催を中止または延期、さらにはどうしてもやるというのであれば、開催途中であってもコロナ感染が拡大傾向を見せれば中止をして欲しいということで、内閣総理大臣が国民の命と安全を守る先頭に立ったとは、当然のことだと思うわけでありまして。

ですから、大津町の議会が町民の命、また町民と繋がっている国民の命を守ることは当然の権利であると思います。

以上が答えです。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑はありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 改めましてこんにちは。発議第2号について、質疑をいたします。

私がこの意見書の中、案文がありますが、文章の中でも述べられておりますし、この三つの事項の3番目に該当する部分、希望者へのワクチン接種の早期完了、生活困窮者や経営不振に苦しむ事業者等への救済措置の徹底に全力を傾注するとあるわけですね。

私が申し上げたいのは、コロナで苦しんでいる人たちはこの人たちだけなんでしょうか。私は、強く求めたいのは、アスリートの人たちもまたコロナ禍に影響された被害者であると認識をしていただきたいわけです。プロ野球やプロサッカーの試合が相次ぐ中止に追い込まれてました。あるいはアマチュアスポーツの祭典がどンドン中止に追い込まれていっている中、いいですか、スポーツで生計を立てている人は困窮していないのか。そこをしっかりと明確にしておかなければなりません。コロナ禍において東京オリンピック・パラリンピックの開催中止、延期を求める際へのアスリートやその指導者に対する、あるいはそういった形で生業をされている方たちの救済措置というのが、明確に示されていないこの状態では、とても理解を求めることができないのではないかと私は思っております。

発議の添付資料につけられましたオリンピックに関する最近の世論調査結果、中止延期を求める一括りにしておりますが、延期を求める声を開催と足し合わせれば、これは正に日本国を二分する問題でありまして、そこにしっかりと争点を見出さなければならないと私は思っております。

重ねて申し上げます。質疑の内容は、コロナ禍においてアスリートは救済されないのか。安心安全な大会を実施することで、そういった国際的な世界190の国と地域ありますこの金メダルを取ることですら生活安定をかけておるそういった選手もおるわけでありまして、そういったアスリートに対しての救済の処置こういったものについてどのようにお考えか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） アスリートの皆さんがもしオリンピックが中止になったら、救済の対象に入っていないんじゃないかというお話かと思えますけど、それは当然のことだと思います。

一つは正常な開催をアスリートの人たちも求められているのは本当のことだと思います。水泳の池江選手ですかね、日本国民に大変な感動を与えているかと思えます。それは当然のことを前提としているわけでありまして。ですから、生活困窮者や経営不振に苦しむ事業者などということで、アスリートの人たちも試合ができなかったり中止になったりということで苦しんでおられるのは当然のことです。そういうことも当然含んでいると思っております。

しかし、圧倒的多数はコロナに感染して亡くなられた方とそういう方をこれ以上生まないというのが一番の肝ではないか。大切なことではないかと。要するに人間の命が最優先ということで書いたつもりであります。けて、アスリートの人たちの生活を軽んじているということは一切ございません。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再質疑をいたします。

ただいまアスリートの人たちの生活を傷つけたり、あるいは困窮させている状況を看過しているわけではないというご回答をいただきました。

私は例えば日本においてはアマチュアスポーツの参加者が、それが大会が開催されないことによって、暮らしを困難にさせる、困窮するという状況はまずもって起きにくいとは考えてはおります。それはそうです。アマチュアスポーツである以上、それを生業としている人というのはごく限られた人であります。もちろんそのごく限られた人もちゃんと注目をしていかなければならないと思っております。

しかし、アジアやアフリカの諸国の人たちは、先ほどもちょっと触れましたがメダルをすることによって自らの生活を安定している人たちがいるわけですね。この4年間というのはその血と汗と涙の結晶であると、これは国内大会じゃないんです。国際大会なんです。そういった人たちを取り残しておいてそういう中止を求めるといった意見はないのではないかと私はお伺いをしているわけです。

この質疑については、オリンピックの中止という文言を削除して延期を求めるといった形に変えることはできないのかということをお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 4年に1度の国際大会でありますオリンピックは、確かに国際的なアスリートにとってはかけがえのない大会であることは十分承知をしているつもりであります。そしておっしゃるとおり国際大会であります。オリンピックに出ること、メダルをすることに対して大変な努力をなさっている方々、もし中止になればそういう方々は大変な想像できないほど残念なことだとは思いますが、しかしながら、もしオリンピックを開催してそこを私たちは想像するべきだと思います。海外から来られた一つは選手や関係者の皆さんが、日本国内に来てコロナ感染にかかったとしたら、これにも書いてありますけれども、国際的信頼問題に関わります。

まして、選手の皆さんがそれにかかって健康や命に害を及ぼすようであれば、これまた取り返しのつかないことではないでしょうか。

ですから、あえて本当にアスリートの命と健康を考えるのであれば、最低でも延期をするべきではないかと思うわけであります。そこはアスリートの人たちの努力を報いることを優先するか、あるいはそれともアスリートの人たちの命と健康を守ることを優先するか。国際大会を誘致したのは日本政府でありますので、そこは責任を持ってアスリートの命はもちろん国民の命と安全を守るために決断してもらいたいと、そういう願いからこの意見書を提出したいとそうように考えております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 発議第2号について、質疑いたします。

いろいろ質疑が出ておりますけれども、私が思うのは、今良い意見が出まして、オリンピックというものはいろんな方々に影響を及ぼして、その人の将来や今から生きていく生活の糧にでもなる

という部分で、これは大変なのは日本も同じなんです。今までオリンピックに投入された金額というのが税金ですね、相当な額に上っております。全体で1兆6千400億円ぐらい入ってるか何かと書いてありましたけれども、もしこれを無観客でやったりとか、中止したときの経済的損失はそれよりも倍々に膨らんでいくというような論調さえあります。2兆、3兆となると。そうしたときに日本も大変でありまして、そういった時の舵取りを政府はやっていると。そういうふうには私を感じております。難しい舵取りだと実際感じております。先のG7ですね、主要7カ国の首脳会議におきましても、きっと成功してみせるというような国を代表してうちの総理が言って、それにみんな協力するぜというような形で言ってきております。必ずこれは乗り越えられるんだというような応援を言われております。

ですから、私もちょっとグレーな部分が報道等ははっきりしなくて、コロナ関係については判断がものすごくしにくいんですね。テレビとかいろんな報道等が右だったり、左だったりするわけです。どれが本当なんだと思います。

しかし、その情報を把握しているのはやっぱり政府だと思うんですよ。ここは各いろんな学者の人たちが言い分があって、私の言い分がエビデンスなんだと根拠なんだと言うような人もおりますけれども、果たしてそれも信じ難いような部分もありまして、非常に難しい判断です。

だからその全体的なものを集めて判断して舵取りをするのが政府と思われるんですよ。ですから、この点については、はっきりした情報がみんなが掴めない状況だと思うんですよ。ですから、これについて下手に中止とか延期とか言ったときの経済損失やそういったものに関係してきて、経済崩壊そういったものも考えられるんですね。ですから、こういったものを出すには中止もしくは延期と言ったなら、いつも言ってますけれども対案を出すべきなんです。国会でも対案が出てきませんよね。そういった例えば今まで投入された社会資本の整備とか箱物ですね、そういったものに対してオリンピックが中止になったときには、こういったものをやりますというようなそして経済の付与をしますというようなことがあるならばよっぽど我々も賛同しやすいんですよ。かといって将来のことは誰もわからないということでありまして、この中止・延期の要請というものは、すごく当たり前の意見とは思われます。生命を守るのは当たり前のことです。ただ、いざという時に本当に5波が来たときには、政府は恐らく躊躇なくストップをかけると思います。途中でまかけると思います。それをやらなくてはならないんです。その点はこの国を信じたいと私は思うんですけども、この意見書はそういった混沌としている中の意見書だから非常に判断がつかないと思うんですが、今までの答弁の中で、それでも私判断つかないということはグレーですね。政治側ですね。グレーの場合は黒なんです、だめなんです。少しでも心配事があるということは、これは白にはなりません。グレーの場合は黒です。賛成か反対か反対なんです。そういったことに私は考えます。ですから、これについてもう少し説得力ある文言が欲しいですね。大義名分が欲しいんですよ。だから、ここを出された荒木議員が根拠とするものは4波を当てたじゃないかと。5波も恐らくこれは危ないぞというような薄らとしたものなんですよ。だから5波が誰も来たらだめと思っているんですよ。ですから、これについてももう少し強いメッセージが必要だと思います。

対案なり何なりですね、そういったものがこれではちょっと薄いと思うんですけども、どういった根拠を基に、この意見書ができてきているのかなというそれこそエビデンスですね。この点について世論調査これも曖昧です。ですから、これは根拠にならないと思いますので、別の根拠を示していただきたい。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 確におっしゃるとおり、第5波がくるかどうかは私も専門家ではありませんし、また専門家も断言はできないのは事実ではあります。ただ今多くの専門家の指摘は国立感染症研究所でも、変異株インド株の強さは従来の株の1.5倍の感染力があるというのは、国立の研究所が認めているところであります。第5波が来ないことを神頼みで、オリンピックに突っ走るわけにはいかないと私は思うわけであります。永田議員もおっしゃいました中止にしたらあるいは延期したら経済的損失が莫大なことになる。確かにそのとおりだと思います。

ただ、これがコロナが再び蔓延をしてアスリートが感染をしたり、あるいは国民の多くの方々がコロナ感染で緊急事態宣言が再び発令をされるようになったら、何よりも多くの日本国民の方々、特に業者の方々、関係者の皆さんは、オリンピックを中止したときの損失以上に日本全体で被害は大きくなるのではないかと私は思います。これは計算は私にはできません。

それと同時にオリンピックは国際的大会であります。国際的な信頼を失い兼ねないとそういう心配を私は強く危惧をしているところであります。要するにこの意見書はこのまま今の状態でオリンピックを開催したらどうなるんだろう、最悪の事態は想像できるんじゃないかと私はそう思います。また、国際的に誘致をしたオリンピックでありますから、軽々に中止延期をできないことも十分承知しておりますが、それを決断できるのは、皆様ご承知のとおり主催者はIOCであります。

しかし事前にお配りした提出先には東京都知事も入れてたんですけども、東京都知事ももちろん中止を都知事が表明したら、たぶんやりたくてもできないですよ。施設とかそれでほとんど東京都が管理しておりますから。

また総理大臣、担当大臣が中止の表明あるいは延期の表明したら、IOCがいくらやりたくてもそれは不可能なことだとは思いますが。そういう意味で今決断して中止や延期をできるのはこういう方々しかいないわけであります。IOCが率先して中止となればもちろんいいですけど、とても今の状況ではIOCは開催に突っ走っているのではないかと思われます。

そういう意味で何度もくどいようですけど、開催したら国民の命と安全に責任を持ってないのであれば、中止あるいは延期をせざるを得ないと、天秤にかければそちらのほうが重いとは思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、発議第2号について反対の立場で討論をいたします。

最初に申し上げておきますが、私はオリンピックの支援に関わるであろう全国24万の自衛官これは政治的中立を求められている集団であります。そして、全国のアスリートそして、1964年東京オリンピックマラソン日本代表となった円谷幸吉2等陸尉に捧げるものとして討論をいたします。

夏季オリンピックが中止になったのは1916年ベルリンオリンピック、1940年東京大会予定を変更しヘルシンキオリンピック、1944年ロンドンオリンピックの計3回であり、いずれも世界大戦による安全保障ができない中で、中止を余儀なくされたものであります。今般、もしオリンピックの可否を議論するといふのであれば、この未曾有の世界大戦に匹敵するほどの状況であるということの説明責任を果たすべきところだと思います。第一次世界大戦下の死者は1千42万人、行方不明者は775万人、傷病者は2千122万人、第二次世界大戦下の死者は諸説あるところだが6千200万人と言われているところです。そのような国と地域の分断の中で、人と人とが憎しみあう中ではオリンピズムが提唱する人間の尊厳の保持を重きをおく、平和社会の推進を目指すことは大変困難である。各国が平和の道を模索する。そうしないと大会が安心して開かれることはない。これは論理的に正解であり、これについては国際社会が平和に対して責任を持つ。政治がその力を発揮するということについてはある程度関与が認められているところと考えます。

しかし、当事者たちであるアスリート及びスポーツ団体は、オリンピックムーブメントへと先ほど質疑の中で出てきましたけどもオリンピックムーブメントの観点において政治的中立であることが求められております。これは何もオリンピックに限る事象ではありません。皆様、記憶を思い起こしていただければと思うんですが、サッカーの国際試合において過去の政治的主導者の肖像画を掲げたり、我が国固有の領土竹島の領有権についてメッセージを掲示した韓国が、国際世界から激しい批判糾弾を浴びた事案からも厳格に定められている、いわばスポーツの規範規律があります。オリンピックと政治的中立性を欠いた場合、オリンピズムが提唱するスポーツをする人権を著しく侵害する。またはその後には与える影響が甚大であることは、先ほどの私の質疑の中で述べさせていただいたとおりです。また政治との中立性をしっかり確保しなければ、1936年のベルリンオリンピックにおいてかつてのナチスドイツがヒトラーの主導のもとに国威発揚にこれを利用し、のちの人種差別事案やプロコーストを引き起こしたことを考え、国内外社会における力関係をスポーツの中には持ち込むわけにはいかないわけであります。アスリートを翻弄した事例は枚挙にいとまがない。1972年のミュンヘンオリンピックにおけるテロ事件、モスクワオリンピックにおける東西冷戦によるボイコット、政治は常に純粋な精神を関与するアスリートたちに冷や水を浴びせ続けてきたわけであります。政治的中立を図るアスリートの権利、そしてその活動の安全を担保すること。それは人間が人間らしい社会を構築していくこと。何よりも我が国の憲法に定める基本的人権の尊重の観点からも大変重要なことであり、原価実施をしている新型コロナウイルス感染症での対策、ワクチンの接種は国際社会が現在、面している危機への解決策として、そして何より人間らし

い生活を取り戻すための最善の策を行っているわけであります。

しかし、昨今言われている誰一人取り残さない社会を目指すというのであれば、政治の責任はアスリートも含めた全ての人々の社会活動に手厚い温かい支援の手を差別せず差し伸べるべきであり、政治的中立を謳うアスリートの声に政治家は真摯に向き合うべきであります。あたかもオリンピック開催が国際社会の混乱の元凶であるように発言すること。これは、私はいかがなものかと思いません。政治家は議場で議論をし、そういった声なき声、そういったものを代弁するべきであります。ツイッターやSNSにおいて、オリンピックを中止などと声高に叫ぶということがあってはならないわけであります。そういった先導したりする国会議員、地方議員を散見するを非常に見苦しく、これこそ人権意識資質を欠いていると私は思っております。オリンピックの実施の可否について世界情勢を考慮し、IOCがそれを決定するものであります。もちろん組織でありますから間違いが起こるかもしれない。先ほど荒木議員からのご指摘があったとおりIOCの間違った判断、これを誘発させないためには誰が力をそれを注いでいくか。開催国及び参加国は安全な大会が開かれることに対して、全力を持ってこの努力を傾注し支援を行うべきであり、その結果開催するにふさわしくない状況があれば、各国のオリンピック協会等が綿密に協議をし、協働の精神を持って意思決定をすることに対し政治は尊重するべきであり、政治は介入するべきではないと断固訴えさせていただくわけであります。

コロナウイルス感染症対策は、ワクチン接種と対処療法しかないことは今議会でも私の質疑の中で明確になっているところであり、政治はこれに英知を結集して対策を打っていくことに依存はないと思えます。

今意見書に係る趣旨について、しっかりその辺りを精査していただき、この意見書については反対の立場といたします。それと共に政治的中立の尊重の観点と国際社会との強調と平和主義尊重の観点から意見書を取り下げさせていただくことができれば、それをお願いするというを申し添えます。

議員各位のご賛同を求めます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

山辺良二議員。

○7番（山部良二君） それでは、発議第2号について賛成の立場から討論させていただきます。

5月の25日、国連事務総長は24日に開幕した世界保健機構の年次総会で世界は新型コロナウイルス感染症との戦争状態であると延べ、コロナ対策に必要な武器の不公平な配分に対し、戦時の理論をもって対応するように呼びかけました。今日本もコロナとの戦時下にあると私は確信しております。そして、この国連総長は総会の冒頭演説で、コロナ危機が苦しみの津波をもたらしたと非難、中国で2019年末新型コロナが発現して以来、340万人あまりが死亡、約5億人の雇用が失われたと指摘しております。グレテス氏は最も弱い立場にいる人たちが最も苦しんでおり、これが終わらないことを危惧しています。二つのスピードによる世界的な対応による危機が続いていることを強調、悲しいことに私たちは今すぐ行動を起こさなければ、富裕国が国民の大部分にワクチ

ンを接種し経済を解放する一方で、最貧国はウイルスが流行し変異を起こして深い苦難をもたらし続けるという状況に直面すると警告しております。

そのような状態で国民の命が守れるかわからないような状態で、五輪が本当にみんなが喜ぶ形で成功すると皆様お思いでしょうか。そして、賛成する方々はまずオリンピックができるならできるなりのエビデンスを示すべきだと思います。そして医療界崩壊につきましても、今病院に行く前に自宅や宿泊施設で亡くなられた方がたくさんいます。この状況で本当にオリンピックができるのでしょうか。

先ほどの感染防止拡大、防止徹底、ワクチン接種とかあります。これは国がちゃんとした政策をやってこなかったからじゃないですか。いいですか。諸外国は55の国で消費税減税やっています。日本やっていますか。一律給付金も2回、3回とやっていますよ。今日本でやっていますか。そんな状況で、そんな無作な政権の場で五輪が本当に安心安全で開催されますか。そして政府はその安心安全の施策を何回も繰り返していますが、エビデンスは一切示していない。こんな状況では私は五輪開催は残念ながら難しいと認識しております。

議員各位の賛同をよろしくお願ひします。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

山本富士夫議員。

○8番（山本富士夫君） こんにちは。発議第2号、反対で意見を述べさせていただきます。

私はダンススポーツというスポーツを長くやっております。アマチュアのアスリートの一員だと思っております。目標があり、目標があるからこそ皆さん頑張ってやってくるわけです。IOCが東京オリンピック2020を開催、アスリートの皆さんはそれに向かって一生懸命やってきたんです。政治がオリンピックに介入してはいけない。この憲章というのはすばらしい憲章だと思っております。私はダンススポーツを通じて4年間目標を持ち今まで頑張ってきました。また、今後もしそういう意味では目標があり日本全日本大会、九州大会、熊本大会というそういう目標があるからこそアスリートの皆さん頑張ってやってくるんです。このオリンピックも4年間、今度は5年間になりましたけれども、アスリートはそれに向かって頑張ってきて、その目をコロナが云々というのは政府は十分にその措置をしながら取り組んできていると思います。

よって私は、この発議に対して反対の意見を述べます。

議員各位の賛同よろしくお願ひします。

○議長（桐原則雄君） すいません、窓少し開けていただいてよろしいですか。換気だけ。続けていきますので。ありがとうございます。

ほかに討論ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 私はこの発議第2号に対して、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

ちょっと空気が熱くなっておりますので、冷ましながら話をしたいと思いますけれども、今回の議会で、ある数字が何回も繰り返されたんですね。101です。ですから、ここでもそれにちなん

でオリンピックを中止する101の理由というのも上げることもできるわけなんですけれども、101の全部を上げるわけにはいきませんので、とりあえず二つ上げたいと思います。

まず今までたくさん議論がありました。それぞれ熱い思いがあられるということで、そのことは受け止めなければならないんだろうと思いますけれども、ただ考えなければいけないのは優先順位です。確かにアスリートのこと大事だし、世界の何とかのこと大事でしょうし、何とかも大事でしょうし、たくさんあるんですね。けれども、大事なのは優先順位。優先順位が一番は何か。私たちは大津町の議会でございますので、大津町の町民です。そこをどう考えるかということなんです。この意見書は先ほどから議論があつていきますように国の政策が云々とか、制度の投入とか開催とかそういったことを求めている最初の意見書とは全く違うんです。大津町議会が大津町民を守るために必要なことは何かを考えましょうという発議でございます。そして、その町議会として町民を守るための判断の基準を二つ上げさせていただきたいと思います。

まず一つが、感染は拡大して大津町にも必ずその波が来るということです。先ほど理由がうっすらとか言葉としてどうだったのかと思うところありましたけれども、そういう表現で波が来るかどうかは明らかではないですよというような表現がありましたし、発言者のほうもそこを追認してしまったところもあったんですけれども、私はそれは違うと思います。私は生まれたときからいわゆる科学の子として育ってきております。ですから、科学を信じます。今政府の尾身会長が率いる分科会とか厚労省のアドバイザリーボードとかたくさんの科学者たちが自分の科学の信念に従って判断をして情報を出してきているわけです。そしてその情報をどう扱うかというのは確かおっしゃるように政府の考え方であつて、総合的判断は最後に政府がすればいいこと。

けれども、そこで出してきた情報をうっすらということは私にはできないですね。きちんと精査された情報が出てきているわけでございます。

そうした中で、昨日のちょうど話になりますけれども厚労省のアドバイザリーボードが第5波は必ず来ますということをおっしゃいました。私はたぶんそれは事実であろうと思います。これまでの第3波、第4波の流れを見ますと、大都市で発生した波というのが地方に染み出すという言葉で言われていたんですね。恐らく今回も第5波が発生すればそれは地方に染み出してくるわけです。ではどうすればいいのかというと、第5波というのは、低い波である場合もあるし、高い波である場合もある。つまり波を低くすること。これが大津町の町民を守る一つの手法だということですね。これがまず一つの理由でございます。

次がもう二つ目です。これはまだ準備ができてないということなんです。ワクチンのことがさっき話出ましたけれども、ワクチンは1回目の接種から効果が最大のところに達するまでに1カ月かかります。3週間後に2回目を打って、さらにその1週間後に効果のピークがくると。つまり1カ月が必要なんですね。概ねオリンピックが始まるまでに1カ月。つまりオリンピックに携わる人たちはこの時点でワクチンを少なくとも1回目が終わってなければいけないわけなんです。

ところが6月8日の時点の発言で、五輪ボランティアへのワクチン接種は、その方向で準備を進めている。そして6月16日昨日の時点では、ワクチンの数は十分にあるが接種できるのは1万数

千人にとどまっていると。大体4万人、最初は5万人だったわけで、1万人減りまして4万人の人がボランティアとして参加するわけですから、そのうちの半分はワクチンの接種は行き渡らないということです。実行委員会のほうオリンピックの選手、スタッフはもとより、関係者にもワクチンを接種すると言っておりますけれども、ボランティアには行き渡っていないわけです。また関係者としては例えば選手やスタッフを輸送するバスの運転手、こういった人たちもいるわけなんですけど、こういった人たちは全国からかき集められています。熊本県内にもいますし、大津の町内にもいます。そしてその人たちにはまだワクチンの接種というものが保障されていないわけですね。オリンピックが感染のホットスポットとなるのであれば、そこに町民を送り出すことは当然できないわけです。つまり私たちは町民を守るという立場から考えたときに、オリンピックは今の時点でやるべきではないという判断をするということです。

最後になりますけれども、私にようやく今年卒業して就職した息子が東京におります。もう2年ですね、おじいちゃんおばあちゃんに会っていません。おじいちゃんおばあちゃんも当然孫に会いたがっていますし、孫のほうも会いたいと思っている。同じような人、町の中にたくさんいるはずなんです。第5波というのはいつ来るかという夏休みであって、お盆なんですね。厚労省のアドバイザーボードが言うには、ちょうどこの時期に緊急事態宣言レベルの感染拡大があるのではないかと予想しているわけです。検査で確認して帰省すれば、一定のリスクは当然回避できるわけなんですけれども、緊急事態宣言のレベルとそうでない場合、レベルというのは当然リスクが異なるわけです。今年こそ町内の子どもや孫の帰省を待ちわびる町民の願いにこたえられるように、また子どもや孫は少しでも安心して帰省することができるように、そのためにこの発議に賛同をしていただきたいと。これが町民の利益を求める町議会の正しい考え方ではないかと思います。

以上、賛成の理由でございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気君） 発議第2号について反対の立場から討論します。

端的に申し上げます。オリンピックは政治的中立、政治が介入してはならないと明確に謳ってあり、この発議自体がやはりオリンピックの精神、オリンピック・パラリンピックの存在自体に反していることと考えます。このような観点からこの意見書を本町の議会の机上に上げること。また、本議会において議論すること自体がなじまず、ナンセンスだと考えます。オリンピック憲章に対する冒涇であり、伝統ある大津町議会の名誉を逆なでる行為であると考えられますことから、発議自体に対して取り下げを強く求め、それが不可能なら意見書について反対を求めます。

委員各位の賛同を賜りますようお願いして、よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香君） 私は発議第2号に賛成の立場で討論いたします。

大津町もスポーツ選手をたくさん輩出してきている町だと私は思っています。今回のオリンピック

バレーの古賀紗理那さんも大津町で育ちました。本来ならば古賀さんを応援している私としてもオリンピックをととても心待ちにしていたところです。

まずI O CではなくJ O Cの話になりますが、日本オリンピック組織委員会の経理部長さんが昨日自死をされたという報道があっていたのを皆さんも見られていると思います。一人の命がそこで失われました。理由の解明はまだなされていないという情報ですが、正常ではない状態で進んでいるということです。政府は元々さざなみ発言などオリンピックありきで進んでいるであろうということをお大半の方が思っているのではないのでしょうか。オリンピックをやらないことによる経済的な損失などの話が先ほど出ましたが、経済を回すという言葉の裏で今現在も医療の現場が逼迫しています。予測していたにも関わらず逼迫している状態が長く続いているということです。医師会ではオリンピックの開催は、対応できる国、医療機関のキャパがないというふうにご日本のことを言っています。医療の現場からは開催を懸念する声が上がっているのです。皆さん感染したらどこを頼るんですか。医療機関ではないんですか。人の命が失われては、経済を回すところではないと私は思っています。

議員各位のご賛同を求めます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢君） 失礼します。初めてしゃべらせていただきます。

私いろいろ聞いてたんですが、まずこのオリンピック・パラリンピックに関して政治が関与してはいけないというのであれば、まずだめだと思います。それにさっき佐藤議員がまずおっしゃいました大津の子どもたち、町民を守るためこれごもっともなことですよ。そしたら仮にオリンピックがあってもなくても、それに備える大津町じゃないといけないのだろうと。そういうふうには私思います。みんな大津の町民のために私たちもここに来て頑張っているところですので、何ていうかな、いろいろ皆様意見はあるかもしれませんが、大津町のために頑張っていると思います。

ですから、オリンピックを中止する、延期するそういうのではなくて、仮にオリンピックがあってもなくてもこのコロナの対策というとはちゃんとしていかないといけないというふうにもっていったほうが私は思いますので、反対という意見でございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。よろしいですかね。

それでは、これから採決を行います。発議第2号、「コロナ感染症防止最優先、東京オリンピック・パラリンピックの開催中止・延期を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立少数です。したがって、発議第2号は起立少数により否決されました。しばらく休憩します。2時10分より再開します。

午後2時00分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第4号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第7 同意第4号、「大津町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。同意第4号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は委員会付託を省略することに、決定しました。

提出理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、こんにちは。本定例会追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言御礼を申し上げます。本定例にご提案申し上げました全ての案件につきまして、ご議決をいただき誠にありがとうございました。今後とも議員の皆様のご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず追加議案集の1ページ、説明資料集の1ページをお願いいたします。同意第4号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてでございますが、これまで真摯にお支え頂いている杉水辰則副町長が令和3年6月30日付けをもって辞職されることに伴い、7月1日より次期副町長に佐方美紀氏を選任したいと考えております。そのために地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める必要がありますので、今回提案させていただくものです。

佐方氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しておりますとおり、平成6年に熊本県庁へ入庁され、現在は商工労働部の企業立地課において課長級の審議員として勤務をされております。入庁後のキャリアを一部ご紹介しますと、県の広報課、企業立地課、市町村総室行政班行革担当、障がい者支援課、土木部管理課政策班、知事公室広報グループなどで勤務され、その他にも厚生労働省での1年間の研修、熊本市への3年間の派遣なども経験されております。県庁業務はもちろん国や市町村行政、さらに県の地域振興課と広報グループにおいては、民間企業との折衝や連携に至るまで大変幅広い経験を積まれ多くの人脈もお持ちですので、私の掲げる多様性を生かした組織づくりや官民連携によるまちづくりを行う上でも最適任な人物だと考えております。3月下

旬にも郵便局との包括連携協定を締結しておりますが、今後も民間との包括連携協定や人事交流、キャリア人材の採用など様々な手法で民間の力を活用していく考えです。そのための役場内の受け皿として民間出身の私と、各部長を初め大津町の行政のプロフェッショナルである多くの職員の方々、そしてまた異なった立場、視点で行政に携わって来られた佐方氏としっかりスクラムを組んで協力の基盤を作る考えです。

なお、県からいただいた職場での評価によりますと、判断力、調整力、課題対応力に非常に優れるとともに、人柄が柔らかい一方でタフな交渉も涼やかにこなすバランスも抜群の人物だと伺っております。私自身も佐方氏と対話を重ねる中で、能力や人柄はもちろんまちづくりに対する意気込みも十分であり、今後私の政策を推進していくにあたり町長の補佐役である副町長としても申し分のない人物だと確信をしております。

また、平成31年度から令和2年度までは知事公室、現在は企業立地課に所属されていることもあり、知事、副知事からの信頼も大変厚いと共に、様々な県の流れにも精通されておりますので、今後企業誘致を初め様々な取り組みを県とも連携して進める上でも大変活躍していただけるものと思っております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますようどうかよろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 同意第4号について質疑いたします。

1点だけですけれども、非常に優秀な人材だということを町長も聞き及んだということですね、私は以前、県からの派遣で副町長になられた方がおられました。その時も言ったんですけれども、主な経歴という形でずらっと書いてあります。しかし、そこに行ったそれで役に立つか立たんか別問題ですよということを言いました。それは我々は知らないわけです。町長がそういった形で話を進められて、間違いなからうという判断をされたと思われま。この方に対して了解を得られたと思います。ただ、地方自治体の議会としましては、やっぱり町内に適任者がいなかったかということですよ。やはりそこは一義的にそこが重要になってきはしないかなと思う部分であります。実際、年齢からしましても、今非常に年齢的にもバイタリティ溢れて、恐らく仕事をどんどんこなせる方かなという想像だけはします。しかし、会ったこともない。この方に対して大津町は経費としてももちろん給料を払うわけですから、税金のチェック機関としましては、この人が本当に能力があるかどうかわからないわけですよ。かといってこの評価というのはされない。町長を信じるしかないということになります。

ということは、1点だけですね。町内にそういった適任者がいなかったのかという問題ですけれども、やはり町内のことは町内の方々をやはり優先的に用いていただきたい。特に副町長ですから。ここを外部から連れてくるというのに少々違和感がやっぱり生まれます。この大津町に優秀な人材

はいないのかなと考えてしまいます。ですから、この点について町長にこの選任のあり方として、町内の適任者について探られたのかなと思いますので、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

町内から探られたのかという話なんですけれども、まず今回重視したのは多様性、そして候補者自身の能力と経験というところで、結果として大津町在住の方になっていただくことはあり得たんですけれども、当初の選定基準に町内在住、あるいはそうでないかということは加味してはおりません。

一方で、多様性という面から言えば、私を含めて今の部長級以上の幹部の方は逆に全員大津町の方々、一方で大津町は現在町外からの方もどんどんどんどん流入しているような状況でございます。もちろん佐方氏もこの度、ご同意いただいたのであれば大津町に住みながら職務にあたってくださるというふうにお話をしております。

そうした中で佐方氏の持つ町外出身者生活者の視点という一面でも、ぜひ大津町にいろんな新しい多様性を発揮していただきたいとそうように考えております。

また、着任と同時にスタートダッシュできるように当然ですが、話があった時点で佐方氏には町の総合戦略だとか、私の政策だとか、町政世論などをお渡しして学んでもらっているそういうところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

町長はよく多様性というものを使われます。この多様性がどの方向に向いて使われているのかなというのを私よく考えるんですよ。この方が多様性を持っているのか。それとも我々行政に携わるものは、全体の方々のいろんな多様性を認めて、理解して、よろず相談所の役場であるのかというふうな理解者側、この人が多様性を持っているという理解なのか。それとも我々は理解者でいろんな方々を受け入れますよという多様性ではない逆に受け型ですね。これが私行政に必要だと思うんですよ。また、個性は大切ですよ。個性は大切ですけども、多様性も行き過ぎると、そこに線引きというものが今存在してないんですね。ある程度常識とか道徳の問題にしかならないと思いますけれども、その多様性の今の使い方というのはどの点ですか。それともこの方を指して多様性がある人材というふう理解していいんですか。多様性を多く認め得る理解者なんだって見るんですか。その点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

組織としての多様性か、あるいは受容という意味での多様性かと思えますけれども、まず組織の面からも多様性というのは私は話しております、一つには今までも述べてきましたけれども、これまで良い悪いではなく、町長もずっと行政出身の方で、その間副町長もずっと大津町役場出身というのが長かったという状況がありまして、その中で私が実際に4カ月ほどしか務めておりません

けれども、やはり文化として固定化してしまっているところもありまして、かつ国や県下の出向のしてきた方いらっしゃいますけども、そういった方々から見ても良くも悪くも違和感を感じる部分もあるということを感じております。そうした中で私は民間から入ってきて、やはり変えなければならぬところも感じております。ただ、やはり民間だけの視点で変えてもなかなかうまくいかないとは思っております。そうした中で大津町には大津町の行政のスペシャリストがたくさんいらっしゃると。そうした中で県庁あるいは市町村下あるいは国の派遣だとかそういったところで様々な行政を経験してきた佐方氏が入ってくることで、組織としての多様性というものも持てるのではないかと考えています。その中で佐方氏自身も今まで県庁の中でもそうですし、各熊本市や国への出向等でもそうですし、ご自分の中でもご自身の中でも様々な多様な経験をしておりますので、そうした諸々をひっくるめて大津町に新たな風、新たな考え方、その中で職員さんの考え方大事にしながらかきあいの中でより良い大津町役場、大津町を作れるとそのように考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

多様性を全面に出し過ぎると、そういった多様性ある魅力的な人材をここに来られたとします。その方がいろんな手腕を今までの経験上のいろんなキャリアをもっていろんな政策をぶち上げていろんな部長たちと話し合っているものを進めていくといったときに、町長と副町長がリーダーとして政策を進めていくわけですが、本来求めるべきはそういった多様性が必要ならば幹部の方々に多様性を持ってもらうべきではないんですか。ですから、その多様性を持った人を連れてきて、それをそういった政策を生かして幹部の方々が多様性が膨らみ、そしてより良き組織になるというんだったらわかるんです。ただ、下手にこれ取ったら多様性のある人が来て、幹部の方々、それこそでくの坊みたいな感じであんたはこうしない。あんたはこうなさいという指示で終わってしまう可能性さえも捉え方ではあるんですよ。だから考え方からするならば、やはり人材を育てなければならぬですよ。その目的はこの大津町役場という行政の組織がより良き組織になるためにこの方が必要なんだという多様性ですよ、求めるのは。そしたならこの人は丸がたくさん付くでしょう。そこがわからないんですよ。この方だったならば、恐らくいい風を吹かせてくれるであろうというふうに確信しておりますとかですね。この多様性の取り方というのは、今後問題になってくると思いますよ。ですから、日本は法治国家ですんで、法律を無視したいろんな議論とかしてもこれは全く話にはならぬわけで、結局法律というのは一つの線引きですよ。ですから、それを超える道徳とかいろんなものが実際はこの人間社会にありますので、この方を連れて来るにあたって多大なる経費、これは経済的な観点から言いますけれども出すわけです。大津町の人でも出しますよ。だけども思うのは、できるだけやはり町民、町の物は町で地産地消じゃないないんですよ。人間の。やっぱりそういったものがあつたらいいなと思う部分と多様性の使い方というのがどうももう一つ私は理解できないですね。ですから、行政に多様性がどんなところで必要になってくるのか。性格はみんな違いますよ。顔が違うように違うんですから。行政に携わるものは似てくる

んですよ。皆さん方を町民の方々を認めなくてはならないから。ですから、皆さんが特徴がない、多様性がないように思えても実はあるけれども、抑えているというのが現状なんですよ。だからこの人だけ多様性を持っているとかそういうものではなくて、実際みんな多様性があるんですね。ですから、町長のこれからの経営の手腕というのは、その多様性の使い方というのは非常にポイントにもなりますけれども、危険性も孕んでいると思います。ですから、より良くなっていくことに対して私は異を唱えるわけではないです。ただ、行政手腕がやはり優れている。やはり上位団体の県職であられたなというような、そういったものを町民の方々が感じるようなそういった人じゃないとやっぱりやばいかなと。ですから、多様性だけでは済まないような気がするんですよ。ただ町長がその方と会っていろんな話をされたということで、先日話しましたけれども、何回かお会いしたことがあるって町長も言われてましたよね。そういった何回かの接点でもって、人間性あたりそういったものを認められたと。そういうふうに感じてよろしいんでしょうかね。この点について再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） すみません。私の説明があまり上手じゃなくて組織の多様性の話とあるいは町として受け入れる多様性がちょっとごっちゃになってきたかもしれないんですけど、大きいのはまた多様性の話で申し訳ないんですけども、昨日一般質問でも、先日ご説明したように、やはり様々な研究あるいはボストンコンサルティンググループなのか、いろんな中で多様性のある組織は、いろんな意見の掛け合いの中でより良い発想が生まれていく、そういうエビデンスみたいなものもありまして、そういったものはしっかり発揮していきたいと思っています。

それとは別に佐方氏自身のお話なんですけれども、県庁のほうからも自信を持ってお勧めしてきた、私自身もしっかりとお話する中でこの人ならば任せられると考えました。

また、今回人事案件ですので、表にはなかなか出せなかったんですけども、ご本人も県庁の中でもなかなか有名な方のように、知り合いの県庁職員と複数の方にもお話聞いたんですけども、そんなすごい方を大津町に出すのかというようなリアクションばかりで、県庁のほかの職員から見ても非常に突出した人材であるとそうように考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第4号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定されました。

日程第8 議案第38号 令和3年度大津町一般会計補正予算（第3号）について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第8 議案第38号、「令和3年度大津町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

お諮りします。議案第38号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに、決定しました。

提出理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹君） 提案いたしました人事案件につきまして、ご同意いただき誠にありがとうございます。

次に議案第38号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は先ほどご同意いただいた副町長の選任に伴い、熊本県からの副町長派遣に伴う旅費、宿舍借上料等の補正をお願いするものでございまして、規定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ156億5千220万円とするものでございます。議案第38号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法218条第1項の規定により議会の議決を求めます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。議案第38号の令和3年度の大津町一般会計予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正は副町長の選任に伴うものになります。

予算書の10ページをお願いいたします。補正予算の概要は1ページをお開き願いたいと思います。

歳出で款2、項1、目1一般管理費で節8旅費ののですけれども、大津町長等の給与及び旅費に関する条例において、条例に規定するものを除くほか、町長等の給与及び旅費の支給については、一般職の例によるということにされております。今回の熊本県からの派遣に伴いまして、条例の規定に基づきまして移転料、それから着後手当、赴任旅費を支給するものでございます。節11役務費で宿舍に係ります総合保険料を計上いたしております。また、節13の使用料及び賃借料で宿舍の

借上げに係る初期費用及び家賃を計上いたしております。款の13予備費で財源調整をしております。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（桐原則雄君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第38号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立よって行います。議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで、副町長を退任されます杉水辰則君から挨拶の申し出がっておりますので、この際これを許します。

杉水副町長。

○副町長（杉水辰則君） 桐原議長より挨拶の機会をいただきましたので、一言お詫び及びお礼の挨拶をさせていただきたいと思っております。

昨年3月に議会の承認をいただき副町長に就任しましたが、2年9カ月の任期を残し6月末をもって退任することといたしました。新型コロナウイルス感染症もまだ収まらない中での退任ということは議会の皆様方、そして町民の皆様方に対し大変申し訳なく、また職責を全うできなかったことに対しまして深くお詫びを申し上げます。

短い期間とはいえ、議員の皆様方や多くの町民の方のご支援をいただき感謝申し上げます。今後この大津町がさらに大きく発展していきますことを祈念いたしまして、大変簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（桐原則雄君） 杉水副町長、大変お疲れ様でございました。もう一度拍手をお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

この会場を使うのも今日が最後になると思います。この会場にお礼を申し上げるそれで、議員さん執行部の方、立っていただいてこちらちょっとお礼を申し上げて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。大変お世話になりました。礼。ご着席をお願いします。

以上で会議を閉じます。令和3年第3回大津町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午後2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年6月17日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 大塚 益 雄

大津町議会議員 三宮 美 香